

2022年度第47回

資生堂児童福祉 海外研修報告書

オーストラリア（ニューサウスウェールズ州シドニー）研修



第47回 (2022年度)
資生堂児童福祉海外研修報告書
オーストラリア (ニューサウスウェールズ州シドニー) 研修



第 47 回 資生堂児童福祉海外研修結団式 2022 年 9 月 30 日・資生堂本社汐留オフィス

田中 資生堂子ども財団
吉村
岡村
古屋
石本
倉成
神保
杉山
有馬

資生堂子ども財団
白石事務局長

全国社会福祉協議会
吉村児童福祉部長

全国児童養護施設協議会
桑原会長

資生堂子ども財団
塩島理事長

厚生労働省
國澤児童福祉専門官

社会的養育総合支援センター一陽
橋本団長

子どもの虹情報研修センター
増沢特別講師

CONTENTS

ごあいさつ 第47回資生堂児童福祉海外研修報告書に寄せて 全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修	1
第47回資生堂児童福祉海外研修実施要領	2
研修スケジュール	3
研修団紹介	4
事務局報告 資生堂子ども財団 常務理事兼事務局長 白岩 哲明	6

第I章 オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）の児童福祉

●オーストラリアの子ども家庭福祉、とりわけ地域支援と権利擁護のあり様を学んで

社会的養育総合支援センター 一陽 統括所長
第47回研修団長 橋本 達昌

1. はじめに	9
2. 児童福祉法2016年改正から2022年改正に至る一連の改革経緯	
(1) 地域支援及び自立支援の充実に向けた改革に焦点をあてて	9
(2) 権利擁護の推進に向けた改革に焦点をあてて	10
3. タイト&コンパクトな私たちの旅の目的はインパクト!	11
4. 現地にて直接訪問したり意見交換したりした子ども家庭福祉機関等のアウトライン	
① DCJ (NSW Department of Communities and Justice)	12
② ACWA (Association of Children's Welfare Agencies)	12
③ ACYP (NSW Office of the Advocate for Children and Young People)	12
④ OCG (NSW Office of the Children's Guardian)	12
⑤ CREATE Foundation	12
⑥ SSI (Settlement Services International)	12
⑦ ACF (Australian Childhood Foundation)	12
⑧ Uniting	13
⑨ The Infants' Home	13
⑩ AbSec (NSW Child, Family and Community Peak Aboriginal Corporation)	13
⑪ CAPS (Child Abuse Prevention Service)	13
5. オーストラリアの子ども家庭支援の基本姿勢や特徴	
(1) 様々なサポート場面で用いられている「トラウマケア（心理ケア）」や「アウトリーチ支援」	13
(2) 多機能化や高機能化がもたらした施設機能の「インテグレート」	14
(3) 様々な支援の土台となっている「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」	14
(4) 組織や機関の健全性を担保する「独立性」や「第三者性」	15
(5) 権利擁護を下支えする「寛容性」や「包摂性」と支援者の「内省」	15
6. 先住民政策とイギリスからの児童移民施策 ～過去の失政を真摯に認め謝罪する姿勢～	16
7. 権利やフェア精神を大切にするオーストラリアの政治文化や社会構造	17
8. おわりに	18
引用文献	18
参考文献	18

●オーストラリアの児童家庭福祉の概況

子どもの虹情報研修センター 副センター長 / 研究部長
第47回研修特別講師 増沢 高

1. はじめに	
1-1. オーストラリアの概況	19
1-2. オーストラリアの歴史	20
2. 児童保護と予防的支援	

2-1. 基盤となる法律・規則	
(1) 子ども若者（ケアと保護）法	21
(2) その他、子ども若者に関する法律（当局が関与する法律）	21
(3) 規則	21
2-2.NSW 州コミュニティ・司法省について	22
2-3.NSW 州の児童保護機関：CS（Community services）について	
(1) CS の概要	23
(2) CS に従事するケースワーカー	24
2-4. 児童虐待対応の現状	25
(1) NSW 州における通告義務、及び子どもの危険因子とそのサイン	25
(2) 通告と受理	27
(3) 調査と被害の実証	27
(4) 児童保護児童と家庭外ケア児童	29
2-5. 虐待による死亡事例	30
2-6. 予防的支援とファミリープリザベーション	30
(1) ポピュレーションアプローチの充実強化	30
(2) リスクを抱えた親と子どもの重症化を防ぎ、児童保護に至らないためのハイリスクアプローチ	31
3. 子どもの権利擁護	
3-1. 子どもの意見表明権	31
子ども若者アドボケイト法とユース提言委員会	31
3-2. 民間の権利擁護	31
3-3. 家庭外ケアを受けている子どものケアに関する品質管理	32
4. 情報共有システム：「チャイルドストーリー」（ChildStory）について	
4-1. 情報共有システムが必要となった背景	32
4-2. 情報共有のための法的根拠	33
4-3. 情報共有システム「ChildStory」について	
(1) 開発の経緯	33
(2) 「ChildStory」の利用者分類	33
(3) 利用者の種別ごとに共有可能な情報について	34
4-4. 日本の情報共有システム	34
参考資料	35

第Ⅱ章 オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）視察報告

• Department of Communities and Justice, NSW Government（DCJ） NSW 州コミュニティ・司法省	37
< DCJ の実践の枠組みについて >	42
• NSW Office of the Children’s Guardian（OCG） NSW 州チルドレンズガーディアンオフィス	43
• コラム 自分を守る力	46
• コラム 自然と笑顔に	46
• NSW Office of the Advocate for Children and Young People（ACYP） NSW 州子ども若者アドボケイトオフィス	47
< ACYP2022 年報告書のトピックとその概要 >	49
< ユース提言委員会（YAC）2022 年調査報告書のトピックとその概要 >	50
• Association of Children’s Welfare Agencies（ACWA）児童福祉機関協会	51
• コラム オーストラリアの学童保育	53
• 旅の思い出 オーストラリアの本屋さん	54
• 旅の思い出 船に乗ってどこまでも	55
• The Infants’ Home Child and Family Services インファント・ホームチャイルド&ファミリーサービス （子どもと家族のための多機能型サービス提供機関）	56
< インファント・ホーム：150 年の歴史のハイライト >	61
< インファント・ホームにおける介入に関する階層モデル >	63

・コラム ソーシャルワーカー ニコルのお部屋	65
・Uniting ユナイティング（福祉サービス提供機関）	66
<親子関係に愛着を構築することを目指すプログラム「Newpin」>	70
・コラム Uniting の博物館	72
・コラム シドニー・オリンピックパーク	73
・Settlement Services International (SSI) エスエスアイ（福祉サービス提供機関）	74
・コラム 『子どもの権利』はどこにいった？	78
・Australian Childhood Foundation (ACF) オーストラリア子ども財団（子どもと家庭への治療的支援機関）	81
< OurSPACE Journey ～ハリーの物語～>	84
・コラム ACF での先住民文化体験	87
・Child Abuse Prevention Service (CAPS) キャップス（児童虐待予防・教育サービス）	88
・コラム アボリジナルアート ミツバチの絵	92
・コラム 多様性に寄り添う	92
・CREATE Foundation クリエイト（家庭外ケア当事者のアドボカシーを推進する組織）	93
・コラム オーストラリア流のおもてなしの心を学ぶ	97
・AbSec NSW Child, Family and Community Peak Aboriginal Corporation アブセック（先住民当事者権利擁護団体）	98
< AbSec における当事者の語り>	102
・コラム 存在意義とアイデンティティ	104
・コラム 安全確保のための出入国規制	106
・コラム COVID-19 感染対策	106
< 特別企画 >	
アンドリュ・タネル氏（Andrew Turnell, Ph.D.）講話	
～「サインズ・オブ・セーフティ（SofS）」開発と実践のコンテクスト、進化と新たな展開～	107
<サインズ・オブ・セーフティ（SofS）について>	111
・旅の思い出 紫色のきれいな花	113
・旅の思い出 毎朝のランニング	114
・感謝 視察を支えてくださった方々	116
訪問国の概要	118
第 47 回資生堂児童福祉海外研修団名簿	124
資生堂児童福祉海外研修の実績一覧	125
編集後記	129
付表 TECA : Trauma Expression and Connection Assessment	130

ごあいさつ

第47回資生堂児童福祉海外研修 報告書に寄せて

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
会長 桑原 教修

公益財団法人資生堂子ども財団主催の第47回資生堂児童福祉海外研修が本年度もオーストラリアを研修国として実施されました。世界的なコロナ禍という状況にもかかわらず児童福祉施設職員に貴重な学習の機会を与えていただきましたことに、あらためて厚く御礼を申し上げます。

折しも我が国では、全ての子どもたちを社会全体で支えるために新たに創設される「こども家庭庁」発足の時期を迎えています。それだけに歴史的に家族支援を児童福祉の理念として培ってきたオーストラリアを研修国として選定いただきましたことは、我が国のこれからの担う施設従事者にとりましては願ってもない学習機会となりました。オーストラリアにあって、過去にどのような状況から制度・政策が生まれ、その後どういった経過をたどって今の家族支援に至ったのか、時を得た海外研修として大変有り難く感謝しております。

自分たちの国に馴染む、そして国民に歓迎される政策とは、何をもってして示せるのか。「新しい養育ビジョン（2017）」以来、その問いは、児童福祉関係者にとってくすぶったままの課題であります。ビジョンを他国に学ぶことは良しとしても、自国に向き合う時点から関係者の知を結集することもなく、長い間、制度の貧困下にありながらも力を尽くしてきた児童福祉施設の否定に走ったのは、そもそもは制度の貧困を施設の所為にせんとするプロパガンダ(?)ともいえます。過去の歩みにしっかりと向き合い、制度の貧困と子ども文化の貧困を自国の課題として謙虚に受け止めるところから始めるべきであったのではないのでしょうか。問題なのはビジョンの方向ではなく、学びを求める側の姿勢の問題だと思うのです。一体、子どもが主役なのか、他に主役はいるのか、釈然としないがゆえに新たな一歩を踏み出せないままの施設も多いので

はないのでしょうか。議論を尽くしながら時間をかけて、社会の総意を獲得するための汗をかくことなしに、その国の子どもや家族の利益に適ったものは生み出せないと思うのです。いくら立派な仕組みを導入しても利用者と「心」を通わせる共通のベースがなければ、本当の意味で生きたものにはならないでしょう。戦後いかなる条件下にあっても福祉施設は、そのベースを必須の要件として実践してきたことを忘れてはいません。

今日、児童福祉施設は子育て家庭への「在宅支援」をキーワードとした多機能化へと意識の転換を求められています。本研修の学びが是非とも我が国の将来の灯りとなっていくことを心から願っています。

最後になりましたが、永年にわたり本研修を主催していただき、我が国の児童福祉の向上に寄与していただいております資生堂子ども財団様にあらためて深く感謝申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

第47回資生堂児童福祉海外研修実施要領

- 1. 目的** 児童福祉に携わる施設職員に対して、世界各国の児童福祉の最新事情、特に児童保護および社会的養護の仕組みや推進体制、児童福祉施設の形態や機能および児童福祉研究に関する最新の知識を学ぶ機会を提供する。訪問国の人々との専門性を介した対話を通じて研修参加者の視野や見識を広め、活動の質的向上と強化を図ることと併せ、職員同士の連帯感を醸成し、将来、児童福祉業界の中核で活躍できる人材の育成を図る。
- 2. 主催** 公益財団法人 資生堂子ども財団
- 3. 後援** 厚生労働省、社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- 4. 協力** 子どもの虹情報研修センター
- 5. 研修国** オーストラリア（ニューサウスウェールズ州シドニー）
- 6. 研修日程と研修形態**
- | | |
|--------|--|
| 事前研修 | 9月29日（木）～30日（金）於：資生堂本社汐留オフィス（東京都港区） |
| 海外研修 | 11月18日（金）都内ホテル集合 |
| | 11月19日（土）羽田発、11月20日（日）シドニー着 |
| | 11月21日（月）～25日（金）視察研修 |
| | 11月26日（土）シドニー発、羽田着、解散 |
| リモート研修 | 12月2日（金）受講場所：自宅または自身の勤務先 |
| 事後研修 | 12月15日（木）～16日（金）於：エコール・ド・ハヤマ（神奈川県横須賀市） |
- 7. 研修テーマ** 家族や親族、地域の資源をベースにした家族支援は、オーストラリアが長く取り組んできた児童福祉の理念である。特に、NSW州では、Department of Communities and Justice（コミュニティ・司法省）を中心に、子どもと青少年・先住民・障がい者・DV被害者・性暴力被害者等、権利侵害を受けやすい人々を守り、支援する強力なコミュニティの構築に力を注いでいる。そこでは当事者の声を政策に生かす取り組みも始まっている。さらに近年、多機関協働による支援を活性化させるための情報共有システム「ChildStory」が開発された。このシステムは世界でも先駆的な取り組みとして注目されている。今回の研修では、NSW州に赴き、以下の点を中心に視察を行う。
- ① 家族を中心に据えた児童福祉施策とその実践
児童虐待の予防から児童保護の介入、支援の現場まで、多様なニーズに応じるコミュニティをベースにした連携のあり方
 - ② 子どものために、家族、養育者や支援者（carer）、ケースワーカー、サービス提供機関が協働し支援することを目的に開発された情報共有システム「ChildStory」の現状と課題
 - ③ 予防および早期介入のための子どもと家族への支援プログラムの実際
 - ④ より良いサービスを実現するため、若者たちの声を政策と施策に生かす取り組み
 - ⑤ <特別企画>児童保護に画期的な方法論を提示した家族の強みを強化する「サインズ・オブ・セーフティ」開発者による講義：プログラム開発の背景や理念、その発展の可能性
日本でも、当事者参画、児童家庭支援サービスを強固なものにするための地域的（市区町村）展開、支援のための情報共有のあり方等が、大きな課題となっている。オーストラリアの先駆的な実践を学び、今後日本が進むべき方向性と日本にとって必要なサービスやシステムを検討し、さらには日本の児童福祉施設が果たすべき役割やそのために必要な事柄について考える機会とする。
- 8. 研修団メンバー** 10名（団長、特別講師、団員8名）
- 9. 推薦要件**
- (1) 過去に他財団、団体の主催する同種の海外研修に参加していない方
 - (2) 職務経験年数が5年以上の実務者（施設長は対象外）で、2022年4月1日現在の年齢が42歳以下の方
 - (3) 今回の研修テーマについて高い関心を持ち、強い意欲と責任感のある方
 - (4) 長期にわたって児童福祉に貢献する意欲がある方
 - (5) 心身ともに健康で、団体での行動に耐えられる方
 - (6) 研修の全日程に参加でき、当財団が定める感染対策の内容に合意し、順守できる方
- 10. 選考方法** 全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国児童家庭支援センター協議会等関連団体の推薦にもとづき、資生堂児童福祉海外研修選考委員会の審査により決定する。
- 11. 研修報告書の作成及び発表**
- (1) 2023年3月末までに報告書を作成する。団員全員が報告書原稿を作成し、団員の中から選任された報告書編集委員が複数回の会議に参加し編集を行う。
 - (2) 研修団全員出席のもと、厚生労働省において研修報告を行う（2023年6月以降）。
 - (3) それぞれの施設協議会等が主催する研修会等において研修報告を行う。

研修スケジュール

場所	日時	研修内容（視察先）	
都内	11月18日(金)	16:00-16:30 集合 ロワジールホテル品川シーサイド	
		16:30-18:00 研修 事前課題発表	
	11月19日(土)	10:00-11:30 研修 事前課題発表、初日研修準備	
		18:25 発 シドニーへ（JL-051 便）	
シドニー	11月20日(日)	6:20 着 シドニー国際空港着	
		14:20 ホテル着	
	11月21日(月)	10:30-11:30 Association of Children's Welfare Agencies(ACWA) 児童福祉機関協会	
		11:30-12:30 Department of Communities and Justice, NSW Government(DCJ) NSW 州コミュニティ・司法省	
		13:30-14:30 NSW Office of the Advocate for Children and Young People(ACYP) NSW 州子ども若者アドボケイトオフィス	
		14:30-15:30 NSW Office of the Children's Guardian(OCG) NSW 州チルドレンズガーディアンオフィス	
	11月22日(火)	10:00-12:30 CREATE Foundation 家庭外ケア当事者のアドボカシーを推進する組織	
		14:30-17:00 Settlement Services International (SSI) 福祉サービス提供機関	
	11月23日(水・祝)	10:00-13:00 Australian Childhood Foundation(ACF) 子どもと家庭への治療的支援機関	
		14:30-17:00 Uniting 福祉サービス提供機関	
	11月24日(木)	9:00-12:00 The Infants' Home Child and Family Services 子どもと家族のための多機能型サービス提供機関	
		14:00-16:30 AbSec - NSW Child, Family and Community Peak Aboriginal Corporation 先住民当事者権利擁護団体	
	11月25日(金)	10:00-12:00 Child Abuse Prevention Service (CAPS) 児童虐待予防・教育サービス	
		12:30-16:00 小林 美穂氏（オーストラリア認定保育教師） Acting Director of Inner West Council Early Learning Centre	
		11月26日(土)	7:00 ホテル出発
			9:15 発 羽田へ（JL-052 便）
17:15 着 羽田空港着、解散			
パース (オンライン)	12月2日(金)	7:45-9:45 Elia, Andrew Turnell, Ph.D. アンドリュ・タネル氏講話（サインズ・オブ・セーフティ開発者）	

研修団紹介



【福井】
児童家庭支援センター・
児童養護施設・
子育て支援センター
一陽
統括所長
橋本 達昌



【神奈川】
子どもの虹
情報研修センター
副センター長
研究部長
公認心理師
臨床心理士
増沢 高



【奈良】
大和育成園
心理療法担当職員
公認心理師
臨床心理士
岡村 悠里



【神奈川】
白百合ベビーホーム
保育士
神保 千裕



【長崎】
大村椿の森学園
統括主任
セラピスト
公認心理師
臨床心理士
吉村 宣彦



【千葉】
児童家庭支援センター
オーリーブ
心理職員
公認心理師
臨床心理士
古屋 理恵



【富山】
高岡愛育園
児童指導員
個別対応職員
石本 沙弓



【兵庫】
神戸実業学院
児童指導員
倉成 祥子



【東京】
サンライズ万世
心理療法担当職員
公認心理師
臨床心理士
杉山 亜佳音



【神奈川】
横浜家庭学園
園長代行
児童自立支援専門員
有馬 光彦



事務局
【東京】
資生堂子ども財団
常務理事兼事務局長
白岩 哲明



事務局
【東京】
資生堂子ども財団
担当
田中 恵子

事務局報告

公益財団法人 資生堂子ども財団
常務理事兼事務局長 白岩 哲明

資生堂児童福祉海外研修（以下、本研修）は当財団が設立された1972年以来、約50年に亘り継続している事業です。これまでに研修修了者は700名を超え、多くの方々が社会的養護、子ども家庭福祉領域を牽引するリーダーとして活躍されています。

第47回となる2022年度は、3年ぶりに実際に現地に渡航しての研修となりました。「家族を中心に据えた児童福祉施策とその実践」を研修のテーマに掲げ、オーストラリアを研修対象国として幅広い機関や施設の状況を視察し、今後日本が進むべき方向性と日本にとって必要なサービスやシステムについて考察する機会としました。当財団におけるオーストラリア研修の実施は19年ぶりであり、同国における政策や制度が時を経てどう変化したのかという情報を得る絶好の機会にもなりました。

オーストラリアは先住民および様々な国からの移民により形成される多民族国家であり、日本とは全く異なる文化的背景を持っています。そのためそこで得られた知見が全て日本に当てはまるわけではありません。しかしながら、日本とは全く異なる国における児童福祉の制度や現場の状況を視察することで、本質的な事柄に対する気づきも多くあるように思います。そして、団員がそこから改めて日本の児童福祉のあり方に思いを馳せることで、日々の業務に忙殺されることなく、高い視座で物事を見ることができるようになるのではないのでしょうか。今回の研修の前と後での団員の成長やモチベーションの高さを目の当たりにすると、まさにこの研修が目指すところは無事達成されていたと確信しております。

そのような団員の熱い思いは帰国後の報告書制作の過程でも冷めることなく継続しておりました。前年度のコロナ禍でのオンライン研修で得られた経験を基に、報告書準備のプロセスの多くがオンラインで行われましたが、大晦日ぎりぎりまで担当の原稿を執筆し、毎日のようにLINE WORKSのチャットで情報交換し、長時間のZoom会議やリアル編集会議で原稿を仕上げていく団員たちの姿も大変印象的でした。そのようなプロセスを経て完成に至った本報告書は素晴らしいクオリ

ティに仕上がりました。日々の業務を続けながらこれを成し遂げた団員の方々には敬意を表します。

なお、今回の団長は、全国児童家庭支援センター協議会会長、福井県の社会的養育総合支援センター一陽統括所長の橋本達昌先生にお引き受けいただきました。また、子どもの虹情報研修センター 副センター長の増沢高先生に特別講師となっていただきました。お二人からの厳しくも温かいご指導・ご助言により、団員たちは更に深みのある情報収集や考察ができました。心より感謝申し上げます。

今回の研修においては、昨年度に引き続きグローバルなネットワークを駆使しての訪問先の手配をしていただいた東武トップツアーズ様にも感謝申し上げます。また、連日長時間の視察にもかかわらず完璧な通訳をしていただきました神代典子様も本当にありがとうございました。視察だけでは知りえない現地情報は本当に助かりました。更に、NSW州の児童保護の実情に関して熱い思いを交えながら情報をご提供いただきました小林美穂様にも御礼申し上げます。

このほかにも、ご後援をいただきました厚生労働省の皆さま、団員選考へのご協力と結団式へのご出席をいただきました全国児童養護施設協議会の桑原教修会長と全国社会福祉協議会の吉村尚也部長、団員を快く送り出し、不在をカバーして下さった各施設長と職員の方々にもこの場を借りて御礼申し上げます。皆さま、本当にありがとうございました。



第I章

オーストラリア
(ニューサウスウェールズ州)の
児童福祉

オーストラリアの先住民グループについて言及する際の 言葉遣いについて

オーストラリアには Aboriginal peoples と Torres Strait Islander peoples という2つの異なる先住民グループがあります。当報告書では、Aboriginal peoples を「大陸の先住民」と、Torres Strait Islander peoples を「トレス海峡諸島民」と表記します。また、大陸の先住民とトレス海峡諸島民を特定せず、両者を含めて言及する場合は「先住民」と表記します。

第47回資生堂児童福祉海外研修実施要綱では、大陸の先住民とトレス海峡諸島民を総称して「アボリジニ」と表記していました。しかし、“Aborigine”は、大陸の先住民に使われる用語であること、また現在、差別的で望ましい表現ではなく、使うべきではないとされている用語であったことから、本報告書2ページ目の実施要領では該当箇所を「先住民」と修正しています。

<参考：オーストラリアにおける先住民の呼称について>

先住民を表す言葉は、個人、コミュニティ、機関などによって異なり、さらに時とともに変化しています。近年、大陸の先住民とトレス海峡諸島民を総称する主な言葉には、「Indigenous Australians」、「Indigenous peoples」、「First Nations Australians」、「First Nations people」、「First Australians」などがあります。

「Indigenous」は、大陸の先住民とトレス海峡諸島民という2つの文化グループを概括できるような、広く先住民を意味する言葉です。しかし、これら2つのグループ自体も、それぞれが、独自の文化、言語、信念、習慣を持つネーションと部族を包含しているため、大陸の先住民とトレス海峡諸島民の中には、世界中の先住民に適用できる一般性を嫌い、「Indigenous」という言葉を好まない人々も多くいるようです。

「First Nations」は、先住民の多様性を包括的に示す言葉として、よく用いられるようになってきています。

先住民の人々が自身を総称する言葉としては他にも数多くありますが、「First Australians」、「Australia's First Peoples」、「Sovereign peoples」などが好まれるようになってきているようです。

(田中)

参考資料

- ・The Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies. What term is best used ? <https://aiatsis.gov.au/explore/australias-first-peoples#toc-what-term-is-best-to-use-> (2023年3月8日閲覧)
- ・ACT Council of Social Service. Preferences in terminology when referring to Aboriginal and/or Torres Strait Islander peoples. 2016年

※神代典子氏よりご助言と情報のご提供をいただきました。ありがとうございました。

オーストラリアの子ども家庭福祉、 とりわけ地域支援と権利擁護のあり様を学んで

社会的養育総合支援センター 一陽 統括所長
第47回研修団長 橋本 達昌

1. はじめに

「危険を冒しても前へ進もうとしない人、未知の世界を旅しようとする人には、人生は、ごくわずかな景色しか見せてくれない。」…これは米国における黒人映画俳優の草分け的存在であったシドニー・ポワチエ氏の至言である。たまさかにも、コロナ禍の影響で3年ぶりのリアル視察となる第47回資生堂児童福祉海外研修の行き先は、オーストラリア南東部、タスマン海に面するニューサウスウェールズ州（=略称:NSW 州）の州都“シドニー”である。

はてさてオーストラリアといえば、世間一般的な常識としては、「コアラやカンガルーなどの有袋類の生息地」、「マイノリティとしての“先住民”（Aboriginal and Torres Strait Islander peoples）の存在」…社会的養護関係者としての見識としては、「里親委託率の比類ない高さとそれを可能にしている地域支援体制や権利擁護体制の充実」、「わが国の児童相談所や児童家庭支援センター等において、ファミリーソーシャルワークの手法として広く用いられているサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ発祥の地」…

恥ずかしながらこの程度の知識しか持ち合わせていなかった浅学の私ではあったが、直に現地を訪れ、子ども家庭福祉に携わる実務者から支援実践のあり様をつぶさに教えていただいたことで、数多の学びや気付きを得ることができた。最近エイジングを実感している私ですらこうなのだから、感性豊かで夢や希望に燃える若き団員たちが現地で得た知見の質と量は計りしれないだろう。かかる団員各位が、自らの体験と学習を基に心血を注いで書き上げた報告書は、第Ⅱ章で篤とご覧いただくとして、本稿では、かような渾身のレポート群の前座として、オーストラリア〔ニューサウスウェールズ州〕における地域支援体制や権利擁護体制について、そのアウトラインを記していきたい。

なお近時、わが国でも、この領域にかかる政策変化が目覚ましいが、（2016年から現在まで、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の一員として、）このパラダイムシフトに多少なりとも関わってきた立場から、それらの経緯等を踏まえた上での所感も併せて述べていきたい。

2. 児童福祉法 2016 年改正から 2022 年改正に至る一連の改革経緯

(1) 地域支援及び自立支援の充実に向けた改革に 焦点をあてて

まずはおさらいの意味で、ここ数年の間に実施された法改正や制度改革の経緯や趣旨について、特に地域支援（家族維持支援、家族再統合支援、里親養育支援等）や自立支援の観点から振り返りたい。

2016年の児童福祉法改正は、第3条の2において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」と謳い、次いで第48条の3において、「乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者

及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。」と述べて、家庭養育優先原則を明らかにした。

また本改正は、母子保健法の一部改正と相俟って、基礎自治体に対して児童虐待防止・要保護児童対策機関としての更なる進化も要請した。詳細に言えば、児童福祉法第10条の2によって、児童虐待発生時において迅速・的確な対応を可能とする「子ども家庭総合支援拠点」を整備することを求め、同時に母子保健法第22条によって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置に向けた努力を求めた。

かような家庭養育優先原則等を宣した法改正を受け、厚生労働大臣の下に設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、2017年8月2日に「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめた。「新しい社会的養育ビジョン」では、集中

的な在宅支援が必要な家庭への支援を在宅措置として社会的養護の一部に位置付けるとともに、代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則の徹底、里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進、代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもへの自立支援の徹底等が、具体的な数値目標や達成期限等を盛り込んで示された。

そしてその1年後（2018年7月6日）には、厚生労働省子ども家庭局長が、各都道府県が社会的養護施策の指針となるべき計画を策定するにあたっての基本的な考え方や留意点等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を発出した。その後2021年度には、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会が、集中的に（わずか10ヵ月程の間に計15回）開催された。この会議では、母子保健と児童福祉の一体化によって、支援を確実に提供する体制の構築を図ることや在宅での対応をより適切に行うことで、安心して子育てができるための支援の充実を図ること、多様な機関の関与を効率的かつ積極的に行うため、情報共有を推進することなどが議論され、ここで作成された報告書をベースに2022年6月、再度の児童福祉法改正が行われた。

この法改正では、市区町村に対して、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置に努めるよう要請しており、かつ子育てや子どもに関する相談を受けて支援につながるためのマネジメント＝サポートプランの作成等＝を行うことを求めている。加えて市区町村の実施する地域子ども・子育て支援事業において、児童家庭支援センター等の民間支援機関の活用を前提に、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・供給量・質の充実や親子関係の構築に向けた支援を行うこと、及び特に支援が必要な者に対しては、利用勧奨や措置を実施することを求め、これまで以上に市区町村が主体となって児童虐待対応に取り組むべく、一層の奮起を促している。さらに本改正によって、在宅措置制度（いわゆる「指導委託」）の義務的経費化やフォスタリング機関の運営基盤の安定化、青年期の自立支援施策の拡充等も実施されることとなり、きめ細やかで息の長い地域支援が可能となった。

かかる一連の改正で示された改革ベクトルは、児童相談所によって施設へ措置することをメインルートとして設計されていた狭隘な「社会的養護システム」を抜本的に改め、これを地域の多様な支援者らが織りなすファミリーソーシャルワークによって、家庭やそれに近い環境で子どもを育もうとする「社会的養育システム」へ転換しようとするものであったと総括できる。またこのことは、

旧来の社会的養護システム自体に内在していた問題や制約＝例えば、児童相談所の業務過多によるオーバーフロー状態、在宅支援の脆弱さや里親養育支援の不十分さに起因する施設入所措置の偏重、一時保護キャパシティ等の限界により実務上やむなく生じていた要保護児童の総量規制 etc ＝の解消や緩和をめざしたイノベーションであるとともに、新たな地域支援システムや自立支援スキームの構築によって、子ども虐待対応の展開可能性を模索する試みであるとも換言することができよう。

（2）権利擁護の推進に向けた改革に焦点をあてて

次に権利擁護の観点から、この間のイノベーションを振り返ってみたい。

2016年の児童福祉法改正は、その第1条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定め、子どもの権利主体性を明確にした。また2017年8月にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「新たな社会的養育という考え方は、そのすべての局面において、子ども・家族の参加と支援者との協働を原則とする。参加とは、十分な情報を提供されること、意見を表明し尊重されること、支援者との適切な応答関係と意見交換が保障されること、決定の過程に参加することを意味する。」としたうえで、「社会的養護を受けている子どもに関しては定期的に意見を聴取し、意見表明支援や代弁をする訪問アドボカシー支援などが可能になる子どもの権利擁護事業や機関を創設することが必要である。」との相当踏み込んだ見解が記された。

次に国は、2018年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を発出したが、ここに以後必ず展開すべき社会的養護施策の一つとして、「当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」が掲げられた。わけても策定要領のポイントとして、（社会的養護の施策を検討する際には、）「当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参加を求めること」および「第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこと」と明記されたことは特筆すべきである。

その後2019年12月、厚生労働省子ども家庭局によって「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」が設けられた。このチームでは、子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方や子どもの権利を擁護する仕組みの在り方などが複数のケアラーを交え、なおかつ子どもへのフィードバックをも意識しながら丁寧に検討された。続いて2021年度に開催された厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会では、子どもの権利擁護が適切になされるように環境を整え、子どもの最善の利益のための支援を“子どもの視点で

尊重”して実施していくことや社会的養護経験者に自立支援を適切に提供していくために“子どもを中心として考える”社会的養育の質の向上を図ることが合意された。これら専門委員会での討議の結論を引き受けるかたちで、2022年の児童福祉法改正では、都道府県等による子どもの権利擁護の取組を加速させるため、子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務として位置づけ、都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において意見聴取等を行うことや、子どもの意見表明等を支援するための事業を制度化し、その体制整備に努めることとなった。

以上、ここ数年の動向を概観すれば、わが国では、児童福祉法のトップに子どもの権利主体性が明文化されたことで、「受動的権利」（保護や援助を受ける権利）のみならず、子どもが権利行使の主体としても十分に尊重されるよう、「能動的権利」の実体化に向けて漸次、法や制度の改正が重ねられてきたと総括されよう。

3. タイト&コンパクトな私たちの旅の目的はインパクト!

閑話休題。さて今回の海外研修の行程は、11月18日から26日までの全9日間、そのうち現地での滞在日数は7日間。また団員は、私と特別講師の子どもの虹情報研修センターの増沢高副センター長、トレーニングオーガナイザーとして同行いただいた資生堂子ども財団の白岩哲明事務局長と田中恵子氏の他は、児童養護施設から3名、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センターから各1名の選出で、計8名の超少数精鋭のメンバー構成…まさに今回は、“タイト&コンパクト”な旅団であった。

ところで、このようなコロナ禍を掻い潜っての海外視察を、より充実したものとするために9月29日から30日にかけて催された事前研修及び結団式の場にて、私は、「いずれの社会的養護施設においても、『施設で育てる養護から、地域で育てる養育へ』、そして『子どもオンリーの支援から、家族丸ごと支援へ』と、いかに転換していくかが問われていること」、そして「折しも児童福祉法が改正され、家族維持や家族再統合支援といったいわばパーマネンシー保障に施策の力点が置かれつつある今日、オーストラリアにおいて先進的な地域支援や家族支援を学べることは、絶好のチャンスである」旨の所信を述べた。

もともと今回の資生堂児童福祉海外研修実施要綱に記載された研修テーマにも、「家族や親族、地域の資源をベースにした家族支援は、オーストラリアが長く取り組んできた児童福祉の理念である。特にNSW州では、Department of Communities and Justice（コミュニティ・司法省）を中心に、子どもと若者・先住民・障がい者・DV被害者・性暴力被害者等、権利侵害を受けやすい人々を守り、支援する強力なコミュニティの構築に力を注いでいる。そこでは当事者の声を政策に生かす取り組みも始まっている」と、実に的確に彼の地の先進性が記されている。そもそも私は、2022年春の児童福祉法改正により達成すべきミッションは、「パーマネンシーの保障」と「青年期・若者支援の強化」、「当事者主権の確立」であり、それらに資する政策キーワードは、それぞれ「地域支援（家族維持支援、家族再統合支援、里親養育支援 etc）」、「自立支援」、「子どもの権利擁護」であると考えている。そうしてかかるキーワードを具現化していくために、児童相談所や基礎自治体：こども家庭センターの体制強化や（主に基礎自治体が主管する）在宅支援メニューの豊富化、ショートステイ事業の利用スキーム拡大、自立生活援助事業の一律の年齢制限の緩和やケアアリアーバーの相互交流の場づくりをはじめとした青年期・若者支援策の拡充＝【表1】を参照＝が法定されたのであり、その上さらに児童家庭支援センターの活用促進やフォスティング機関（里親支援センター）の運営基盤整備、アドボカシー制度の創設といった政策課題が掲げられたと読み取っている。

表 1. 「2022年の児童福祉法改正で創設・拡充される地域支援・自立支援事業一覧」（筆者作成）

事業名（根拠）	事業のアウトライン <一部拡充の内容>
親子再統合支援事業 (第6条の3第15項)	親子の再統合を図ることが必要と認められる児童と保護者に対して、児童虐待防止に資する情報の提供や相談・助言を行う
社会的養護自立支援拠点事業 (第6条の3第16項)	措置解除者やこれに類する者の相互交流の場を開設し、彼らへの情報の提供や相談・助言、支援関係機関との連絡調整等を行う
妊産婦等生活援助事業 (第6条の3第18項)	家庭生活に支障が生じている特定妊婦やその者の監護すべき児童に食事の提供等、日常生活に必要な便宜の供与や相談・助言を行う
子育て世帯訪問支援事業 (第6条の3第19項)	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供や家事及び養育に係る援助等を行う
児童育成支援拠点事業 (第6条の3第20項)	養育環境等に課題を抱える児童の生活の場を開設し、相談や関係機関との連絡調整を行い、保護者に対しても、相談・助言等を行う
親子関係形成支援事業 (第6条の3第21項)	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童の心身の発達等に応じた情報の提供、相談・助言等を行う
児童自立生活援助事業〔拡充〕 (第6条の3第1項)	事業の実施場所を拡充するほか、満20歳以上の措置解除者等で、やむを得ない事情で事業の実施が必要と知事が認めた者を対象とする
子育て短期支援事業〔拡充〕 (第6条の3第3項)	保護者の心身の状況や児童の養育環境等を勘案し、児童と共に保護者を支援することが必要な場合、保護者への支援も行える

そうであれば端的に言って、今回の我々の視察目的は、現在、わが国で最も進展が期待されている「地域支援」と「自立支援」、「権利擁護」のあり様（それらはもちろん課題や困難を含む）を、先進地であるオーストラリアの具体実践から余すところなく学び取り、それを持ち帰って確と検証し咀嚼することで、今後の我が国の子ども家庭福祉や社会的養護にかかる制度構築や施策形成にインパクトを与えていこうとするものであるとって過言ではなからう。

4. 現地にて直接訪問したり意見交換したりした子ども家庭福祉機関等のアウトライン

本項では、視察や意見交換を行った組織や機関（計11ヵ所）の活動概要やルーツ等について簡潔に紹介する（訪問順）。

① DCJ (NSW Department of Communities and Justice)



DCJでの「子ども家庭支援のフレームワーク」の説明

「NSW州コミュニティ・司法省」は、2019年に「家族コミュニティサービス省（The Department of Family and Community Services (FACS)）」と「司法省」が合併してできた行政機関である。組織内部に児童保護局を有しており、子どもと若者・先住民・障がい者・DV被害者・性暴力被害者・少年非行・ホームレスの人など権利侵害を受けやすい人々を守り支援する政府部門である。また現在は、子どもの保護を担当する行政機関や民間も含む支援実務機関、通告義務機関が、的確かつ効率的に情報共有を行うためのシステムである「ChildStory」の構築に力を注いでいるところである。

② ACWA (Association of Children's Welfare Agencies)

NSW州において支援が必要な子どもや若者、その家族にサービスを提供している非政府組織（民間支援機関等）を糾合する連合体・協議会組織である。政府と密接に連携しながら行っている主な活動としては、会員である支援機関のケアの質を高め、連携力を向上させるための調査研究活動や相談対応、情報の共有、子ども若者家庭福祉にかかるケアワーカー等への様々な研修機会の提供などがあげられる。

③ ACYP (Office of the Advocate for Children and Young People)

政府から独立した立場で、0～24歳の子どもと若者のアドボケイトを行い、彼らの安全や福祉・ウェルビーイングを守っている機関である。12名のユースを公募して「ユース提言委員会（Youth Advisory Council）」という当事者機関を組織し、若者に影響のある法律・政策・サービス等の評価している。併せて子どもと若者に関する問題について情報を収集・分析し、それを大臣に報告したり勧告したりする活動を行っている。

④ OCG

(NSW Office of the Children's Guardian)

子ども家庭支援に従事する個人、専門家、実務機関を監督する組織である。子ども関係機関を対象にした通告義務やそのプロセスについてのガイドラインやリスクマネジメントのスキーム（枠組み）、スタンダード（基準）等を策定して、児童の安全を保障する任務を有している。また虐待経験や犯罪歴のある人をスクリーニングしたり、支援機関のスタッフが子どもに対し不適切な行為をなした場合の調査を行ったりしている。

⑤ CREATE Foundation

主に家庭外ケアを受けている子どもやケアリーバーのための全国的な権利擁護団体である。子どもや若者当事者の声を大切にしながら様々なプログラムやサポートを開発し提供することで、子ども当事者等がより良い生活を創造＝クリエイト＝することを目指している。また子どもやケアリーバーが持つ可能性を最大限に発揮するために、彼らの自信や自己評価を高め、意見が表明できるようにするエンパワー活動やアドボカシーの推進、当事者研究や政策提言等も行っている。

⑥ SSI (Settlement Services International)

地域密着（コミュニティベース）の様々な組織と連携しながら、子どもと家族、高齢者、障がい者、雇用、移民・難民などに対して、幅広いサービスを提供する民間のセトルメント機関である。特に子どもと家族に対する支援に関しては、家族の有する文化や民族性、言語、宗教等に着眼し、それらに十二分に配慮した里親養育支援（リクルート・マッチング・レスパイトケア等）や若者への自立支援を実施している。また当事者のアイデンティティや帰属感を重視してライフストーリーワークも取り入れており、学校や教会など関係機関と協働しながら支援体制の整備を図っている。

⑦ ACF (Australian Childhood Foundation)

児童虐待を予防し、子ども・家族・コミュニティへの虐待の危害を減少させるための活動を行っている団体である。そのため虐待被害者である子どもに専門的なケア（トラウマカウンセリング、治療的ケア）を提供している。特にACFが展開している「アワースペースプログラム（OurSPACE Program）」では、里親ケア・キンシップケアのも

とにあり、過去6ヵ月間に2回以上の措置変更があった16歳以下の子どもに対して、チームケアを重視したアウトリーチ型のトラウマケアを実施している。

⑧ Uniting

早期教育と保育、障がい者・高齢者介護、親子支援、里親養育支援、ホームレス支援、若者支援など幅広い福祉サービスを提供しているキリスト教団体である。1910年の創設と歴史も長く、オーストラリア最大の非営利組織の一つでもある。かつては児童入所施設も運営していたが、1980年代に閉鎖され、以後、家庭内ケアの充実をめざして様々なサポートを提供している。具体的な支援メニューとしては、ファミリープリアゼーションサービス、パーマネンシーサポートサービス（早期介入支援・家族維持支援・里親養育支援）や若者ホームレスサービス（シェルター・自立を援助するホームの運営、自立生活相談支援）を展開している。

⑨ The Infants' Home

もともとは遺棄された子どもと未婚の母子のための母子生活支援施設ないしは乳児院であったが、1970年代に、入所型支援から在宅支援に移行し、現在は、主に子どもとその家族のための幼児ケアや早期介入支援、コメディカルサービス等を提供する多機能型の在宅支援機関に進化している。具体的には、「一人一人の子どもに機会を。今日も明日も」といった明確なミッションの下で、幼児教育・保育、障がい児療育、ファミリーデイケア、産後ケア、DV家庭支援、家族維持支援などの予防的支援を幅広く実施している。

⑩ AbSec (NSW Child, Family and Community Peak Aboriginal Corporation)

NSW州における先住民の子どもと家族を支援する分野の有力な当事者団体（会員制）である。先住民の子どもや若者を擁護し、先住民コミュニティの自己決定の達成に向け、様々な取り組みを行っている。特に先住民の子どもと家族に対し、彼らの安全のために必要なサービスに適切にアクセスできるように支援している。また政府や主要機関等に対し、先住民による組織や団体を代表して、彼らが直面している問題などについて情報提供も



AbSec との意見交換の場でこれまでの苦難の歴史を語る長老

行っている。

⑪ CAPS (Child Abuse Prevention Service)

児童保護・虐待予防・家族支援プログラムの提供や、支援者・事業スタッフへの研修・トレーニング

ングなどを通して専門機関への支援を実施している児童虐待防止サービス機関である。具体的なプログラムとしては、移住者に対する移住直後の支援としての「セーフ・アライバル・プログラム」や、親と子どもを対象に安全に関わるスキルを身につけるための安全推進プログラムである「セーフ・コミュニティズ・セーフ・チルドレン・プログラム」などを提供している。

以上、今回、訪問した組織や機関（①～⑪）について、概要を示したが、その成り立ちや変遷、現在の活動の強みや課題、展望等の詳細は、後の団員の筆に譲ることとした。但し、州政府（DCJ）や連合体・協議会組織である ACWA 以外の各々の非政府・非営利組織は、それぞれが自らの組織の成り立ちや歴史に裏打ちされて特徴付けられており、「虐待予防」、「早期介入」、「家族維持支援」、「DV 家庭支援」、「産後ケア」、「トラウマケア」、「里親養育支援」、「移行期支援」、「権利擁護」、「アドボカシー」、「政策提案」、「自立支援」、「ホームレス対策」等々、明瞭な任務を有していること、そして、それらの活動が相互に重なり合い、絡み合って共創的な PDCA システムを構築していること、さらには彼ら民間支援機関が総体として、DCJ の掲げる最優先事項＝【表 2】を参照＝達成の実動部隊として貢献しており、その結果、彼の国の子ども家庭福祉政策を確か度豊かなものにしていくという事は明記しておきたい。

表 2. 「2019 年の DCJ の最優先事項」

達成目標	達成期限 (年度)
重大な危害のリスクによる再通告の割合を 20%削減する	2023 年
安全で、永続的な家庭で暮らす社会的養護の子ども数を倍にする	2023 年
D V の再犯数を 25%削減する	2023 年
N S W 州の路上にいるホームレスを半分にする	2025 年

5. オーストラリアの子ども家庭支援の基本姿勢や特徴

さてここからは、団長の特権としての独断と偏見をお許しいただき、視察全体を通して理解したり、感じ取ったりしたオーストラリアにおける子ども家庭支援の基本姿勢や体制及びシステム、カルチャーの特徴を記していきたい。

(1) 様々なサポート場面で用いられている「トラウマケア（心理ケア）」や「アウトリーチ支援」

ACF の OurSPACE（アワースペース）プログラムや Uniting のフォスターケア、CAPS の移民向けプログラム等の実践にかかるレクチャーからは、里親ドリフトされた子どもへのケアや虐待リスクの高い保護者への早期介入支援など、重篤なケースへの（いわばじっくりと腰を据えた）サポートから、来豪当初の移民に対するインテーク的な比較的軽度のケース対応に至るまでの全てのシーンにおいて、認知行動療法などの心理的アプロ

チを用いた支援が有用であること、わけても ACF のプログラムからは、トラウマを経験した子どもたちに焦点をあてるだけでなく、ケアラーもトラウマを抱えているかもしれないという前提で、その関係性にも焦点を当てつつ支援を実施していくことが肝要であることを学んだ。

また Uniting の若者支援では、ホームレスの子どもたちに対して、シェルター（緊急一時避難）的、ないしは自立援助ホーム的な居住支援と日常生活支援が行われていたが、入所者の中には犯罪に手を染めたり、薬物（メタンフェタミン）依存に陥ったりしているケースも少なくないことから、（被支援者を）心理ケアを実施する治療機関や医療機関につなぐなどのサポートも同時並行的に行われていた。子ども家庭福祉の領域では、抱え込んでいる問題や対象者の年齢・立場を問わず、心理的・治療的なケアが必須となっていることがわかった。加えて若者ホームレスサービスにおいては、原則的には 24 歳位まで支援が提供されていたが、これら若者へのケアやサポートの実態は、今後、わが国で、社会的養護自立支援拠点事業をはじめとする新たな自立支援施策の制度設計を行っていくにあたって示唆に富むものであろう。

さらに ACF や Uniting、SSI など、各々の子どもや家庭に直接支援を提供することを主たる任務とする組織によるケアやサポートは、アウトリーチが基本となっていた。そこで、Uniting のケースワーカーに対し、分離のリスクが高い家庭に対するアウトリーチ支援の頻度を聞いたところ、「週 3 回の訪問支援を行うとともに、24 時間体制で電話での相談等を受け付けている。」とのことであった。日本でもようやく本格化しようとしているアウトリーチ支援であるが、その頻繁さや緊密さについては、大いに参考とすべきである。

(2) 多機能化や高機能化がもたらした施設機能の「インテグレート」

The Infants' Home での視察時に、説明者から「個々のニーズに応じて多機能化された施設によるケアは、利用者からみれば、『支援がインテグレートされている』ということである。」という解説があったが、これには首肯した。

近年、声高に主張されている「社会的養護施設の多機能化・高機能化」という施策目標は、施設サービスの利用者目線では、「ワンストップサービス」の実現であり、サービスの切れ目やたらいまわし、漂流（ドリフト）が社会問題となっている現状においては、「そこに行けば、必要なすべてのサービスが切れ目なく受けられる」、しかも「必要に応じて、より高度なケアも受けられる」というソーシャルリソースの開発は、極めて有用なものである。また現在わが国では、年齢別や機能別に社会的養護施設が複数存在しているが、それぞれの施設が多機能化したり高機能化したりすることで、隣接する施設の機能をも併有するようになっ

ていくことは、利用者にとって（措置変更による環境変化や面倒な手続きを強いられないという点で）とても重宝であるに違いない。そうであれば、あくまでも利用当事者＝子どもや養育者・ケアラー＝の視座から、施設のインテグレート（旧来の施設類型やそれらが有する既得権等の柵にとらわれることなく、）より柔軟かつ前衛的な発想をもって検討していくべきではなからうか。

少なくとも入所型施設が、入所児童に対する入所中の援助や支援＝インケア＝のみを自らのミッションとみなす時代は終焉を迎えつつある、という前提に立てば、要支援児童やその家庭に対するペアレントトレーニング的な相談援助〔親子関係形成支援事業等〕や通所型デイケア〔児童育成支援拠点事業等〕、施設退所直後のアフターケア〔自立生活援助事業等〕や家庭復帰に向けた支援〔親子再統合支援事業等〕、あるいは支援機関を変更する際の移行期支援や移行先である支援者への支援＝例えば里親やファミリーホーム養育者への支援等＝も、自らのミッションとして積極的に引き受けていくべきではなからうか。その文脈において、殊に入所型施設から産後ケアやファミリーデイケア、里親養育支援や若者の自立生活支援等を担うファミリーソーシャルワーク機関へと見事な進化を成し遂げた The Infants' Home や Uniting の変革経



The Infants' Home にてインテグレートされた事業の説明を受ける団員たち

緯がサジェストすることは少なくないと感じた。

(3) 様々な支援の土台となっている

「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」

「ピザは配達してもらうことはできても、児童福祉のサービス援助は配達することはできない。求められている結果を出す過程においては、能動的な行為の主体としての『カスタマー（顧客）』が必要なのである。もし、サービスの受益者となってもらいたい人が建設的な形でかかわる意志がない、あるいはそうできないことになっていたなら、児童福祉の援助はあっさり失敗に帰す。結果とは、市民によって協同生産（co-produced）されるものである。」…この一文は、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイドで紹介されていたアイリーン・ムンロー氏（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス社会政策学部社会政策名誉教授）の言葉である。ファミリーソーシャルワークという

実務が、支援を提供する者による一方的な作業ではなく、相互作用を意識した協働作業であることを如実に物語っている。

サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの生誕地であるオーストラリアでは、当事者の意見や考え、家族自身が持っている強みや資源（リソース）を焦点化し、当事者と専門職との協働、および当事者とその家族を取り巻く親族、知人、友人等によるネットワークによって個別ニーズを充足しようとするこの極めて優れたアプローチが、日々、あらゆる支援場面で有効に活用され、なおかつ進化し続けている。このことは、視察訪問先で、家族維持支援や里親養育支援といった地域支援シーンでの具体的な関わり方やファミリーグループカンファレンスの実際のあり様をお聞きした際、いずれの組織においても、「親と子、家族を中心に…」とか「当事者を主体に…」等々の発言があったことで明確に確認できた。

なお帰国後のオンラインによる追加研修（12月2日）では、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの創始者であるアンドリュ・タネル氏から、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの神髄を直接お聞きできる幸運を得た。サインズ・オブ・セーフティ・アプローチにおいては、あらゆる意味において、文脈や状況、背景や環境といったコンテキストが大切であること。それゆえ単なる虐待という加害行為をなくすという視点を超えて、原因を複合的なものであると理解し、家族全体が抱える課題を踏まえ、社会環境の改善にまで思いを巡らせること。さらにケア対象となっている子どもへの支援目標としては、belonging（帰属意識）＝孤立感の対極にあるもので、子どもが自分の周りの人々や文化に対して安心して、“つながり”や“一体感”を得る意識＝を高めていくことがゴールとなることをお聞きした。また「子どもとかわる仕事のリーダーは現場に行かなければならない。これからは実践現場を重視する、ボトムアップやチームワークを大切にできるリーダーが必要となる。」という指摘には、無類の説得力があった。

余談ながら、この講義と意見交換の場で、アンドリュ・タネル氏の口から、アイリーン・ムンロー氏とは古くからの研究者仲間であり、増沢高特別講師のことも彼女を通して知っており、彼女の著書の翻訳に尽力いただいたことに感謝している旨の発言があったが、これには参加者一同がとても驚き、特別講師の偉大さをあらためて認識することとなった。（笑）

(4) 組織や機関の健全性を担保する 「独立性」や「第三者性」

OCG や ACYP、CREATE Foundation、SSI、ACF、Uniting、The Infants' Home、AbSec、CAPS といった民間実務機関の組織構成や実践には、いずれも政府（DCJ）からの資金拠出を受けつつも、政府との関係において、組織としての独立性や第三者性を大切にしている様子が感じられ

た。例えば彼らは、政府からの資金提供に安住することなく、極めて精力的に多様な民間機関や企業と組んで、新規のモデル事業や調査研究事業、プログラムの開発等を行ったり、巧みな広報戦略により一般市民からの寄付を募ったりして、極力自らが実施する事業の独立性を担保するよう努めている。また ACYP や CREATE Foundation では、当事者ユースらがアドボカシーや子ども施策の改善等を目的としてチームを結成し、行政（施策立案）機関でも支援実務機関でもない第三者機関として、提言や要求等を行っている。

とかくわが国では、民間支援機関の（行政からの）独立性は侵犯されやすく、第三者性も忌避されがちだが、各々のリソースが提供するケアやサポートに対するチェック機能を実効化し、アドボカシー等、権利擁護システムを本格的に稼働させていくためには、独立性や第三者性が当該制度に果たす意義を、ステークホルダー全員が十分に理解していくべきであろう。

なおこのことは、視点を換えて言えば、わが国では民間支援実務機関の経営的側面において、“親方日の丸意識”や“下請け根性”が蔓延しており、かつ施設の運営状況や支援内容を市民社会に開示することで、公共性の保持に努めたり、ケアリーパーやインケア当事者からの意見や評価を踏まえて自らを革新したりすることに極めて億劫で、閉鎖的・閉塞的な運営が行われがちであるということでもある。養育そのもののイノベーションが喫緊の課題となっている現状においては、まずはこのような組織体質を変える努力が求められよう。

(5) 権利擁護を下支えする 「寛容性」や「包摂性」 と支援者の「内省」

一般的に他人に危害を加えない限り、個人の生き方を尊重しなければならぬと考える自由主義社会において、寛容性はとても重要な概念である。法的には、人種や民族、宗教上の平等が認められていても、多数派の人々が寛容ではないために、社会的には依然として差別や排除といった陰湿な権利侵害が蔓延しているということはままある。真に多様性が尊重され、人権が保障される社会とは、寛容性に満ちた社会であり、そしてそれは包摂性によって具現化される。

はじめにコアアラやカンガルーの生息について言及したが、周知のとおりこれら有袋類親子の相貌や振る舞いは、万国共通、健やかで寛容な子育ての象徴として微笑ましく描かれている。実際に現地にて見聞したオーストラリアの子どもも若者家庭



路線バスによる児童虐待防止
広告

支援のフレームワークも、顕著な危害から子どもたちを一刻も早く、しかも確実に守るべく、「多様性を尊重するカルチャー⇒権利を擁護するためのストラクチャーないしはシステム⇒施策の原則や基準⇒具体的な支援手法」…といった具合に（保護が必要な子どもと養育者を包み込むように、）重層的に設計されていた。わけても家族の有する文化や民族性、言語、宗教等に着目した支援を展開している SSI では、多様性を尊ぶ寛容な組織文化が自らの活動の根底にあることを強調していたことは印象的であった。

また当事者のおもいを真ん中に据えた家族支援であるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチの誕生国らしく、当事者の意見や意向を当然の権利として可能な限り尊重しつつ、その存在そのものを肯定し、コミュニティ全体として包摂していることとする姿勢も随所で垣間見られた。

ところで、かつて私は、とあるケアラー当事者が執筆したレポートを読んで、「子ども・若者が安心して意見を発信するためには、子ども・若者を支える大人の存在や環境の整備が不可欠」であり、話し手と聞き手の間に「日常的な関係性がなければ、突然、『あなたの意見を聴かせてください』と言われても、そう簡単に言えるものではない」ことを学んだが、オーストラリアの権利擁護実践では、まさにそのような当事者としての実体験を踏まえた環境整備や関係性づくりも重視されていた。本来の意味で、当事者参画や意見表明権の保障といった福祉政策は、決して袂を着て肩肘を張って、しかもそれ自体が単体として施行されるようなものではなく、寛容で包摂的＝インクルーシブ＝な社会の実現を目指して歩み続けていく道程においてナチュラルに、なおかつ（ダイアログの重要性を十分に意識しながら、）しなやかに実現されていくべきではなかろうか。

一方で、現地での実務者からのヒアリングに際しては、支援の質の維持・向上に絡んで「品質管理」という言葉をよく耳にした。これは「アセスメント」や「評価」、「基準」、「プログラム」の作成や運用の過程において、自らの業務を適宜省みることで、日々支援の質の向上を図ろうとしていることを説明するために用いられたキーワードである。不適切なケアによって権利が侵害されたり、質の良いサポートによって状況が悪化させたりしないよう、各種の支援サービスが、支援者のエモーションで手前勝手な判断ではなく、支援者自身の冷静で客観的な「自省」をベースに確立・提供されていたことは、全国各地の保育所での入所児への虐待や不適切な関わりが相次いで摘発されている時勢を鑑み、特記しておきたい。

6. 先住民政策とイギリスからの児童移民施策 ～過去の失政を真摯に認め謝罪する姿勢～

本報告書の冒頭では、「マイノリティとしての“先住民” (Aboriginal and Torres Strait Islander peoples)

の存在」についても触れたが、正直なところ視察以前は、かつて中学校の授業で習った「白豪主義」と相俟って、差別や迫害、搾取、排除を連想させる、いわば負のイメージの強いワードだった。実際、1940～80年代にかけてオーストラリア政府は、先住民の子どもたちを親から強制的に引き剥がし、白人家庭や施設に収容する人種差別的施策を断行しており、肉親もルーツもカルチャーも奪われた彼らは、「盗まれた世代」といわれているとの凄惨な史実に関するレクチャーも受けた。

しかしながら現地で会合に参加した折、ほぼすべての事業説明者が、自らの発言の皮切りに「この土地は〇〇族のもので。伝統的な土地の所有者〇〇族の方々に対し敬意を表します。」と、先住民に対するリスペクトを表明したり、同様の趣旨の文章が、玄関先や会議室のドア横などの最も目立つ場所にパネルとして掲げられていたり、さらに Uniting に至っては、自施設の歴史を紹介するミュージアムに「SORRY」と大書されていたり、と、行く先々で自らの過ちを認める姿勢、否、もっと言えば、自分たちが犯した間違いを真摯に自省し、被害者・先住民



Uniting の歴史掲示



先住民への敬意を表す看板

らの名誉回復に努めようとする姿勢が見事に顕現されていた。

人の歴史にも組織の歴史にも国の歴史にも、栄光と恥部は必ずあるものだが、多くの日本人は、自らの歴史を省み、過去の失策を認めることに殊更消極的で、ましてや（失策によって生じた被害者への）謝罪などはとても苦手な民族だが、むしろ反省や謝罪は、決して過去に囚われたり縛られたりすることではなく、未来に向けて新たな価値を創造し、社会を前に進ませる原動力となっている現実を目の当たりにし、素直に感動した。

だがその一方で、先住民の当事者権利擁護団体である AbSec との会合では、州政府 (DCJ) の先住民政策に対し、怒りに満ちた厳しい指摘やクレームが矢継ぎ早になされた。しかもそれらの批判の矛先は、(先にも触れた) 極めて偏見的で侮蔑的であったかつ

ての白人社会の所業に対しては勿論のこと、現代において実施されている各種の融和施策や子ども家庭福祉施策に対しても容赦なく向けられていた。先住民当事者らの怒りは、まだまだ当事者参画が足りておらず、先住民固有の(子育てに関する)文化や主義・主張に対する理解が欠如しているという認知に由来しているようだ。そう遠くない過去に人権を蹂躪され、理不尽かつ不条理な体験をさせられた当事者・被害者から許されることは極めて困難であり、ましてや彼らが納得しうる施策を展開していくことは至難であることを痛感することとなった。ただし DCJ に対してとても厳しい評価を下していた AbSec は、実は DCJ 自身から紹介されて、我々の視察先となったという事実経過は、DCJ の寛容さと誠実さの証左として付記しておきたい。

また帰国後の事後研修の一環として『オレンジと太陽』という映画を視聴した。これは一人の女性ソーシャルワーカーが、(イギリスからオーストラリアへ渡った) 児童移民施策の劣悪極まりない実態を暴いていくとともに、様々な非難や妨害に遭いながらも、強制移住によって海を渡った人々の家族を粘り強く探し出し、多くの家族を再び結び合わせていくといったストーリーである。イギリスとオーストラリア両国家や教会、民間慈善団体等によって敢行された児童移民施策の当事者たる子どもたちは、現代でいうところの要保護児童であったが、彼らは皆、本人や保護者の意思とは関係なく、入植植民地の労働力不足等を補うために移住させられ、その一部は過酷な環境下での労働に従事させられたり、虐待(養育者による性的虐待を含む)されたりしていたという史実に基づくものである。なおこの児童移民施策の全盛期は、19世紀後半から20世紀前半であって1970年代まで行われており、移住させられた子どもの数は数万人以上ともいわれている。実は当時から、酷使や虐待などについての悪評が絶えなかったが、オーストラリアが批判を承知で子どもを受け入れた理由の一つは、白豪主義を採用し、白人の血統を持つ移民を強く望んでいたからだったという。

先住民政策と同様、この映画からも負の遺産をしっかりと歴史に刻むことが、過去の過ちを反省し未来に禍根を残さない唯一の方法であることを学んだ。と同時に、主人公が終盤のシーンで語るように、(権利侵害を受けた被害当事者にとっては、)「すべてが正され、すべての傷が癒される瞬間なんて来ない」という事態の深刻さについては、(AbSecにてお会いした先住民当事者たちの、とりわけ長老の方の、自らを受けた仕打ちや被害を語る苦渋に満ちた表情を思い浮かべつつ、) 深く考えさせられた。

加えて事後研修においては、『裸足の1500マイル』という映画も見た。これは既述した先住民の子どもたちを家族から分離し、白人社会に適応させようとした保護隔離政策(国策)を痛烈に批判した映画である。この愚策の対象となり強制的に収容施設に連れ去られた3人の少女が、自らの強い意思で収容施設

設を脱走し、母親の待つ故郷に向けて90日間の逃亡劇を繰り広げる。ただただ「お母さんに会いたい」という至極真つ当な想いから危険な荒野に歩み出す少女たちの姿は、涙なくしては見られない。しかもこれが実話を基にしているということを後段で知り、余計に胸が熱くなった。

私たちは、典型的なパターンリズムに支配された先住民政策や児童移民施策の歴史を知悉したことで、児童虐待やDVをいかに減少させていくかという今日的命題について、それを決して個々人や一家庭の問題として矮小化して捉えたり、表層の事象(例えば暴力の有無等)のみに注目したり拘泥したりしてはいけないことを知ることができた。それはつまり虐待事案やDV問題の背後に潜む社会的リスクファクター=貧困や失業、住環境、アルコール・薬物依存、門地や出自、国籍、性にまつわる差別など=の緩和や解消にも果敢に攻め込むソーシャルアクションのなムーブメントの重要性に気付いたことに他ならない。

併せて支援者は、被支援者へのリスペクトの念や誠実でひたむきな対応をもって信頼関係を構築し、彼らとのダイアログ(対話)の継続によって、見通し=期待や希望=を共有する努力が不可欠であることも学んだ。しかし勿論、そのような実践は決して容易な道のりではなく、むしろ終わらなき道のりですらあるのだろう。

7. 権利やフェア精神を大切に オーストラリアの政治文化や社会構造

従来からオーストラリア人は、フェア精神を好み、「人は皆平等であるべき」と考える人が多いといわれている。現に1893年、隣国ニュージーランドにおいて、世界ではじめて女性の参政権が認められたが、これに続いてオーストラリアでも、1902年には他の欧米先進諸国に先駆けて女性参政権が認められている。(ちなみ女性参政権は、フィンランドが1906年、ノルウェーが1913年、デンマークが1915年、ロシアが1917年、カナダ、イギリス、ドイツが1918年、アメリカ合衆国が1920年、イタリアと日本が1945年、フランスが1946年に認められている。)

さらに現在、彼の地では、フェアワーク法のもとで労使関係にかかるトラブルや紛争を解決するフェアワーク委員会(FWC)や労働関係のコンプライアンスを監視するフェアワーク・オンブズマンが有効に機能し、労使の対等性を担保している。

実は私たちが来豪した期間は、ちょうどシドニー市内において鉄道会社の労働組合がストライキを取行している真最中であつた。日本でストライキと言えば、労働者が団結して電車の運行を罷業することで、交通が一斉にストップするというイメージであるが、オーストラリアでは、電車の運行は通常通り行いつつも、すべての利用者から運賃を徴取しないという(私たち日本人からすると、極めて奇抜な)罷業=争議戦術=の結果として、ストライキ期間中は、電車が無料で乗り放題となっていた。他者の権

利を脅かさないうちで労働者の権利 = 団体行動権 = が行使されている現実 (偶然にも) 出会う、国民一人一人が互いの権利行使を尊重し合う政治文化の成熟を実感した。

また現在のオーストラリア連邦政府の首相であるアンソニー・ノーマン・アルバニー氏の母親は、シングルマザーであり、パートタイムの清掃員として働いていたが、やがて関節リウマチを患い、障害者年金を受ける状況に陥ってしまった。それゆえ、アルバニー氏は、この母の障害者年金と祖母の老齢年金で生計を立てながら公営住宅で育ったという。

近年、わが国では、“支援される人が支援する人へ”といった合言葉とともに、地域共生社会をいかに実現していくかが重要な福祉政策課題となっている。しかしながら現実社会では、虐待や貧困、疾病の連

鎖が階層の固定化を伴って進行しており、それが社会全体の活力を喪失させる原因になっているとの指摘も一部の研究者から上がっている。確かに最近の総理大臣は、二世、三世ばかりである一方、実際にDV家庭や貧困家庭、ヤングケアラー家庭等に寄り添い、伴走支援を行っている、祖父母から親へ、親から子へといった (日常生活上の) マイナス要因の連鎖により、何世代にもわたって劣悪な環境から抜け出せない一族の生き辛さを見ることは少なくない。そのような家族の塗炭の苦しみや無念さを知れば知るほど、フェア精神の下で、誰もが差別されず、ましてや虐げられず、一人一人の人間が皆、真に対等な存在として大切にされ、平等に自己実現へのチャンスが与えられているオーストラリアの社会構造を羨望せずにはいられない。

8. おわりに

冒頭に紹介したシドニー・ポワチエ氏の寸鉄に立ち戻れば、「オーストラリアという未知の世界を旅した私たちは、初夏の陽ざしを浴びて生い茂るジャカラダによって彩られた素晴らしい街並みの景色と社会的養育 (殊に地域支援や自立支援、権利擁護) の近未来の景色を見ることができ、前に進む勇気と覚悟を得ることができた」…のではなからうか。

率直に言って私は、この海外研修を通して、わが国でも子ども・若者当事者のニーズ = 権利やおもい = を真ん中に据えて、いかにセーフティ (安全) とパーマナンス (持続性) を保障しつつ、ピロギング (帰属意識) を高めていくかが、一層強くかつ重く問われてくることになることを確信した。またそのためには支援者は、より熟達した対話力やアセスメント力、ファミリーグループカンファレンスのスキルを実装し、当事者一人一人の特性や育ちの背景、周辺事情等に柔軟に適応した支援を心掛けていかねばならない。

今後、私たちは、それぞれが所属する社会的養護施設における、まさに自らの現場実践において、このような時代の潮流 = それは時に期待であり、時に批判という形で直面するだろう = を全身全霊で受けとめながら、その時その時にあっての、また一人一人にとっての“最適解”を探し続ける旅をしていくことになるのだろう。そしてそのような支援者個々の挑戦は、着実に施設組織そのものの体質、より具体的に言えば、組織固有の養育論やイデオロギー、果てはカルチャーやコンテキストをも変容させていくこととなる。その意味において今回のオーストラリアへの旅路は、そのプレリュードとなるに違いない。

最後に第47回資生堂児童福祉海外研修を無事に成し遂げられたことについて、とりわけ万全な準備と懇切なアテンドをいただいた (公財) 資生堂子ども財団の白岩事務局長と田中恵子さん、クイックかつアキュレートに旅程をコーディネートいただいた東武トップツアーズの四十栄麻美さん、常に穏やかな笑顔で専門用語までの確に翻訳していただいた神代典子さん、そして何より業務多忙にもかかわらず、快く団員たちを本研修へと送り出してくれた団員所属の施設長各位、並びに職場の仲間の皆さんに衷心より感謝申し上げます、団長報告とさせていただきます。

引用文献

- ・新しい社会的養育ビジョン (厚生労働省: 2017.8)
- ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領 (厚生労働省: 2018.7)
- ・令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書 (厚生労働省: 2022.2)
- ・令和元年度子どもの虹情報研修センター研究報告書児童虐待対応における海外の情報共有システムについて p.27 (増沢高, 菊池幸工, 田中恵子: 子どもの虹情報研修センター: 2020.4)
- ・子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド 子どもの安全を家族とつくる道すじ p.5 (菱川愛, 渡邊直, 鈴木浩之: 明石書店: 2017.12)

参考文献

- ・SoFS (サインズ・オブ・セーフティアプローチ) による子どもの安全づくりのための保護者との協働 (鈴木浩之: 世界の児童と母性: 資生堂社会福祉事業財団: 2020.4)
- ・権利擁護の視座から考察した地域における社会的養育の課題 (橋本達昌: 子どもの権利研究第32号: 2021.3)
- ・対談: 子どもの聴かれる権利を真に保障するためには—最近の動きに思うこと— (畑山麗衣: 子どもの虐待とネグレクト Vol.24 No.1 岩崎学術出版社: 2022.6)
- ・社会的養育ソーシャルワークの道標 (橋本達昌, 藤井美恵: 日本評論社: 2021.6)
- ・子ども虐待 保護から早期支援への転換—児童家庭ソーシャルワーカーの質的向上をめざして— (アイリーン・ムンロー=著, 増沢高=監訳, 小川紫保子=訳)

オーストラリアの児童家庭福祉の概況

子どもの虹情報研修センター 副センター長/研究部長
第47回研修特別講師 増沢 高

1. はじめに

1-1. オーストラリアの概況

オーストラリアの人口（児童人口）、政体、GDP、国民負担率、および児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率などを表 1-1 に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

2021 年 7～9 月に実施されたオーストラリアの国勢調査では、総人口が約 2,500 万人を超えた。1971 年国勢調査の総人口は 1,200 万人超だったため、50 年間で約 2 倍に増加したことになる（図 1-1）。中央年齢は 38 歳で、世代構成では、ベビーブーム世代（55～74 歳）とミレニアル世代（25～39 歳）が最も多く、それぞれ 21.5%、次いで X 世代（40～54 歳）が 19.3%、Z 世代（10～24 歳）が 18.2% だった。世帯別の家族構成は、全人口の 70.5% が家族世帯、25.6% が単身世帯、3.9% が婚姻関係などのないグループ世帯だった（以上 2022、オーストラリア統計局）。

人口増加の背景に、子どもも含めた移民が多いこと、および減少傾向にあるものの高い水準で推移してきた出生率の高さがある。なお婚外の子どものみが 2000 年以降増えており、全体の 4 割程度を占めている。なお総人口の 3.2% にあたる先住民（大陸の先住民とトレス海峡諸島民）の出生率は 2.34 であった。

表 1-1. オーストラリアと日本の概況

	オーストラリア	日本
人口（児童人口）	2,566 万（564 万）（2020.07.30） Australian Bureau of Statistics	1 億 2,615 万（1,836 万）（2020.10.01） 総務省統計局
首都と人口	キャンベラ 45 万（2021） Australian Bureau of Statistics	東京 1,327 万 （2022）東京都
政体	立憲君主制・連邦制	立憲君主制
GDP(2021)	1 兆 6,352 億ドル （191 カ国中 12 位）	4 兆 9,325 億ドル （第 3 位）
GDP(1 人あたり)(2021)	63,529 ドル	39,340 ドル
国民負担率 財務省（2019）	37.9%	44.4%
出生率 OECD(2020)	1.7	1.4
貧困率（児童貧困率） OECD	1.26（1.33）（2020）	1.57（1.40）（2018）

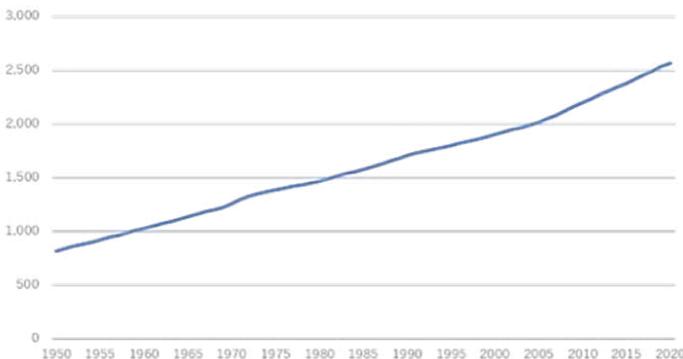


図 1-1. オーストラリアの人口の推移(1950～2020年)

出典：United Nations-World population prospects

オーストラリアは特別区を除いて以下の 6 州と 1 つの準州に分かれる（表 1-2）。今回の報告は、ニューサウスウェールズ州（以下、NSW 州）の取組みを中心にまとめているが、NSW 州は、オーストラリア第 1 都市であるシドニーを有する州で、都市化が進んでいる州である。

シドニーには NSW 州の多くの行政機関が集まっていたが、都市機能の分散を図るために、教育や福祉など対人業務に関する行政機関は、シドニーの北西約 30 キロにあるパラマタ市に移転している。

表 1-2. 首都特別区と各州・準州の人口（2021 年）と州都

州名	人口	州都
オーストラリア首都特別区 (ACT)	45.3 万	キャンベラ
ニューサウスウェールズ州 (NSW)	809.5 万	シドニー
ビクトリア州 (VIC)	656.0 万	メルボルン
クイーンズランド州 (QLD)	526.5 万	ブリスベン
南オーストラリア州 (SA)	180.0 万	アデレード
西オーストラリア州 (WA)	276.2 万	パース
タスマニア州 (TAS)	57.0 万	ホバート
北部準州 (NT)	24.9 万	ダーウィン

出典：Australian Bureau of Statistics

1-2. オーストラリアの歴史

オーストラリアには、先住民が約 6 万年前から暮らし、オーストラリア全土で狩猟、採取による生活を営んでいた。自然からの恵みを生活の糧とする、独自の世界観（ドリームタイム）を基盤とした生活を営んでいた。1770 年 4 月、キャプテン・クックが、シドニー湾岸近くに上陸し、この上陸地をボタニー湾と命名し、英国領有宣言を行った。1788 年 1 月には、英国軍人で後に NSW 州の初代総督になったアーサー・フィリップがボタニー湾に到着し、植民地を建設した。これが植民地化の始まりである。

植民地化の目的は、資源獲得や囚人対策である。この後の約 80 年間でイギリスから約 16 万人の囚人がオーストラリア大陸に渡ったとされている。ただ一般の植民者は囚人よりもはるかに多く、羊毛産業と 19 世紀半ばのゴールドラッシュで、労働者として集められた者が多数含まれる。労働者は、白人ばかりでなく、アジアの各地から集められ、中には強制的に連れて来られ、奴隷として働かされた者もいた。

植民地化は、先住民の征服・迫害が伴うものだった。入植者によって多くの先住民の人々が免疫の無い病気に晒され、スポーツハンティングの延長として先住民を殺害したケースもあったという。タスマニアでは拉致確保した先住民以外は殲滅されたともいわれている。

こうした背景には、イギリス文化を基調とするオーストラリアの白豪主義がある。白人以外は差別的に扱われ、虐げられた。白豪主義は、先住民の子どもを親元から引き離し、寄宿舎や白人家庭で養育するという強制分離政策につながった。先住民の子どもも白人の「進んだ文化」のもとで育てられるべきという一方的な考え方に基づくもので、政府や教会が主導して行った。この施策は 1910 年頃から 1970 年代にかけて行われ、子どものおよそ 1 割が連れ去られ、結果として彼らから先住民としてのアイデンティティを喪失させた。こうした世代の人々を「盗まれた世代」(Stolen Generation)と呼んでいる。「盗まれた世代」については、1995 年、強制分離政策に対する社会的認知と理解がないことが当事者の回復の妨げになっているとする先住民コミュニティによる働きかけによって、政府が「大陸の先住民とトレス海峡諸島民の子どもの家族からの分離に関する全国調査」を人権・機会均等委員会に依頼した。調査開始から 2 年後の 1997 年に最終報告書「家に帰そう」(Bring Them Home)が連邦議会に提出されると、その後 2001 年までに全州・準州が、2008 年に連邦政府としてラッド首相が「盗まれた世代」の人々に対して謝罪を行った。

第二次大戦後、労働党が人口 2,500 万人を目標にした大量移民計画を発表した。この一環で、イギリスからも戦争孤児やシングルマザーの子どもなど、推計 13 万人（1920～1970 年代）に上る児童移民が、主にオーストラリアに送られ、多くは低賃金労働者として利用された。中には暴力や性被害を受ける子どももあった。この事実は長い間両国民の間で知られることなく経過した。

1973 年にイギリスが EC に加盟し、ヨーロッパ諸国とのつながりが強くなった一方で、イギリスとオーストラリアを含むイギリス連邦加盟諸国のつながりは薄れていく。これによってイギリスを中心においたオーストラリアの外交政策は大きな転換点を迎えた。日本も含むアジアとの経済的、政治的交流が進み、アジアの国としての存在感が増していく（アジア化）。

移民政策も大きく転換し、1973 年の「移民法」「オーストラリア市民憲法」の改正、1975 年の「人種差別禁止法」制定によって、公共の場での差別的な発言や危害を加える行為、移住手続きや国内での生活・教育・雇用に関する一切の人種差別を禁止した。ベトナム戦争後、ベトナム難民を数多く受け入れるなど、積極的にアジアからの移民を受け入れるようになり、多文化主義 (multiculturalism) を国策として掲げるようになった。

先述した児童移民については、1988 年にイギリスの社会福祉士マーガレット・ハンフリーズ氏がこの事実を知り、成人している移民児童の実親探しに取り組むこととなる。氏はこの事実を著書「からのゆりかご」(1994 年)として発刊した (2010 年に『オレンジと太陽』として映画化された)。オーストラリアへの児童移民は、オーストラリア連邦政府とイギリス政府の協力の下に行われ、児童福祉団体や教会組織が関与していた事実は大きなスキャンダルとなった。その後、2009 年にオーストラリアのラッド首相が、2010 年にイギリスのブラウン首相が、国民を代表して児童移民たちに謝罪した。

2009年にラッド首相が児童移民に対して謝罪を行った時、同時に「忘れられたオーストラリア人」(Forgotten Australians)への謝罪も行われている。「忘れられたオーストラリア人」とは、20世紀にオーストラリアで生まれ、貧困や虐待、養育者がいないなどの理由で家庭外ケア(Out-of-home care)のもとで育った人々で、40万人いるとされる。先住民の子どもだけではなく、人種に関係なく多くのシングルマザーの子どもが強制的に隔離され、養子にされたり、施設に送られたりして低賃金労働や様々な虐待の被害にあっていた事実もある。「忘れられたオーストラリア人」については、2009年のラッド首相の謝罪後、2012年までに全州が当事者に謝罪をした。

現在、オーストラリアは200を超える民族が暮らす多民族国家となっている。人種構成では白人系が9割以上を占め、アジア系が7%、先住民が約3%である。2021年7～9月に実施された国勢調査によると、総人口に占める移民の背景を持つ者の割合が5割を超え(51.5%)、両親がいずれもオーストラリア出身かつオーストラリアで生まれた者(48.5%)の割合を上回った。白人系の移民が多かったが、2000年以降現在はアジア系移民が増加し、移民の半数近くをアジア系が占める状況となっている。

制度的な人種差別はなくなったが、白豪主義的な人種差別意識は未だ少なからず残っているという。年々増加するアジア系移民に対して反感を持つ風潮もみられ、例えば「カレー臭い」などという差別的な偏見から、白人青少年たちがインド人を襲撃する事件が繰り返し起きており、社会問題となっている(「レッツ・ゴー・カレー・バッシング」(Let's go Curry Bashing!))。

2. 児童保護と予防的支援

2-1. 基盤となる法律・規則

(1) 子ども若者(ケアと保護)法

NSW州における児童虐待防止施策の中心となる法律は子ども若者(ケアと保護)法1998年第157番(Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998 No 157)である。NSW州では、子ども(Children)は0～15歳を指し、16～17歳を若者(Young Persons)と呼ぶ。子どもは、自分の家や地域で、安全に、暴力や虐待を受けずに暮らす権利を持っている。オーストラリアでは子どもの虐待とネグレクトは犯罪とみなすが、未解決な重大問題であり続けている。

児童虐待は以下の4つに分類される。

- ①ネグレクト - 親や養育者が、子どもの成長や発達に必要な食事、衣類、安全な場所、医療や歯科ケア、十分な見守り、しつけ、ケアなどを継続的に与えていないこと。
- ②性的虐待 - 大人に限らず子どもも含む他者が、子どもからの権威や信用を利用して、性的行為を行うこと。しばしば、子どもはお小遣いを与えられ、あるいは身体的・心理的に脅されて行為をさせられる。性的虐待は犯罪である。
- ③身体的虐待 - 親、養育者、その他の者からの子どもに対する事故でない負傷あるいは負傷のパターンをいう。それは極度な訓練、激しい殴打や揺さぶり、タバコの火傷、絞殺の試み、女性性器切除などによる障がいに限らない。あざ、裂傷、ムチでたたき、火傷、骨折、脱臼なども含む。子どもに対して理由なく身体的な力を加えることはNSW州では犯罪である。例えば、頭や首を叩くこと、訓練や罰を与えるために杖やベルトその他のものを使用することは犯罪とみなされる場合がある。
- ④心理的虐待または精神的な害 - 親や養育者の言動がもたらす深刻な心理的害は、信頼感、自尊心にダメージを与え、その結果、深刻な情緒障がいや心理的トラウマをもたらす。

(2) その他、子ども若者に関する法律(当局が関与する法律)

- ・養子縁組法2000(Adoption Act 2000)
- ・子ども若者アドボケイト法2014(Advocate for Children and Young People Act 2014)
- ・養育者(承認)法2010(Carers (Recognition) Act 2010)
- ・児童保護(国際的措置)法2006(Child Protection (International Measures) Act 2006)(移民の子どもなどの児童保護に関する国際間協力に関する法律)
- ・児童保護(子ども支援)法2012(Child Protection (Working with Children) Act 2012)(子どもに関わる仕事への従事者に関する法律)
- ・コミュニティ・サービス(苦情、レビュー、モニタリング)法1993(Community Services (Complaints, Reviews and Monitoring) Act 1993)

(3) 規則

- ・養子縁組規則2015(Adoption Regulation 2015)
- ・児童保護(子ども支援)規則2013(Child Protection (Working with Children) Regulation 2013)
- ・子ども若者(ケアと保護)(児童雇用)規則2015(Children and Young Persons (Care and Protection) (Child Employment) Regulation 2015)

- ・子ども若者（ケアと保護）規則 2012（Children and Young Persons (Care and Protection) Regulation 2012）
- ・子ども若者（貯金と移行時期）規則 2000（Children and Young Persons (Savings and Transitional) Regulation 2000）

2-2. NSW 州コミュニティ・司法省について

児童家庭福祉に関する様々な行政を行うところがNSW 州コミュニティ・司法省（Department of Communities and Justice, New South Wales Gov.(以下、DCJ)）である。DCJ は、人々の安全で安心できる暮らしを保障するための省で、以下の7つの役割を担っている（図 2-1）。

- ・安全なコミュニティ
- ・効果的で合理的な司法システム
- ・再犯防止
- ・災害・危機対応
- ・多様性を包摂する地域（共生社会）
- ・子どもと家族の幸せ
- ・安全かつ入手可能な家の取得

7つの役割を果たすために、以下の7つの部門がある。

- ・児童保護とパーマネンシー
- ・総務
- ・厚生保護（刑務所も含む）
- ・裁判所
- ・ハウジング
- ・法制度
- ・政策設定

安全で安心できる暮らしを目的として、司法、福祉、災害対策部門が統合されて1つの省になっているという世界的に見ても特徴的な行政組織と言えよう。

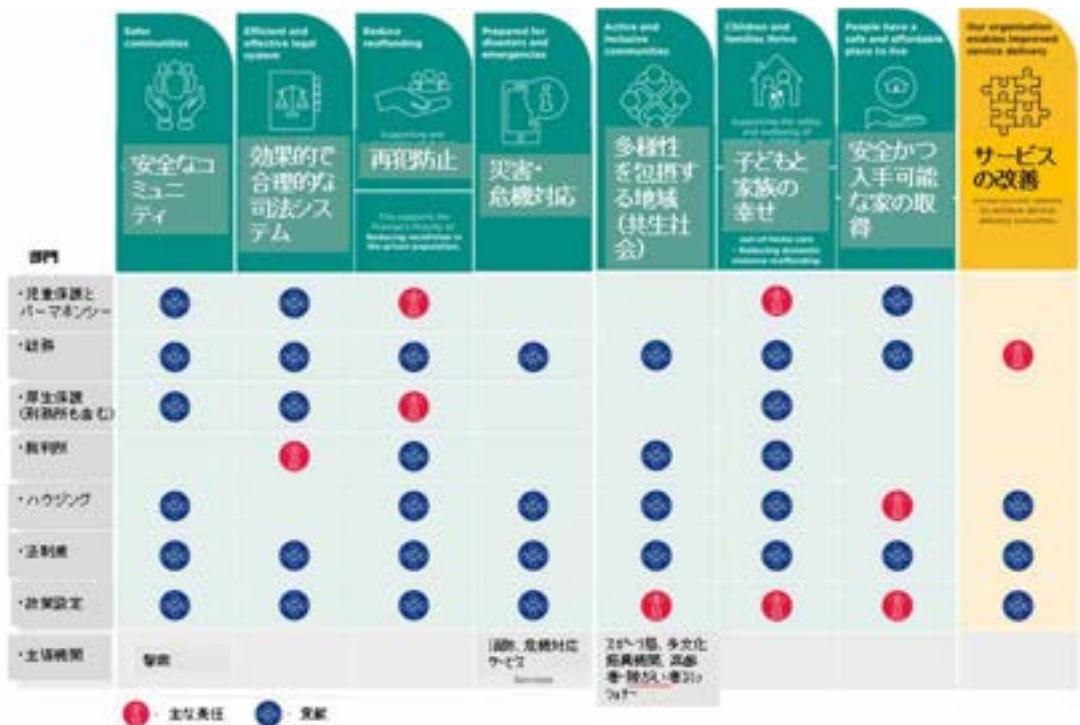


図 2-1. DCJ の部門と役割

出典：Department of Communities and Justice. Strategic Direction 2020-2024.

NSW 州の行政区は計 16 区に分かれるが、DCJ はいくつかの区を統合し、7つのエリア（クラスター）に分けて展開している（表 2-1、図 2-2）。本部は、Western Sydney（地図の⑦：桃色）のパラマタにある。以前はほとんどの省がシドニー中心部にあったが、地域分散化と DCJ の目的を果たすためにはより住民に近いところにあるべきとの考え方から、2021 年シドニー郊外の住民が多く暮らすパラマタに移転した。

表 2-1. NSW 州にある 7つのクラスター

No	各クラスターにある区名	地図の色
①	Hunter, Central Coast	水色
②	Illawarra Shoalhaven, Southern NSW	グレー
③	Murrumbidgee, Far West, Western NSW	緑
④	Northern NSW, Mid North Coast, New England	橙
⑤	South Western Sydney	黄色
⑥	Sydney, South Eastern Sydney, Northern Sydney	紫
⑦	Western Sydney, Nepean Blue Mountains	桃色

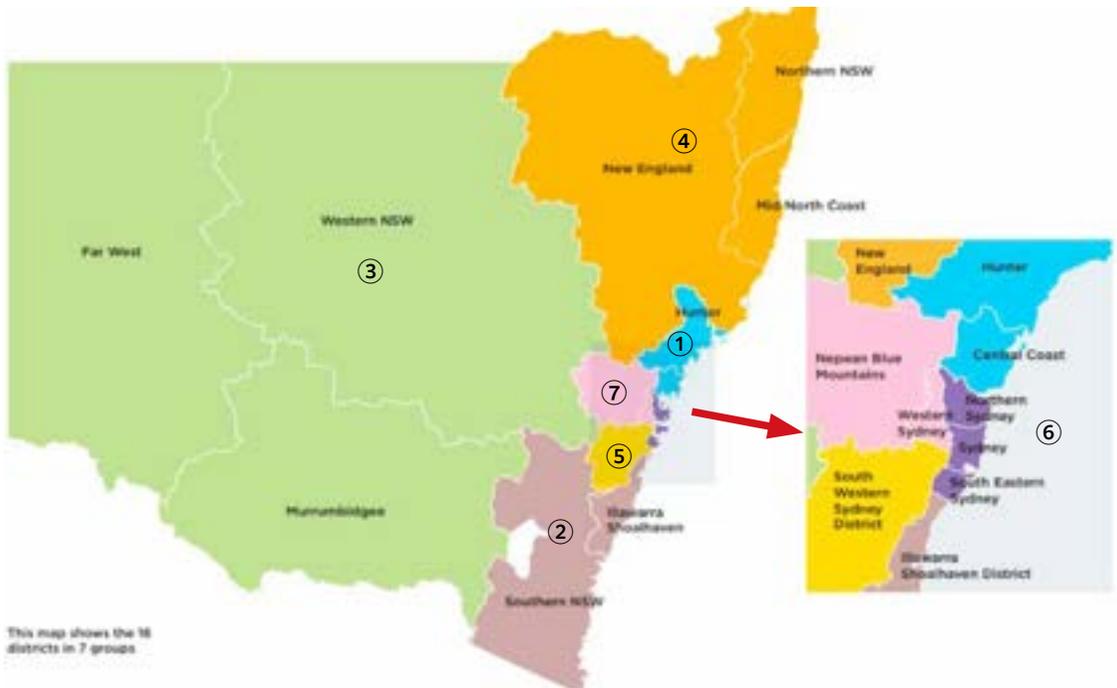


図 2-2. NSW 州の 16 区と 7つのクラスター（色分け）

2-3. NSW 州の児童保護機関：CS（Community services）について

(1)CS の概要

NSW 州において児童虐待の相談対応を行う中心機関は児童保護局（Community Services:以下、CS）である。CS は、DCJ の児童保護とパーマネンシー部門に属する行政機関であり、日本の児童相談所にあたる。CS の主な役割は以下のとおりである。

- ・児童虐待通告の受理、調査、介入
- ・ケースマネジメント
- ・家庭外ケアの提供
- ・予防サービスの提供
- ・二次予防（リスクのあるケースへの予防的支援）サービスの提供
- ・ハイリスクケースへの集中的家族支援サービスの提供

表 2-2. 各クラスターの CS 設置数

No	各クラスターにある区名	CS 数
①	Hunter, Central Coast	8 ヲ所
②	Illawarra Shoalhaven, Southern NSW	10 ヲ所
③	Murrumbidgee, Far West, Western NSW	24 ヲ所
④	Northern NSW, Mid North Coast, New England	15 ヲ所
⑤	South Western Sydney	6 ヲ所
⑥	Sydney, South Eastern Sydney, Northern Sydney	8 ヲ所
⑦	Western Sydney, Nepean Blue Mountains	9 ヲ所
	合計	80 ヲ所

CSは各クラスターをさらにいくつかの管轄エリアに分けて実務を行う。7つのクラスターに所属する区名とそこに設置されているCSの設置数を表2-2に示す。各所には1人のディレクター（所長）が配置されている。

NSW州の人口が約809.5万人であることを踏まえると、1つのCSの管轄エリア人口の平均は約10万1千人となる。日本には、215ヶ所（2018年4月1日現在）あり、全人口12,678万人を踏まえると、児童相談所1ヶ所の平均管轄人口は約59万人である。両国の間で、児童相談所とCSが管轄するエリアの対象人口には大きな開きがある。

オーストラリアでは原住民居住区への対応や、国土の大きさなども考慮に入れる必要があるため簡単に比較することはできないが、日本に比べて身近に設置されていることがうかがわれる。

(2)CSに従事するケースワーカー

NSW州内のCSに従事するケースワーカーは、2022年9月現在で、1,729人である（NSW Department of Communities and Justice, Caseworker Dashboard September 2022 Quarter, Services for Children and Young People Dashboard）。人口約5千人弱に1人の配置となっている。日本の児童福祉司数は5,168人（2021年度 厚生労働省資料）で、人口約2万4千人に1人の配置であり、近年日本の児童福祉司の増員が図られているが、まだ5倍近くの開きがある。

ケースワーカーは業務内容や対象によって4つの種類に分かれる（表2-3）。通告や相談をトリアージ（受理するか否かの評価）するヘルプライン・ケースワーカー、受理されたケースの支援と保護を行う児童保護ケースワーカー、より重篤なケースに対して司法、警察、保健などと協働して支援を行う児童保護協働プログラム・ケースワーカー、および先住民に対応するアボリジナル・ケースワーカーの4種である。アボリジナル・ケースワーカーは、先住民の暮らし、言語、文化を理解していることが条件であり、先住民と同じ民族、あるいは先住民のかかわりの深い者が担っている。こうしたワーカーの存在は、ニュージーランドのマオリ族に対応するワーカーと同様に、オセアニア地域の大きな特徴であり、多様性を踏まえたソーシャルワークの世界的展開をリードするものである。重篤なケースほど、多分野協働が必須となるが、協働を目的としたソーシャルワークを1つの重要な役割として位置づけているのが、司法と福祉が統合されたDCJ組織と並んで、NSW州の特徴の1つと言えよう。

なお、ケースワーカーの資格制度はなく、大学で社会福祉学、心理学、教育学などを学んだ者であれば、ケースワーカーとして従事することができる。

表 2-3. ケースワーカーの種類

Helpline Caseworker ヘルプライン・ケースワーカー	相談や通告を最初に受ける。専門家やコミュニティのメンバーと直接連絡をとり、懸念を聞き、法定の児童保護対応を必要としているかどうかを判断するために必要な情報を収集する。子どもの安全の評価に大きな役割を果たす。
Child Protection Caseworker 児童保護ケースワーカー	子どもの安全を守り、子どもが能力を発揮できるように支援する。子どもと親、拡大家族と協力して、強みとニーズを評価し、家族の社会面、心理面、健康面における状況、教育的成果を改善し、子どもや若者の安全のために必要な変化を生み出す支援をする。家族と協力し、文化を大事にし、子どもの生涯にわたるつながりを築く。
JCRP Caseworker 児童保護協働プログラム・ ケースワーカー	JCRP(Joint Child Protection Response Program)は、DCJ、NSW州警察、NSW州保健省による専門家プログラム。性的虐待、深刻な身体的虐待、重度のネグレクトを経験したと考えられる子どもや若者に、安全、刑事司法、健康を包括的に調整して提供する。JCRPケースワーカーは、警察や保健と協力して安全とリスクの全体的な評価を実施し、家族と直接協力してリスクを軽減し、子どもが安全に家で過ごせるようサポートする。
Aboriginal Caseworker アボリジナル・ケースワーカー	大陸の先住民またはトレス海峡諸島民としてのアイデンティティがあり、2年以上、先住民の子どもや若者家族支援に従事した経験がある人を募り、先住民のケース対応を行う。

2-4. 児童虐待対応の現状

通告から被害認定までの状況をまとめると、オーストラリア全土で、年間の通告件数は約 53 万件あり、調査対象となるのは通告件数の約 3～4 割である。調査の結果被害が実証されるケースは、そのさらに 4 割程度となる (図 2-3)。以下、通告義務、通告と受理の現状、調査と被害認定の現状、重大な危害についての評価の現状、代替養育について詳細を述べる。

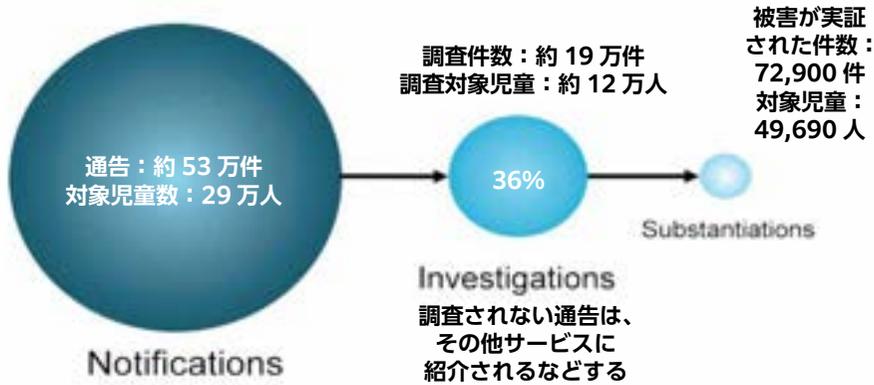


図 2-3. オーストラリアにおける通告件数、調査数、被害が実証された児童の概況
出典: Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

(1)NSW 州における通告義務、及び子どもの危険因子とそのサイン

警察、病院、保健機関、福祉機関、学校 (私立学校・幼稚園含む)、DCJ の家族地域サービス機関、保育園、障がい者施設などに属する支援者には、0～15 歳の子どもに対する児童虐待を発見した場合の通告義務が課せられている。こうした機関に対しては、虐待やネグレクトについての可能性を示すサインについて周知し確実に通告するよう研修などを行っている。通告義務違反者には罰金 (最高 8,000 ドル) または禁錮刑 (最高 6 ヶ月)、あるいはその両方が科せられる。

虐待やネグレクトの可能性を示す一般的な身体的および行動的サインを DCJ がそのホームページで一般向けに示している (表 2-4)。これらは必ずしも虐待やネグレクトを意味するものではない。子どもと若者の置かれた状況や家族の生活環境などのコンテキストを考慮する必要がある。

なお、重要な危険因子に「DV も含む家庭内の暴力の歴史」が挙げられているが、DV は子どもの身体的及び心理的ウェルビーイング、また子どもの将来にも影響を与え得ることとして重視されている。2010 年、NSW 州では重大な危害についての疑いの通告は 2 万件あったが、これらケースで最も多くみられた課題が DV であった。国の「女性と子どもへの暴力を減らすための計画 2010-2022」においても DV の目撃は子どもへの危害と捉えられ、12 年間かけて女性と子どもへの暴力を大幅に減らす目標が掲げられている (オーストラリア政府評議会, 2010)。

表 2-4. 虐待やネグレクトの危険因子とサイン

重要な危険因子
<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者・家族の物理的孤立。拡大家族につながれないことも含まれる 以前にあった、きょうだいへの虐待やネグレクト DV を含む家庭内の暴力の歴史 自身あるいは子ども・若者へのケアの能力に影響する親や養育者の身体・精神疾患 自身あるいは子ども・若者へのケアの能力に影響する親や養育者のアルコールや薬物の使用
<p>下記は、必ずしも虐待やネグレクトがあることを意味しない。しかし子どもの状況や、年齢やその他の脆弱性、例えば障がいや慢性疾患なども考慮する必要がある。懸念がある場合は、CS に報告しなければならない。</p>

ネグレクトの可能性のある考慮すべきサイン

- 子ども・若者のサイン -
 - ・ 低体重や成長発達の遅れ
 - ・ 痛み、おむつかぶれ、虫歯の未治療などの身体的問題
 - ・ 衛生状態が悪い。たとえば、子どもや若者がいつも汚れたままでいる
 - ・ 顔色と髪質感が悪い
 - ・ 子どもの年齢に応じた適切な監督がされていない
 - ・ 生きるためにごみをあさる、または食べ物を盗む
 - ・ 学校、公共の場所、他の家での長期滞在
 - ・ 大人の愛情を切望または無差別に求めている
 - ・ ロッキング、サッキング（何かをしゃぶる）、ヘッドバンギング
 - ・ 出席率が低い
- 親や養育者 -
 - ・ 十分な食料、安全な場所、衣服、医療処置、安全な家庭環境を提供できない、提供したくない
 - ・ 適切な監督なしで子どもを放っておく
 - ・ 子どもまたは若者を遺棄する
 - ・ 長期間、物理的な接触または刺激を与えない
 - ・ 心理的育成を提供できない、または提供したくない
 - ・ 子どもや若者のニーズについての理解が限られている
 - ・ 子どもや若者に非現実的な期待を抱いている

身体的虐待の可能性のある考慮すべきサイン

- 子ども・若者のサイン -
 - ・ 顔、頭または首への打撲、その他の打撲およびそれを引き起こした物体の形状を示す可能性のある痕、例えばベルトのバックル、手形
 - ・ 裂傷と殴打や圧迫の痕
 - ・ 頭部外傷を示唆する可能性がある眠気、嘔吐、発作または目の中の血液の溜まり
 - ・ 大人による噛み傷と引っかき傷
 - ・ 骨折（特に3歳未満の子どもの場合）
 - ・ 脱臼、捻挫、ねじれ
 - ・ タバコ火傷を含む火傷および熱傷
 - ・ 複数の怪我やあざ
 - ・ 子どもまたは若者による怪我の説明が、実際の怪我と合っていない
 - ・ 既往のない内臓破裂による腹痛
 - ・ 有毒物質、アルコール、その他の有害薬物の嚥下
 - ・ 「特別な手術」などの女性性器切除を示す言葉
- 親や養育者 -
 - ・ 原因不明または疑わしい怪我、食べ物でない物質の飲み込み、または保健やその他サービスへの子どもや若者を伴った苦情のための頻繁な訪問
 - ・ 親による怪我の説明が、実際の怪我と合っていない
 - ・ 暴力がある家族歴
 - ・ 子どもの頃の被虐待歴
 - ・ 子どもや若者を傷つけることを恐れている
 - ・ 過度なしつけ

性的虐待の可能性のあるサイン

- 子ども・若者のサイン -
 - ・ 陰部のあざや出血
 - ・ 性感染症
 - ・ 胸、臀部、下腹部、または太もものあざ
 - ・ 直接的または間接的に、あなたに対して子どもまたは若者またはその友人が性的虐待について話す
 - ・ 性行為を描写する
 - ・ 子どもの年齢には不適切な性的知識または行動
 - ・ 着衣のまま寝る
 - ・ 突然のおねしょやおもらしに戻るなどの退行行動
 - ・ 薬物依存、自殺企図、自傷行為などの自己破壊的な行動
 - ・ 小児性愛者またはそれと疑われる者と子どもが接触している
 - ・ 拒食または過食
 - ・ 思春期の妊娠
 - ・ 原因不明のお金と贈り物の蓄積
 - ・ 家から逃げ続ける
 - ・ 自傷行為、自殺未遂などのリスクテイキング行動
- 親や養育者 -
 - ・ 子どもや若者を売春やポルノにさらしたり、子どもをポルノの目的で使用したりする
 - ・ 他人の性的行動の子どもに対する意図的な暴露
 - ・ 過去に性的虐待の有罪判決を受けている、またはその疑いがあった
 - ・ 子どもまたは若者に他の子どもとの性的行為を強要する
 - ・ 性的虐待の言葉による脅迫
 - ・ 家族による思春期の妊娠の否定

心理的虐待の可能性のあるサイン

あらゆる種類の虐待とネグレクトは子どもを心理的に害するものだが、「精神的な害」または「心理的虐待」は、子どもまたは若者の自信と自尊心を傷つけ、深刻な感情的剥奪またはトラウマをもたらす

- 子ども・若者のサイン -
 - ・ 人生と自分自身に対する一貫した無価値感
 - ・ 他人を大切にできない
 - ・ 人に対する信頼の欠如
 - ・ 日常を送る機能としての人との接し方のスキルの欠如
 - ・ 極端な注意喚起行動
 - ・ 大人を喜ばせたい、または従おうとすることに執拗で熱心
 - ・ 極端なリスクをとり、著しく破壊的、いじめ、攻撃的
 - ・ 非常に自己批判的、抑うつ、または不安
 - ・ 自殺をすると脅す、または自殺企図
 - ・ 家から逃げ続ける
- 親や養育者 -
 - ・ 子どもや若者への絶え間ない批判、軽視、からかい、無視、または褒めたり注意したりしない
 - ・ 過度または不当な要求
 - ・ 継続的な敵意と深刻な言葉による虐待、拒絶、スクープゲーティング
 - ・ 養育する特定の子どものまたは若者が悪いまたは「悪」であると信じる
 - ・ 罰として不適切な身体的または社会的隔離を使用する
 - ・ 家庭内暴力

引用翻訳： <https://www.facs.nsw.gov.au/families/Protecting-kids/reporting-child-at-risk/harm-and-neglect/chapters/signs-of-abuse> (2023.03.10 閲覧)

(2) 通告と受理

オーストラリア全土における 2016-17 年から 2020-21 年までの通告数を表 2-5 に示す。通告数は毎年増加しており、2016-17 年の約 38 万件から 2020-21 年は約 53 万件と 5 年間で 1.4 倍に増加している。

表 2-5. 通告件数の推移

年	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
通告件数	379,459	396,234	451,184	486,280	531,884
通告対象児童数	233,795	245,382	269,193	275,015	293,585

出典： Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

通告を受けたケースは、全てが調査対象となるわけではない。オーストラリアでは、子どもと若者への不適切な養育などの通告や相談を受理した後、それが「重大な危害」のリスク (Risk of Significant Harm) に当たるかどうかの初期評価を行い、調査の有無や対応までの時間的期限を決めることが第 1 の対応となる。これを担うのが児童保護ヘルプラインである。

「1 回限りの」できごと (虐待) が重大な害を起こす可能性はあるが、一般的に、子どもや若者に影響を与えるのは、親や養育者の行動の頻度、持続性、期間である。これには、過度な非難、愛情の抑制、DV への暴露、脅迫または脅迫的な行動など、様々な行動が含まれる。

(3) 調査と被害の実証

オーストラリア全土においては、2020-21 年の通告件数 531,884 件に対して、調査が行われた件数は 192,145 件で、調査対象児童数は 120,774 人であった。調査の結果、被害が認定された児童数は 49,690 人であった (表 2-6)。

表 2-6. 通告件数、調査件数と児童数、被害が実証された児童数 (2020-21 年)

通 告		調 査		被害が実証された児童数
通告件数	531,884 件	調査件数	192,145 件	
通告対象児童数	293,600 人	調査対象児童数	120,774 人	49,690 人

出典： Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

調査対象となった通告件数（192,145 件）の通告元の内訳を表 2-7 に示す。警察からが最も多く、次いで学校職員、医療・保健従事者と続く。以上の 3 職種で全体の約半数を占めている。

表 2-7. 通告者の内訳と通告件数

通告者	調査対象となった 通告件数	割合 (%)
警察	40,883	21.3
学校職員	39,112	20.4
医療 / 保健従事者	23,171	12.1
家族	17,181	8.9
友人や隣人	4,390	2.3
ソーシャルワーカー	16,865	8.8
NGO	21,414	11.1
当局職員	10,709	5.6
チャイルドケア従事者	3,226	1.7
その他	13,380	7.0
子ども本人	433	0.2
記録なし	1,381	0.7
合計	192,145	100.0

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

被害が実証された児童数の過去 5 年間（2016-17 年～ 2020-21 年）の推移を表 2-8 に示す。

表 2-8. 被害認定児童数の推移

年	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
被害認定児童数	49,315	32,031	47,516	48,886	49,690
児童 1,000 人あたり	9.0	8.5	8.5	8.7	8.8

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

※ 2017-18 年は、NSW 州の統計システムの変更により同州のデータは含まれていない。

被害が実証された児童の年齢区分別 1,000 人あたりの人数を表 2-9 に示す。4 歳以下の就学前の児童に被害が多い傾向がある。

表 2-9. 被害が実証された児童数（年齢区分別 1,000 人あたり）（2020-21 年）

1,000 人あたり 児童数	1 歳未満	1～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～17 歳	合計
	16.6	9.2	8.2	8.4	5.3	8.5

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

児童が受けた被害について、虐待種別での内訳を表 2-10 に示す。心理的虐待が一番多く、続いてネグレクトが多い。心理的虐待には、子どもを監護する者による、重大な情緒的剥奪や心理的トラウマを負わせるような言動、家族内暴力（DV）の影響を受けた場合などが含まれ、DV の中にいる子どもが多い現状がある。

表 2-10. 被害が実証された児童が受けた虐待（主要な虐待）（2020-21 年）

虐待の種類	児童数	割合 (%)
身体的虐待	6,916	13.9
性的虐待	4,843	9.7
心理的虐待	27,187	54.7
ネグレクト	10,614	21.4
言及なし	130	0.3
合計（被害が実証された児童）	49,690	100.0

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

オーストラリアでは、先住民の人権擁護は大きな課題の 1 つである。被害が認定された児童について、先住民と非先住民の内訳を表 2-11 に示す。1,000 人当たりの児童数を見ると、先住民は非先住民の 7 倍となっている。制度的な人種差別はなくなり、先住民に対する強制分離政策は消滅しているが、情緒的な差別は残り、先住民が暮らしにくい状況は歴然とある。こうしたことが先住民の子どもの被害の背景にあり、特に都市部で顕著となっている。

表 2-11. 被害が実証された児童の属性 (2020-21 年)

	児童数	児童 1,000 人あたり
先住民	14,596	43.4
非先住民	33,183	6.2
不明	1,911	-
合計	49,690	8.8
児童 1,000 人あたり先住民 / 非先住民の比率		6.9

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

(4) 児童保護児童と家庭外ケア児童

オーストラリア全土において、被害が認められた子どものうち、アセスメントの結果、重大な危害のリスクがあるとされた子どもと若者の数は、126,818 人 (2020-21 年) であった。

非行の子どもなど、重大な危害のリスクがなくとも保護を必要とする子どももあり、こうした子どもを児童保護対象ケースと呼ぶ。児童保護対象ケースに対しては濃密な支援が開始されるが、中には司法が関与して、行政の監督の下で支援を行うケースがある。それをケア・保護命令と呼ぶ。ケア・保護命令には CS の監督下で親元か親密な親族のもとで在宅支援を行うファミリーケアと、家を離れて里親などのもとでケアを行う家庭外ケア (Out-of-home care) の 2 種類がある。2016-17 年から 2020-21 年までの児童保護児童数、ケア・保護命令児童数、家庭外ケア児童数、ファミリーケアの児童数 (2020-21 年のみ) を表 2-12 に示す。家庭外ケア児童数は、年々増加傾向にあるが、オーストラリアの全児童人口の約 0.8% で推移している。

表 2-12. 児童保護児童数、ケア・保護命令児童数、家庭外ケア児童数の推移 (各年 6 月 30 日現在)

年	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
児童保護児童数	168,344 (30.7)	158,604 (28.7)	170,151(30.5)	174,719(31.0)	178,813(31.6)
ケア・保護命令対象児童数	54,665(9.9)	56,411(10.1)	59,073(10.5)	60,903(10.8)	61,743(10.9)
家庭外ケア児童数 (里親、施設など)	43,051(7.8)	43,653(7.9)	44,905(8.0)	45,996(8.1)	46,212(8.1)
ファミリーケア (親元、親族)					4,830
その他 (病院、寄宿学校、ホテルなど)					11,967

() 内は児童 1,000 人あたりの児童数

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

ケア・保護命令下で家庭外ケアとなった児童の居住場所内訳を表 2-13 に示す。里親や親戚の下 (キンシップケア) でケアを受ける「家庭的ケア」の子どもが全体の 9 割を占め、施設などのケアは 1 割に満たない。しかし近年は養育里親のなり手が少なく、あっても短期の契約を希望する里親が多数となっている。そのため親戚が里親 (祖父などの親族は在宅支援 (ファミリーケア) の枠組みに入る) になるキンシップケアが増加している。今回の視察の訪問先であった **Uniting(66 ページ)** では、第三者による長期の養育里親はなり手がなく、不足している状況があり、親戚や親しい人が里親になるキンシップケアに力を入れ、政府もそれを後押ししているという話が聞かれた。

短期契約の里親が多い現状は、新たな問題を発生させている。それは長期に家庭外ケアが必要な場合、複数の短期の里親でつながるを得ないという問題である。里親から別の里親への移行には、喪失感や環境の変化による心理的負担が伴い、それを繰り返すことは大きな心の痛手となる。長期的予後に悪影響をもたらす小児期の逆境体験 (ACEs) の中に、繰り返される養育者の変更が掲げられており、また幼少期であれば、アタッチメント障がい の 1 つの指標になることはアメリカの精神医学診断 (DSM5) でも明記されていることである。

この問題に対応するために、委託の変更時においては、それがたとえ遠方の地域に移ったとしても、その移行期間は、セラピストが子どもに寄り添って、移行に伴う様々な心的課題に治療的に対応して、子どもの人生を断ち切らないよう支援するといった取り組みが始まっている。今回の視察先である **ACF (81 ページ)** では、家庭外ケアを受けている子どもで過去 6 ヶ月間に委託先が最低 2 回変わっている子どもに対して、**OurSPACE** というプログラムが提供されていた。これは、子どもの抱えたトラウマに焦点を当てた子ども理解を新たな委託先の里親やその地域の支援者につなぎ、かつそれまでの暮らしと次の委託先の暮らしをストーリーとしてつないでいく治療的プログラムであり、オーストラリアの里親養育の現状問題を踏まえた実践例といえよう。日本においても措置変更は増えている現状があり、こうした取り組みは子どもの移行期支援を行う上で非常に参考になるものである。

またかつて、オーストラリアの先住民の子どもたちは、強制分離政策によって、白人の里親宅に移され養育された。結果として彼らから先住民としてのアイデンティティを喪失させてしまった。この反省から、現在は

子どもの委託先は、同じ民族、言語、文化を考慮して委託するようにしている。今回の視察先であった SSI（74 ページ）では、57 の民族的背景をもつ 250 名の子どもを支援している。思春期・青年期におけるアイデンティティの確立期において、自分の出自、民族的背景、そしてこれまでのライフストーリーは重要な意味を持つ。SSIはこの点を重視し、里親養育にあたっては民族的背景が同じ里親とのマッチングを基本とし、またライフストーリーワークを重視している。ただ、現在のオーストラリアは多民族国家であり、多様性の中で生きることが求められている。そのため里親を必要とする子どものニーズも特に思春期以降では多様化しており、同じ民族の里親だけでなく幅広い選択肢が必要になっているという。

表 2-13. ケア・保護命令対象児童の居住場所 (2021 年 6 月 30 日現在)

居住場所	児童数	割合 (%)
里親	16,487	36.7
親戚/キン (家庭的ケア)	24,297	54.1
その他家庭的ケア	467	1.0
家庭的ケア合計	41,251	91.8
施設ケア	3,294	7.3
ファミリーグループケア	138	0.3
自立	263	0.6
施設等ケア	3,695	8.2
合計	44,946	100.0

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

2-5. 虐待による死亡事例

オーストラリアでは、子どもの死亡事例検証制度 (Child Death Review : CDR) があり、全死亡児童に対して行われている。さらに死亡に至らないまでも深刻な虐待などのケース、過去に児童保護サービスの関与があった子どもの死亡事例についても検証 (Serious Case Review) が行われている。表 2-14 は NSW 州 (人口 809.5 万) での虐待による死亡事例数である。

表 2-14. NSW 州児童虐待・ネグレクト関連死 (2018 年・2019 年 2 年間合計)

虐待種別	虐待関連死亡事例数
虐待	15
ネグレクト	2
疑わしい状況	2
合計	19

出典：NSW Ombudsman, Biennial report of the deaths of children in New South Wales: 2018 and 2019.

2-6. 予防的支援とファミリープリザベーション

今や世界的な流れであるが、オーストラリアでも重大な危害に至る前の段階で、早期に支援を開始することが必要との認識が強く打ち出されている。特に、子どもの将来に悪影響をもたらすとされる小児期の逆境体験に注目し、親の精神疾患、DV、親のアルコール・薬物乱用などの家族問題がみられた場合は、早期に支援を開始して、重篤な状態への進行を予防的に防ぐ取り組み強化に舵を切っている。

家庭外ケアが選択される前の予防的支援には、一般の子育て支援のようなポピュレーションアプローチと、家庭内に課題を抱え、虐待発生のリスクの高い (ハイリスク) ケースに対して、問題の重症化による虐待の発生を防ぎ、できるだけ家族のもとで暮らせるよう支援するアプローチがある。

いずれにしても、虐待などが発生した家族に対して、行政権限を行使しての介入的で指示的な対応ではなく、子どもと家族の気持ちや願いに焦点を当て、当事者の視点に立って支援を展開することに重きを置いている。なお、日本でも有名なサイズズ・オブ・セーフティ・アプローチはこうした背景意識からタネル氏が 1990 年代に入って生み出したものである。

(1) ポピュレーションアプローチの充実強化

まず、ポピュレーションアプローチについては、子ども家庭福祉、母子保健、保育・教育分野など様々な分野が単独かつ協働して、様々な取り組みが開発され、その充実強化が図られている。また公的機関のみならず民間機関が大きな役割を果たしている。NSW 州におけるポピュレーションアプローチは、以下のような枠組みで展開している。

- ・支え合う地域づくり (Community Builders)
- ・周産期の全戸訪問
- ・子どもの保育、早期学習、子育て支援、親教育、イベントの開催など

- ・精神保健センターによる保護者のメンタルヘルスに係る支援
- ・母子保健センターによる、健診、訪問などの母子保健サービス
- ・その他：若年や先住民の親と子どもへの訪問支援やソーシャルネットワーク構築、幼児に対する学校への移行支援、ペアレントトレーニング、子どものプレイグループなど

今回の視察先である **Infants' Home**(56 ページ) は、従来からの保育・早期幼児教育に加え、親教育プログラム、プレイグループ、産後ケア、親子のイベントなど、様々なプログラムが用意されている。親子が抱えた課題の重さを3つの階層に分けて、それぞれに合った支援を選択、統合して提供している。保育所の多機能化によって、地域の子育て支援及び予防的支援の強化を図ったモデルケースといえよう。

(2) リスクを抱えた親と子どもの重症化を防ぎ、児童保護に至らないためのハイリスクアプローチ

児童保護システムに入る可能性があるリスクを抱えた子どもと家族に対しては、それを防ぐために濃密な支援が提供される。若年で脆弱な周産期の母子、非行や家出をした若者、発達に遅れや障がいがある子どもとその家族などが対象となる。ここでは DCJ と民間機関がタッグを組んで、一定期間集中的なプログラムが提供されている。

今回の視察先である **Uniting** (66 ページ) では、民間機関としてこの重要な役割に取り組んでいた。例えば親が薬物、アルコール、DV、経済困窮、精神疾患などの課題を抱えていて子どもが保護される可能性の高いケースに対して提供されている「集中的な家族維持プログラム」はその代表例である。これは原則6ヵ月(DCJからの予算提供の期限)の間、週に2~3回の家庭訪問、定期的な面接(問題解決志向面接など)、安全な生活環境の構築、登校のサポート、親の精神的問題への治療など、必要な専門職との協働のもとで濃密な支援が提供される。また、家庭内に問題を抱えて家に居場所がなくて家出するなどしている10代の子どもと青年に対して、住む場所や食事などのインフラを提供する「住宅支援」も極めて重要な取り組みとなっている。

3. 子どもの権利擁護

3-1. 子どもの意見表明権

1989年に国連で採択された子どもの権利条約について、オーストラリアは1992年に批准した(日本は1994年)。子どもの権利条約の一般原則は、差別の禁止(2条)、生命と発達の保障(6条)、子どもの最善の利益(3条)、意見表明権(12条)である。意見表明権については、近年日本においても最も重視している視点の1つである。子どもの意見表明権で重要な視点は、当事者(子ども)のことを決定する際に、当事者の意見が聴取され、考慮されること、そうした決定場面に当事者が参加できることである。2022年度の児童福祉法の改正で、児童相談所などは入所措置や一時保護などの際に児童の意見聴取の措置を講ずることとし、都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うこととされた。また同年に制定されたこども基本法においても、その基本理念として年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会活動に参画する機会が確保されることとされている。

●子ども若者アドボケイト法とユース提言委員会

オーストラリアでは、子ども若者アドボケイト法(以下、アドボケイト法)が2014年に制定されて以降、子どもの意見を取り入れる仕組みの構築と発展に取り組んでいる。その代表的な組織の一つが、今回の視察先であった **ACYP オフィス(子ども若者アドボケイトオフィス)**(47 ページ)で、アドボケイト法に基づいて設置され、州政府とは独立して運営されている。この機関の目的は、子どもと若者の安全とウェルビーイングの推進、子どもに関する施策決定への参画、子どもへの支援サービスに対する勧告などである。

子どもと若者の現状などに関する様々な調査を行い、様々な提言を行っている。2022年に発表された報告書のテーマを見ると LGBTQIA+ コミュニティ、刑務所に収監されている子どもの状況、コロナ禍にある子どもの状況、家庭外ケアの子どもの状況などとなっている。

またユース提言委員会(YAC)の設置について法律で定められており、ACYPはその運営を担っている。YACは12歳から24歳までの子どもと若者で構成される委員会で、委員は一般応募者の中から審査によって12名が選ばれ、大臣(DCJ 家族コミュニティ大臣)が任命する。給料が支払われ、任期は2年である。委員は、年齢、属性、立場など多様な立場のユースがバランスよく構成されるよう配慮されている。

2022年、YACが調査し、勧告を行った報告書のテーマは、ネットのいじめ、学校での電子タバコの影響、若者のメンタルヘルス、教育カリキュラム、性的同意、ヤングケアラーであった。

3-2. 民間の権利擁護

子どものアドボカシーについては、アドボケイト法制定以前から民間レベルの様々な団体が推進してきた実績がある。その一つが **クリエイト**(93 ページ)である。クリエイトは1999年に設立され、家庭外ケアを受けている子どもとケアラーの若者を対象に彼らをエンパワーし、彼らの声を届ける場を提供するなどしている。また現行の施策やサービスを改善し、地域社会の認識を改善、ケアシステムを改良していく取り組みとして、

チェンジ・プログラムを行っている。チェンジ・プログラムは以下の4つで構成される。

- ①調査：ケアに関する子どもの意見を聴き取り、報告書にまとめる
- ②アドボカシー：子どもの意見に基づいた8つの提言：住居の確保、21歳までの支援の継続、25歳までの自立支援、先住民の声をより強く届けること、意思決定への参加、インケアの子どもの声を世界に発信すること、全ての州・準州間の情報共有、アクセスしやすく応答性の高い苦情処理サービス
- ③ユースが保護機関と直接話をするイベント開催
- ④会議：専門家とユースが家庭外ケアを改善するための会議への同伴

知的な課題を抱えた子ども、精神的に課題を抱えた子どもなどは、なかなか意見を言葉にできない。クリエイトはそのような子どもの真の思いを理解するために子どもとの関係構築を重視し、それぞれの年齢や状況に応じたアクティビティを開催し、関係構築の場面としたり、パスデーカードを送るなどしている。中には表現されたことが真のニーズと食い違う場合もある。クリエイトでは、どのような表現であっても、彼らがそれを通して何を伝えようとしているのかといった視点と安心できる関係を構築し、発信できる力をエンパワーすることを大切にしているという。

3-3. 家庭外ケアを受けている子どものケアに関する品質管理

チルドレンズガーディアンオフィス（OCG）（43ページ）は、家庭外ケアを受けている子どもや若者の利益と権利を守るために、「子ども若者（ケアと保護）法1998」に基づいて2001年に設立された、政府から独立した法定機関である。

この機関は、子どもの権利を守るために、総督によって任命されたチルドレンズガーディアンと、先住民の子どもと若者担当の副チルドレンズガーディアンを中心に運営されている。彼らは、「チルドレンズガーディアン法2019」及び「チルドレンズガーディアン規則2022」に基づき、家庭外ケアの規制とサービス提供機関の認可と監査、子どもの安全を守るという文脈での子ども支援従事者のチェック、通告義務の制度に関するガイド、ケアラー（里親）と施設のケアワーカーの登録などについて権限を付与されている。

2019年に、国は「子どもにとっての安全な組織となるための国家原則」を作成した。それをベースにNSW州では、OCGが以下の10の項目からなる「子どもの安全基準」を設定した。この子どもの安全基準は、2019年に制定されたチルドレンズガーディアン法に組み込まれた。

- ①子どもの安全は、組織のリーダーシップ、ガバナンス、文化によって左右される。
- ②子どもは、自分に影響を及ぼすような意思決定に参加し、受け止められる。
- ③家族や地域社会に情報を提供し、関与してもらう。
- ④平等性が重んじられ、多様なニーズが考慮される。
- ⑤子どもと働く大人が適切な人材で、サポートを受けている。
- ⑥児童虐待への対応プロセスは、子ども中心に行われる。
- ⑦スタッフは、継続的な教育と訓練を受け、子どもの安全を守るための意識や姿勢、知識、スキルを身につけている。
- ⑧現実環境でもオンライン環境でも、児童虐待の発生リスクを最小限にする。
- ⑨子どもの安全基準は継続的に見直され、改善される。
- ⑩組織がどのように子どもの安全を確保しているか、文書として示す。

OCGはこの安全基準を基に、州内の子どもに関わる組織全てで子どもの安全を守るための環境を整えるための活動指針（チャイルド・セーフ・スキーム）を作成し、まずは学校やスポーツクラブなどの組織への安全基準の導入を進め、ガイドラインの作成、安全基準の研修、安全スキル獲得のためのトレーニング、安全基準が満たされているかのモニタリング、サービスの評価を行っている。家庭外ケアの規制とサービス提供のガイドラインについては、2019年にできた子どもの安全基準に基づき、見直しが行われている。

4. 情報共有システム：「チャイルドストーリー」（ChildStory）について

4-1. 情報共有システムが必要となった背景

児童虐待への対応と支援においては、多機関協働が基本で、そのためにはケースに関する情報の共有が不可欠となる。しかし、個人情報保護を法律などがこうした情報共有を難しくしている現状がある。

2008年にオーストラリア政府が出した「児童保護サービスに関する特別委員会の報告書」は、DVや精神疾患などがある家族のもとにいる子どもとその家族への支援においては機関間協働が必須であること、そして子どもに対する累積的な危害を特定するのに役立つ情報共有の重要性を強調した。過去の被害の有無を含めて、多くの機関から情報を集積、総合させ、子どもと若者の全体像を明確化した。その結果、調査の時点で実施されていた国家プライバシー法及び規制の体制が、機関間協働の主要な障壁となっていることを発見し、支援サービスと司法部門における行政機関と民間機関の情報共有を推進するための法改正を勧告したのである。



図 4-1. DCJ 組織図 (2023 年 2 月)

4-2. 情報共有のための法的根拠

勧告を受け、「子ども若者（ケアと保護）法」の改正において、CSなどの機関、司法機関、NGOを含む所定の機関は、CSが把握している・いないにかかわらず、必要であれば同意なしに、児童の安全 (Safety)、福祉 (Welfare) または幸福 (Wellbeing) に関する情報を共有することができることとした。

以前は、CSのみ関わる行政機関と民間機関) 間で情報を共有することを可能にしている。

4-3. 情報共有システム「ChildStory」について

(1) 開発の経緯

法改正を受け、CSを中心とした子どもの保護を担当する機関や職種、民間も含む支援機関、通告義務機関が、情報を適切な時に報告し、また必要な情報を入手することを目的に、効率的に情報共有ができる情報管理システムを開発した。これが「チャイルドストーリー」(ChildStory)である。

2014年に、このシステムプロジェクトが立ち上がり、2016年に第1リリース (CS間での利用) がなされ、2018年に完成する予定であったが、いまだ完成に至っておらず、2022年12月の段階では、CS、その他の公的機関 (NSW州警察・保健・教育機関含む)、支援機関、通告義務者が利用できるシステムまでが構築された。予定以上にコストがかかり、2018年6月30日までにかけたコストは、約1億3,100万ドルで、当初の予算を31%超えている。また2019年9月よりシステムの利点の評価について取り組んでおり、その結果はまだ出ていない。

(2) 「ChildStory」の利用者分類

このシステムは必要な情報にアクセスできるものだが、機関や利用者の立場などによってアクセスできる情報は制限される。まず、利用者は以下の①から⑤にレベル分類される。なお、④と⑤は当事者で、今後利用者に加わる予定である。

- ①児童保護担当者 (家族と地域サービス実務者、警察・保健医療・教育分野で児童保護にかかわる担当者) → 「ChildStory Casework」
- ②関連サービスを提供する民間・公的パートナー機関 → 「ChildStory Partner」
- ③通告義務がある者 → 「ChildStory Reporter」

- ④ インケアの子どもと若者(予定)→「ChildStory YOU」
- ⑤ 子どもがインケアとなった家族と子どもの養育者(予定)→「ChildStory Caring」
各レベルの利用者は、情報の扱い方や倫理、情報へのアクセスの方法などについて一定の研修をした上で、利用することができる。

(3) 利用者の種別ごとに共有可能な情報について

各利用者分類で扱われる情報の概要を以下に示す。

① 「ChildStory Casework」

ChildStory のメインシステムで、児童保護実務者が、情報の閲覧、作成、更新をするプログラム。実務者が、必要な時にアクセスをし、この情報に基づいて、保護などの判断を下すことができる。

a) アクセスできる情報

- ・現場の評価
- ・アセスメント内容
- ・家族のアクションプラン
- ・ケースマネジメント
- ・措置管理情報

b) 具体的な利用者（児童保護に関わる以下の者）

- ・コミュニティ・司法省 (DCJ) 職員
ケースワーカー、マネージャー、児童保護ヘルプライン（トリアージ）スタッフ、管理スタッフ、サイコロジスト、法務官
- ・保健医療・教育・司法分野の児童保護担当スタッフ

② 「ChildStory Partner」

DCJ と協働して支援している機関が、支援対象としている子どもについての情報のやりとりを DCJ と行うことができる。

a) アクセスできる情報

- ・措置要請
- ・通告
- ・ケースマネジメント
- ・(記入すべき項目が用意された) オンラインフォーム
- ・支払い確認
- ・その他

b) 具体的な利用者（支援を行う以下の機関）

- ・「パーマネンシーサポートプログラム」サービス提供機関
- ・「早期介入プログラム」サービス提供機関
- ・保健・教育・司法分野を含む行政機関
- ・外部の法的パートナー（弁護士など）

③ 「ChildStory Reporter」

通告義務がある者（教師、保育士、医師…）への通告手順案内、助言提供、関連資料への誘導を行う。また、過去の通告ケースのその後の状況、結果、更新情報の閲覧ができる。

登録をすればオンライン上で通告ができる「E Reporting」というシステムがある。

4-4. 日本の情報共有システム

オーストラリアの ChildStory などを参考に、日本でも全国の児童相談所が作成している児童票を児童相談所間で共有できるシステム「要保護児童などに関する情報共有システム」が2020年に国によって開発された。しかし、2023年3月現在、全ての児童の児童票が登録されているわけではなく、少なくとも転居ケースについては登録するよう国が要請している。開発されて日が浅いため、十分に活用されるまでには時間を要する状況となっている。

参考資料

- Australian Bureau of Statistics <https://www.abs.gov.au/>
- The times of India. Curry bashing worries Indian students. 2009年5月30日記事
http://timesofindia.indiatimes.com/articleshow/4595911.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst
- Fact sheet: What was the Bringing Them Home report? <https://healingfoundation.org.au/app/uploads/2017/04/BTH20-Fact-Sheet-1.pdf#:~:text=On%2026%20May%201997%20the%20landmark%20Bringing%20Them,from%20their%20families%E2%80%9494were%20acknowledged%20in%20such%20a%20way>
- Digital Classroom 'Bringing them home' 2008: National apology to the Stolen Generations
<https://digital-classroom.nma.gov.au/defining-moments/national-apology-stolen-generations>
- National Museum Australia. National apology to Forgotten Australians and former child migrants
<https://www.nma.gov.au/defining-moments/resources/national-apology-to-forgotten-australians-and-former-child-migrants>
- Forgotten Australians Our history
<https://forgottenaustralianshistory.gov.au/about.html>
- Alliance for Forgotten Australians
<https://forgottenaustralians.org.au/about/apologies>
- Department of Communities and Justice. Strategic Direction 2020-2024.
- DCJ caseworker Dashboard September 2022 Quarter.
- NSW DCJ, NSW Interagency Guidelines for Practitioners
<https://www.facs.nsw.gov.au/providers/children-families/interagency-guidelines>
- NSW DCJ, Child at risk of harm and neglect
<https://www.facs.nsw.gov.au/families/Protecting-kids/reporting-child-at-risk/harm-and-neglect/chapters/signs-of-abuse>
- NSW DCJ Building Stronger Communities
<https://www.dcj.nsw.gov.au/about-us/building-stronger-communities>
- NSW ChildStory <https://www.facs.nsw.gov.au/families/childstory>
- NSW Ombudsman, Biennial report of the deaths of children in New South Wales: 2018 and 2019.
- Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21
- 増沢高, 田中恵子 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて (オーストラリア、イギリス、カナダ) 第1部オーストラリアの児童家庭支援における情報共有について . 子どもの虹情報研修センター 2020年 (ウェブサイトの閲覧は全て 2023年3月20日)



第II章

オーストラリア
(ニューサウスウェールズ州)
視察報告

Department of Communities and Justice, NSW Government (DCJ) NSW州コミュニティ・司法省

講義日時：2022年11月21日11:30-12:30

視察場所：10 Darcy St, Parramatta NSW 2150

URL：https://www.facs.nsw.gov.au

講師：Natalina Cheatham（クラスタ間

（敬称略）コーディネーター総務マネージャー）

Rebecca Magoffin (DCJ 戦略方針およびコミ
ッションングマネージャー)

Elaine Thompson (シニアプラクティショナー
オフィスディレクター)

Alison Scott (ChildStory 担当アシスタントエ
グゼクティブオフィサー)

Colleen Johns (ChildStory 担当シニアプロジェ
クトオフィサー)

Nicole Pisano (ChildStory 担当マネージャー)



1. 概要

(1) 組織の役割

コミュニティ・司法省（以下、DCJ）は、2019年にNSW州政府の家族コミュニティサービス省と司法省が統合されてできた行政機関である。その目的は、子どもと若者・先住民・障がい者・DV被害者・性暴力被害者など、権利侵害を受けやすい人々を守り、安全で公正な、多様性を包摂する強いコミュニティを形成することである。

(2) 子どもと家族への支援サービス

NSW州における子どもと若者へのサービスの基本的な考え方・立場は、親や家族、コミュニティが子どもを守り、生き生きと生活できるようにすることである。そしてDCJの児童保護部局は、NSW州において、「ROSH (Risk of Significant Harm: 重大な危害のリスク)」から子どもや若者を守る責任を負う。「子ども若者（ケアと保護）法

(1998)」を根拠法とし、子どもが危害にさらされる懸念に関する通告に対応し、必要と判断された場合には、家庭外ケアを提供する。

DCJが資金を拠出し、提供しているサービスには、以下の3種類がある。

- ・**予防及び早期介入**：親が貧困、ホームレス、精神疾患、DV、依存症などの課題を抱えているなど、リスクにさらされている子どもと若者や家族、コミュニティを支援する予防サービスや、分離を予防するための「集中的な家族維持プログラム (Intensive Family Preservation Program)」（67ページ）などを提供する。
- ・**児童保護**：子どもや青少年がROSHにさらされている可能性があるという通告を受理し、その内容を調査して、子どもや若者がケアや保護を必要とする場合には支援サービスを提供する。児童保護の介入において最優先すべき方向性は、家庭が安全な場所となり、子どもと若者が家族とともに暮らせるよう支援することである。

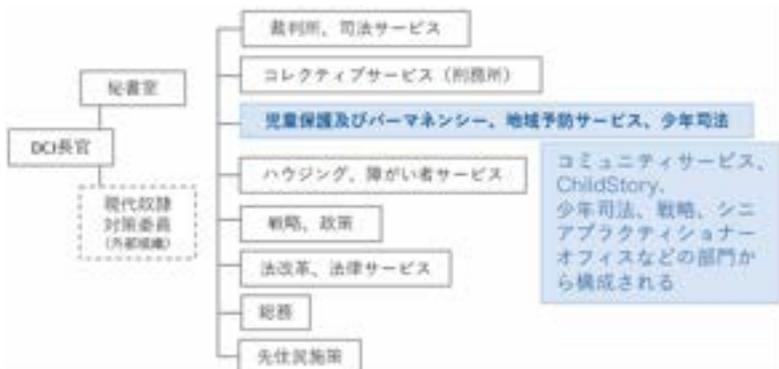


図 1. DCJの組織構造（概略）

NSW Government. Department of Communities and Justice organization chart, Executive Structure (December 2022) より

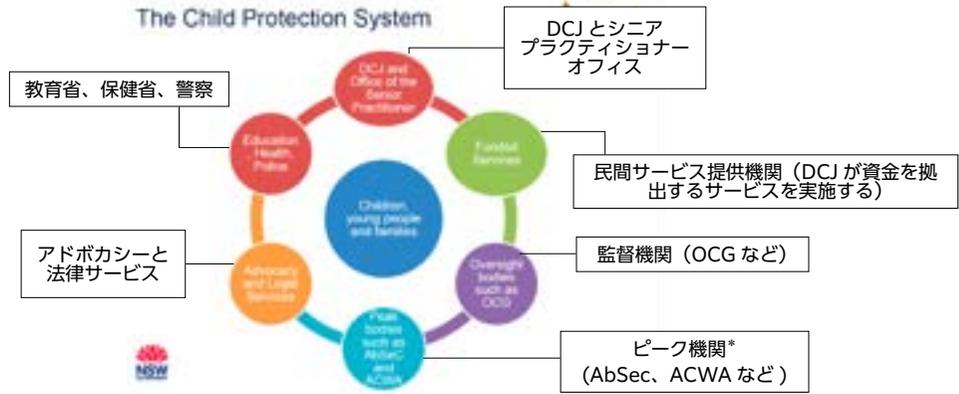


図 2. NSW 州の児童保護システム
講義資料より 日本語訳杉山

- ・家庭外ケア (Out-of-Home Care : OOHC) : 在宅支援では十分に子どもの安全を守れない場合には、家庭外ケアへつなぐ。家庭外ケアサービスとしては、子どもが家族のもとに戻る、子どもと家族に近い親族または関係者 (キンシップ) と暮らす、あるいは里親やグループホームで暮らす、など、安全で安定した家庭 (的) 環境で子どもが成長できるよう支援する「パーマネンシーサポートプログラム (Permanency Support Program) 」(67 ページ) を提供している。

2. 児童保護および家庭外ケアについて

2-1. 児童保護について

(1) NSW 州の児童保護システム

子どもがリスクから守られて生活できるよう、DCJ を行政機関、サービスの監督機関、アドボカシーと法律サービス、当該領域で先進的な取り組みを行っている民間のピーク機関*などが連携している。(図 2)。

*ピーク機関 (peak body/organization) : 業界団体や利害が一致する業界や団体の連合体を指す。オーストラリアにおいては、産業界や地域社会の一部門全体を代表する組織で、その分野の他組織を取り込んでいることが多い。(Definitions.net Law Insider より)

(2) 実務体制について

児童保護の実務担当者をケースワーカー (以下、CW_r) と言い、現在 2,000 人強の CW_r が NSW 州全域の地域オフィス (コミュニティサービスセンター) と児童保護ヘルプライン (後述) などに配置されている。各地域の CW_r は、児童保護と家庭外ケアそれぞれの業務を分担して行っている。

(3) 児童保護の流れについて

- ① 児童保護ヘルプラインで ROSH の懸念情報を受ける
NSW 州では、24 時間 365 日、児童虐待やネグレクトなどについての懸念情報を受け付ける電話サービス「児童保護ヘルプライン」(Child Protection Helpline)がある。ヘルプラインでは、ROSH (重大な危害のリスク) に当たるかどうか、情報の初期評価が行われる。
- ② 通告受理後の評価および調査
ヘルプラインで『リスクにさらされている可能性がある』と判定されると、通告として受理されて、コミュニティサービスセンターに連絡が入る。コミュニティサービスセンターの CW_r は、その子どもに関する情報を集めるために学校などへの聞き取りを行い、家庭訪問による調査が必要かどうかを評価する。
家庭訪問を行う場合は、CW_r は、複数のツールを用いて再度安全に関するリスク評価を行う。DCJ の統計によると、2020-21 年度*において ROSH の可能性があるとして通告対象になった子どもは 126,818 人であり (前年度比 12.7% 増)、うち 36,524 人 (前年度比 3.6% 増) の子どもが家庭訪問を受けた。
ヘルプラインで『リスクなし』と評価されたケースについては、CW_r は直接関与せず、州の保健省、その他の行政機関によって予防的な在宅支援が行われる (※こうした予防的支援サービスに対しては、DCJ が資金を拠出する)。
- ③ ROSH 対象とされた子どもとその家族への支援
家庭訪問などを経て重大な危害のリスクがあると評価された場合には、子どもが家庭に留まれるように安全な環境構築に向けて家族と協力するよう努める。

*オーストラリアの事業年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までである。

< 児童保護に関わる通告義務について >

参考

子どもに対してサービスを提供する専門家（例：家族のサポートワーカー、教員、看護師）には、子どもが ROSH にさらされている懸念がある場合、児童保護ヘルプラインに通告する法的義務がある。

< DCJ 内部における死亡事例の調査義務について >

過去 3 年間で ROSH の疑いがあるとして通告対象となった子ども、及び死亡時に家庭外ケアとなっていた子どもとそのきょうだいの死亡事例について、人数と死亡時の状況について DCJ が調査をすることが法律で定められている。死亡事例の調査は、DCJ 内のシニアプラクティショナーオフィスの重大事例検証チーム (Serious Case Review Unit) が行う。この DCJ 内部での子どもの死亡事例の検証は、DCJ の地域・組織レベルのシステムが、子どもの家族にどのような影響を及ぼしたかを検討するものである。なお NSW 州全体の子どもの死亡事例の検証は、NSW 州オンブズマンに設置される児童死亡事例検証チーム (Child Death Review Team) が行う。

それでも子どもの安全が確保されない場合には、家庭外ケアの導入を検討する。子どもの安全やウェルビーイングを向上させるため、民間サービス提供機関を紹介して子どもが家庭で安全に生活し続けるために必要なサービスを提供する場合もある。

2-2. 家庭外ケアについて

(1) 概要

NSW 州では、家庭外ケアを受けている子ども（0～18 歳）は 16,000 人にのぼる。

家庭外ケアを受けることになった子どもについては、CW_r が、どのような支援にアクセスする必要があるか（例：カウンセリング、家庭教師など）を検討し、その子どもが生き生きと暮らせるようにケースプランが立てられる。

(2) 家庭外ケア導入における法的手続き

家族と一緒にの生活に何らかの懸念があり、子どもを家庭から分離させなければならないと判断された場合には、DCJ が児童裁判所での手続きを開始する。裁判所による最終決定が出されるまでの間は暫定命令が出され、子どもは一時的に短期の里親ケアなどを受ける。その後裁判を経て、家庭復帰、後見人の利用、養子縁組、里親委託、施設ケアといういずれかの判断がなされる。

家族の元へ戻るができなくなった場合、子どもが 18 歳になるまでケアの責任は家族コミュニティ大臣の管轄となる。また、裁判所で判断が下されるまでは大臣が子どものケアの主要素について親同様の責任を持つことになるが、裁判所の決

定によって責任の一部が親族などに移ることもある。また子どもが実親やきょうだいと会ったり家に行ったりというような、家族の交流に関するアレンジも別途、裁判で決められる。

(3) 委託先

① 家庭的環境（里親）での養育

家庭外ケアの子どもの多くは、親族や知人、次いで里親といった家庭的な環境で養育されている。

家庭外ケアの子どものについては、パーマネンシーサポートプログラムの重点的な対象となっている。パーマネンシーサポートプログラムとは、安全で安定した家庭的環境で子どもが暮らせることを目指したプログラムで、家族の維持、家庭復帰、後見人の利用、養子縁組に向けたサービスなどがある。80 ほどの民間サービス機関が、各種サービスプログラムを提供している。

里親におけるパーマネンシーサポートプログラムについて具体的に説明すると、まず家庭外ケアの初期段階では、子どもが家族のもとに帰ることができる見込みがあるかを評価する。それが難しい場合には親戚や知人による養育の可能性を検討し、それも難しいと判断された場合には一定の認定プロセスを経て里親委託を実施する。

なお、子どもを養育するためには、犯罪歴のチェック、また子どもにサービスを提供する仕事に就く人（ボランティア含む）が受けるべきチェック (Working With Children Check) などを受ける必要がある。

里親には 2 週間に 1 回、子どものケアニーズに合わせた手当が支給される (表 1)。

表 1. 2022-23 年度 DCJ 里親手当 (2 週間あたり)

0-4 歳	540 ~ 1,071 ドル
5-13 歳	609 ~ 1,202 ドル
14-15 歳	817 ~ 1,612 ドル
16-17 歳	544 ~ 1,344 ドル

DCJ Care allowances indexation adjustment - effective 1 July 2022 より

② 施設による養育

施設ケアの選択肢もあるが、あくまでも少人数制で、子どもの人数は 2～4 人程度である。里親と施設のどちらに委託されるかは、子どものケアニーズによって決まる。施設養育になるケースの多くは、障がいがあって身体的なサポートが必要だったり、問題行動があったりする場合などである。

< 里親養育と施設養育 >

参考

両者の大きな相違点は、施設ではケアラーは仕事として養育を行っているが、里親はボランティアであるという点である。また里親家庭は、他の子どもや実子もいるような家族的環境である。家庭外ケアにおいては、同じ人物による長く一貫したケアを安定的に子どもに提供することが期待されている。

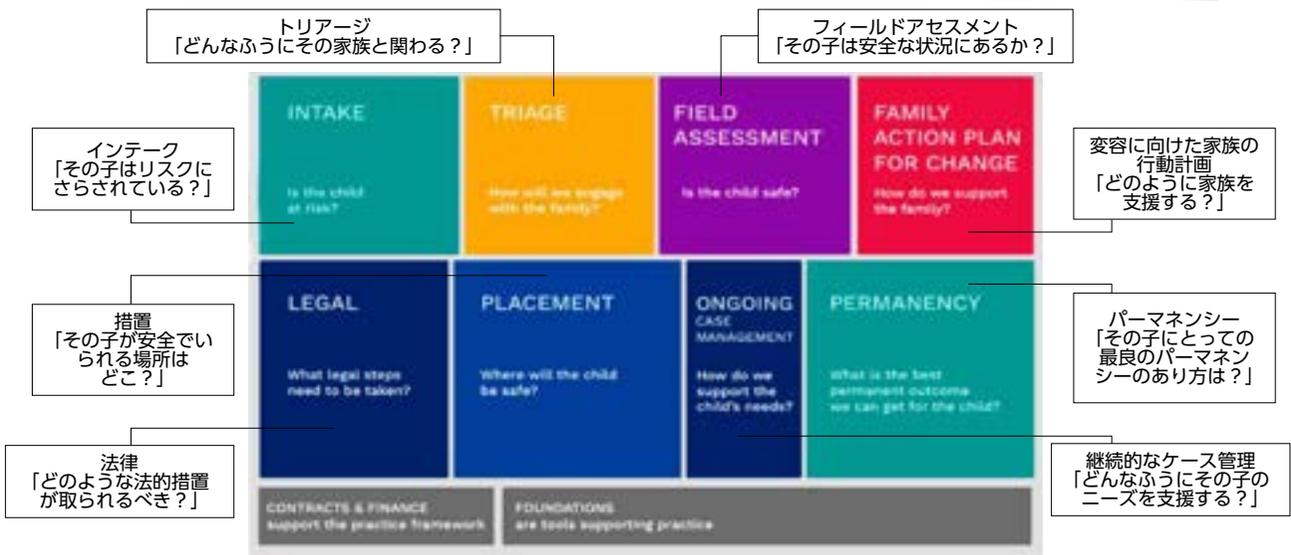


図 3. ChildStory Casework の画面（講義資料より。日本語訳杉山）
シンプルで一連の質問でケースマネジメントのポイントが示されている

2. NSW 州における実践の枠組み (Practice Framework) について

NSW 州においては、家庭外ケアを提供する場合には担当機関と里親の双方が、OCG（43 ページ）から認定を受ける必要がある。CWr の法定業務については実践の枠組み (Practice Framework) が定められている。その詳細については、本論末尾の『DCJ の実践の枠組みについて』（42 ページ）をご参照いただきたい。

3. ChildStory システムについて

(1) システムの趣旨と概要

ChildStory とは、DCJ に通告された子どもの情報が登録され、関係者間で共有するための IT システムである。DCJ の実務者がこのシステムにある情報に基づいて保護などの判断を下すことができる。子どものウェルビーイングや安全のために関係者すべてが関与・協力できるネットワークを作るといった構想のもとに設計された、子どもに関するストーリーをまとめたプラットフォームである。これまで子どもに関わった人たちが下した判断、採った行動、今後必要なことを記録していくもので、その先の意思決定に使えるツールとなる。

(2) システム導入とその後の開発経過について

2017 年 11 月に運用が開始された。運用開始以来、2 週間程度ごとの定期改善と、1 年に 2～3 回のまとまった規模の改善を行ってきた。ソフトウェアの更新については、例えば特定の人の検索機能や児童保護のプロセスやサポートの中でタイムラインがわかるようにする機能などが導入されている。

2022 年 12 月には、セキュリティを向上させ、ユーザーにとって使いやすくなるよう、デザインも変えて NSW 州のブランディングも入る大規模なシステムアップグレードを行う予定である。

ChildStory チームには、エンジニアを含む専門のサポートチームが編成されており、エンドユーザー向けのサポートチームもある。開発チームは 2 セクションに分かれており、システムの設計・構築に関する分析や開発などを主に担うチームと、その内容を IT システム上に実装するチームとがある。

(3) ユーザーとアクセスポイントについて

2022 年 11 月現在、46,300 人のユーザーがおり、以下の 4 つの対象別にアクセスポイントが分けられ、それぞれ異なる情報を伝える / 利用することになる。

① ChildStory Casework

ChildStory のメインシステムで、児童保護実務者が、情報の閲覧・作成・更新をすることができる。具体的には、DCJ の実務担当者（CWr、マネージャー、ヘルプラインスタッフ、心理士、法務官など）および警察・保健省・教育省の児童保護担当者がアクセス権を持っている。取り扱う内容は、アセスメント内容や家族の行動計画、ケースマネジメント、措置管理といった情報である。

② ChildStory Partner Community

DCJ が、サービス提供機関や支援者の情報にアクセスできるシステムである。サービスを求める側とサービスを提供する側が、スムーズかつ安全に情報交換ができる。例えば DCJ が子どもの委託先を探している場合には、このアクセスポイントに対して子どものプロフィール情報を提示すると、里親候補の情報がサービス提供機関から提示される。外部法律専門家 (External Legal Practitioner : ELP) のアクセスポイントもあり、DCJ が裁判のために弁護士が必要とする場合に、このシステムを使って探すことができる。

予防的支援が必要な場合、DCJ はここでサービス提供機関の情報を得て、やりとりすることもできる。子どもが家庭から分離される前の予防支援サービスの拡充のため、予防サービス提供機関が積極的にこのアクセスポイントを利用するよう啓発活動を行っている。

③ ChildStory Reporter Community

警察、保健、教育機関をはじめとする通告義務のある人が使用する部分で、最もユーザー数が多い。関連情報を参照したり、通告の仕方のガイドを受けたりしながら、オンラインで通告手続きができる。また、通告後どうなったかのフィードバックも受けられる。

2022年6月に行われたリリースで、通告まで至らないケースの見極め方や、通告しない場合の対応方法など、実践や法律についての提供情報を充実させた。

④ ChildStory Mobile

2021年にモバイル版を導入して、CW_rが現場でシステムを使用できるようにした。それがこのアクセスポイントである。

このほか、『You Community』という当事者のアクセスポイントの導入が今後予定されている。このアクセスポイントは、ケアをしている人たちが家族も情報にアクセスできるよう構想されている。

(4) 現場での活用について～システムの利点～

- ・ 通告を受け児童保護ケースとしてトリアージをする際、その時の状況だけではなく、ChildStory に記録された情報も参照しながら評価することができる。
- ・ 全体の状況をみながらリスクマネジメントができ、子どもが実親の元に戻る事が可能か、家庭外ケアを継続するかを判断するための材料が増える。
- ・ CW_rが現場で入力した情報を、リアルタイムで関係者が共有できる。
- ・ CW_rが裁判書類にいつでもアクセスでき、ELPと下書きを共有できる。裁判の判決や命令なども記録される。
- ・ CW_rが継続的に子どもをフォローできる。子どもに対する措置が決められる過程から措置後まで、支援サービス提供機関と連携し、現状やアセスメント内容を記録として残すことができる。

なお ChildStory の利用と活用にはノウハウ、知識、経験が必要となる。そのためのマニュアルの情報は、748項目にも及ぶ。ChildStory は常に進化しているシステムであり、だからこそ変化するユーザーのニーズにも対応できるといえる。

4. 所感 / 考察

渡航研修のスタートとして、オーストラリア（NSW州）における児童保護の実情について、行政機関の立場からの話を聞くことができた。子どもたちとその家族の幸せを願う理念やそのための組織体制などは日本のそれと似通ったところがあるように感じた一方で、主に採用している家庭外ケアの方法や実践の枠組み、非政府機関の充実などといった違いも当然ながらあるということも学んだ。

その中でも ChildStory システムはとりわけ注目すべき取り組みであると考えられ、あくまでも概要ではあるがその現状について知ることができた。もっとも、その後の視察先である民間機関において「ChildStory システムは、実際の運用などの面において課題や改善点はまだまだある」といった意見も少なからず耳にした。理想的な情報システムの構築というのは実際そう簡単な仕事ではなく、運用開始からまだ5年という状況では、指摘されたような面もやはり事実であるのだろう。ただ、子どもの安心安全のために民間ベースからの声も行政の情報システムの中に直接組み込もうという試みを具体的に進めていること、またシステムの進化と成長をあらかじめ織り込んだチーム編成をしていること自体、私の目には画期的に映った。子どもの幸せや福祉のために、官も民も連携して事に当たるといった理念の実現は、こうした具体的取り組みから始まっていくのだろうと思った。

(杉山亜佳音)



ナタリーナさんと記念撮影

参考資料

- ・ 講義資料
- ・ DCJ <https://www.dcj.nsw.gov.au/> (2022年12月30日閲覧)
- ・ 増沢高 田中恵子 オーストラリアの児童家庭支援における情報共有について 子どもの虹情報研修センター令和元年研究報告書 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて (オーストラリア、イギリス、カナダ) 2020年

DCJの実践の枠組みについて

本文中で示したように、DCJのCWには実践の枠組み(Practice Framework)が定められている。ここでは、その内容について具体的に紹介したい。

(1)『文化』:濃いオレンジの円

NSW州では過去、先住民と非先住民の間に社会的不平等をもたらすような政策が採られていた。そうした背景から、なぜそのような政策が採られたかを理解し、それにより生じた問題を解決する努力を進めている。

(2)『私たちがサポートする構造とシステム、および子どもと家族に関して我々が行なう決定』:薄いオレンジの円

児童保護や家庭外ケアに関わる法的基準を指す。政策を実施する上での法的条件や法律で定められた要求事項(mandate)が多数存在し、子どものケアに関わる仕事については70種類のmandateがある。これは、家庭外ケアにおけるケア認定やサポートがそれぞれ適切な形で実施され



NSW州実践の枠組み(講義資料より)

ているかをチェックするものであり、CWが実際に法律を遵守してそれぞれの子どものケアを行っているかを見るポイントとなる。なおきまりごとは、それぞれの状況に応じて適用されるものであるため、すべての子どもに対してすべてが常に適用されるものではない。

(3)『我々をつなぐ、言語・原則・基準および価値』:緑の円

CW一人ひとりの専門性は多様(例:心理、ソーシャルワーク、社会科学)だが、専門分野が違ってても統一された5つの原則のもとで協働している。5つの原則とは、「文化を遵守すること」、「使う言語に配慮すること」、「尊厳を取り戻し、人に変化を与えるのは人間関係であること」、「批判的振り返りによって実践を改善すること」、「倫理的規範を重んじること」である。

(4)『エビデンスを参考にしたアプローチ』:青の円

児童保護や家庭外ケアにおいて子どもとともに仕事をするために必ず必要とされる力である。CWは、科学的根拠に基づく5つのアプローチ(以下①~⑤)を実施・遵守することになっている。そのアプローチを実践する能力を身につけるために、CWはDCJに入職すると16週間にわたる学習プログラムを受ける。

- ①『構造化された意思決定』:子どもたちの旅路(人生)の中では様々なポイントにおいて意思決定をしなければならないことがあるが、そのガイドとなる要素。
- ②『安全中心の実践(Practice)』:子どもや家族とCWが関わる中で、CWが使える実際的なツールを示したものの。そのひとつがサインズ・オブ・セーフティ(111ページ)であり、NSW州式に変更を加えて用いている。その他にも、子どもや家族を評価する場合にどのような情報が必要かを、様々なツールを用いて見極めている。それらを使って、在宅の子どもの安全をどのように整えていくかを判断したり、家庭外ケアを受けている子どもにどのような形でファミリータイムを設けていくか、そしてそれをいかに最良なものにしていくかといったことを判断したりしている。
- ③『動機づけ面接』:変化の機会を作っていくことにつながる。
- ④『Family Finding』:子どもが家やコミュニティ、組織内にいる場合に、政府がどのようなステップを踏めば子どもの安全が保たれるのかを考えるもので、アメリカ発のアプローチである。子どもを中心としてどのようなセーフティネットワークが作ることができるかを考える上で活用している。
- ⑤『尊厳に基づく実践(Dignity Driven Practice)』:カナダで開発されたResponse-Based Practiceという具体的な面接アプローチで、特に家庭内暴力があった時に用いている。Allan Wadeが提唱したもので、法定の児童保護においてとれる治療的アプローチである。

(杉山垂佳音)

NSW Office of the Children's Guardian (OCG) NSW州チルドレンズガーディアンオフィス

講義日時：2022年11月21日14:30-15:30

視察場所：10 Darcy St, Parramatta NSW 2150 (DCJにて)

URL：https://ocg.nsw.gov.au/

講師：Larissa Johnson(ディレクター、OOHC担当)

(敬省略) Nick Wilkinson (チャイルド・セーフ・スキーム担当)

Skye Taylor(チャイルド・セーフ・トレーナー)



1. 概要

チルドレンズガーディアンオフィス (OCG) は、2001年、家庭外ケアを受けている子どもや若者の利益と権利を守るために、「子どもや若者(ケアと保護)法(1998)」に基づいて設立された、政府から独立した法定機関である。

チルドレンズガーディアン(総督によって任命される。任期5年)と、先住民の子どもと若者担当の副チルドレンズガーディアンを中心に、チャイルド・セーフ・スキーム(44ページ)、家庭外ケア(OOHC)の規制とサービス提供機関の認可と監査、子どもの安全を守るという文脈での子ども支援従事者のチェック、通告義務の制度に関するガイド、ケアラー(里親)と施設のケアワーカーの登録などについて権限を付与され、行政事務を執り行う。

「チルドレンズガーディアン法(2019)」、「児童保護(子ども支援)法(2012)」に基づき、DCJが提供するサービスの安全と品質を担保するためのセーフティネットとしての役割を果たす。

2. 主な活動内容

2-1. 家庭外ケアサービスにおける役割

(1) ガイドラインの提示

OCGは、「チルドレンズガーディアン法(2019)」、「チルドレンズガーディアン規則(2022)」のもとで、サービスとサービス提供機関の規制を行っている。

サービス提供機関は、OCGが設定したガイドライン「パーマナンシーケアのための子どもの安全基準(2015)」に基づいてサービスを提供する。このガイドラインは、家庭外ケアを提供する組織が安全で安心な養育をサポートするための基準を示しており、OCGは、各組織が自らの実践を振り返り、ケアをよりよくできるよう支援する。ガイドラインは、「チャイルド・セーフ・スキーム」(44ページ)に基づき見直しが行われている。

(2) サービスの認可

家庭外ケアサービスの提供機関とプログラム提供の認可を行う。2022年6月現在の認可されている機関やサービスの数は次の通りである。

- ・法定の家庭外ケアサービスの認定機関総数：78
- ・認可プログラム数：16
- ・認可先住民コミュニティ機関数：18

その他、OCGは、養子縁組サービス機関の認可も行っている。

2-2. サービス提供機関の監査

(1) 問題や懸念が生じた場合の監査

NSW州オンブズマンやDCJからサービス提供機関に対して指摘された問題や懸念に対応するため、当該機関を訪問し、監査を行う。具体的には、次のような事態が発生したときである。

- ・子どもや若者に対する人権侵害のリスクが確認された。
- ・複数の重大事故が発生した。
- ・子どもや若者が死亡した。
- ・コンプライアンス上の問題、または公正さなどに懸念がある。
- ・子どもや若者のためのケースプランニング(退所時も含む)が不十分。

(2) オフィシャル・コミュニティ・ビジター (OCV) による監査

OCVは、障がい者ケア、メンタルヘルス、児童保護、家庭外ケア、アドボカシー、医療などの分野で直接的支援の経験や専門知識を持つ専門家、家庭外ケアなどのサービスの監査を行う。「高齢・障がい者委員会法(2019)」、「チルドレンズガーディアン法(2019)」に基づき、チルドレンズガーディアンによって推薦され、家族コミュニティ大臣・障がい者サービス大臣によって任命される。

OCVは、サービスが提供される現場を訪問して、

サービス現場の状況と子どもや若者の様子を観察し、支援者や子どもなどの当事者から話を聞き、文書や記録を確認して監査を行う。その結果は、大臣、NSW 州オンブズマン、OCG に報告する。

2-3. ケアラー（里親）とケアワーカーの登録

(1) ケアラーの登録

ケアラーとその家族について、信頼性と適性の確認が必要となる。家庭外ケアのケアラーの申請者と認定ケアラーのデータベースがある。情報は、関係機関が必要に応じて共有できるようになっている。

2022年9月30日現在、NSW 州には17,701人の認定ケアラーがいる。

(2) 施設のケアワーカーの登録

施設のケアワーカーに関するデータベースは、2022年7月に導入された。無犯罪証明や適性などのチェックが行われる。

2022年9月現在、NSW 州には6,271人の施設ケアワーカーが登録されている。

3. チャイルド・セーフ・スキームの実施

(1) チャイルド・セーフ・スキームとは

2022年、NSW 州議会は、「チルドレンズガーディアン法（2019）」に「子どもの安全基準（Child Safe Standards）」を組み込む法律を成立させた。それが「チャイルド・セーフ・スキーム（子どもの安全スキーム）」である。

チャイルド・セーフ・スキームは、NSW 州の子どもに関わる組織全てで、子どもの安全を優先し、組織的なコンテキストで子どもの安全に対するリスクに対応するための環境を整える包括的な制度である。

該当する組織は、2023年2月までに、子どもの安全を守るための基準を導入・適用しなければならない。OCG は、そのために、情報、ツール、リソース、トレーニングを提供して支援を行う。また基準導入後、OCG は、組織内で虐待などが起きないように、基準通り実施されているかどうかをモニタリングし、評価することになっている。

(2) スキーム導入の背景

オーストラリアでは、20世紀に約50万人の子どもが家庭外ケアの下で生活を送っていたとされている。2013年、家庭外ケア下の子どもたちが過去に受けた性的虐待を調査する、「子どもの性的虐待への組織対応に関する王立委員会」が設立され、5年にわたって全国的な調査が行われた。

調査では、8,000人へのインタビューと、1,000件の書面による報告を受け、4,000以上の施設における性的虐待の疑いを検証した。王立委員会は、57回にわたる公聴会と報告を実施し、終了する段階で、連邦政府と各州政府、及び各組織に対して、児童の性的虐待を防止し、適切に対応するための

189の勧告を行った。NSW 州政府は、2018年に児童の安全な組織づくりに関する勧告を受け入れた。

子どもの安全基準の導入は、子どもにとって安全な組織を作るための重要な勧告であった。子どもにとって安全な組織とは、虐待を発見し、防止し、適切に対応できる組織のことである。

(3) 子どもの安全基準

チャイルド・セーフ・スキームの根幹にあるのがOCGが定めた「子どもの安全基準」である。

子どもの安全基準は、児童虐待を防止し、発生した場合により良い対応をするためのものである。子どもの安全が組織活動の中心になるよう、組織文化の変革を促すことを目標としている。国の「子どもにとっての安全な組織となるための国家原則（National Principles for Child Safe Organisations）」をベースにしたNSW 州の子ども安全基準は、以下の10項目からなる。

- ①子どもの安全は、組織のリーダーシップ、ガバナンス、文化によって左右される。
- ②子どもは、自分に影響を及ぼすような意思決定に参加し、受け止められる。
- ③家族や地域社会に情報を提供し、関与してもらう。
- ④平等性が重んじられ、多様なニーズが考慮される。
- ⑤子どもと働く大人が適切な人材で、サポートを受けている。
- ⑥児童虐待への対応プロセスは、子ども中心に行われる。
- ⑦スタッフは、継続的な教育と訓練を受け、子どもの安全を守るための意識や姿勢、知識、スキルを身につけている。
- ⑧現実環境でもオンライン環境でも、児童虐待の発生リスクを最小限にする。
- ⑨子どもの安全基準は継続的に見直され、改善される。
- ⑩組織がどのように子どもの安全を確保しているか、文書として示す。

(4) 導入のサポート

OCG は、組織が子どもの安全基準を継続的に実践できるよう、オンラインまたは対面（ワークショップ）での学習の機会を提供したり、アセスメントを行ったりしてサポートを行う。

またハンドブックなどリソースの提供も行う（リソースはWebサイトで閲覧できる）。重要なリソースの1つに、子どもの安全に関わるガイドがある。ガイドでは次の3つのポイントが示されている。

- ・子どもにとっての安全な組織は、子どもに危害が加えられる可能性を削除する取り組みをしている。
- ・安全な組織は、危害を的確に見極めることができるため、通告する可能性が高くなる。
- ・安全な組織は、通告の対象となった危害の事例について、適切な形で対応できる。

これら3つのポイントを理解し、実践に結び付けるよう奨励されている。

The Child Safe Standards



図 1. NSW 州子どもの安全基準

4. 所感 / 考察

OCG は、子どもに関わる組織が正しく活動できるようサービスの質やレベルの最低基準を担保し、子どもたちを守る組織であると解釈した。監査も行っており、日本に置き換えると第三者評価のような立場であるが、OCG が行う監査は子どもに関わる機関に課題や懸念が生じたときにその対応をするためであったり、監査の結果から子どものサービス全体における問題点を報告書にまとめたりなどしている。日本の第三者評価は、現状の評価を行い、課題や問題点が発見され、それらを提示することで質の向上に繋がるという考えであると理解する。しかし、その浮き上がってきた課題や問題点がなぜ良くない物なのか、どのように改善したり、質の向上につなげていくかの検討は、評価を受けた組織のみに委ねられてしまっており、問題の解決の道筋は困難なこともあるように思える。

OCG のホームページでは、子どもの安全基準の実装をサポートするためのリソースや「セーフスペース」という障がいのある子どものためのサービスを探したり選んだりするのに役立つリソースなどのコンテンツをすぐに見つけることができる。これらリソースがどの程度現場の組織に反映されているのか、詳しい事までは知る事はできていないが、身近な Youtube チャンネルや Web 上のコンテンツなどで、監査を行う側からのリソースの発信がある点におい

て手厚さを感じた。

また、OCG では、小さい子どもでも自分が『怖い』という状況に気づき発信ができるような教材を Web で提供していた。日本でもそういった絵本は存在するが、子どもに関わる組織の中で伝えていこうという流れがないかぎり、手に取られる事はない。このようなリソース発信が無料で提供されている事は、日本でもすぐに取り入れる事が可能で、実践すべき事ではないかと考える。
(神保千裕)

参考資料

講義資料

- ・ NSW Office of Children's Guardian
<https://ocg.nsw.gov.au/>
 - ・ NSW Office of Children's Guardian YouTube チャンネル
<https://www.youtube.com/watch?v=ExwN-u2Abw>
 - ・ Royal Commissions
<https://www.royalcommission.gov.au/>
 - ・ Service NSW
<https://www.service.nsw.gov.au/>
- (全て 2022 年 12 月 31 日閲覧)



OCGは、「SAFE series resources」という安全保障のツールを無料で提供している。これは、6歳以下の子どもたちを対象にした絵本と動画、そしてアクティビティシートで、安全性という考え方を理解してもらうためにシリーズで制作されたものである。

このシリーズの中には、4人の子どもが出てくる。

サムは、安全な場所（と危険な場所）の探検家で、アンディは身体のプライベートゾーンを勉強中、フィオナは悲しんだり怖がったりした時に頼れるヒーローを見つけることができ、イブは自分の気持ちを聞くことができる。子どもたちは、この4人のキャラクターと一緒に自分を守ることを学ぶ。

私たちは、このシリーズに追加された『マンドウとの出会い』という動画を視聴した。サムたちのクラスに新たに加わった物静かなマンドウ。家族の絵を描くという授業があった時、マンドウは自分が一緒に暮らし始めた里親のカップルと犬、そして自転車の絵を描きながら、今の生活も良いが、両親や今まで暮らしてきた環境を恋しく思っているサムに話してくれた。サムは、様々な家族の形があることを知り、マンドウの気持ちを理解し友だちになっていく…という物語であった。

年齢が低い子どもたちにとっては（年齢が低くなればなるほど）、自分の置かれている環境が自分の世界の全てになる。自分自身を振り返ってみても、6歳頃の自分は、どの家庭にも自分と同じように父親と母親がいて一緒に暮らしているものだと思っていたことだろう。

このツールがあることで、普段の生活、学校、遊びの中で、子どもたちは多様性や安全について学ぶことができ、視野が広がり、自分自身で気づく力が養われるだろう。実親や里親など子どもを養育する大人への支援にばかりに目が向いていた私は、このようなツールを知り、自分の視野の狭さを痛感した。



マンドウの動画

「SAFE series resources」には、パンフレットがあり、「子どもたちを危害から守ることは、家族、地域社会、子どもたちに関わる専門家、政府機関の共通の責任です。しかし、子どもたち自身が自らの安全について考えられるように促すことが重要です」といった説明がされている。なぜこうしたツールが必要なのか、私たち大人はどのような意識をもたなければいけないのかを改めて思い知らされた。

こうした子どものためのツールは、大人が提供しなければ始まらない。帰国後、調べてみたが、子どもに安全を守ることを教えてくれる絵本、子どもの気持ちを代弁してくれる絵本などは日本にも数多く存在する。しかし、それらを子どもに読む、保護者に紹介するという機会は、現場でも少ないのではないだろうか。子どもたちが、いつどんな場所で安全が脅かされるかは予測できない。子どもたちが悲しみ、怖い、安全でないと感じた時いつでもSOSを出せるように、日本でも積極的に促していく活動が必要だと思った。

(神保千裕)

参考資料

- ・SAFE series のツール SAFE Series posters and activities | Office of the Children's Guardian (nsw.gov.au)
- ・動画『マンドウとの出会い (Meeting Mandu)』 <https://ocg.nsw.gov.au/resources/safe-series-meeting-mandu> (共に 2023年2月25日閲覧)

自然と笑顔に



緊張しながら始まった視察1日目。午前中の有意義なお話、たくさんの情報に頭はいっぱい、いっぱい。そしてお昼の大きなサンドイッチでお腹もいっぱい。そんな中始まった午後のリモートでのお話。OCGの方の自己紹介が始まり、そして、「こんにちは！私の名前はスカイです」とスカイさんが日本語を使ってあいさつをしてくださいました。緊張していて強張っていた顔が自然と笑顔になりました。

(神保千裕)

NSW Office of the Advocate for Children and Young People (ACYP) NSW州子ども若者アドボケイトオフィス

講義日時：2022年11月21日 13:30-14:30
 視察場所：10 Darcy St, Parramatta NSW 2150 (DCJにて)
 URL：https://www.acyp.nsw.gov.au/
 講師：Una O'Neill (ディレクター)
 (敬称略) Shannon Longhurst (シニアポリシーアドバイザー)



1. 概要

「NSW 州子ども若者アドボケイト (ACYP)」は、「子ども若者アドボケイト法 (2014)」に基づいて設置された公職である。NSW 州総督より任命され、5年の任期で NSW 州の 0～24 歳の子どもと若者の権利擁護を推進する責務を負う。2022 年現在の ACYP は、弁護士ゾーイ・ロビンソン氏である。

ACYP オフィスは、ACYP が任務を遂行するための法定機関である。また、ACYP の活動は、DCJ 内のチームがサポートをしている。

法律で定められた ACYP の役割は次の通りである。

- ・0～24歳までの子どもと若者*の安全、福祉、ウェルビーイングの促進
- ・子どもと若者に影響を与える決定への当事者参加の促進
- ・子どもと若者の問題についての調査・研修・モニタリング
- ・法律、政策、施策、サービスなどについての政府や民間機関への勧告
- ・子どもと若者支援に関する情報提供の促進
- ・3ヵ年戦略計画の作成

役割を果たすにあたり、ACYP は、権利侵害を受けやすい子どもと若者の利益とニーズを優先し、多様なバックグラウンドの子どもと若者から広く話を聞き、多機関・組織と協力する。

役割を果たしたその成果について、ACYP は、子どもと若者に関する議会合同委員会**を通じ、独立した立場で、NSW 州議会に年次報告を行う。

*「子ども若者アドボケイト法 (2014)」では、子どもは 0～11 歳、若者は 12～24 歳と定義されている。

**ACYP オフィスを監督する法定委員会で、NSW 州上下院議員 7 名の委員から構成される。子どもと若者に関連するサービスや課題などを調査し、ACYP オフィスの機能や業務について勧告を行う。

2. 主な活動内容

(1) 調査

ACYP は、子ども若者を対象に様々な視点から調査を行い、その結果を議会に報告し、政府などに政策や施策に関する提言を行っている。

2022 年に報告したトピックは以下の通りである。詳細は 49 ページをご参照いただきたい。

- 「青少年の声」
- 「LGBTQIA + コミュニティに関する報告書」
- 「刑務所に収監されている子どもの調査」
- 「COVID-19 流行下における子どもたちの環境について」
- 「自然災害（森林火災など）における子どもと若者の環境への影響について」
- 「家庭外ケアの子どもたち」

(2) NSW 州ユース提言委員会

<The NSW Youth Advisory Council (YAC) >

①概要

YAC は、「子ども若者アドボケイト法 (2014)」に基づいて設置されるユースによる委員会である。ユースに関する問題や政策に関する情報を収集、分析し、定期的な会合で議論をし、DCJ 家族・コミュニティ大臣（以下、大臣）と ACYP に提言や助言を行う。YAC は ACYP と大臣に定期的な会合、協調して活動する。ACYP オフィスは YAC の事務的サポートを行う。

YAC の役割は次の通りである。

- ・ユースに関する政策やプログラムの開発や実施について、大臣と ACYP への助言を行う。
- ・ユースの問題や政策について、関連団体や政府機関との協議を行う。
- ・法律、政策、プログラムのモニタリング・評価・勧告をする。
- ・ユースの関心を集めている問題についてのフォーラム（問題の選定には大臣の承認が必要）を実施する。

・ユースの問題や政策に関する情報収集と分析を行い、大臣とACYPに情報を提供する。

なおACYPは、官民間問わず、子どもと若者に関わる機関に対して、当事者が自分に関する決定に参加するためのユースによる提言グループの設置を推奨している。そのためのガイド“A Guide to Establishing a Children and Young People’s Advisory Group”も用意している。NSW州には128の地方公共団体(council)があるが、その半分でユース提言委員会を設置している。

② YACの構成員について

12～24歳(任命時)のユース12名。任期は2年で、大臣によって任命され、給与が支払われる。

③ 選出方法

YACに参加することを希望する者は、ACYPのHPに設置された応募フォームから申し込む。2021年には585人の応募があった。人選は、ACYPオフィスが行い、州のユースの多様性(どのようなケアを受けているか、いないのか、文化差、障がいの有無など)を反映するグループになるように検討する。

選出される条件として、自分の経験を語れること、他人の意見を聴く姿勢があることなどがある。応募者を小集団に分け、話し合いを行う様子などを観察して選考材料とする。

④ 活動内容 - 調査と報告

2022年、YACが調査をして結果をまとめ、大臣とACYPに提出した報告書のトピックは次の通りである。詳細は50ページをご参照いただきたい。

- a 「ネットいじめとオンラインの安全性」
- b 「学校でのVAPEまたは電子タバコの影響」
- c 「ユースのメンタルヘルスについて」
- d 「教育のカリキュラムについて」
- e 「性的同意について」
- f 「ヤングケアラーについて」

⑤ YACに所属することのメリット

ファシリテーションのトレーニングがある。ACYPとどのように協力し、子どもと若者を代表してアドボケートするかなどのスキルを学ぶことができる。

3. 所感 / 考察

当事者に実際に会い、意見を聞き、報告書をまとめ、政府や大臣にアドバイスをする機関というものが、社会的に意見をなかなか拾い上げてもらえない人々にとってどれだけ大きい役割を果たすか想像に難くない。

ACYPの話聞くにつれ、日本にもアドボケートの存在が必要であると強く感じた。現場からの声がしっかりと政府に届かなければ、適切な支援が受け

られないという事態を招くだろう。また、今の日本に誰かが自分の考えをしっかりと聞いて形にしていることを、経験できている子どもや若者が果たしてどれだけいるのだろうか。地域保健大臣のテイラー氏が述べたという「若者がアイデアを実行するために協力することが政府の役割である」という言葉はあまりイメージできないことではないだろうか。

意見を自分一人が言うのではなく、誰かが伴走し、うなずいてくれ、時にその意見に同意してくれるコミュニティ外の人がいると感じられること、実際に形となって政府や大臣に届いているという結果を受け取ることは、個人の考えや思いを大切にもらえたという経験になり、自分の大切さに気付くきっかけにもなるのではないかと感じた。意見の尊重の意義について、さらなる学びと周知が必要であると感じた。

(古屋理恵)



シャノンさん、ウナさんと記念撮影

参考資料

・ACYP <https://www.acyp.nsw.gov.au/> (2022年12月31日閲覧)

ACYP2022年報告書のトピックとその概要

a 「子どもと若者の声」

「子どもと若者の声」をテーマにしたもので6～24歳の子どもと若者99人の面談を行い報告書にまとめたものを2022年8月に州政府に報告している。その中で提言された「自立する年齢の引き上げ」については、2022年11月、政府によって実行された。

b 「LGBTQIA+* コミュニティに関する報告書」

公式HPによると、「子どもと若者のためのNSW州戦略計画2022-2024」の開発における調査では、2022年に6ヵ月間にわたって233人のLGBTQIA+と対面およびオンライン相談を実施した。教育と仕事、そして健康とメンタルヘルスサービスでの経験について一連の質問をした。スティグマ、差別、暴力を経験したかどうか、そしてLGBTQIA+の若者の生活を改善するためにNSW州政府にどのようなことを必要としているかについて提言をしたかなどについて調査した。

その結果、LGBTQIA+として識別される若者は特定のネガティブな経験をしていることが明らかになった。LGBTQIA+を自認する多くの若者は、お互いに大きな支え合い、自分のアイデンティティを肯定する機会を希求していたが、実際のところ常に受け入れられるとは限らないコミュニティでどう生きていくか、困難に直面していた。近年、LGBTQIA+の若者はいじめ、同性愛嫌悪、場合によっては暴力に直面し続けていることも明らかになった。また、情報と医療へのアクセスの欠如についても意見がまとめられた。

c 「刑務所に収監されている子どもについての調査」

月1回の面談を行い、5年間継続して調査している。刑務所の環境調整などにも目を向け、この声を担当省庁や大臣へ伝えている。

d 「COVID-19 流行下における子どもたちの環境について」

COVID-19によってどのような影響があったかを調査し、公衆衛生の専門家にデータを提供した。

e 「自然災害（森林火災など）における子どもと若者の環境への影響について」

調査によると、大人と子どもへの影響は異なっていることが分かった。仕事の問題、住居がなくなってしまった人の声などをもとに、どんなニーズがあり、不足しているものが何かをまとめた。

f 「家庭外ケアの子どもたち」

2021年に「家庭外ケアの経験がある子どもと若者99人の相談プロジェクト」に着手し、この面談で得られた結果をまとめている。

- ・「声に耳を傾けてほしい」政府に意見を出してもフィードバックがなかったり、州政府が資金を出して支援しているにもかかわらず、経験者の体験会などをいきなりキャンセルしたりすることがある。
- ・「透明性と説明責任」子どもや若者に自分のケースで何が起きているのか、どのくらいの期間家庭外ケアになるのか説明をしてもらいたい。また間違いがあった時に隠蔽しないようにしてもらいたい。
- ・「家庭外ケアに至る前の家庭支援」実親や実家への支援を増やしてほしい、DCJが児童保護を行う前に家族を助けるという実績を積んでほしい。
- ・「ケアを行う人のスクリーニングの改善」適切な成人だけが里親になるようにしてもらいたい。そのためのスクリーニングの改善をもらいたい。その家が安全かどうかしっかり審査してほしい。
- ・「より身近な自分たちへのサポート」家庭外ケアを去る前に自分たちが、例えば免許取得のサポートなど、「プログラム」ではなく、その個人にあった社会で生きていくための力を得るためのサポートが必要である。
- ・「ケースワーカーの技術向上および情報のアクセス権の向上」ケースワーカーのトレーニングを改善すること、またケースファイルへのアクセスを許可すること、ケースワーカーが必要な情報は全てアクセスできるようにすべきだと思います。訴訟記録、法廷文書などの閲覧が、本人が18歳になるまで許可されないなんてちょっとがっかりです」という声も紹介されている。（古屋調べ）

* LGBTQIA+ について

L (レズビアン) 体と心の性別は女性で、性的指向も女性である人。**G (ゲイ)** 体と心の性別は男性で、性的指向も男性である人。**B (バイセクシュアル)** 体と心の性別を問わず、性的指向が両性である人。**T (トランスジェンダー)** 体の性別と心の性別が一致しない人。**Q (クエスチョニング or クィア)** クエスチョニングとは、自分の性別や性的指向を決められない、迷っている状態の人。一方のクィアはもともと同性愛者などに向けて「風変わり」という意味合いで用いられていたが、現在はそれを肯定的に捉えた言葉として当事者によって使われている。同性愛者になる過程のセクシュアリティという見方もある。**I (インターセックス)** 身体的性において男性・女性のどちらかに統一されていないか、判別しにくい体の状態を示す。「DSDs : 体の性の様々な発達」と呼ばれている。**A (アセクシュアル)** 無性愛者。同性だけでなく異性に対しても恋愛感情を抱かない、性的指向が誰にも向いていないセクシュアリティとされている。

ユース提言委員会(YAC)2022年調査報告書のトピックとその概要

a 「ネットいじめとオンラインの安全性」

YAC とアドボケイトは、スマホを手放せない現代で、ネットいじめなどからくる、メンタルヘルスの問題についての懸念があった。YAC は政府と ACYP が教育・幼児担当大臣とともにいじめ防止の円卓会議で協力してきていることを知った。また、サイバーセキュリティとネットの危険性から子どもを保護する (eSafety) 大臣と ACYP が協力し、eSafety 内のユース提言 YAC の設立に貢献していることも確認した。またこの問題は、NSW 州の児童青少年のための戦略計画 2022-2024 の中で重要なトピックスとされている。YAC は、ネットいじめはメンタルヘル스에 重要な影響を与えるため、今後の ACYP の動向および年次報告でどのような擁護活動が行われていくのか詳しく聞いていきたいと述べている。

- ネットの肯定的な側面

アドボカシーのツールとして有効であり、YAC が (Safe the Work) に対して、そこで働くユースの仕事を共有し、仕事の促進を行うことができた。また、ネットが地域のイベントや活動のお知らせや、本人たちの知りたい情報や問題を見つけるためのプラットフォームになっていることを挙げている。

- ネットの負の側面

オンラインでのいじめや嫌がらせがあることや、誤った情報の拡散がある。また、ソーシャルメディアの企業によるデータマイニングや「自分たちの情報がどのように使用されているのか」についての懸念があることも挙げられている。

b 「学校での VAPE または電子タバコの影響」

YAC は、VAPE または学生の電子タバコの使用が増加傾向にあることを懸念しており、このことに関する調査およびパブリックドメインで入手可能な研究で得られたエビデンスに照らして、ACYP に提言し、継続的な協議を通じて情報収集をして、2023 年の公聴会で調査結果を報告することにした。

電子タバコの危険性はまだわかっていないことが多く、研究が続けられるべきだと提言している。また、アンチ電子タバコキャンペーンについて、NSW 州保健省に相談をし、児童青少年が読んで考えられるようにキャンペーンポスターを公衆トイレなどに貼るべきだと助言した。

c 「ユースのメンタルヘルスについて - コロナ禍の影響 - 」

ソーシャルメディアやネットいじめによるメンタルヘルスへの影響だけではなく、幅広いメンタルヘルスへの懸念があることを提言している。特に COVID-19 パンデミックが与えている影響は大きく、ロックダウンにより、ユースは長期間にわたって孤立し、社会的交流の機会を奪われた。そして今度は、この規制が緩和されることでユースの不安がますます増大する懸念がある。まったく交流のない状態から、一気に学校に復帰することなどは、社会的疲労を感じさせ、一人で時間を過ごす人が増加するのではないかと述べている。

これに対してアドボケイトは、公的なメンタルヘルスサポートについて説明した。それに対して YAC は、子どもと若者にそのサービスの説明があまりされておらず、主要なサービスにアクセスできない、またアクセスできても待ち時間が長いことなどの懸念を報告した。

d 「教育のカリキュラムについて」

NSW Education Standards Authority (NESA) と NSW 州教育省との協議作業についても話し合った。NESA の代表者のほとんどが YAC の会議に参加し、カリキュラム改革の議論が常設議題項目であることを確認した。先住民の研究をカリキュラムの一部として組み込むかどうかの議論などが交わされた。

e 「性的同意について」

この議題は、NSW 州の関係性に大きな影響を与えた。2021 年に ACYP が調査した結果から、NSW 州の子どもと若者の半分以上が、性的同意に関する教育が不十分であることを感じており、十分に学んだかどうかの確信が持てていないことがわかった。

このことを踏まえ、教育省の「意思表示」に関するフィードバックを提供し、この議題について DCJ とも協議した。YAC は「NSW 州の最近の法改正に関する言語や情報の変化を含め、現在同意の問題に関する注意と意識が高まっている」と報告している。

f 「ヤングケアラーについて」

教育省に対して、学校で提供できる情報についてフィードバックを提供し、ヤングケアラーの利用可能なサポートについて知らせ、ヤングケアラーに関する「一般的な誤解の解消」をした。また様々なサポートはあるが、その内容に改善の余地があることも述べている。例えば、While the Bursary Program は教育的ニーズに財政的支援をしているが、ケアラーは家族の一員にかなりのケアを提供している場合でも、プライマリーケアラーではない場合、サポートは請求しづらい現状があることなどが挙げられる。

ヤングケアラーが互いにつながり、ネットワークを形成する機会を提供していく「Care gateway」を通じて利用可能なサポートアイデアを出し、スキルと自信を構築していくことも重要だと述べている。

所感 / 考察: YAC が議論している内容は、日本でも議論できたらよい内容ではないだろうか。ユースの間で問題提起したり、意見を述べる場が日本にも必要だと強く感じた。そうすることで、今後国を担っていくユースに対して、政府はどのように協働していけばいいのか明確になる部分もあるのではないかと感じた。(古屋理恵)

Association of Children's Welfare Agencies (ACWA) 児童福祉機関協会

講義日時：2022年11月21日（月）10:30-11:30
 視察場所：10 Darcy St, Parramatta NSW 2150(DCJにて)
 U R L：www.acwa.asn.au
 講師：Sharon Broady（エグゼクティブオフィサー）
 （敬省略）



1. 概要

(1) ACWAとは

NSW州における、支援が必要な子ども及びその家族にサービスを提供する民間の児童福祉機関を糾合、かつ代表するピーク機関（38ページ）として1958年に設立された。研修の提供、会員機関のサポート、政府への提言などを行う。

職員数は事務局として15人を雇用しており、プロジェクトごとに必要な人員を外部の機関から招聘している。

(2) 目的・役割

支援が必要な子どもや若者、家族、特に、家庭外ケアを受けている子どもやその家族の生活をよりよくするために、サービスの質や連携システムを向上させる取り組みを行い、支援機関を代表して政府に提言する。

(3) 予算

DCJが資金提供しており、3年契約で年間140万ドルの資金が割り当てられている。

(4) 会員

2022年11月現在、会員として75あまりの機関が登録されている。会員機関は、主にNSW州DCJ（37ページ）が資金を出しているサービスを提供している非営利機関であり、ACWAのビジョンや価値観を共有し、質の高いサービスを提供しているとACWA理事会で認められる必要がある。会員機関は、前年度収益に応じて280ドル～7,018ドルの年会費を支払い、政策フォーラムやACWA総会への参加と投票の機会を得て、活動に参画する。また会員機関職員には、CCWT（後述）の研修受講料金の会員割引がある。営利団体や個人も、準会員として登録の申請をすることができる。そ

の他、NSW州を代表するピーク機関、教育・研究機関、ユースの組織などとも連携している。

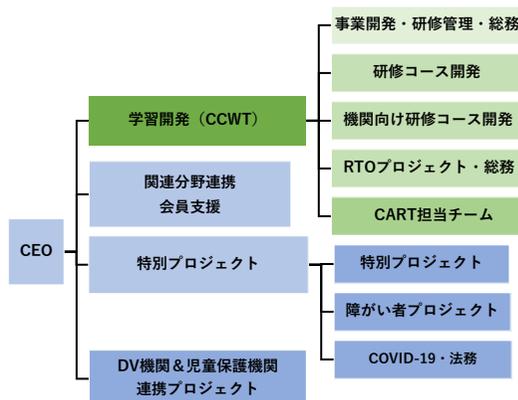


図1. ACWAの組織図（概略）（講義資料より）

(5) 活動内容

- ・支援機関の意見の収集と政府への提言
- ・政策方針についてのコメントやアドバイス
- ・調査・相談
- ・会員サポートと情報共有
- ・会議やセミナーなどの開催
- ・各種リソースの提供
- ・ACWAの活動広報と会員募集
- ・CCWTによる研修や人材育成

2. Centre for Community Welfare Training (CCWT)

(1) 沿革

1987年にACWAの研修部門として設立された。

1997年にオーストラリアにおける資格水準認定機関であるAustralian Qualifications Framework (AQF)によって、NSW州の登録研修機関（RTO）として認定された。

(2) 活動内容

児童福祉分野（特に権利侵害を受けやすい立場にいる子どもや家族に関わる機関）で働く人々に対して研修の機会を提供している。費用対効果が高く、利用しやすい研修の提供を目指している。

(3) 研修の種類

①定期研修

2021-22年度は、197の定期研修を提供し、1,374名が参加した。COVID-19の影響でほとんどがオンラインによる研修となった。

②各機関に向けた研修

機関ごとのニーズに沿った研修をその機関に出向いて提供している。政府機関に提供することもあれば、小規模な民間機関に提供することもある。2021-22年度には369回の研修を実施した。

③その他

会員機関に対して、専門的なプログラムやスーパーバージョン、コンサルテーションなどを行う。

(4) 研修受講による証明書の発行

CCWTは、AQFによって認められた研修を提供し、次の2種類、5つの証明書を発行する。

1種類目は「Certificate」（研修課程の履修証明書）で、4ヵ月～1年半ほどで取得可能である。内容としては、①コミュニティサービス、②子ども・ユース・家族への介入がある。

もう1種類は「Diploma」（高等教育課程の修了証明書）で「Certificate」よりも専門性が高く、取得には1年半～3年ほどかかる。内容としては、上記の①、②の2つに加えて、③組織管理がある。この他にもAQFによって認められてはいないが、児童保護やアセスメント、トラウマ、アルコール依存など200種類以上の研修や教育課程が用意されている。

(5) 家庭外ケアにおける支援者の養成と評価

Carer Assessment and Resource Team(CART)

最も力を入れている研修の1つにCARTがあり、家庭外ケアに関わる支援者の養成と評価ツールの提供を行っている。研修内容は、登録前の里親の訓練の他に、里親やキンシップの里親を評価するための訓練、家庭復帰する際に実親を評価するための訓練などがある。

3. ACWAの近年の活動内容

(1) パーマネンシーサポートプログラム (PSP) についての政府への提言

DCJと協働して里親の募集と子どもとのマッチング、里親の負担軽減などに取り組み、政府に提言している。また、効果的な里親のかかわりを調査し、業務の効率化を図るためのシステムを確立している。

(2) 各機関が活動しやすくするシステムの確立

COVID-19パンデミックへの対応に関するガイドラインの作成支援、子どもや支援者のためのオンラインによるサポート体制の案内やファクトシートなどの提供、DV対応機関と児童保護機関（主な機関としては、裁判所、警察、保健所、DCJなど）の連携を目指した働きかけなどを行っている。

(3) 支援者になりたい人たちのサポートとコンサルテーションのあり方の模索

政府と民間機関が協力し、コンサルテーションのプランを作成し、様々な課題に対して共に取り組むシステムの確立に取り組んでいる。

(4) 家庭外ケアの待機児童数の低減

ACWAの会員機関、DCJ、AbSecと密接に協力し、家庭外ケアが必要だが受け入れ先が決まっていない待機児童の数を低減するための取り組みを行っている。実際に、この取り組みによって待機児童数が低減しており、成果を上げている。

4. 所感 / 考察

一つの機関でこれほど多くの取り組みをしていることを知り、とても驚いた。その一方で、その役割は明確であり、すべての取り組みがつながっており、効率化されていることも理解できた。オーストラリアにおいては、家庭外ケア、特に里親へのサポート体制は多面的であり、里親の子どもへのかかわり方の研修だけでなく、相談や評価、マッチングの体制、実際の負担を取り除くような取り組みなどから里親を包括的に支えている印象を受けた。現場に近い立ち位置でサポートしてくれる機関が身近にあることは、孤独になりやすく、悩みの尽きない子育てをする里親にとっては心強い存在であるような気がした。また、縦のつながりだけでなく、機関同士の横のつながりもあり、困った事態に対処できる環境も整えられていると感じた。「官と民をつなげる役割」との言葉もあり、日本のシステムよりも現場や子どもたちの声が行政に届きやすく、また、届くためのシステムが明確にされている印象を受けた。異文化の受け入れが寛大だといわれる所以を垣間見た気がする。規模は小さくなるが、自分自身の施設においても関わっている子どもや保護者の声に耳を傾け、つながり続け、その声が届くような取り組みをしたい。

(吉村宣彦)



シャロンさんと記念撮影



パンフレット

参考資料

- ・ 講義資料
- ・ ACWA <https://www.acwa.asn.au> (2022年12月13日閲覧)
- ・ 年次報告書 (2021-2022) https://ACWA-Annual-Report_2021-2022.pdf (2022年12月13日閲覧)
- ・ パーマネンシーサポートプログラム (PSP) の成果 データロードマップ (2022年2月1日)
<https://Permanency-Support-Plan-Data-Roadmap.pdf> (acwa.asn.au) (2022年12月13日閲覧)
- ・ Australian Qualifications Framework (AQF)
<https://www.teqsa.gov.au/how-we-regulate/acts-and-standards/australian-qualifications-framework> (2022年12月25日閲覧)

コラム column

オーストラリアの学童保育



今回シドニーの視察に参加が決まったことをメルボルン在住の友人に知らせると、渡航日に合わせて会いに来てくれた。彼女は現在、資格取得を目指して大学に通う傍らで、メルボルンの学童保育で働いている。小学校の敷地内で行われている学童保育には、早朝の部と放課後の部があるとのこと。放課後の学童保育には馴染みが深いのが、登校前の時間にも学童保育が運営されていることに驚いた。友人の話では、早朝の部の利用者はそれほど多くはないとのことだったが、子どもたちの安全を確保するための取り組みの一環なのだそう。オーストラリアでは、親には登校時刻までの子どもの安全を、学校には登校後の子どもの安全を確

保する責任がそれぞれ明確にある。そして、学校で定められた登校時刻までの時間を子どもたちと一緒に過ごすことが難しい親が、子どもを早朝の学童保育に連れてくるとのことだった。私自身は今まで早朝の学童保育の必要性について考えたことがなかったが、オーストラリアでの取り組みを知ったことをきっかけに、多様な働き方に対応したり、子どもたちが一人で過ごす時間をできる限り減らしたりするために、日本でも需要がある制度なのかもしれないと感じた。オーストラリアでの子どもの安全に関する考え方や仕組みを知り、普段当たり前だと思っていたことを見直すきっかけとなった。

(倉成祥子)

旅の 思い出

オーストラリアの本屋さん



研修が遅く始まる日の朝や早く終わった日の夕方、街中をお散歩したり、買い物をしたりしながら過ごした。

その際、いくつかの本屋さんを訪れてみた。かわいい文房具を売っているお店、知育玩具などが売っているお店、なんと紀伊国屋も見つけた！ちょうどクリスマスシーズン、ブラックフライデーでもあり、どのお店も綺麗に飾り付けられ、たくさんのお客さんが本を手にしていた。漫画コーナーも大きく取られており、日本文化がオーストラリアでも浸透していると感じた。もちろん英語に訳されている漫画もあったが、日本語のままのものが多く置かれていたことには驚いた。

私は、自分の英語力でも読めるものを探して絵本コーナーを中心に見ていたのだが、その中で目にとまったのが、本を整理するために棚につけられたカテゴリーの中にアイデンティティ形成に関係するものがあるということだった。例えば、子どもの誕生に関するカテゴリー、ジェンダーに関するカテゴリー、家族に関するカテゴリー、民族に関するカテゴリーなどなど。それらの棚の中にはとても大切なメッセージのつまった本がたくさんあった。ジェンダーにもいろいろあるよね、男の子だからって青色の服を着なくてもいいんだよ、嫌なら嫌って言うっていいんだよ、という内容の絵本。家族にもいろいろな形があるよね、ひとり親家庭や同性カップルの家庭、里親家庭、そしてそれぞれの家族の持つ文化や過ごし方も全然違う、私の家族はどんな家族なんだろう、という内容の絵本。自分にとってとても大切なルーツである先住民の文化を体験し知っていく、という内容の絵本。極めつけは『ALL ABOUT ME!』という自分自身のプロフィールや家族のこと、お気に入りのものを描き込んでいく絵本である。自分で作る、自分のことが描かれた世界で1冊の特別な絵本！まさにこれはライフストーリーブック！！こんなものが他の絵本に混じって並んでいるなんてとても感動し、即決でお買い上げしてしまった。

今回訪問したどの機関でも感じたそれぞれの文化やストーリーを大切に、多様性を受け入れるオーストラリア文化は、子どもたちが手にする絵本の中にも見られ、幼少期からの土台作りがとても重要なのだということを実感した。無理に教え込むのではなく、絵本という自然な形で、子どもたちの思いに寄り添うような形で伝えていく、一緒に考えていくことができるということはとても素晴らしいと思う。日本でも少しずつこういった絵本が増えてきていると思うが、日本の子どもたち、そしてそれぞれの子どもに合うような多様な本がもっとも出版されることを願っている。

それから最後にもう1つ。アイデンティティとは少しずれるが、コロナ禍ならではの絵本も発見した！幼児さんを対象としている仕掛け絵本で、マスクをしていると少し怖そうに見える顔の人もマスクをめくるとその奥には笑顔があるよ、という内容。とてもかわいらしい絵本で、マスク生活の中で不安を抱える子どもたちにそっと寄り添う優しいメッセージにこちらも自然と笑顔になった。この本も含め、日本に帰ってから、あ～やっぱり買ってあげればよかったな～と思う本が何冊も頭によぎる。
(岡村悠里)



旅の 思い出

船に乗ってどこまでも



シドニーでは公共交通機関として日本にもある電車もある一方で、ライトレイルと呼ばれる路面電車も市内を走っており、気軽に町中を移動する手段としてとても便利な存在でした。また、観光地として有名なオペラハウスのある湾にはサーキュラーキーという港があり、そこからダーリングハーバーやパラマタ、マンリー、タロンガ動物園など色々な場所へ行けるようになっていて、とても観光し甲斐がある交通網をしています。しかも平日は16.30ドル以上は料金が差し引かれない仕組みになっていたり、土日祝日は半額の8.15ドルが上限であったりという観光天国でした。つまり、1日のうちであれば、どれだけフェリーに乗って色々

な観光をしてもフェリーの片道運賃である8.15ドル以上はかからないということみたいです。その仕組みを支えているのがオパールカードというプリペイド式のカードです。日本でいうSuicaにあたるもので、フェリーは改札があり、タッチするとゲートが開きます。おそらくSuicaの履歴のようにオパールカードの利用履歴でそういう仕組みができています。シドニーの交通システムが凄いのはその改札をタッチ決済できるクレジットカードならオパールカードの代わりに使ってしまうということです。そして同じように割引の仕組みが適用されます。日本のETCには深夜割引があったりして、似たような仕組みになっていたりしますが、公共交通機関がそんなに利用しやすい仕組みになっているのは驚きました。すごいシドニー。

実際、シドニーはいたるところでクレジットカードのタッチ決済が使えるようになっていて、日曜市のような出店でもタッチ決済が最初に聞かれる決済方法でした。そんな社会だからなのか公共交通機関もオパールカードだけでなくクレジットカードも使ってしまうように進化したのでしょうか。日本に帰ってきて、真っ先に食事後のお会計で「タッチ決済できますか」と聞いたら「できません」と言われました。進歩の仕方は国それぞれなのだ改めて実感しました。

(有馬光彦)



シドニー市内を走るライトレイル



フェリーから見た夜景。ライトアップされたオペラハウス



サーキュラーキーから出港するフェリー

The Infants' Home Child and Family Services

インファント・ホーム チャイルド&ファミリーサービス(子どもと家族のための多機能型サービス提供機関)

講義日時：2022年11月24日 9:00-12:00

視察場所：17 Henry St, Ashfield NSW 2131

URL：https://theinfantshome.org.au/

講師：Elizabeth Robinson (CEO。組織の戦略管理
(敬称略) 担当、子どもの安全・児童保護の責任者)

Ana-Luisa Franco (コミュニティラーニング・
エンゲージメントマネージャー)

Nicole Liu (ソーシャルワーカー。家族の相
談をはじめとするサポート全般、またペアレ
ンティングプログラムを担当)



1. 施設概要

The Infants' Home (以下、IH) は、0～5歳を中心に12歳までの子どもとその家族を対象として、幼児教育と保育サービス、早期介入、コメディカルサービスを提供する機関である。特にリスクにさらされている子ども(例:ネグレクト、DV、メンタルヘルス、障がいその他の課題)に対して専門的な支援を行っており、サービスを利用している子ども全体の少なくとも30%(2022年現在は45%)は、何らかのリスクを抱えている。

2. 組織の目標、ビジョン、ミッション、および価値観

(1) 目標

コミュニティにポジティブかつ永続的な社会変化をもたらすことを目標とする。家族や子どもの健全な成長や発展をサポートし、彼らがより良い将来を構築できるようにするため、様々な力やスキル、自信を身につけられるよう支援する。

(2) ビジョン

全ての子どもが、乳幼児の段階からあらゆる機会を与えられることによって、その能力を発展させ、人生における様々な課題や機会に対応していくことができるような世界を作る。

(3) ミッション

『一人ひとりの子どもに、機会を。今日も明日も』。このミッションの遂行にあたり、子ども一人ひとりを個人として捉えること、行っている全てのケアについて包摂的な形で対応することを大切にしている。子どもたちが将来成功できるような基盤

作りをしているかと常に考えながら、日々のケアを行っている。



(4) 価値観

インテグリティ(誠実さ)、インクルージョン(包摂)、パートナーシップ、エクセレンス(素晴らしさ)、ディスカバリー(発見)の5つを重視している。これらの価値観は、IHにおける判断や決定、スタッフの働き方、コミュニティとのかかわり方を支えるものである。

3. 歴史的経緯と現在の姿

(1) 歴史的経緯と支援の形の移り変わり

IHは、1874年に未婚の母親が生んだ子どものための施設として始まり、その後は時代の変化と社会的ニーズの変容に常に意識を向けながら、提供する支援の内容や幅を柔軟に変えてきた。現在のIHの姿は、そうした長い歴史の上に成り立っている。なお歴史の詳細については、61ページの『インファント・ホーム：150年の歴史のハイライト』をご参照いただきたい。

(2) 現在の運営状況

①利用者数

NSW州における総合的な乳幼児教育センターとしては最大規模であり、年間を通じたサービス利用者数は2,500人に及ぶ。

②職員体制

全体で100名のスタッフがいる。ボランティア組織も存在している。コロナ禍の影響でセンター利用者が減少した際には、IHの看護師が地域のワクチン接種をサポートした。

③運営資金

年間予算額は800～1,000万ドルで、うち80～90%程度が人件費である。



図 1. 2021 年収入と支出 (2021 年次報告書より)

収入源は、利用料、補助金、寄付金などであるが、補助金や寄付金で賄えない部分をサービス利用者の負担としている。早期介入サービスを対象とした州政府からの補助金は、産後プログラムに充てている。募金活動は、2019 年以降は自然災害の多発やコロナ禍により困難な状況にあり、無償のコミュニティプログラムに関する資金 (年間 100～140 万ドル) を確保することが課題となっている。



図 2. The Infants' Home 組織図 (講義資料より)

4. サービスについて

4-1. 概要

(1) サービスの枠組み

①対象と内容

子どもと家族、及びコミュニティに対してサービスを提供している。具体的には、(a) 0～5 歳児を対象とする早期幼児教育・保育、(b) 家族を対象とする早期介入、そして (c) コミュニティを対象とするスペシャリストサービス (産後ケア) である (図 3)。



図 3. サービスの対象と内容 (講義資料より)

②特色・独自性

幼児教育者、セラピスト、ソーシャルワーカー (以下、SWr)、看護師といった専門家から構成されたチームが、統合化された (integrated) 形でサポートを行う。この「統合化された形」でのサポートとは、1 人の子どもまたは 1 つの家族に対して、複数の専門的視点 (知見) が反映された諸サービスを、1 つの場所 (IH) が核となって提供することを指す。外部機関から専門家が来てサポートをすることもある。

また、特別なニーズを持つ子どもに対するプログラムも用意されている。子どもたちは多様性やインクルージョンについて学ぶことができ、プログラムは子どもと家族を中心にした包括的なアプローチとなっている。

<実践における統合 (integration) の具体例>

- ・子どもの運動能力を育てるためにセンターベースケアの作業療法士と幼児教育者が協力したり、子どもの言語能力をサポートするために言語聴覚士と幼児教育者が連携したりする。
- ・IH 外のサービスについては、SWr が提案や調整を行う。
- ・追加的なサポートの必要性を早い段階で把握するため、ファミリーデイケアのプレイグループに看護師が参加する。
- ・自閉症の子どもを対象としたプロジェクトにおいて、ファミリーデイケアチームが、外部機関の専門家と協力してサービスを提供する。
- ・コミュニティプログラムにおいても、看護師がプレイグループに参加し、支援計画に助言する。
- ・保護者向けプログラムでも、SWr や幼児教育者など様々な支援者が関わる。

(2) サービス対象の家族が直面している課題

まず失業、教育を受けなかったことによる就職困難、貧困 (低所得、政府援助による生活) といった経済的困難が挙げられる。インナーウエスト地区は生活費が高く、多額の住宅ローンを抱えている家庭も珍しくないという背景がある。

その他にも、薬物 (メタンフェタミンが多い) やアルコールなどへの依存、抑うつや PTSD といった精神障がい、産前産後のメンタルヘルス問題、移民やひとり親・若年親の孤立の問題などが挙げられる。トラウマの経過があった場合には、アタッチメントの課題が出てくることもある。

特に女性の場合、パートナーとの別離とそれに伴う課題がある。具体的には、経済的困窮、住居困窮、子どものケアに関することなどであり、離別後でも DV や様々な意味でのコントロールが問題になることもある。

(3) 統合型支援における、専門スタッフの協働

①多様な専門家がいるメリット

サービスのスタートは、大変な状況にある家族にとってIHがコミュニティとなることである。

追加的ニーズがある子どもに対しては早期の課題の把握・介入によりサポートを行うが、多様な専門家がいることで、それぞれが異なるレンズを通して課題を捉え、多角的なかかわりも可能となる。子どものケアを行っている組織に言語療法士や作業療法士がいることは稀だが、IHにはそのために彼らが在籍している。

複数の問題を抱えている家族のストレスに対応するため、センターリンク（失業保険）やハウジング（緊急時の住居手当や公営住宅の手配）、NDIS（無料の障がい児サービス）などの公的サービスの紹介も行う。州保健省による子ども支援のように、子どものケアや保育などについてどういった支援サービスや支援組織があるのかを常に確認している。

②ソーシャルワーカー（SWr）の役割

SWrは、直接子どもと関わるわけではないが、幼児教育者などの専門家からの情報を保護者に伝えたり、関係機関に伝えたりするというように、ケースマネジメントやコーディネートの役割を担っている。SWrが子どもケアセンターにいることは珍しく、IHの特色といえる。例えば、メンタルヘルスサービスに属しているSWrとのかかわりから、SWrに対してネガティブなイメージを抱いていた人が、IHでSWrに出会い、印象が変わることがある。SWrのオフィスを、保護者が気楽にアクセスできるようにしておくことも大切である。

SWrのもうひとつ重要な仕事はアドボカシーである。保護者が何か発信するのが難しい場合に、SWrが代弁する。

さらに、オーストラリアでSWrの仕事をするにあたっては、先住民の『世代を超えたトラウマ』をよく意識しておく必要がある。彼らがオフィスを訪れた時に安心感を持って心地よく過ごしてもらえるよう、オフィスにアボリジニやトレス諸島の旗を置いたり、それぞれの先住民の国がわかるようなオーストラリア全土の地図を貼ったりしている。



幼児教育者と子どもたち
(講義資料より)

4-2. 各サービスの詳細

(1) 早期幼児教育・保育

①ファミリーデイケア

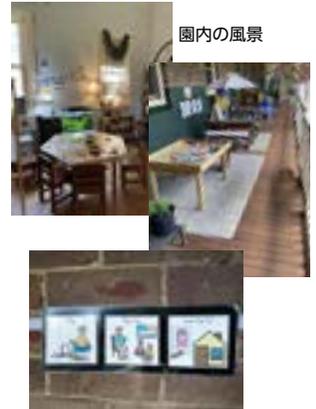
幼児教育者が、自宅で少人数の子どもを対象に保育と教育を行う。

ファミリーデイケアの幼児教育者はシドニー各地に約150人いる。みな

IHの職員ではなく、IHに登録をし、IHの教育サポート担当者とファミリーデイケアマネージャーの支援を受けながらサービスを行う。IHは定期家庭訪問と専門的教育による人材育成により、リスクアセスメントの実施やコンプライアンスの確保をしている。

②センターベースケア

IHがあるアッシュフィールドには、4つのロングデイケアセンター（0～3歳対象のマレーハウス、0～5歳対象のゴートンハウス、3～5歳対象のロビンソンハウス、2～5歳対象のジョンソンハウス）があり、日々約250人の子どもが利用している。



園内の風景

オーストラリア連邦政府が定めた幼児教育の枠組み National Quality Framework を管理する幼児教育の品質管理局である Australian Children's Education and Quality Authority により、IHのファミリーデイケアは「品質基準を満たす」、センターベースケアは「エクセレント」の評価を受けている。

<介入に関する階層モデル>

早期幼児教育・ケアセンターでは、統合化された早期介入を提供している。様々なレベルで家族をサポートするために、独自の階層モデルを考案している。モデルはTier1～3の3段階で構成されており、数字が上がるとより集中的なサポートを行う形になっている。この階層モデルの詳細については、本論末尾『インファント・ホームにおける介入に関する階層モデル』を参照されたい。



講義資料より

(2) 親教育プログラム

コミュニティにおける全ての家族を対象に、内外の専門家と連携しながら、育児に関する各種プログラムを提供している。地元ヘルスサービスその他の機関からの紹介で利用につながる場合もあるが、DCJからの紹介で参加する人もいます。

IHでは、新生児がいる家族を対象としたプログラムを実施するため資格取得を目指している。産

前から参加できるプログラムはNSW州全体でも数が少ない。



各種プログラム
(講義資料より)

(3) プレイグループ

幼児向けのプレイグループ活動が、資格を持つスタッフによって提供されている。子どもにどのように関わるとよいかといったことなど、家族のニーズに応じた情報提供を行うことがプレイグループの目標の1つである。

保護者が一緒に参加して子どもたちと遊ぶ形式で行われるこのプログラムは、コミュニティの人全てが無料で参加でき、週4回実施されている。一番大きい規模のものは近所の公園で行われており、父親が参加するグループも隔週土曜日に実施している。アクセスが容易であるため、その間口の広さを活かして、地域に住む子どもや家族の介入・支援の必要性についてのトリアージを積極的に行っている。そして、介入が必要と見立てた場合には、IHが提供している他のプログラムなどを紹介する。なお参加している子どもの大半が、他の施設のサポートには参加していない状況である。

幼児向けの他に、12ヵ月以下の子どもがいる家庭を対象とした赤ちゃんプレイグループもある。このプログラムは、コロナ禍で孤立した親のために2020年に開始したもので、参加者は増加傾向があり、視察直近の回は26人の親子が参加した。

<事例紹介>

ある母親から、「子育てプログラムに参加してみたい。子どもの発育についてサポートがほしい」と連絡があった。彼女の希望する子育てプログラムはIHでは提供していなかったため、他機関へ紹介すると同時に、IHの産後サポートプログラムを紹介し、電話でサービスを提供した。加えて父親グループへも参加してくれることになったが、参加時の子どもたちの様子(例:髪や顔の汚れや絡み、ミルクの衛生面)についてプレイグループのスタッフから情報提供があり、看護師とのミーティングを設定した。その結果、それまで通りプレイグループの枠組みの中で活動内容を工夫しながら経過観察を行うこととなった。その後の関わりの中で、親子の相互交流はとて良好であるが、プレイグループ参加のため車で長時間移動しなければならぬことが課題だとわかった。そうした状況を受け、その家族と継続して関わりながら観察を行ない、さらに何らかの問題が起きた場合にはサポートを行なうという方針となった。

産後ケアのパンフレット



(4) コミュニティ支援 (産後ケア)

産後ケアは、本人の希望に基づいて家庭訪問サービスを行うものであり、指定地域において無料で提供されている。来談経緯は、保護者の自発的な連絡が主であるが、病院からの紹介もある。問い合わせからおよそ1週間以内に、看護師が派遣される。看護師はコミュニティの様々なサービスとつながりがあるため、それらを紹介することもあれば、様々な専門家を紹介しながら看護師が全体をサポートするという場合もある。

4-3. サービスの利用件数

主なサービス別利用実績は表1の通りである。

表1. サービス提供実績 (2021年次報告書より)

早期幼児教育・保育	センターベースケア	305人 (例年は500～555人前後)
	ファミリーデイケア	392件(2022年は700人)
	就学期移行サービス	107件
早期介入・家族支援	統合化された早期介入グループ	64グループ、子ども277人
	集中的な家族介入支援	61家族
	プレイグループ(オンライン)	97回(子ども255人、保護者163人)
健康支援	親教育プログラム(オンライン)	8回(107人)
	産後ケア(オンライン)	175家族、261人
	特別食の提供	週平均138食、計7,176食
	産後ケア(家庭訪問とオンライン)	261回

※2021年は、COVID-19の影響による4ヵ月間のロックダウン含む

5.IHの持つ視点・姿勢

(1) 児童保護に対する姿勢と取り組み

IHの実践についてまとめると、子どもと家族が全ての中心にあり、その周りにIHの各種サービス

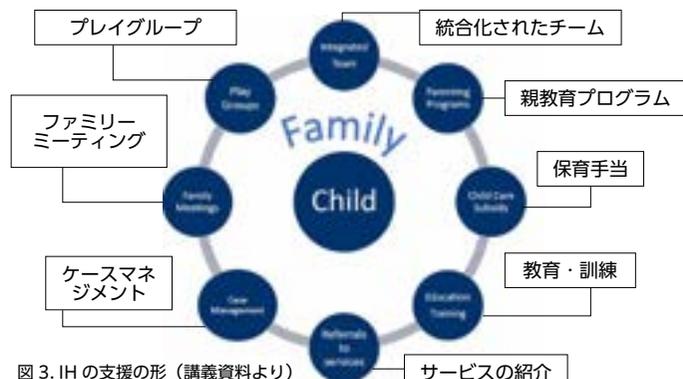


図3. IHの支援の形 (講義資料より)

が連携する形で存在している。オーストラリアでは、児童保護は『みんなの仕事』であるという位置づけであり、子どもや家族の安全を維持するために互いに協力している。

児童保護に関して学びを深めるため、スタッフの教育と訓練にも取り組んでいる。センターでのケアについて懸念が生じた場合には、幼児教育者と話し合い、子ども自身が安全であると感じられるように協力する。また、トラウマについて認識した形でのアプローチ（トラウマ・インフォームド・ケア）をとっており、子どもの行動の裏にあるものは何かと、スタッフ同士で話し合う。

DCJ の ChildStory (32、40 ページ) については、特に家族のリスクレベルの把握のため、独自の利用手順を設けて使用している。

(2) 移民の背景を持つ家族への支援について

SWr が関わる家族の 42% は英語が第 2 言語であり、71% が文化的・言語的多様性を持つため、通訳を介する場合もある。IH にも、多様なバックグラウンドを持つ人材が集まっている。

DV やメンタルヘルスといった課題についても、文化によって使って良い言葉とそうでない言葉がある。そうした文化差を意識して業務を行えるように、スタッフの訓練を行っている。また多くの固有の言語・文化にフォーカスした支援組織や専門家とも連携・協力している。

IH のサービスは、それぞれの力量を基盤としたものであり、家族の力も必要である。そのため、家族のストーリーに耳を傾け、丁寧な関係構築に努めている。様々な人とコラボレートしていくことが、IH のサービスの鍵となっている。

6. 所感 / 考察

歴史的経緯や人々のニーズを踏まえながら、組織としての確固たる意思を持ち、自らの支援に関して必要な変化を遂げてきたという流れがあったことが、よく理解できた。また、相手への配慮と敬意を持ちながら様々な意味でのコラボレーションを作り出していくことが支援のカギになるという点は、文化や国境を超えても共通しているのだということも、強く実感できた。

現在、日本の児童福祉は大きな転換点を迎えており、私の所属する母子生活支援施設もまたその動きと無縁ではない。IH を訪れたことは、私にとって、自らの施設のアイデンティティを再考し、この先の時代に何ができるのか、何をすべきなのかを改めて考える機会となった。その際に重要なキーワードとなるのは、やはり『統合』や『多機能化』であるのだろう。支援の利用者を中心に据えるという現代の福祉の考え方からすると、統合化されたサービスというのはとても使い勝手が良い（1カ所で全て済ませられる）からだ。その中においては、広い視野とより高い専門性が、求められることになるのだろう。

(杉山亜佳音)



講師の方々和記念撮影

参考資料

- ・ 講義資料
- ・ The Infants' Home
<https://theinfantshome.org.au/>
 (2022年12月30日閲覧)

インファント・ホーム:150年の歴史の ハイライト

※写真は全て提供資料から転載

(1) 設立の背景と、初期の時代

1870年代(ビクトリア朝時代)は、女性や未婚の母にとって特に厳しい時代であり、パートナー不在で妊娠した若い女性は、教会を含む社会全てに拒絶され、結果として自殺や子殺し、子どもの置き去りといった出来事が生じていた。

そのような悲しい状況に対する解決策として、1874年、富裕層の婦人グループが『Sydney Foundling Hospital』を創設した。これは、遺棄された子どもを保護するだけでなく、未婚の母を支援するためのオーストラリア初かつ唯一の施設であった。彼女たちは当時としては非常に革新的で、マスコミも批判的な中で、教会や政府にも対抗する姿勢を持ちながら忍耐強く施設の運営を行った。

最初の施設はシドニー中心部にある病院の敷地内に作られたが、決して良い環境とは言えなかった。1876年、資産家の Thomas Walker により寄付された土地へ、施設を移転した。元は農場であったその広大な土地には幼稚園も開設することができ、教育の場を確保することにつながった。1897年には、地元の子どもたちを幼稚園へ受け入れることも開始し、名称も『The Infants' Home』へと改めた。



IHはチャリティー(慈善事業)という位置づけを創立当初から堅持しており、地域コミュニティの慈善の心や支援に基づいた運営を続けている。創立初期は政府からの援助がわずかであったため、近所の商店が提供してくれる食材や日用品、地域住民からの寄付により支えられていた。他にも、パーティーやお祭り、バザーといったイベントを通して募金活動を行っていた。現在でも寄付金は大切な資金源であり、事業費の1割あまり(年間100~140万ドル)は寄付で賄われている。



(2) 施設養育を中心としてきた時代

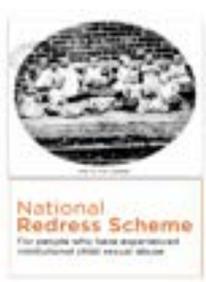
1870年代から1970年代の100年にわたって、IHは子どものための施設として存在し、子どもにとって安全な場所であろうと努めてきた。1964年から1993年の間に会長を務めたミセスマーリーがDV問題への関心を特に高く持っていたことから、シェルターも作られ、1990年代末までDVにさらされた子どもの緊急時サポートも行っていた(※その後シェルターは閉鎖され、現在は地域にあるシェルターと密に連携している)。

このように、様々な施設ケアを提供してきたわけであるが、ここで非常に留意すべき問題がある。オーストラリアでは過去100年間で推定50万人の子どもが何らかの施設養育を受けた経験があるとされている。そしてこれに関連するオーストラリアの歴史的文脈として、児童移民政策、また先住民に対する児童保護政策がある。それらの政策と、施設養育における児童虐待(とりわけ性的虐待)という問題と



が重なり、結果として多くの子どもたちに複合的な傷を負わせることになった。施設での虐待問題に関しては、国の王立委員会が調査を行い、全国的な補償制度(補償金の提供、カウンセリング、施設からの謝罪を受ける権利の保障など)が設けられた。IHとしても、施設養育に長年携わってきた立場から責任を明確にすべきと考え、2020年、過去に虐待があった場合には、補償制度に則って対応を行うと表明した。

そうした歴史の中においても、施設養育の全てが否定されるわけではないことを示す一例がある。それが、ジーンとマリオンという、1923年に生後1か月で入所



した双子の姉妹である。母親は出産直後に亡くなっており、父ライネルは国内に頼れる家族がなかった。大工の仕事をしながら双子を育てることは困難であったため、子どもたちを IH に預けることにした。彼は、少額ではあったが施設へお金を納め、週末には子どもたちに会いに施設へ訪れ、また施設の家具を作ってくれるなど、施設運営に協力的であった。双子が6歳になった時に父が再婚し、彼女たちは家族のもとへ引き取られた。その後、連絡が間遠になった時期もあったが、姉妹は亡くなるまで施設との交流を続けた。例えば2013年には91歳の誕生日を IH の芝生の上で祝い、2018年にジーンが95歳で亡くなった時には IH 職員が葬儀でスピーチを行った。2020年にマリオンが97歳で亡くなった時にはコロナ禍で葬儀には参列できなかったものの、遺族から彼女の遺した寄付金を受け取った。姉妹と施設との交流は、彼女たちが亡くなった後も続いているのである。

(3) 施設養育から地域支援へ

IH は、施設養育に関する歴史的経緯を鑑み、子どもに最良な影響を与える支援とは何かを検討した末に、1972年にNSW州で初めて孤児院を廃し、入所施設からの脱却を図った。それは外部からの勧告や指示によってではなく、あくまで自らの選択として行われた。

その後、支援は乳幼児預かり所へと変化し、1974年にファミリーデイケアサービスの提供を開始し、1977年には女性と子どものストレスセンター（DV対応のための施設）を開設した。2004年、名称を『The Infants' Home Child and Family Services』に変更し、規模も2倍に拡大した。2013年には早期教育支援センターを開設し、そこでの各種サービス（例：早期幼児教育の包括支援サービス、ファミリーデイケアサービス）は各賞を受賞している。2020年には和解アクションプラン（先住民との和解を促進するプログラム）を開始し、2024年には創立150周年記念を迎える。



このように IH は常に現状にチャレンジし、開拓者・改革者として新たなことを行ってきた。コミュニティのニーズに対応するべく努力を続け、子どもたちの将来に目を向けたケアを行い、家族と子どもの権利を擁護してきた。今もなお、コミュニティのニーズが変化する中において、常に質の高い支援を行なえるよう励み続けている。
(杉山亜佳音)

インファント・ホームに おける介入に関する階層モデル

本文中でも触れたように、IHでは親子への介入に関して、階層モデルによる理解を行っている。ここでは、そのモデルについて少し具体的に紹介したい。なおこのモデルは、サービス対象およびサービス提供の強度の観点から構成されたものである。

①第1層 (Tier1)

センターに来ているすべての子どもを対象とする。子どもたちのために、質の高い包摂的な幼児教育を提供する。

②第2層 (Tier2)

この層でのサービス対象は、特別なニーズを持つ子どもたちとその家族である（例：障がい児とその家族）。特定の子どもに対して、自然な環境の中で焦点化された介入を行う。統合化された小グループに子どもを集め、作業療法士や言語療法士が幼児教育者と共に関わるといもので、焦点をあてるのは、社会的・感情的なコントロールや集中力、運動能力、細かい動きに関わる能力のサポートである。「統合化された子どもプラン (ICP: Integrated Child Plan)」にその子の個別の目標が設定されており、言語療法士や作業療法士が幼児教育者と一緒、その目標（例：食事の流れ、落ち着かなくなってきた時にどのようにするか）に向けてサポートを行う。記録は家族とも共有されるため、それを起点として子どもについて家族と様々なことを話し合うこともできる。子どもにとって一貫性のあるケアを行うため、外部の言語療法士や理学療法士、作業療法士などともコミュニケーションを図る。

③第3層 (Tier3)

この層でサービス対象とされるのは、積極的なケース調整を行う必要がある子どもとその家族である（例：移民のひとり親家庭）。最も手厚いサービス提供を行うため、家族に対して総合的な家族サポートプランを提示し、ケースマネジメントやケースコーディネーションを行う。

<統合ミーティングについて>

Tier2・3の家族については、すべてのケースについて統合ミーティングを行うことになっており、そこでは、現在のサポート状況、その家族にとっての目標、目標を達成するためにサポートを続ける必要があるかということについて検討する。ミーティングは月1回開催され、親と幼児教育者、看護師、SWrが参加するが、保護者が求める場合にはIH外の専門家や父母以外の家族もミーティングに参加できる。そこでは、子どもに焦点を当てながら、子どもの力量や抱えている課題、また目標となることが話し合われ、3カ月から6カ月ごとにプランが見直される。

幼児教育者がこれだけの時間や機会を保護者や家族と分かち合うのは非常に珍しいが、大変重要なことである。そうした機会の中で家族とのコミュニケーションを増やし、彼らのサポートニーズがどのように変化しているのかを把握すると同時に、子どもを取り巻く環境がどのように変わってきているのかをカバーしていけるからである。Tier3のケースについては、入園前あるいは紹介される段階で、課題を抱えているということが把握されている。

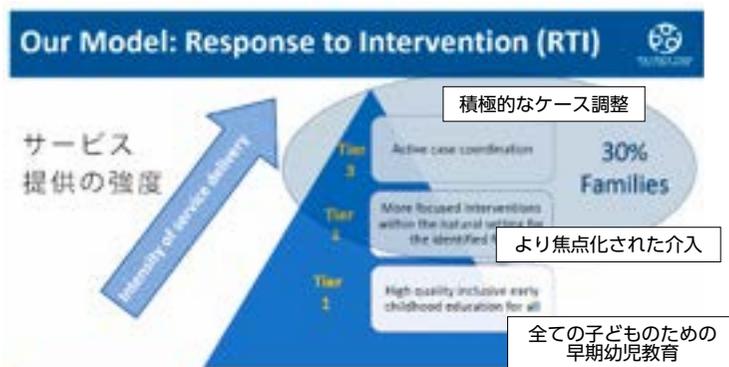


図1. 階層モデル（講義資料より、日本語訳杉山）

< Tier3 の事例紹介 >

【概要】

5歳以下の子ども3人を抱えるシングルマザー。他機関からの紹介で来所、2年間にわたって子どもと一緒にシェルターで過ごす。母親は動きが制約されるような病気を抱えているが、ニュージーランド出身であり、オーストラリアでは制度上受けられない福祉サービスもある。現在は、近くのコミュニティハウスで暮らしている。

【支援経過】

SWrは、この家族が初めてIHへ来た段階から関わり、関係性を築いていった。その母親は、こうした保育施設を利用するのは初めてであり、DVの体験もあったことから、子どもを預けることへの不安感が強かった。支援者はトラウマを意識したレンズを通して状況を見るように心がけ、母子にとって居心地が良く安全な環境であるということを経験してもらえよう努めた。例えば、幼児教育者と母がきちんと知り合えるようにサポートを行うことで、親の不安やストレスを軽減し、安心感を持ってサービスを使えるようにした。以前はIHのバスで子どもたちを迎えに行っていたが、今では彼女が自分の車で子どもたちを送ってくるようになった。母親は頻繁な病院受診が必要であるため、時には予定外の日に子どもの預かりが必要になることがあるが、追加の対応を行っている。

またSWrは、培ってきた関係性をもとに、時にはカウンセリングも行っている。トピックとなるのは、悲しみ、喪失感、育児、別居・離婚に関わる法的問題などである。

子どもたちについては、言語面での課題があると言語療法士が見立てたため、それについて母親と話し合い、コミュニティヘルスサービスを訪ねてもらうことにした。またIHには学校への移行期間をサポートするというプログラムもあり、次年度に学校へ入学する子どもがいる10家族に対してサービスを提供することになっているが、この家族も対象となっているため、制服購入や通学バッグ選びのサポートをしたり、子どもの入学準備について母親と話をしたりしている。研修の翌週には学校のオリエンテーションがあり、母親がかなり不安感を持っているため、SWrが同行する予定である。

【まとめ】

支援全体の方向性として、家族を守る要素を増やすことを目指している。またこのようなプロセスを踏むことによって、母子の抱える不安などを縮小し、メンタルヘルスの問題が出現する可能性を減らすという効果もある。さらに同時に、質の高い子どもケアへアクセスできるようにし、家庭生活に母親が自信を持てるようにしていくことも目指している。なおこれらの活動は、3種類の補助金によってサポートされている。

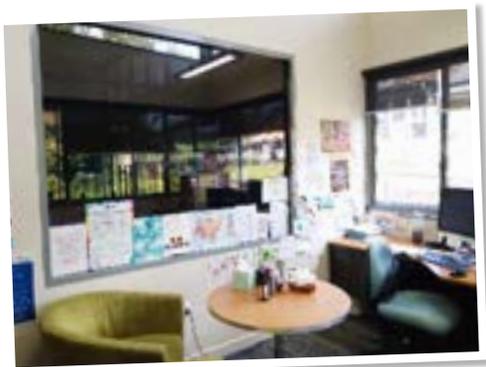
以上が、階層モデルの概要である。IHが大切にしている『インテグレート』された支援がとてもよく反映されていると思われたため、少し長くなったが紹介させていただいた。関心を持っていただければ、幸いに思う。
(杉山亜佳音)



インファント・ホームでソーシャルワーカーとして働くニコルさんは、穏やかな笑顔なたたえた優しい女性だった。講義後の施設見学の終わりに、彼女のオフィスを紹介してくれた。そこはスペースとしてはそれほど広くない一室であったが、高い天井が開放的な雰囲気を演出し、大きな窓からは明るい光が差し込んでいて、子どもたちの手に渡るのを待っているカバンやおもちゃなどが様々置かれていた。オフィスの場所は施設の入口からほど近く、ドアは常に開かれていて、また話をする時にはそのドアを閉めて守られた空間になるようになっていた。彼女は日々ここを拠点に、困難にある親子に心を寄せ、他の支援者たちとどのように

協力したらより良い未来につながるのか考えを巡らせ、必要な時にはいつでもそのドアから出て親子とともに歩みを進めているのだ。

その彼女のおなかにはふっくらとしており、もうすぐ赤ちゃんを迎える予定とのこと。彼女とその家族のもとに生まれる赤ちゃんは、きっと幸せに恵まれるのではないかと、自然と想像される。どうか無事に、元気な赤ちゃんが訪れますように！
(杉山亜佳音)



Uniting ユニテイング(福祉サービス提供機関)

講義日時：2022年11月23日14:30-17:00

視察場所：9 Blackwood Pl, Oatlands NSW 2117

URL：https://www.uniting.org/

講師：Linda Hunt（調査ユニットリーダー、ガバナンス・リスク・クオリティ部門）

Lisa Godwin（障がい部門リーダー）

Rachael O'Sullivan（ウエスタンシドニー集中的な家族維持プログラムリーダー）

Michael Matthews（ユースサービスマネージャー）

Sonia Baxter（パーマネンシーサポートプログラムの州マネージャー）

Kelly Denzel（ウエスタンシドニーパーマネンシーサポートプログラムマネージャー）

Korrin Ireland（コーディネーター、家族とケアラーサポートマネージャー）

Manell Daewoud（クオリティスペシャリスト）



1. 概要

1910年、権利侵害を受けやすい立場にある子どもにケアを提供するため、教会が寄付を募り設立したオーストラリア最大の非営利団体の1つである。Uniting Church in NSW and ACT（3つの宗派が統合されたオーストラリアで3番目に大きなキリスト教団体）の地域サービス部門として、早期教育、児童養護施設、親子支援、ホームレス支援、高齢者介護、リタイア、障がい、受容的に話を聞いてくれる牧師の派遣などの分野で550を超えるサービスを提供している。

研修では、子どもと家族へのサービスと、ホームレスの若者へのサービスについて話を聞いた。

2. 歴史

Unitingの子ども支援の変遷を、オーストラリアの子ども福祉の歴史とともに聞いた。

(1) 大型孤児院の時代

オーストラリアの児童福祉の歴史は、1788年、イギリスからの第一船団がオーストラリアに到着した時から始まる。その船団の中にはイギリスの孤児や非行少年など、事情のある子どもたちもいた。1800年に実施された初の国勢調査では、養育者がいない子どもが1,000人いたとされている。その間に国の発展に伴って貧富の格差が広がり、子どもの貧困が急拡大した。孤児院には800人の子どもが暮らしていたが、1870年代、王立委員会の調査が入り、ケアの劣悪さ、子どもの死亡率の高さが問題視され、孤児院は閉鎖されていった。

(2) 小規模施設の時代

1890年頃、コバーン氏をはじめとする篤志家らが子どもの施設を作るために土地を寄付すると、Unitingはそこにコテージを作り、それまでの大型の孤児院より家庭的な環境のもとでケアを提供する小規模の孤児院を始めた。1911年までの20年間に20棟のコテージを建設し、赤ちゃんの保育所、病院、スクールホールなども併設されると、教育省が学校を建設した。

当時、生活区域や学校、遊ぶ場所は全て男女で分けられていたため、きょうだいが別々に生活しなくてはならなかった。

生活は自給自足で、第一次世界大戦中は農場で食料を維持していた。

その後、スペイン風邪の流行や大戦で遺児となった子どもなどが入所し、Unitingの施設では、75年間で延べ9,000人の子どもが生活した。当時は、子どもの世話は家族の責任という意識が根強くあったため、費用は家族が負担しており、公的支援はなかった。

(3) 施設から里親へ

1980年代初期から、25人ほどの子どもが暮らすコテージは、規模が大きすぎるとして閉鎖されるようになった。この頃からオーストラリアにおける家庭外ケアは里親制度中心のものに移行していく。

20世紀後半になると、子どもの保護に政府が責任を持つようになり、家庭外ケアの費用も公的資金で賄われるようになった。それに伴い、Unitingの様々なケアプログラムも州政府から資金を得て運営されるようになった。

(4) 現在

毎年10月には、Unitingのケアを受けて育った人々が集まる会を催している。コテージで育った人のなかには、家族を連れてやってくる人もいる。

3. 児童福祉にかかわる事業内容

Unitingには様々なサービスがあるが、研修では児童福祉にかかわる事業の詳細について話を聞いた。

3-1. 家族への支援

(1) 集中的な家族維持プログラム

<Intensive Family Preservation (IFP)>

IFPは、薬物、アルコール、DV、経済困窮、メンタルヘルス、教育の欠如、文化や宗教の相違などの問題を抱えている家族が、より安全な環境の中で生活できるよう、また安心して一緒にいられるようにケースワーカー（CWR）が働きかけるプログラムである

①対象

0～17歳の子どもがいる分離のリスクが高い家族（DCJからの紹介）

②サービス期間

原則的に最大6ヵ月間（政府が資金提供を保障しているプログラム期間）だが、アセスメントを通して12ヵ月まで支援を行う場合もある。

③最終目標の設定

プログラムの目標は、DCJとIFPのCWRで合意できるものを設定することになっている。

例

- ・家庭を清潔で安全な環境に保つ
- ・学校の出席率の向上
- ・大人と子どものメンタルヘルスの安定

④サービス内容

・前期（3ヵ月）

前期は、親と信頼しあい、協力体制を作っていくために、関係の構築を行う。週2～3回の家庭訪問をし、親の声を聴くことから始める。CWRは家族の変化をもたらすために、問題解決志向法、モチベーションセラピー、DCJなどのセラピーモデルを用いる。ファミリープランを立て、2～3個の目標を達成できるようにしていく。

・後期（3ヵ月）

前期ほど集中的ではないが、個別に調整されたケースワーク及び支援サービスを行う。この期間は「ステップダウン」と呼ばれる。

プログラムを受けている間は週7日24時間、CWRに電話で相談できる。親が子どもとどう関わっていくのか、子どもの愛着理論に基づいた

ニューピン（Newpin）というプログラムの提供もある。Newpinについては、70ページに概略を紹介した。ご参照いただきたい。

⑤連携する専門家

教師や言語聴覚士、理学療法士、トラウマカウンセラー、小児科医など

現在、DVが課題になっている家族が多く、DVに対応する枠組みを開発中である。主な内容には、加害者意識の変化を起こすこと、当事者本人の話を聞きながらアセスメントとプランニングを行うこと、被害者が暴力的な環境にいることを認識できるようにすることなどが盛り込まれている。

(2) パーマネンシーサポートプログラム

<Permanency Support Program

- Family Preservation (PSP-FP) >

Unitingでは、子どもが家庭外ケアを受けている実家族へのパーマネンシーサポートプログラムを提供している。

①対象

早期介入の6ヵ月を過ぎて子どもを家庭外ケアにうつすと司法判断が下りた実家族

②期間

最長2年間

③目標

- ・ケアの対象となる問題を減らすこと。家族がともに生活できる状況を維持すること。
- ・ケアの対象となる期間をなるべく短くすること。
- ・環境を安全にすること。

④内容

家族とDCJと協力しながら行っていく。通常、プログラム開始初期またはサポートの必要性が高いときには、週に最大4回家族と会う。このプログラムは家で受けることができ、24時間サポートを受けることが可能である。家族と子育てのサポート、子どもに焦点を当てたサポート、安全チェック、リスク軽減を目指す。PSP-FPのスタッフは、親や家族が子どもにとって安全な環境を作るのを支援したり、方法を教えたりしていく。

⑤達成されなかった場合

後見人を立てる、養子縁組（養子縁組をしても実親と会うことができるオープンなもの）、長期ケアの里親家庭へ子どもを預けるなどのサービスが提供される。

⑥改善が見られた場合

子どもが家庭外ケアに入った場合や、裁判命令によって里親の元に帰れないと判断された場合でも、親がプログラムを受け変化していった場合、家族のもとに帰ることができる。

里親などのケアラーのサービスの質や法律と法定基準の遵守についての監査を行う。その際、子どもたちの安全を守るため、必要なことは全て実施するための枠組みをもって、高い意識をもって行う。

⑦クオリティフレームワーク

子どもの安全を守るため、監査などによってサービスの質の改善を図る枠組みがある。監査においては、サービスの品質保証担当者「クオリティスペシャリスト」が、OCGが定めたサービスの安全基準（PSPの場合は23の基準がある）と法律が遵守されているか、全てのケースについて一つひとつ確認する。監査を通して明らかになった課題については、解決策を講じ、実践の強化を図る。

3-2. 里親のリクルートと支援

第三者による養育里親については、なり手が少なく、数が足りなくなっているため、里親は、親戚や親しくしている人から優先的に検討する。新しい人が里親になる、いわゆるキンシップの割合はUnitingの里親支援の中では25%である。政府がリクルートを行っているが、キンシップの推進を行うために予算が追加されることになった。

①里親の資格

里親になるための要件は次の通りである。

- ・18歳以上のオーストラリア市民または永住者
- ・安全で安定した、思いやりのある、家庭環境を提供できる
- ・子どもが快適に過ごせるスペアルームが用意できる
- ・里親トレーニングへの参加の意思がある
- ・身元調査（犯罪歴チェック、Working with Children Check）を受ける意思がある
- ・適切な健康状態で、健康診断を受ける意思がある
- ・子どもの世話をすることに伴う特別な責任へのコミットメントを示すことができる。

②Unitingの里親支援の内容

里親に対するサポート内容は以下の通りである。

- ・24時間年中無休の緊急電話サポート
- ・子どものニーズに応じた年次手当（非課税）
- ・個々の子どもと里親家庭の状況に合わせた包括的支援（実家族との面会計画も含む）
- ・秘密厳守の無料カウンセリング
- ・子どもの健康、教育、文化、アイデンティティ、家族について、またアドボケイトについての専門的アドバイス

- ・里親としてのスキル、レジリエンス、社会的支援の力を向上させるための継続的トレーニング

- ・近隣の里親ネットワークの紹介

- ・子どものCWによる定期的な訪問と電話

このほか、里親は、Unitingが連携している里親支援と研修の専門機関（My Forever Family、Foster Care Online Training Australia）による研修と専門サポート、情報提供を受けることができる。

③先住民の子どものマッチング

先住民の子どもがケアの対象となった場合、その子どもの文化的ニーズが満たされ、その部族と関係がある家庭とマッチングするようにしていく。そのための対応チームは2つあり、先住民のマネージャーやスタッフで構成されている。

3-3.10代への住宅支援

住居の提供をし、集団生活を営みながら、本人が課題を克服し、就業のための教育を受け、所得を得て自身の家の家賃を払えるようにしていくためにサポートする。

①対象

12～18歳で、

- ・DVがある家庭に住んでいる
- ・路上生活をしている
- ・友人知人の家を転々としている
- ・家族人数に対して家が狭すぎる
- ・家族に歓迎されていない
- ・家賃の支払いに不安がある

などの事情がある若者。

サービスは年齢層別で分けられ、12～16歳対象の支援と16～18歳対象の支援がある。

②つながり方

- ・本人が予約なしで立ち寄ることができる「ユースドロップインセンター」で情報を入手して支援を求める連絡をする。またはそこでDCJとの連絡役にもなるインタークワーカーが対応する。
- ・学校のソーシャルワーカー、カウンセラー、教頭、DCJから紹介される。

③環境

提供される住居は、家庭的な雰囲気与生活できるように普通の一軒家になっている。

16～18歳向けは6床ある。その他に緊急用のアフターアワーサービスが4床あり、警察から連絡が入り迎えに行くこともある。入居時間は、午後5時から午前7時である。

④職員体制

職員はフルタイム換算で9人おり、24時間交代制で配置されている。

⑤ 住居提供以外のサービス

住居を提供している間、薬物、アルコール、ギャングの治療やカウンセリング、メンタルヘルスとウェルビーイングをサポートするサービスにつなげ、自立を阻む課題の解決を図る。

⑥ 支援の利用状況

ここ2~3年で利用が増えている。その主な要因には、18歳になって家庭外ケアの対象外になるが行き場がない、少年刑務所出所後の居場所がないことなどが挙げられている。2021年には、411人の利用があった。

公式HPによると10代向けの住宅支援プログラムのほかに、24歳までの若者向け、25歳からの大人向けの支援もある。さらに16~24歳の妊婦・母親と子ども、また18歳以上の父親と子どもなどの家族を対象としたプログラムもある。

4. 所感 / 考察

Unitingは、新生児から老後までの幅広いサービスを提供しているかなり大きな団体である。必要な人に必要なものを、と追い求めてきた結果このようなサービスが提供されるようになったのではないかと感じた。特に危機に瀕している家族への手厚い6か月のサポートのような、24時間の電話相談での対応、週2~3回の訪問関係を作り家族を修復していく技術、独自のプログラム開発などは、日本の現場でも求められているものである。このようなモデルが、日本ではどのようにしたら提供できるのか考える必要があると感じた。

(古屋理恵)



Unitingではたくさんの講師の方にご協力をいただいた。集合写真では全員が揃わなかったため、ここで講師を紹介する。左上から時計回りに、博物館を案内して下さったリサさんと視察のアレンジをして下さったリンダさん、ユースの住宅支援について話をしてくださったマイケルさん、PSPチームのソニアさん、ケリーさん、コリンさん、マネルさん、IFP担当のレイチェルさん。皆さん、ありがとうございました。

参考資料

・Uniting <https://www.uniting.org/home>
(2022年12月31日閲覧)

親子関係に愛着を構築することを目指す プログラム「Newpin」 -親のトラウマケアも重視する-

Newpin(New Parent and Infant Network)は、家庭外ケアとなった子どもが家族のもとに戻ることを目的とした、親子間の愛着構築に焦点を当て親のトラウマケアを組み込んだ心理療法ベースの支援プログラムである。親が適切な子育てスキルを得て、家族間の力動を変化させることを支援する。そして、親が自身の子どもの時代の傷について理解するのを手助けし、自身の内部プロセスが子育てに与える影響を理解できるようにする治療的要素も組み込まれている。自らの傷への理解がないために、子どもが無意識のうちに親の傷に触れた時に、親がせつなく学んだ新しいコミュニケーションの仕方を実践できなくなってしまうことがエビデンスで示されているからである。

2013年7月から2019年12月までの間、家庭外ケアからの子どもの家庭復帰、または家庭外ケアのリスクがある家族の子どもの分離予防を目標に、NSW州内の約500家庭の子ども850人がNewpinのプログラムに参加した。2019年12月現在、家庭復帰を目標にした子どもの59%が家族のもとに戻ることができた。家庭外ケアとなるリスクがあった子どもについては、65%が親元での生活を維持できている。

Newpinは、児童福祉プログラムとしてNSW州で初めて、資金調達のためにSocial impact bond(民間資金で社会的な事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払う手法)が用いられ、2013年から2020年までの間のプログラム費用は「NewpinSBS」という社会保障債で賄われた。NSW州政府は、UnitingとSVA(Social Ventures Australia)と協力して、Newpinの成果から得られる経済的利益(家庭外ケアの子どもの減少による社会的コストの削減)を投資家に還元することに合意し、SVAは短期間で700万ドルを調達してUnitingに提供した。投資家の利益はNewpinプログラムに参加し、家庭に戻った子どもの割合に基づいている。

(1) Newpin プログラムの概要

プログラム内容の概略を以下に紹介する。資料は2013年に発行されたものを使用した。

①対象者

- ・家庭外ケアに措置された6歳以下の子どもを持つ親。多くは、幼少期に重大な虐待やトラウマを経験している

②プログラム参加の要件

- ・週2回以上、プログラムを行うセンターに通所できること
- ・自分の経験を振り返る能力があること

③プログラム参加の経路

- ・NSW州Family and Communities Services(DCJの前身)のCWrやその他の専門的な機関からの紹介
- ・親自身からのアクセス

④目的

- ・親が自分自身の感情的な問題を理解し、洞察を深め対処し、子どもとの絆を深め、前向きな育児スキルを身に着けてもらうこと
- ・親と子の間に健全な愛着を構築すること

⑤実施期間と頻度

- ・18ヵ月間、毎週少なくとも2回通所する
- ・家庭外ケアからの子どもの家庭復帰を目標としている場合、18ヵ月以内に家庭復帰が実現できたとしても、継続してプログラムに通う。家庭復帰後の支援は、子どもが家庭外ケアからスムーズな移行ができるようにするために重要である。

(2) プログラムの流れ

センター内でのグループ作業と、自宅での個人作業の両方を組み合わせている。

①家庭訪問…最初の出会いは家族の家で行われるべきという考え方をもとに、なるべく早く家庭訪問し、Newpinに適しているかどうかを話し合う。また、子どもが家庭復帰する前後にも家庭訪問が行われる。

②アセスメントとレビュー…親の目標、回復度合いや知識の向上度合いはthe North Carolina Family Assessment Scale(NCFAS)を使い、親とCWrとで採点し、お互いのフィードバックを共有する。プログラムに参加する時と、プログラム開始後は6ヵ月ごとにアセスメントとレビューを行う。それをもとに親子関係の修復支援計画を立てる。

③(子どもが家庭外ケアを受けている場合)親子との定期的なふれあい…センターでは、週に1回、家庭外ケアを受けている子どもとその両親とのふれあいの機会を持つ。センターで親がプログラムを受けている間、子どもはスタッフやほかの親とプレイルームで遊んで過ごす。

④個人成長プログラム (Personal Development Program(PDP)…親がこのプログラムを受ける準備ができれば、PDP プログラムに参加する。

< PDP の内容 >

- ・ SEERS…親が「サポート、平等、共感、尊重、自己決定」の価値観を取り入れ日常で活用できるようにする。
- ・ The Family Play Program…親と子どもが安全な愛着を築くための少人数のグループセッション。
- ・ Our Skills as Parents…親であることの感情や自尊心とアイデンティティ、親としての自信を築き、子どものニーズをさらに理解する。
- ・ Keeping Children Safe…親がスキルを習得して子どもの安全、安心な環境を作り出せるようにする。
- ・ The Importance of Play…愛着理論と、子どもの発達、プレイセラピーに基づいたプログラムで、理論的学習と実践を行う。センターに来る全ての親と子どもに実施される。
- ・ Fathering Today…父親の役割がどのように変化していくのかを探り、よいコミュニケーションのテクニックと、適切な子育ての仕方に焦点を当てていく。
- ・ Conflict Resolution…家族内のいざこが起きた時のトリガーや影響、怒りレベルによってどのようにエスカレートしていくかなどを振り返る。怒りの意識を管理し、困難な感情をマネジメントしていくツールが提供される。
- ・ Family Relationship…家族の中で力を持っている人の役割を振り返り、家族関係に存在するパターンを特定し、困難な感情に対処する適切な方法を探索していく。

⑤治療支援グループ Therapeutic Support Group(TSG)…親が自分の気持ちや経験、子どもや他人との関係を探索する。親が Newpin 内で十分な愛着を感じ、子どもたちが落ち着いたときにグループ化する。毎週同じ時間に開催され、継続的に参加し、固定されたメンバーで行う。新しいメンバーはなるべく新しいグループになるように調整される。

⑥パートナーの参加…主たる保護者がプログラムに参加すると、そのパートナーは週に 1 回、PDP・TSG に参加する。そうすることで同時に新しい育児スキルを習得できる。

表 1. Newpin センター 1 週間の活動の例

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
9:30~	家族がセンターに自身または送迎で来所				父親と子ども自身または送迎で来所
10:30~	治療支援Aグループ(TSG)	個人成長プログラムA(PDP)	治療支援Bグループ(TSG)	個人成長プログラムB(PDP)	
12:00	未就学児が来所				
12:15~13:00	親と未就学児がスタッフのサポートを受けながら昼食				
13:00	絆とアタッチメントを促進する遊び/家族での遊びプログラム(2組の親子で行う)	絆とアタッチメントを促進する遊び/親子のプログラム<Walking the Talk>話す力を養う・言語を増やす、<Playing and earning to Socialise>入学への準備/子どもの健康を専門とする看護師や他の専門家から学ぶ/メンバー間での会議	絆とアタッチメントを促進する遊び/家族での遊びプログラム(2組の親子で行う)	絆とアタッチメントを促進する遊び/親子のプログラム<Walking the Talk>話す力を養う・言語を増やす、<Playing and earning to Socialise>入学への準備/子どもの健康を専門とする看護師や他の専門家から学ぶ/メンバー間での会議	絆とアタッチメントを促進する遊び/家族での遊びプログラム(2組の親子で行う)
14:30	家族が帰宅または送る				
15:00~16:00	親と小学生がセンターで会う		スタッフのSV/家庭訪問	チームミーティング	父親と子どもが帰るまたは送る
16:00~17:00					
18:00~21:00	父親のための治療支援グループ(TSG)/個人成長プログラム(PDP)				

(古屋理恵)

参考資料

- ・ Urbis Newpin Evaluation Final Report 2020
- ・ Linda Mondy and Dr Stephen Mondy Newpin: Courage to change together Helping families achieve generational change
- ・ 迫田明巳 海外レポート オーストラリアにおける行政機関の民間資本活用について 公営企業 2014.04 p84-92
- ・ NSW Office of Social Investment Newpin Restoring children from out-of-home care to their families 2017 <https://www.osii.nsw.gov.au/assets/office-of-social-impact-investment/Newpin-Factsheet.pdf>
- ・ Social Impact Bond Japan <http://socialimpactbond.jp/sib/> (全て 2023 年 2 月 14 日閲覧)

Unitingには、団体の長い(2011年に100周年を迎えている!)歴史がわかるような博物館が併設されていた。こういう間口がある施設は新鮮であった。

寄付金を出してくれた人々の写真、孤児院ができたばかりの時のベッド(はだしのゲンに出てくるようなパイプのベッド)、家庭的な雰囲気を目指してつくられたコテージでの活動の様子、Unitingは教会が大本なので英国スコットランドとのかかわりが強く、ロングパイプのコンクールなどでよく優勝していたことや、孤児院で生活し、併設された農場で働いて、培った技術を生かして地方に出て生活していく人がいたお話…Unitingがいかに長い間、福祉の中にある人々の生活にこまやかに目を配ってきたのかがよく伝わってくる博物館であった。

その展示の中にあつた<SORRY>と書かれた壁の文字が目止まった。

それはイギリスによる植民地化で、土地を盗んでしまったということに対する謝罪、盗まれた世代の先住民の子どもたちが自分たちのバックグラウンドを失ったことへの謝罪、そして忘れられてしまった子どもたち…赤ちゃんの時にイギリスから連れてこられた子どもたちなどが非常にたいへんな状況に陥っていたことへの謝罪(このような子どもたちがUnitingの孤児院で生活していた)…政府がとった政策によって、人間の尊厳がどういふものかということを軽視するような事態になってしまったということへの<SORRY>が、常にどこか今回の視察で出会った人々の意識、しかもそれは忘れないように意識的に努力されたものの中にあるのだと感じられる。

オーストラリアの児童福祉は、このような移民の国がもつ独特の困難さから展開されてきたといっても過言ではないと思う。どの人間にもその人にしかわからない文化や背景、唯一の思いがあること、それを他人はリスペクトすること、お互いにそれを持ちながら、どうやって共存していくのかを模索していくこと…しかしこれがどうしてオーストラリア独特な人間観であろうか。どの人間の関係性にとっても重要なことであることは明白である。困難があるからこそ、浮き彫りになる問題を解決しようと走り始め、そして走り続けることが、人とは何かを考えることにつながり、そこに自一他を尊重する意識が生まれていくめぐりがあるように感じた。

(古屋理恵)





視察3日目、Unitingから宿泊先までの帰り道、マイクロバス運転手さんのご厚意でオリンピックパークに立ち寄ることができた。2000年のシドニーオリンピック当時小学生だった私は、水泳選手イアン・ソープの活躍に特に夢中になっていたことを覚えている。

マラソンの高橋尚子選手の金メダル獲得をはじめとし、たくさんの日本人選手の活躍が記憶に残るシドニー大会は、オリンピック・パラリンピックの歴史上でも重要な意義をもつ大会である。1988年のソウル大会からオリンピックとパラリンピックが連動して行われる流れが生まれ、この2000年のシドニー大会にて、国際オリンピック委員会と国際パラ

リンピック委員会により「オリンピック開催国は、オリンピック終了後にパラリンピックを開催する」との基本事項に合意がなされたのである。今では夏季大会も冬季大会もオリンピックとパラリンピックが同一地で開催されるのが当たり前となっている。

そして、今回の視察で通訳を務めてくださった神代さんはなんと、シドニーオリンピックで通訳を担当されたとのこと！日本人選手の活躍が期待される種目は競技後のインタビューに備えて競技中も控えていたこと、インタビューは短時間であれば逐次通訳よりも同時通訳の方がやりやすいことなどのエピソードも教えてくださった。

シドニー・オリンピックパークには当時のスタジアムやドームがそのまま残っており、今も競技場として使用されている。スタジアムの周りには、シドニー大会までの歴代オリンピックの開催年と開催地が書かれた柱が並んでいた。1964年東京大会の柱の前で記念写真を撮ろうと団員一同探したが、運悪くイベントのための立ち入り禁止ゾーンに設置されていたようで見ることは叶わなかった。
(倉成祥子)



1956年メルボルン大会の柱
1964年東京大会のものは見つけられず



シドニーオリンピックの翌年の2001年、WHOは、「国際障害分類」を「国際生活機能分類」に改めた。それによって、「ハンディキャップ」とも呼ばれる障がいは社会制度などの社会環境、道路・建物などの物理的環境、家族・同僚などの人的環境次第でハンディキャップでなくなり得る、という考えへの変換が図られた。オリンピックとパラリンピックを同じ場所で行うことについて合意がなされたシドニーオリンピックは、WHOの国際スタンダード導入に先駆けてソーシャルインクルージョンの世界的実践の道をつけた有意義な機会でもあったといえる。

参考資料

- ・日本パラリンピック委員会
<https://www.parasports.or.jp/paralympic/what/history.html> (2023年2月8日閲覧)
- ・黒木俊秀 身体障害・知的障害・精神障害の基礎理論 臨床心理学スタンダードテキスト 金剛出版 2023年

Settlement Services International (SSI)

エスエスアイ (福祉サービス提供機関)

講義日時：2022年11月22日 14:30-17:00
 視察場所：462 Chapel Rd, Bankstown NSW 2200
 URL：https://www.ssi.org.au
 講師：Kathy Karatasas(ディレクター、MCFP トップ)
 (敬省略) Ghassan Noujaim
 (フォスターケア シニアオペレーション マネージャー)



1. 概要

SSIは、2000年に設立された非営利機関である。移民や難民など、文化的および言語的に多様な背景を持つ権利侵害を受けやすい立場にいる人々を中心として、就業、教育、健康とウェルビーイング、安全な生活、社会的包摂、能力開発とアドボカシー、リーダーシップの発揮などの側面でサポートを提供する。

SSIのビジョンは、人々の多様性を尊重し、有意義な社会的および経済的参加を保障し、個人と家族が可能性を広げることができるような支援を積極的に提供する社会を実現することである。

NSW州、ビクトリア州、クイーンズランド州に複数のオフィスがあり、合計で800人以上のスタッフ(180人のバイリンガルガイドを含む)と350人以上のボランティアがいる。2021-22年度の収入は1億4,981万ドル、支出は1億3,925万ドルで、49,000人あまりがSSIグループのサービスを受けた。

今回の研修では、多様な文化的背景を持つ子どもを預かる里親への支援について話を聞いた。

2. Multicultural Child and Family Program (多様な文化に配慮した子ども家庭プログラム) における、里親支援について

SSIの児童福祉部門ではMulticultural Child and Family Program (MCFP)を提供している。このプログラムでは、子どもたちが自分自身の文化的背景について学び、結びついていられることを第一義として、多様な文化的背景を持つ子どもと親への支援(家族維持と再統合支援)、里親支援(リクルート、評価・研修、サポート、ケースマネジメントなど)、児童保護における多様性への対応の必要性についての啓発活動を行う。NSW州で、文化に特化した親子・里親支援を実施しているのはSSIだけである。

(1) MCFPの支援対象

2022年11月時点で250人の子どもたちを支援している。子どもたちの文化的背景は57の民族、40の言語、15の宗教となっている。親の同伴がなく入国をした移民の子どももいる。過去9年間で600人の子どもに関わり、うち25人が18歳以上である。そのうち、家庭外ケアを受けていた子どもの多くが実親の元に戻っている。

(2) MCFPの支援体制

MCFPの担当者は70人おり、子ども1人につき1人の担当ではなく、チームを組んで支援している。マネージャーが10人あまりおり、それぞれ担当者6人のSVを行っている。また担当者や里親が遠隔地に移動する時の送迎などで実務をアシストする「ケースワークサポートチーム」や、より良いサービスの提供を主導する「質・イノベーション・実践チーム」などが支援業務を支える。さらに必要に応じて、「ケースワークスペシャリスト」が担当者のペアとなり、コーチングを行うこともある。

(3) MCFPの資金

州政府から予算を得てプログラムを運営している。子ども一人当たり年間6万ドルが支払われ、主にスタッフの人件費、CWの経費に充てられる。

(4) 多様な文化的背景を持つ里親のアセスメント、支援のポイント

MCFPの里親支援チームは、多様な文化的背景を持つ子どもの家庭外ケアを支えるため、里親も多様な文化的背景を持つ方々を中心にリクルートし、支援している。

チームが支援している里親の文化的背景は、2023年1月現在、55の民族、34の言語、20の宗教となっている。なかには自らが移民である里親や、家庭外ケアとなった経験を持つ里親もいる。

なお、里親の52%が子どもと何らかのつながりがあるキンシップである。多様な文化に配慮した里親支援の実践のポイントは以下の通りである。

①里親希望者の目的意識の把握

里親希望者のアセスメントにおいては、里親になりたい理由や目的が一番重要なポイントとなる。里親になりたいのは子どものため(同じコミュニティの子どもを助けたいなど)か、自分たちのためかなどの目的意識を明らかにする。

オーストラリアでは、独身や同性カップルも里親になれるが、子どもや実親の宗教、出身コミュニティの価値観などの理由で委託が難しい場合もある。

②里親の文化的背景の把握

SSIが支援する里親の多くは多様な文化的背景を持っているため、里親自身の文化について掘り下げて聴き、把握していることが大事である。里親と子どもの間で言語が異なる場合には、文化的な背景が異なることも多く、何らかの支援が必要となる。

また、子どもにカウンセリングが必要であっても、里親がカウンセリングを信じず宗教に頼る、コミュニティに頼るといったこともある。折り合いがつけられるところ、絶対に譲れないところを明確化し、最低基準を決めておく必要がある。

③移民の背景を持つ里親への理解と配慮

里親自身が移民出身である場合は、オーストラリアに定住するまでのプロセスや、難民かどうか、オーストラリアに来たのは親の世代か自分の世代か、なぜオーストラリアに来たのかなど、これまでの経緯や背景を理解しておく必要がある。その中でトラウマの可能性が見つかった場合は対応策を検討する。

④その他

継続的に責任を果たす能力があるか、希望する預かり期間は短期か長期か、トラウマや対応が難しい部分があるかなどと言った里親の要素を1つ1つ確認する。

(5) マッチング後(委託後)の支援

①法律で定められた規則

- ・子どもと里親に月1回里親宅で会う。
- ・教育機関と連絡を取って学校でのパフォーマンスや学業の進捗を確認する。
- ・健康状態を確認する。
- ・実家族とのコミュニケーションをとる。
- ・子どもの背景についての情報が里親に伝えられているかを確認する。

②留意すべき課題

- ・子どもが里親宅を転々とする可能性がある。特に10代の子どもや若者は、混乱や怒りで感情をコントロールできない場合がある。里親から「明日からは違う家庭に委託してほしい」と連絡が入ることもあるが、子どもは実親以外の大人に再度拒否されたことになってしまう。
- ・里親が子どもに危害を加える可能性も念頭におく必要がある。

③支援のポイント

- ・里親に頻繁に連絡をしてコミュニケーションをとる。
- ・里親同士のピアサポートの機会を作る。
- ・レスパイトケアを活用する。長期にわたって子どもを預かる自信はないが、一定の期間で子どもとの関係を構築したいと思っている里親へ、月1回、短期的に子どもを委託する。
- ・コミュニティのリーダーや学校、親、教会など関係作りを行い、支援体制を整えておく。

3. 家庭外ケアの支援にあたり必要なスキル

(1) 自分自身を顧みる支援者の力

人間には無意識の偏見や思い込みがあるということ的前提とし、自分とは異なる文化に対してどのような情報や見解をもっているか、他の人を見ている自分の目に問題はないかを顧みる必要がある。また、子どもたちのケアという仕事をする者として、支援者として、自分自身に正直である必要もある。このような振り返りの過程を通して、文化的背景が違ったとしても、子どもの文化を大切にケアを行うことが可能となる。

(2) モニタリングスキル

支援の中で子どもの安全に関する懸念があった場合には、DCJへの通告義務がある。スタッフが安全性の評価をどのように行うかを判断し、危険がある場合にどのように通告するかを学べる体制がある。

安全に関する懸念がある状況でのアセスメントの仕方や子どもへのインタビュー方法についてもトレーニングを行っている。子どもの行動、態度に変化があるか、特定の話聞いた時の様子などを把握する。幼児や障がい児の場合は状況を見てリスク評価をしていく。例えばテーブルに頭を打ったということでも、事故か虐待かを評価していくスキルが必要となる。子どもが怖かったと話せるように、できるだけ担当を変えずに子どもがCWfを信頼できるような環境も整えている。

4. ライフストーリーワーク

ライフストーリーワーク(以下、LSW)は、子どもが現在を理解し、過去を振り返り、前向きな未来を描く準備ができるように助ける。SSIはDCJによって開発された資料を参考に、特にその子どもの文化

に焦点を当てた LSW の記録を残すためのブック『My Life and Me』を作成している。この本は、子どもたちが実親や親族、里親や CWR、子どもにとって大切な人々と会話をする機会を与え、子どもたちが自分の生い立ち、アイデンティティ、帰属意識について前向きに捉えることに役立つ。



子どもとともに LSW に取り組む大人は、子どもの情報をまとめておくことがいかに重要かを共通認識として持ち、常に情報を集める意識をしておくことが必要となる。LSW に取り組むにあたって、子どもをサポートできるよう、ガイドブックも作成している。以下にガイドブックとライフストーリーブックの概略を紹介する。

(1) ガイドブック

① 『My Life and Me Companion Guide』

『My Life and Me』のサポートガイド。ガイドの意義と目的、文化的な視点が必要な理由、子ども一人ひとりに合わせた LSW を実施する際のポイント、特に重要な項目作成にあたっての説明や子どものサポートのあり方などが記されている。

また収集した情報が、時間の経過とともに失われず、記録として詳細に残せるようにするための具体的なアドバイスが載っている。

<ガイドブックの一部サンプル>

LSW_Companion_sample.pdf (ssi.org.au)

https://www.multiculturalfostercare.ssi.org.au/wp-content/uploads/2021/01/LSW_Companion_sample.pdf

② 『My Life and Me Having Difficult Conversations』

LSW に取り組む中で、子どもに悲しみや不愉快な気持ちを感じさせてしまう可能性がある、難しい会話をしなければならない場面でのガイドである。なぜ家庭外ケアを受けることになったのか、身体的・心理的・性的虐待、ネグレクト、薬物とアルコール、家庭内暴力、自殺、メンタルヘルスについて説明する際の例などが記載されている。

子どもの感情に寄り添いつつ、ネガティブなことを過小評価したり、ポジティブなことを誇張したりすることなく、正直に事実を伝え、子どもが前向きなストーリーを描けるように支援することが大事であるというアドバイスが加えられている。

<ガイドブックの一部サンプル>

MCF_Difficult_Conversations_sample.pdf(ssi.org.au)

https://www.multiculturalfostercare.ssi.org.au/wp-content/uploads/2021/01/MCF_Difficult_Conversations_sample.pdf

(2) 子ども自身が記入するライフストーリーブック:

『My Life and Me』

初めに LSW の説明やブックをどのように使用していくかなどの説明があり、5 ページ目から実際に子どものことについて記入する内容構成になっている (全 100 ページあまり)。内容の一部を以下に挙げる。

- ・私について：好きな食べ物やゲーム、歌手など今のお気に入りや得意なことなど
- ・私の家族：家族の名前や生年月日、育った場所や興味のあること、ペットについてなど
- ・私の文化：実親の文化(出身地、言語、信仰など)や国、特別な行事について、その子どもにとっての文化的背景の意味、子どもの文化について話すことができるコミュニティの人など
- ・私の気持ち：さまざまな感情について、特に幸せな時、悲しい時、怒る時など
- ・マイケアストーリー：実家族と暮らせない理由、実家族と会ったらやりたいことなど
- ・マイホーム：里親宅に来た時の年齢やその家に住んでいる人、思い出、里親宅の好きなことと嫌いなことなど
- ・学校時代(保育園～高校)：学校名、先生や友だちの名前、お気に入りだったものや得意だったことなど

<ブックの一部サンプル>

SSI_LifeStory_sample.pdf

https://www.multiculturalfostercare.ssi.org.au/wp-content/uploads/2021/01/SSI_LifeStory_sample.pdf

< NSW 州 DCJ ライフストーリーブック >

<https://www.facs.nsw.gov.au/download?file=320271>

(3) 実親から収集した情報がまとめられたブック:

『My Life and Me All About My Child』

名前の由来や出生日の状況、家族の文化的背景といった実親にしか話せない内容が含まれる。子どもが過去と現在の経験を理解し、今後の計画を立てることに役立てられる。

<ブックの一部サンプル>

LSW_Parents_sample.pdf (ssi.org.au)

https://www.multiculturalfostercare.ssi.org.au/wp-content/uploads/2021/01/LSW_Parents_sample.pdf

5. 所感 / 考察

オーストラリアの家庭外ケアのほとんどが、里親であるという情報を知った際、どうしたらそのような事が実現可能なのであろうかと感じたと同時に期待感をもった。しかし、視察での話を聞く中で、里親宅を転々としてしまっている事実もある事を知り、転々としてしまうのであれば、施設の方が良いのではないかと疑問を持ち、オーストラリアと日本で暮らしてきた自分との考え方の違いに気づく事ができた。そしてこれが、『自分が他人を見ている目』であ

るのだと感じた。世の中の“里親”というイメージにも違いがあり、日本では、まず啓発の仕方を工夫し、知ってもらい、私たちのような支援する側が、見方を伝え、イメージを変えていく事が第一歩なのではないかと思う。

さらに、今回の視察にて、里親への支援の手厚さを感じた。乳児院で働く中で、事前の手厚さはあっても、子どもをお願いした事後の支援は手薄であると感じる部分が多い。

児童相談所が、自分たちが働く施設が、そして次年度から始まる里親支援センターが、どのように分担して、もしくは、協力して里親を支えられるのか、家庭外ケアを進めていく上で最も重要な点であると感じた。

ChildStory が、主に行政が管理する個人の人生の記録とするならば、ライフストーリーブックは、子ども自身がいつでも開いて確認する事のできる、母子手帳やアルバムのような身近な物であり、一人ひとりにおいて大切な物であると感じた。（神保千裕）



様々な分野で多様な文化的背景を持つ方々の生活を支える SSI のビジョンを感じる入口横のポスター

参考資料

・SSI <http://www.ssi.org.au> (2022年12月26日閲覧)



渡航研修に向けて、『子どもの権利条約の一般原則について、深掘りして考える』という事前課題が出された。条約名こそさすがに知っていたものの、恥ずかしながらほぼそれだけだった私は、4つの一般原則（a. 子どもの最善の利益、b. 差別の禁止、c. 子どもの参加、d. 生存と発達）に向き合っても、「う～ん…」としばらく停滞状態に陥った。わかるようなわからないような、どこか雲をつかむようで前に進めない。そんな時にふと、何か具体的な素材を据えたら、多少なりとも輪郭が浮かび上がるのではないかと思いついた。

心に浮かんだのは、離別家庭の親子交流（面会交流）というテーマである。と言うのも、DVや虐待などの事情で強い葛藤関係が続く離別家庭と関わる機会が仕事上多く、そのテーマに関して子ども自身の幸せや成長、また意見表明の仕方といったことについていろいろと考えることが、特にここ数年増えているからだ。（よし、これなら一般原則 a・c・d あたりに関係するだろう…）。

またこれに関連して、同条約第18条の『父母の共同責任』についても訪問国オーストラリアと比較しながら調べていたところ、『子どもの権利』というものが現在の日本でどのように捉えられているかの実情が垣間見られ、とても興味深く思った。そこでせっかくの機会なので、日本とオーストラリアにおける離別家庭の親子交流に関する制度と、その背景にある子どもの権利に対する姿勢の違いについて、少々紹介したい。

◎親子関係の法律上のとらえ方（日本とオーストラリアの比較）

そもそも、親と子というのは、どのような関係性の存在とされているのだろうか？

日本では、法律上の親子関係を示す言葉として『親権』という用語が長年用いられている（民法第818条）。父母の婚姻中は共同親権であるが、離婚と同時に親権のあり方にも変更が加わって単独親権となり、いずれかの親は子どもに対する親権を失うことになっている（民法819条）。

一方オーストラリアでは、親は子どもに対して『権利・権限』ではなく『責任（parental responsibility）』を有するとされている（1995年、連邦家族法改正）。そして父母は子どもが18歳になるまで親責任を有し、その責任は父母間の別居や離婚によって変更されないと定められている。

このように両国を比較してみたことで、考え方の差異が浮き上がってみえた。オーストラリアでは、夫婦関係と親子関係の意味を明確に切り分けて考えており、かつ法制度にも形としてそれが示されている。他方日本では、過去からの根強い父権的家族観の影響か、法制度上は子どもを夫婦に付属する存在とみなしているかのような扱いになっている。（ちなみにこの違いを知って、私はかなり大きな衝撃を受けた。オーストラリアでは約30年近くも前に、このような視点・段階に至っていたのか、と…）。

◎離別家庭における親子関係のあり方（@オーストラリア）

それでは、オーストラリアの離別家庭における親責任（parental responsibility）とは、実際どのようなものなのだろうか？

まず基本となっている考え方は、「別居親と過ごす時間（養育時間；parenting time）は、多くの子どもの生育にとって良い影響を及ぼす」というものである（cf. 一般原則 d）。そこで、『分担親責任』という概念が登場する。すなわち、同居親と別居親の親責任の内容はそもそも質的・量的に異なると認め、同居親は同居している親としての責任を果たし、別居親は別居している親としての責任を果たすことが求められるのである。

そもそもオーストラリアでは、18歳未満の子どもがいる夫婦が別居する場合には、別居時点においてその子どもの世話・福祉及び成長発達をめぐる全ての事情に照らして適切な取り決めをしなければならないとされており、その取り決めがなされていることが離婚命令（※協議離婚制度は存在しない）の効力発生要件となっている。（このことを知って、私は二度目の衝撃を受けた。制度がしっかり『子どもファースト』になっている、と…）。

なお、子どもの養育に関する優先的考慮事項は『子どもの安全』であると規定されており、児童虐待や家庭内暴力など子どもに対する危険が存在する場合には、親責任遂行の例外となる。この例外が示すように、オーストラリアではいかなる環境においても子どもの存在や権利を守るため、連邦家族法の内容を何度も見直してきたという経緯がある。それは、理念の実現に向けて葛藤を続けてきた歴史ともいえるだろう（図1参照）。

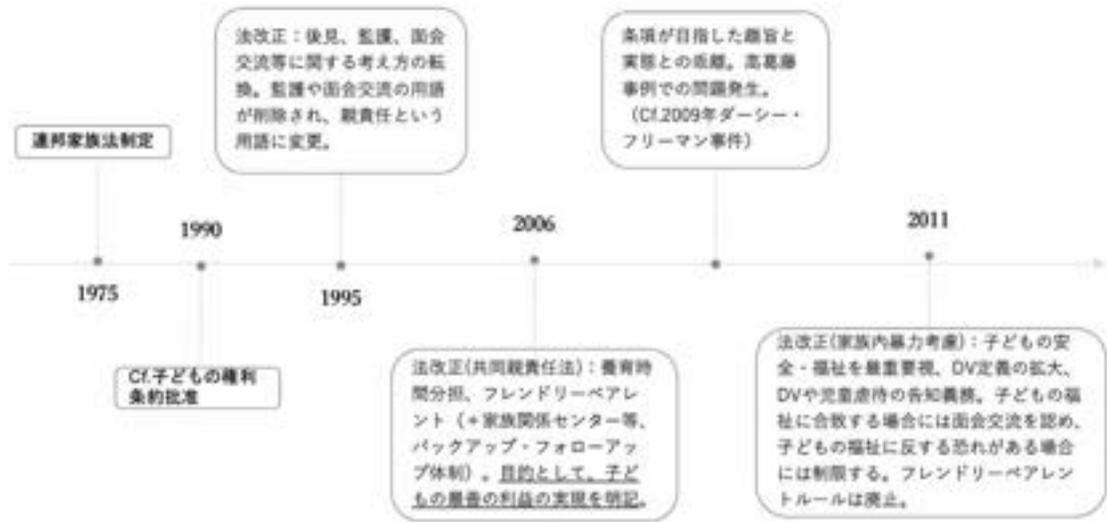


図 1. オーストラリアの連邦家族法の変遷

◎離別家庭における親子関係のあり方 (@日本)

一方、日本の離別家庭における親子のあり方は、現状ではどうなっているのか？

両親が離婚する時には、先に述べた通り、共同親権から単独親権となる。協議離婚の場合には、基本的に夫婦の合意のみで親権者や面会交流などの取り決めがなされるため、子どもにとってその決定内容が適正であるかについて第三者によるチェックは行われない（一般原則 a・d はあまり考慮されていない制度ってことか…?）。ただ調停離婚や裁判離婚の場合には、親権や養育費、面会交流について一定レベルの司法判断が入り、子どもたちに対しても直接調査が行われることもある。この点は、1994 年の子どもの権利条約批准以降に少しずつ制度が見直され、変化が生まれている部分である（少しずつだけど、一般原則 c が具現化されている…!）。

子どもの権利に関して変化が生まれつつあることは嬉しく思うものの、「まだ全然足りないのでは？」という感覚が依然強くあるのが、高葛藤を抱える家族の面会交流に関連する諸体制の整備の面だ。近年の日本では、「別居親との交流は子どもの権利である」と強調されるようになり、子どもが別居親に会いたいと願う時にはそれが実現する可能性が高まった。そうした例がある一方で、子どもが親に対して割り切れない思いを抱いている場合には、その気持ちに丁寧に寄り添うことが必要となるわけだが、現状の枠組みでそれが十分可能であると言えるのだろうか。大人の葛藤に巻き込まれて、子どもが複雑そうな表情をしている場面に出会うと、その子自身の意見や最善の利益に照らした判断が本当に行われているのだろうか、私の胸にも疑問や不安がよぎってしまう。そもそも、子どもの真意を汲み取るというのは、誰にとっても本当に本当に難しいことだ…。もちろん、困難な事例に対して司法関係者にご尽力いただいた経験も幾度もあることは、念のため記しておきたい。

◎今、思うこと

こうして両国の状況を対比してみると、オーストラリアは子どもの権利条約の一般原則を意識し、自国の制度の中にそれを織り込んでいるという印象を持った。一方で日本については、それが少し弱いように感じられた。もう少し踏み込んで言えば、「まだ大人目線（都合）での制度設計になったままの部分があるな」「『子どもの権利』への意識は自分も含めまだまだなのか…」と少し（いやだいぶ）残念な気持ちになったというのが、正直なところだ。

「もっと子どもの話（意見・気持ち）を聞いてくれたらいいのに」「子どもが本当に心地よく安全でいられるかどうか、もっと考えてくれたらいいのに」「その子の将来をもっと長い目でみてくれたらいいのに」「その子の幸せはどういうことなのか、もっと知ろうとしてくれたらいいのに」…。(待てよ、これは私たちがいまだにうま





くアドボケイトできていないことに他ならないのでは…)。

やや脱線気味だったかもしれないが、このように自分なりに事前課題と向き合った過程の中で、多くの問いが自分の中に生まれることとなった。『子どもの権利』を物事を中心に据えたとするならば、そもそも親権という言葉を使い続けるべきなのか、離別家庭の面会交流の取り決め方や内容の適正化をこれからどうブラッシュアップしていくのか、親たちが共同責任を遂行するためのサポート土壌をどう充実させていくのか、子どもの意見の聴き方は…。(ああ、考えなければいけないことが、山ほどある…)

かくして、たくさんの宿題を抱えながらシドニーへと赴き、怒涛の日々を過ごして、もっとたくさんのお土産と宿題とを手に、日本へと舞い戻ってきたのであった。宿題の答えは、簡単に見いだせる類のものではないだろう。それでも、少しずつ、でもしっかりと、一緒に悩んでくれる周りの人たちとともに、向き合っていきたいと思っている。(杉山亜佳音)



参考文献

- ・小川富之・立石直子・古賀（駒村）絢子 オーストラリアの親権・監護権法制 豪州・NZの親権・監護権に係る関連法令に関する調査・翻訳業務 調査・翻訳事業報告書 オーストラリアの親権・監護権法制 2013年
- ・小川富之・穴戸育世 オーストラリアの離婚後の親権制度 平成26年度法務省委託 各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書 一般財団法人比較法研究センター 2014年 p.129-161



Australian Childhood Foundation (ACF)

オーストラリア子ども財団(子どもと家庭への治療的支援機関)

講義日時：2022年11月23日10:00-13:00
 視察場所：2-8 Brookhollow Ave, Baulkham Hills NSW
 2153 Australian

URL：https://professionals.childhood.org.au/

講師：Tayla Howard (チームリーダー)

(敬省略) Stacey Dellow (チームリーダー)

Aaron Piercy

(セラピューティックスペシャリスト)

Dayle Sumner ()

Leo Wright ()

Kamalini Fernando ()

Ilya Moskalev ()

Aneta Rudd ()

Bree Parsons ()

Belinda Fuller ()



1. 概要

ACFは、1986年に設立された、虐待やネグレクトに苦しんでいる子どもたちに対する専門的なトラウマカウンセリングと治療ケア、児童虐待予防に関する研究、専門家に対する教育(NSW州登録研修機関)、コミュニティ意識向上プログラムの実施などを行う非営利組織である。児童虐待の予防と、虐待が子ども、家族、地域社会にもたらす悪影響の軽減に努めている。

オーストラリア全土で32の機関・団体と連携してプログラムやワークショップを行っており、全国で一日約1,000人の子どもを支援している。Webサイトのリソースを使ったオンラインでの専門家養成、政府の認定が必要な教育プログラムも展開している。また、2年に1度の国際児童トラウマ会議(International Childhood Trauma Conference)を主催している。

2021-22年度の収入は2,781万ドル、支出は2,710万ドルである。

2. OurSPACE

今回の研修では、NSW州で、ACFが特に力を入れて取り組んでいるプログラムOurSPACEについての講義を受けた。

(1) 概要

OurSPACEは、NSW州に居住し、里親やキンシップによる家庭外ケアを受けている16歳以下で過去6ヶ月のうちに委託先が最低2回変わっている子どもを対象に提供されている、専門家によるアウトリーチ型のトラウマに焦点を当てたセラピーである。

家庭外ケアを受けている子どもたちの居住先が頻繁に変わっている現状を減らすため、子どもをサポートし、周囲との関係を築き、支援者がかわ

らずに子どもに寄り添うことができ、安定した居場所が確保できるようになることを目的に実施されている。プログラムはおおよそ6ヶ月で行われ、費用はDCJの児童保護プログラムから拠出されている。スタッフは5名の先住民スタッフを含む18名(非常勤含む)で、うちセラピストは14名である。常時、約250人の子どもがプログラム対象となっており、約70名の待機リストもある。

< OurSPACEで支援を受けている子どもたち >

- ・年齢* 3～8歳24%、9～11歳29%、12歳～16歳47%
- ・ジェンダー* 男子54%、女子46%
- ・先住民の子ども* 6割(先住民の子どもについては開始前に文化的アセスメントを行い、先住民によってデザインされた、先住民のためのリソースを使用している)。
- ・ケアの委託先 里親ケア53%、キンシップケア40%、ユースワーカーがいる宿泊場所7%

子どもたちの虐待被害の状況

- ・1歳になる前に虐待を受けた97%
- ・心理的虐待の被害経験がある98%
- ・性的虐待の被害経験がある62%
- ・身体的虐待の被害経験がある97%

*は、2019～2021年の3年間のプログラム対象者について(Outcome of the OurSPACE NSW Program 2019-2022より)

具体的な支援の流れは、84ページ「OurSPACE Journey～ハリーの物語～」をご参照いただきたい。

(2) OurSPACE の効果

- ・先住民の子どもの 25% が実家族の元に帰り、帰れなかった子どもの 65% が実家族とのかかわりを回復した。
- ・里親などの子どもに関わる支援者の 81% が、子どものトラウマのニーズをより理解できるようになった。
- ・きょうだいがいる子どもの 75% は、きょうだいとの関係が改善された。(きょうだいとは別々に住んでいることが多い)。
- ・非行などで司法の関与があった子どもの 85% は、再犯していない。
- ・重大な危害に関するリスク (ROSH) の報告が 80% 減少した。
- ・プログラム終了から 1 年が経過した 184 ケース中、127 ケースはその後不調なく里親委託が継続された (2022 年 1 月 DCJ サンプル調査より)。

(3) OurSPACE のツール

① TCP : Therapeutic Connection Plan

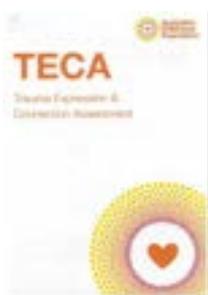
ニーズや心配事に焦点を当てた評価。子どもや家族、コミュニティの支援者など、誰もが理解できる内容で、子どものための視点で書かれている。悪い子ではなく、なにを心配して困っている子なのか分かるものとなっている。



The Australian Childhood Foundation@

② TECA : Trauma Expression and Connection Assessment (131 ページ付表参照)

子どもの言動の背景にある本当に伝えたいことを誤解し、誤った対応をすることが、不調の原因となるという認識から開発された、その関係性に焦点を当てたアセスメントツールである。子どもの言動の多くはトラウマ体験と結びついているという視点で、子どもの状態やその背景にあるトラウマの理解、そして介入の仕方をチーム内で共有することを通し、自己調整ではなく支援者と共同で子どもが言動を調整できるようになるこ



The Australian Childhood Foundation@

とを目指す。支援の効果を評価するツールでもある。

国内外で活用され、世界各地の先住民に対しても使いやすいかなどのフィードバックを受けながら開発を続けている。終了した時点でトラウマ行動が大幅に減ったという結果も出ている。

③ Words Matter

子どもたちについての語り方の枠組みを変えるためのツール。子どもたちのストーリーを語る際にどのようなことばを使うかによって、子どもたちの世界を見る大人の視点を変えることができ、それは子どもたちの将来を変えることにもつながるという考え方を基盤としている。

例えば、「無礼で失礼な子」と言われる子どもの行動について、否定的な感情が表れているのかもしれない、友だちを求めて失礼なことをしているのかもしれない、という視点を持つと、「苦しんでいる子」「不確かだけど求めている子」と言い換えることができるだろう。



The Australian Childhood Foundation@

④ 移行期プラン : Transition Plan Social Story

措置先が変更となる子どもたちは、次の委託先の情報をほとんど持っていないために多くのストレスや恐れを抱え、その結果として行動化が起こっている。現在と未来のケアラーや子どもにとって大切な大人を含めたケアチームと共にソーシャルストーリーを作成することで、何が違って何が変わらないのかを子どもが理解し、見通しを持てるようにする。そして、子ども自身の声が今後の計画に取り入れられるようにもする。



The Australian Childhood Foundation@

⑤ 良い別れ：Good Goodbye Social Story

家庭外ケアにいる子どもたちは対人関係の終わりを何度も経験しているが、ケアの終結の多くは突然で予想外のものであり、お別れを言うこともできない。1つの段階が終わるときには“良い別れ”を経験できるように、今までのストーリーについて一緒に語り、今までやってこれたことを祝すと同時に、これからも覚えているということを伝える。作成したソーシャルストーリーの冊子は子どもたち自身が持っていて、いつでも見返してどう感じたかをまわりの人たちと共有することができる。



The Australian Childhood Foundation@

⑥ OurSPACE Database

独自のデータベースを持っている。内容は次の4つの層に分けられる。Aの層の情報は、DCJのChildStoryのIDに紐づけされている。

- A) 基礎情報：生年月日、ジェンダー、家族歴など。ChildStoryとの共有情報。
- B) 関係のネットワーク：これまでのケア先、学校、文化的なつながりなど。
- C) OurSPACEのかかわり：子どもと過ごした時間数、セラピー内容、子どもと関わるために使った移動の時間数、文化的なかかわり内容など。
- D) 変化：TECAなどを使ったプログラム前後の評価、目標の達成度など。

3. 所感 / 考察

スタッフの一人ひとりがトラウマなどの知識をしっかりと学び、専門家としての意識を高く持っていると感じた。そして、その専門性が目の前の子どもに寄り添うこと、ニーズをつかんでそれに応えること、安心を感じてもらうことのために惜しみなく使われていると思った。専門家が抱えて解決を目指すのではなく、その子自身とまわりで支えるケアチームが、トラウマを含めたその子のストーリーを共有し、安心して生活するために必要な知識やスキルを獲得していくことを支援するという立場が明確である。だからこそ、場所や方法なども臨機応変にそれぞれの子どもに合わせることができると感じ、セラピーの“良い別れ”を考えることもできるのだと感じた。何よりも、その中で開発されてきた様々なツールは

誰もが分かりやすく使いやすいものになっている。

私もいただいたツールの資料を参考に、目の前にいるこの子を共に支えるチームを作り、この子の本当のニーズはどこにあるのか、そのニーズに寄り添いこの子が安心を感じるためには何ができるのかを考え実践していきたい。(岡村悠里)

参考資料

- ・ACF <https://professionals.childhood.org.au/>
(2022年12月31日閲覧)
- ・講義資料、講師提供資料

OurSPACE Journey ～ハリーの物語～

2022年8月に開催された国際児童トラウマ会議でアーロンさんとテイラーさんが行った発表をお聴きした。ハリーという里親宅で暮らす男児の架空事例における定期的なスーパービジョンの様子を見ることによって、OurSPACEの展開を知ることができた。

1. プログラムの準備

(1) 担当セラピストの選任

チームリーダーであるテイラーさんはハリーのインタークフォームを見て、ハリーがトラウマ表出をしていると思われること、サッカーが好きなことなどから、担当セラピスト(以下Th)として男性のアーロンさんが適任であると決めた。

(2) アセスメント

この1年で6回も居住場所が変わっているハリーは、夜中に何度も里親の部屋に入る、大人しく座ってられない、里親や友だちを叩く、物を投げるなどのトラウマ表出が認められた。Thはインタークフォームへのこうした記述の中に、“人とのつながりを作りたい”“共感が欲しい”というハリーの本当のニーズを感じた。しかし、注意を引きたいだけという里親の言葉や、ケースワーカー(CWr)の使う言葉からはハリーの行動などに圧倒されてトラウマ表出と捉えられておらず、燃え尽き症候群になる危険性があった。そのため、CWrなどハリーのまわりの大人たちに働きかけ、正しい理解を促し、システムの安定化をはかる必要が感じられた。

(3) プログラムの方向性

TECAを使って、ハリーのトラウマ表出の特徴やどのようなアクティビティが合っているかを検討した。その結果、スポーツが好きなので、まずは簡単で楽しいスポーツ型のアクティビティから始めていくこととした。

(4) ハリーへの説明

Thは、ハリーに対して、「ThはNSW州の各地に住んでいて、怖い体験をして抱えきれない感情を持つ子どもを助ける仕事をしている。私は、あなたのまわりにいる大人たちがあなたを理解することを助けた。2人で話すことは2人だけの秘密だが、ハリーに安全

でない状況が起こる心配があった場合、まわりの大人たちにも伝えて守ってもらえるようにする」と伝える。



アーロンさんとテイラーさんの発表

(5) ケアチーム

ハリーは、居住する里親家庭だけでなく、学校も何度か変わっている。まずは少し落ち着いている家庭の方からアプローチしていく。ミーティングには里親とCWrに出席してもらう。

学校にもハリーが信頼している先生は誰かを確認し、その先生に、ハリーが不安定になったときにどのような形で表出され、誰がどのように落ち着かせるかなどを聴く。

*ケアチームには子どもに関わる全ての専門家、全ての家族や里親、子どもにとって大切な人(教師、サッカーチームのコーチ、レスパイト先の職員など)が含まれる。ケアチームのメンバーが子どもの顕在化された言動ではなく、その奥にどのようなトラウマが隠れているかという視点を通して子どものニーズを理解し、チーム内で共有することで、子どもがどの場面でも、一貫したサポートを受け、安心できるようにしている。

2. プログラム初期のアセスメント(3週間後)

(1) TECA (82、131 ページ)

里親と記入したTECAの評価結果では、ハリーはFight = 闘争反応が最も高いことが分かった。そのため、闘争的だが社会的に受け入れられる表出の仕方を学べるようなアクティビティを選ぶこととした。例えば、サッカーが好きなのでメディシンボール投げなど運動系アクティビティ、あるいは、優しく触ることを学ぶためにハリーが好きな犬のプ

ラッシング、シャボン玉を吹くアクティビティなどを行う。

*アクティビティの実施場所も子どもが安全と感じられる場所を選んで行う。例えば、キッチンやサッカー場、学校や図書館など。また、里親自身もトラウマを経験している可能性があるとの認識のもと、子どもと里親の関係性にも注目する。

(2) TCP (82 ページ)

子どもと共有すべき情報を TCP に収めている。例えば家族の情報、支援者から聞いたハリーの長所、これまでのハリーの語りから得られたストーリー、さらには Th の役割まで記録に残す。いずれハリー自身が読む日が来ることを考え、慎重に作成する必要がある。特に実父が暴力的であることや犯罪を犯した移民として国外に出国させられた事実をどう扱うかが難しいと感じている。

⇒上記のような問題を扱う時に重要なのは、子どもの体験に対する共感的姿勢と信頼関係の構築であり、それによってハリー自身が今体験している感情の背景にあるトラウマへの理解を深めることができる。ハリーの感情に焦点を当てたり、その感情のもとになっているトラウマ的出来事に名前をつけるという方法で、トラウマ体験から一定の距離を保つことができる。



セラピーに用いられる様々なツール

(3) 安全性の評価

子どもの安全性を評価する。ハリーは、生きていたくないという感情を示したことがあり、自殺リスクがあることが分かった。また、落ち着きを失ったときに、椅子を投げるなど自分や他者に危害を加えてしまう危険性がある。

(4) 関係性の評価

子どもと家族やまわりの大人たちなどとの関係性を評価する。ハリーの関係性のネットワークを図で表すと、家族とのつながり以上に専門家との関係が重視されるものとなっており、それは今後の課題と言える。

(5) 文化的つながり

ハリーはタミル族の出身だが、その文化から引き離され、文化とのつながりが大切にされていない状況である。具体的には、彼の里親はイギリス系オーストラリア人であり、文化的にミスマッチを起こしている。実母と会ったときにタミル語で話すこともできない。

*対象の 52% が先住民の子どもとなっており、先住民の家族や子どもへプログラムを提供する際には、事前に文化的要素(習慣、歴史、宗教など)について協議している。リソースについても先住民によって作成された先住民のためのものを使用している。

(6) ゴール

- ・里親をサポートし、ハリーの行動を共に落ち着かせることで環境を安定化させる。
- ・セラピーによってハリーの心配やマイナスの行動を少なくする。Th との間で安全と思える関係を築くことで、ハリーの感情や自殺願望についても話し合えれば良い。
- ・ハリーがタミル文化とよりよくつながれるように配慮を促す。
- ・学校へ働きかけ、トラウマ表出の際にサポートしてもらえるようにする。

3. プログラム中の評価 (6 週間後)

(1) 成果

関係機関に文化的つながりの向上をお願いしたことで、タミル語が話せるスーパーバイザーと出会い、実母とタミル語で会話ができるようになった。おじともテレビ電話でタミル語を使って話し、ヒンドゥー教の寺院にも時々行くことが出来ている。

(2) 課題

里親がハリーのトラウマについて理解できず、否定的な感情を持ってしまっている。トラウマが表出された際、ハリーが悪い、罰を与えるべきだという態度を取っている。CW r より、ハリーが寝る時間に叫んだので里親が彼を叩いたという報告も出ている。

⇒ ROSH(38 ページ) の通告をし、ハリーの安全のために CW r に対して里親先の変更を主張する。

4. プログラム中の措置変更への対応

ハリーはシドニーから車で 12 時間離れたブローケンヒルのタミル文化を共有するおじ夫婦の元でキンシップケアを受けることとなった。

(1) Transition Plan Social Story

遠いところ、新しい環境に行っても、今ま

で通り会えると伝えてハリーを安心させることができた。

* NSW 州内であれば、たとえ遠くに行っても同じセラピストが継続して対応し、措置変更のプロセスに寄り添うことが出来る。NSW 州全域を対象とするため、いくつか拠点を持っているが、必要があれば飛行機を使った長距離移動や Zoom などのオンラインも使用する。

(2) 措置変更後の評価

環境が大きく変わり、時差もある。しかし、ハリーにとっては自分の家に帰ってきたという感じもある様子。おじとは親しい仲で、家の中でもタミル語で話せるし、実母との交流時もおじがサポートしてくれているなど文化的にもマッチしている。Th と話した時も落ち着いて幸せそうであった。

5. プログラム終結に向けての準備(6ヵ月後)

(1) プログラムの評価

訪問やテレビ電話によるハリーとのセラピー、おじとのビデオセッションなどを定期的に行ってきた。おじはハリーのトラウマについてしっかりと洞察してくれており、関係性における安全性を確立できている。結果として、ハリーは落ち着いて遊びを楽しめるようになっている。学校も協力してハリーが安全であると感じながら学べるように環境を整えてくれている。現在でも少し落ち着かないときはあるが、以前のように椅子を投げたり友達を叩くことはなくなった。

(2) Good Goodbye Social Story

事前に Th の役割が終わること、いつさようならを言うかを伝え、それに向けてツールを使いながら、良いお別れができるように準備する。

(3) Th の感情も振り返る

セラピーの終わりは Th にとっても悲しいことだが、それほど親しくなれたことを良いお別れを通じて表現できること、思い出に残ることを伝える機会が持てることは嬉しい。一番大事なことはハリーが元気で安全な環境にいるということであり、おじたちが自分の役割を続けていってくれること、ハリーがおじたちといることに喜びを感じられていることは本当に嬉しく思っている。

6. プログラム終結

報告書の作成と次の子どもとの出会いに向けて準備を行う。

7. プログラムについての所感 / 考察

6ヵ月というプログラムの期間を聞いたとき、こんな短期間で本当に効果があるのだろうか？と驚きと疑いもあったが、この発表を聞いて納得のできる部分があった。ツールを用いた詳細なアセスメントとプランニングを行い、定期的なスーパービジョンの中でそれらを再考する、必要があれば修正する、この形がしっかりとできているからこそ、6ヵ月という期間でも効果が出るのだと感じた。また、待機リストもあるとのことだが、6ヵ月という期間を区切ったプログラムだからこそ、限られた人数に集中して関わることができるのも理由の一つかもしれない。

日本においても認知行動療法など短期的な心理治療が増えてきているように感じるが、どのようなかわりを行うにしろ、やはり詳細で適切なアセスメントとプランニング、そしてスーパービジョンの体制が整えられているということが大切であると改めて感じた。そのような体制をどうやって自分の周りに構築していくのか、今後の課題である。

(岡村悠里)

ACFでの先住民文化体験



講義が始まる前にステイシーさんの息子さんとリアさんがディジュリドゥという先住民の楽器を演奏してくださいました。ディジュリドゥという管楽器は、ユーカリの木から作られ、体に響く低音や大きく息を吸う息遣いなど、日本の楽器では感じたことのない音に圧倒された。ブーメランは2つを叩き合わせることでリズムを刻んでいた。それほど長い時間ではなかったと思うが、その音と雰囲気にもまれ、とても神秘的な体験だった。

休憩中にはアボリジナルアートも体験した。指に絵の具をつけ、点々で模様をつけていく。最初はみんな少し遠慮気味に端の方に点々をつけていたが、やっていくうちに、「もっとたくさんあった方がかわいいんじゃないかな」、「模様みたいにした方がいいんじゃない」、などと楽しくなってきて休憩時間を忘れて熱中してしまっ

た。後半の講義を受けている間にステイシーさんがとても素敵に仕上げてくださいました。アボリジナルアートにはそれぞれストーリーがあり、私たちの作品に込められたストーリーについても説明があった。オレンジとイエローはACFを、赤は研修団を表す、みんな点々の線につながっている、これから私たちが歩いていく旅路においてもみんなつながっているんだ、というメッセージが込められているとのこと。

全国から集められた研修団、そして飛行機で日本から10時間もかかる遠いオーストラリアで活動するACF。それぞれが働く場所は違うけれど、目の前の子どものためにという同じ志を持ち、日々奮闘している仲間と出会い、そしてつながりを感じられたことは、この研修に参加して得た大きな喜びの1つである。これからもみんなと共に描いたこの絵を思い出し、仲間とのつながりを感じながら、自分の与えられた場所で頑張りたいと思う。

(岡村悠里)



ステイシーさんの息子さんとリアさんの演奏



アボリジナルアートを描く橋本団長と増沢先生



この研修で出会ったオーストラリアと日本の仲間たちとのつながりを感じる作品



アボリジナルアート作成に熱中する団員たち

Child Abuse Prevention Service(CAPS) キャップス(児童虐待予防・教育サービス)

講義日時：2022年11月25日10:00-12:00

視察場所：580 George St, Sydney NSW 2000

URL：https://www.caps.org.au/

講師：Hillary Milton (プログラムコーディネーター)

(敬省略) Amanda Rochester (プログラムファシリテーター)

Alison Jardine (プログラムアドミニスター)

Sophie Wilson (コミュニケーション&プログラムオフィサー)



1. 概要

Child Abuse Prevention Service (CAPS) は、1973年に設立された、子どもが関係する組織・団体とコミュニティに対して虐待予防・教育サービスを提供する非営利組織である。児童虐待の予防を専門としている組織としては、オーストラリアでも最も古いものの1つである。NSW州を拠点にサービスを展開しているが、近年はオンラインを活用し、オーストラリア全国各地ともつながっている。

スタッフは心理学、ソーシャルワーク、教育、政策の専門家で構成されており、提供しているそれぞれのプログラムのコーディネーターやファシリテーターを担当している。

2020-21年度の収入と支出は図1の通りである。



図1. 2020-21年の収入と支出(2021年次報告書より)

2. サービス

家族が子どもを守り、虐待のリスクを下げることを目的に、コミュニティと組織それぞれを対象にした教育・支援プログラムを提供している。そのうちいくつかを紹介する。

(1) コミュニティ教育支援プログラムの例

① セーフ・アライバル

＜対象＞ 難民や移民の女性

＜目的＞ DVなどの暴力被害を予防し、オーストラリア入国後、安全に生活できるようにすること。

＜内容＞

難民や入国後間もない移民の女性が、5週間で、DVに関する知識と被害防止スキル、トラウマが子どもに及ぼす影響、オーストラリアの法制度、支援サービス情報などについて学び、健全な人間関係や家族・友人・子どもをサポートする手段についての認識を高める。他の移民支援機関とも連携し、プログラム終了後も支援を受け続けられるようにしている。

2022年からは、親世代とは異なる体験をしてきた10代の女性を対象にしたセーフ・アライバル・ユースも実施している。

＜実績＞

2020-21年度、シドニー市内3カ所で、42人がプログラムを受けた。プログラム対象者の出身国は24カ国に及ぶ。そのため言語別のサービスを提供しており、現在は特にアラビア語での支援に力を注いでいる。

＜プログラム開発の背景＞

CAPS 2021年 年次報告書より

オーストラリアでは、5人に1人の女性が性的暴力を、3人に1人は身体的暴力を受けた経験があるとされている。15～44歳の女性において、DVは、予防が可能な死亡要因の第一位である。文化的・言語的に多様なコミュニティから来た難民や移民の女性は、加害者への経済的依存、警察に対する恐れ、言葉の問題、家族のサポート不足など、助けを得るうえでの困難もあり、被害を受けるリスクが高い。そこでセーフ・アライバルが開発された。

参考

- ② セーフ・コミュニティズ・セーフ・チルドレン
 <対象> 幼児（4～6歳）と親・その他の養育者（里親など）、幼児、教育従事者
 <目的> 子どもと周囲の大人が安全に関する知識を身につけ、児童虐待のリスクを減らすこと。
 <内容>

子どもが虐待を受けても、親や周囲の大人に相談することが難しいという点に着目し、子ども自身が身を守るための安全スキルを学んだり、周囲の大人がそれぞれの立場で子どもたちを守る方法について学んだりする。

障がいを持つ子どもがいる家庭やDVの影響を受けている家庭、文化的・言語的に多様なコミュニティの家庭など、参加者のニーズに合わせて内容をカスタマイズしている。

プログラムは以下3つのコンテンツから構成される。

- ・「スタッフ開発ワークショップ」: 幼児教育従事者が、2回のワークショップで、虐待の早期のサイン、サイン発見後の対応（通告義務がある）などを学ぶ。
- ・「親セッション」: 親・その他の養育者が2時間のセッションで、家庭でのリスクやサポートネットワークについて学び、子どもを守るために必要な知識とスキルを身につける。対面でもオンラインでも実施されている。
- ・「親子セッション」: 子どもと親・その他の養育者が、2回の対面でのセッションで、パーソナル・セーフティの概念を一緒に探る。以前は子ども対象のセッションを行っていたが、親子が協力して安全を守ることができるよう親子セッションに移行した。

- ③ 子育てウェビナー “サポーティング・キッズ”
 <対象> 親・その他の養育者、保育士、教育関係者
 <目的> 子どもと家族のメンタルヘルスとウェルビーイングを向上させる。
 <内容>

コロナ禍のロックダウンが子どものメンタルヘルスに影響を与えることを受けて始められた、子育てに関するウェビナー。オーストラリア全土で実施している。

1回1～1.5時間の心理士との対話型のウェビナーである。トピックは、「配慮ある子育て」、「感情のコントロール」、「学校に入学する準備」、「10代の子どもたちのサポート方法」などがある。また、このプログラムには、追加のリソースと戦略を含むフォローアップファクトシートも提供される。トピックによって参加費は異なる。

<実績>

2021年10月の開始後、8週間の無料のウェビナーを実施し、82人が参加した。今後、取り上げるトピックを増やす予定である。

- ④ プリング・アップ・グレート・キッズ
 <対象> 親・その他の養育者
 <目的> 子どもの発達を理解し、効果的な子育てスタイルを学び、子どもとのコミュニケーションを改善する。
 <内容>

ACF（81ページ）によって作成された6週間のオンライン子育てプログラムである。シドニー地域の人は無料で受講できる。

(2) 組織への教育・支援プログラムの例

- ① eラーニングコース
 <対象> 児童虐待対応に関わっている人やコミュニティの人々、子どもに関わる団体、一般の人々
 <目的> 児童虐待についての学びを深める。
 <内容>

1回、1～1.5時間のオンライン自習型トレーニングのコースである。受講後、学習の評価がなされ、証明書が発行される。参加費は65ドルである。現在は、「児童の性的虐待」、「ネグレクト」、「DV」という3つのトピックで実施している。2023年には、「小児期の外傷と修復ケア」、「保護行動」、「通告義務と小児期の前向きな経験」の3つのトピックが追加される予定である。また、児童の安全に関わる活動のファクトシートも提供している。

- ② セーフ
 <対象> 学童保育やスポーツクラブなど子どもと関わる組織や団体
 <目的> 懸念となりうる要素がある子どもを早期に特定、報告し、早期介入につなげる。
 <内容>

セーフは、幼児教育・保育サービスの領域に特化したIT企業HubHelloが開発、運用しているAIを使って虐待やネグレクトの危険性がある子どもをアセスメントして特定し、記録し、支援するケースレビュープラットフォームである。オーストラリア全土の子どもに関わる組織や団体が、子どものリスクを認識し支援しやすくなるためのツールとして使っている。

セーフのシステムでは、発達段階や性的な行動、遊び方などについて心理学的知見に基づいた質問事項に沿って子どもの観察結果を記録すると、ソフトウェアがリスクを予想してケースのウェイト付けをする。さらに、専門家が全てのケースをレビューし、問題が深刻化する前に子どもたちをサポートにつなげる。即時保護が必要な重篤なケースだけではなく、早期介入につなげられるように対象児童の裾野を広くとっている。

CAPSは、セーフのパートナーとして、専門家によるケースレビューと支援も行っている。

<実績>

7年の運用実績があり、68,000件のケースデータがある。AIによる学習により、96.2%の精度でリスクのある子どもを特定できている（CAPSによる検証）。

2020-21年、CAPSスタッフは、300件のケースレビューを行った。

③ チャイルド・セーフ・リーダーズ

<対象>幼稚園、保育園、学童保育やスポーツクラブなど、子どもと関わる組織や団体、地方自治体

<目的>子どもと関わる組織や団体が、NSW州OCGが定めた「子どもの安全基準」(44ページ)を導入するのをサポートし、子どもの権利が擁護される環境づくりを支援する。

<内容>

以下3つのプログラムを提供している。

1つ目はスタッフ開発ワークショップである。「子どもの安全基準」を紹介し、通告義務や虐待の早期警告サインなどの重要な児童保護の概念についてオンラインで講習する。

2つ目は、CAPS安全性ヘルスチェックである。現場訪問、スタッフ調査、ポリシー監査を通して、「子どもの安全基準」の10項目それぞれをどの程度実施しているかを調査し、今後の方針を信号になぞらえて提言する「トラフィックレポート」を提供する。

3つ目は、チャイルド・セーフ・リーダーの認定である。CAPSヘルスチェックの推奨事項にクリアした場合は24ヵ月間チャイルド・セーフ・リーダーと認定される。

3. 現状

オーストラリアでは、COVID-19流行下のロックダウンにより、移民の受け入れ制限の他に、雇用問題や所得の減少、家族の力関係の変化、サービスにアクセスすることができないなどの問題が生じた。その結果、様々な場面でストレスがかかり、対人関係に影響を及ぼした。CAPSは、この状況に対応するため、2021年に4つのプログラムの資金提供や開発、提供を重点的に行った。

1つ目は、難民や移民などの女性とその子どもたちのニーズに対応するコミュニティ教育プログラム「セーフ・アライバル」の立ち上げである。これは、家族の力関係の変化による影響を未然に防ぐことを目的にしている。

2つ目は、リスクがある可能性の高い子どもを特定する全国的ケースレビュープラットフォーム「セーフ」の開発である。これにはIT企業HubHelloが提携しており、さらに、市中銀行Westpackの資金提供により、経験豊富なケースレビュースペシャリストが雇用された。

3つ目は、「チャイルド・セーフ・リーダーズ」の立ち上げである。CAPSとクライアントが緊密に協

力し、NSW州が策定した10の子どもの安全基準を遵守できるよう支援する体制を整えた。加えて、最新の児童保護リソースを取り入れた保護行動プログラム「セーフ・チルドレン、セーフ・ファミリーズ」を継続的に提供した。

4つ目は、子育てウェビナー「サポーティング・キッズ」の立ち上げである。子どもや家族のメンタルヘルスとウェルビーイングが改善されることを目的に立ち上げられた。

近年においては、特にCOVID-19に関連するメンタルヘルスへの影響にも考慮し、安全の概念を生活の中で実装できるよう、強みに基づいたアプローチをより一層進めている。

4. 所感 / 考察

日本とオーストラリアでは、人口や移民数、文化に違いがあるものの、高齢化や核家族化の進行、ひとり親世帯の増加という点においては、似通っている。そのため、児童福祉においても類似する課題やニーズが高い支援が多いのではないかと考える。オーストラリアが開発した被虐待児の危険度を客観的指標に基づいて判定するリスクアセスメントモデルを参考に、日本の児童相談所では、一時保護の要否判断を行っている。また、2019年3月に実施された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議の議題となった児童虐待防止対策の抜本的強化の内容には、虐待事案に関するデータを収集した後にAIで解析し、緊急性を判断するツールの開発や小児死亡事例検証などオーストラリアの取り組みと類似する点がある。そのため、オーストラリアで行われている虐待予防に関する支援や他機関協働による支援、子どもや家族に関わる組織の質の向上と専門性の獲得について着目した。

CAPSでは、児童虐待防止に関するプログラムをニーズがある個人、子どもや家族と接点があるコミュニティ、子どもや家族を支援する関係組織などに提供している。プログラムは、パートナー組織とともに提供し、リスクを把握する。そして、プログラム終了後もパートナー組織から子どもや家族がサポートを得られやすいつながりを構築している。また、子どもや家族に関わる組織を対象に子どもの権利を擁護する環境が整えられるようアセスメントし、必要な場合には支援やスタッフトレーニングなどを行い、専門性を高めるプログラムもある。

日本の児童養護施設においては、2020年に発表された厚生労働省の調査で、入所している65.6%の子どもが虐待を受けた経験があることが分かり、専門的ケアの必要性がより高まっている。また、2022年の改正児童福祉法では、自立支援の上限年齢の撤廃とともに、退所後のサポートの強化へと乗り出した。児童養護施設の現状とCAPSの取り組みから、多様で複雑な家族に対応するための支援には、専門性の獲得と他機関との連携の仕方が特に重要だと感じた。

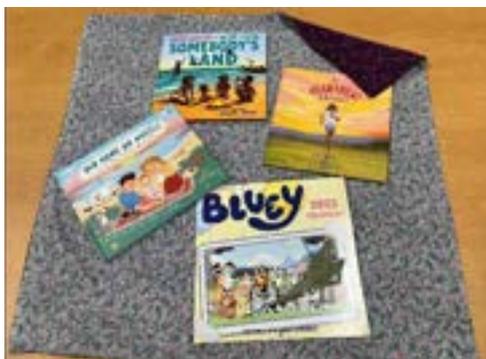
(石本沙弓)



日本の風呂敷について調べて作って下さったオリジナル風呂敷。結び目に添えられていたのはオーストラリアの国花であるワトル（ミモザ）



風呂敷を手作りしてくださったヒラリーさんと橋本団長



いただいたオーストラリアの絵本とカレンダー

参考資料

- ・講義資料、講師提供資料
- ・CAPS <http://www.caps.org.au/> (2023年1月14日閲覧)
- ・CAPS ANNUAL REPORT 2021



CAPSのスタッフの方々は、地域の伝統的な所有者であるEora国のGadigal族の方々に敬意を表した後、1枚の絵を見せてくださった。その絵は、先住民の聖地であるウルルを彷彿とさせるような鮮やかなオレンジ色の背景が印象的であった。CAPSが先住民の方に依頼をして描いてもらった絵だという。絵には、ミツバチを示す模様が描かれており、コミュニティやつながり、家族、包括の意味が込められていた。まさに、CAPSの活動そのものを表現した作品であった。その絵があまりにも印象的であったため、帰国後改めてアボリジナルアートについて調べてみた。アボリジナルアートは、現存する文化の中では最も古いと言われて

いるもののひとつであり、文字の代わりに絵を用いて重要な文化を後世に伝えたとされている。絵画の構成要素は、全て自然とのつながりを表象し、模様にはそれぞれ重要な意味が込められている。そして、その神秘的な絵は、人種や文化、言語などを超え、世界中の人々を魅了している。オーストラリアの長い歴史においては、植民地化の中で先住民の人々が土地を奪われ、迫害されてきたという悲しい過去がある。2008年当時の首相が先住民の人々に対し、正式な場で謝罪したことをきっかけに世論が少しずつ変わってきたが、1度傷ついた心と身体は容易に癒すことはできない。ただ、2度と同じ過ちを繰り返さないよう、過ちを認め反省することや先住民の人々に敬意を表することに大きな意味があると考えられる。CAPSにおいては、先住民の人々が大切にしている絵という文化を通じて、相手への敬意やつながりを大切にしているのではないかと感じた。

(石本沙弓)



ミツバチの絵。CAPS 講義資料より

Artwork by Jasmine Coe from the Boomalli Aboriginal Artists Cooperative
Wiradjuri-British artist

参考資料

This is media <https://media.thisisgallery.com/20207971> (2022年12月31日閲覧)

多様性に寄り添う



日本と比べて移民の割合がかなり高いオーストラリアは、多民族国家であり、文化的な多様性に由来する様々なニーズがある。そのため、子どもや家族をサポートする組織は、多様なニーズに対応するため多岐にわたるサービスやプログラムを提供している。また、利用者の文化（民族、宗教、言語など）や価値観、信条を大切にしている。移民の方々の母語を取り入れた言語別プログラムの実施や、プログラム対象者と同じ文化・価値観をもったスタッフの積極的なリクルートを行っている組織もある。CAPSにおいては、2カ国語以上の言語を話せるスタッフのリクルートに努めている。しかし、利用者の文化や価値観を反映させたサービスの提供には、多くの課題もあるという。その1つの例として、「移民の方がアラビア語を主言語としているため、英文のプログラムをアラビア語に翻訳した。しかし、文化的ニュアンスが伝わらず、プログラムの意図が伝わりづらかった」という話が紹介された。これは、決して移民が多い国だけが抱える課題ではないと考える。日本の児童福祉施設においても別の形で、このような発信者と受信者との間で捉え方のズレやギャップが生じることがある。そのため、利用者を含めた家族のバックグラウンドに対する理解を深めつつ、支援者側はレビューを受け続けなければならないと考える。それが、利用者にとっても最善の利益につながることを信じて。

(石本沙弓)

CREATE Foundation

クリエイト (家庭外ケア当事者のアドボカシーを推進する組織)

講義日時：2022年11月22日10:00-12:30
 視察場所：80 George St, Parramatta NSW 2150
 URL：https://create.org.au/
 講師：Mohita Kapoor
 (敬省略) (NSW州担当コーディネーター)
 Jackie
 (NSW州担当コミュニティファシリテーター)



1. 概要

クリエイトは1999年に設立された、家庭外ケアを受けている子ども及びケアリーバーの声を代表する全国的な権利擁護団体である。若者の声によってアドボカシーを推進する組織であり、ケアを受けている子どもたちに様々なプログラムとサポートを提供している。0歳から25歳までの家庭外ケア経験のあるすべての子どもたち、若者たちが潜在能力を最大限に発揮し、より良い生活を創造することを目指している。

2. 予算・人員構成

2021-22年度の収入は676.5万ドル、支出は640.7万ドルである。収入のうちの約87.6%が州政府から、約1.1%が連邦政府から拠出されている。また、クリエイトを支援している約50の企業(1.7%)や個人(1.4%)からの寄付も含まれている。

事務所は各州、準州にそれぞれ1~3カ所設置されており、全国に12カ所ある。スタッフは合計で93名である(Annual Review 2022より)。

3. 活動

クリエイトの活動は「Connect to Empower to Change」(つながり、力を引き出し、変化を起こす)という精神に基づいて行われている。

(1) Connect コネクト

家庭外ケアの当事者同士、当事者とクリエイト、また当事者とコミュニティをつなぐ活動である。

① Connection Events

イースターパーティー、クリスマスパーティー、離れて暮らす兄弟姉妹との交流イベントなどの楽しいイベントを実施し、家庭外ケアの経験を持つ子どもたち、若者たち同士が出会う機会を提供する。イベントを通じて子どもたち、若者たちに帰属意識が生まれ、彼らが「わたしは1人ではない」と気付く機会となっている。イベントには当事者の子どもたちや若者たちだけでなく、里親やケアワーカーなどのケアラーも参加可能である。

② clubCREATE

家庭外ケアを受けている子ども及びケアリーバーの子どもたち、若者たち(25歳以下)のための専用クラブ。入会すると、誕生日にはお祝いメッセージを受け取れたり、クリエイトが実施するイベントに招待されたりする。また、ケアシステム改善のための調査・相談への参加に関する情報も得られる。3ヵ月ごとに雑誌“clubCREATE”が発行されている。会員数は30,000人以上で、そのうちの35%以上は先住民やトレス海峡諸島民である。

(2) Empower エンパワー

子どもたちや若者たちが自信をつけ、自己評価を向上させ、意見を述べられるようにエンパワーする活動である。

① Speak Up (SUP)

クリエイト・ヤングコンサルタントとしてアドボカイトになりたいユースの養成プログラム。ケアシステムについて学び、アドボカシー、リーダーシップ、人前で話す力を身につけることを目指す。若者が地方や州、全国のイベントやフォーラムでクリエイト代表として、自分の経験について語り、クリエイトのスタッフと一緒にアドボカシーを行う。SUPを通して自信と自己認識を高め、ケア体験とケアシステムをよりよく理解し、コミュニケーションスキルを高めることができる。

② CREATE Your Future (CYF)

ケアからの移行を開始する15~25歳の若者を対象とした自立支援プログラム。効果的なコミュニケーション、



Sortli アプリの画面。住居探し、健康管理、仕事の検索、権利についての情報を得られる。連邦政府、5つの州政府、IT企業、CREATEが共同開発した。ダウンロード件数は2021年現在9,500。

批判的思考、情報に基づいた責任ある意思決定、自己認識、対人関係スキルなどのライフスキルベースのワークショップを開催している。また、ケアから移行する若者を支援するための助成金制度や、ケアから自立への移行をサポートする情報をまとめたアプリ Sortli もある。

③ Youth Advisory Groups

(ユース提言グループ、YAGs)

家庭外ケアの経験がある 10～25 歳のユースに対して、自分たちの声を届ける場を提供することを目的とした活動。家庭外ケアの当事者が直面する問題について話す機会を提供し、当事者同士で経験を共有することで、アドボカシー活動やリソース、政策展開に役立てることができる。

④ Resources and Tools

家庭外ケア当事者が自らが見つかる可能性を最大限に発揮するために、子どもや若者、ケアラー、専門家など様々な関係者に役立つ資料やツールを用意している。

⑤ Voices in Action Podcast

家庭外ケアを受けている子どもたち、若者たちが負うスティグマを防止するためのキャンペーン“Snap that Stigma Campaign”を展開している。Voices in Action Podcast では、若者同士が互いに、ケアでの経験やスティグマとの闘い、それに対して自分たちができることについてインタビューし、公開している。

⑥ The Ability Project

障がいをもつ若者向けの自立移行プログラム。家庭外ケアを受けている障がいをもつ若者に、個々のニーズ、目標、希望に最も適したオーダーメイドのライフスキルワークショップを提供している。

(3) Change チェンジ

アドボカシーを通して政策やサービスを改善し、地域社会の認識を高め、ケアシステムを変えていく活動である。

① Research

家庭外ケア当事者たちのより良い生活を実現するために、「家庭外ケア経験者たちは彼ら自身の人生の専門家である」という視点から、ケア経験に関する意見を聞き取り、報告書に反映したり、コミュニティや政府へ報告したりする。

② Advocacy

家庭外ケア経験者の声を聞き、共に制度改善のための提言を行っている。家庭外ケアを受けている子どもたちや若者たちのより良い生活を創造するために、クリエイトは、以下の 8 つの面において、優先的に改善する必要があるとしている (図 1)。

- ・住居の確保
- ・21 歳までの支援の継続
- ・25 歳までのケアから自立への移行支援
- ・先住民とトレス海峡諸島の子どもと若者の声をより強調して届けること
- ・意思決定への参加
- ・インケアの子どもと若者の声を世界中に発信すること
- ・全ての州、準州間における情報共有
- ・アクセスしやすく応答性の高い苦情処理サービス

Our Eight Advocacy Priorities



図 1. アドボカシー 8 つの優先事項 (2022 年次報告書より)

参考

視察時点でのアドボカシーの優先事項は上記の 8 項目であったが、報告書作成中の 2023 年 1 月に改めてホームページを確認すると、アドボカシーの優先事項の内容が以下の 7 項目に変更されていた。クリエイトの、活動内容や活動目標を頻繁に見直し必要に応じて更新する姿勢を、ホームページからも窺い知ることができた。

Our Advocacy Priorities



- ・先住民の人々の声をもっと聞くこと
- ・ケアから自立への移行支援
- ・障がいをもつ若者たちにも、他のインケアの若者たちと同様の参加機会を保障すること
- ・ケアワーカー/ケアラーのトレーニング
- ・刑事責任年齢を引き上げること
- ・健康とウェルビーイング
- ・情報の共有

③ Hour of Power

若者たちが保護機関などと直接対話し、意見を述べるイベントである。

④ Conferences

Voices in Action Conferences を隔年で開催している。子どもたちや若者たち、ケアラー、各分野の専門家らが一堂に会し、対等な立場で家庭外ケアを改善するための重要な課題について徹底的に検討する。

4. 子どもの意見を聞き取る際に大切にしている視点

クリエイトの活動に参加している子どもの中には、幼い子ども、身体的な障がいをもつ子ども、知的障がいをもつ子ども、メンタルヘルスに課題を抱えている子どもなど自分の思いを適切に伝えることが難しい子どもたちもいる。そのような子どもたちの思いを汲み上げるために、クリエイトは子どもたちとの関係構築を大切にしている。信頼関係構築のために、それぞれの年齢に応じた楽しいアクティビティを開催して一緒に参加したり、サポートしている組織があることを思い出してもらうためにバースデーカードを贈ったりしている。

アクティビティでは、子どもが心地よく感じることを重視し、大人主導ではなく子どものペースに合わせて活動を進めるようにしている。例えば、コロナ禍により活動がオンライン化した際、オンラインでイベントを行うことが良い方向に働いた面もあった。人と会うこと、人に顔を見せることに不安を持ち対面でのイベントには参加しづらくても、オンラインでなら参加できる子どもたちもおり、今まで接点が無かった子どもともつながることができる機会となった。

被虐待児の気持ちの揺れの理解の難しさに対しては、いかなるコミュニケーションもフィードバックとして捉える。どのような表現であっても、彼らがその表現を通して何かを伝えようとしているという視点を大切にしている。また、安全な環境を提供することで、子どもたち、若者たちは安心してコミュニケーションができる。安全な環境でコミュニケーションスキルを学んでいくことで、そうではない環境であっても発言する力をつけていくことができる。

5. 実績・成果

1999年の設立以来、家庭外ケアの子どもたちのアドボカシー活動を行ってきた。これまでの実績と活動の成果の一部を以下に紹介する。

- 2008年、the National Out-of-Home Care Standard(全国家庭外ケア基準)の策定を支援し、オーストラリアの児童保護の枠組み発展に寄与した。
- 2011年、ジュネーブの国連で、子どもの権利条約の有効性を測定した政府報告書へのオーストラリアの回答の一部を、クリエイトのCEOとヤングコンサルタントが発表した。
- 2011年、クリエイトが発表した Transitioning from Care : An Evaluation of CREATE's What's the Plan? が全ての州、準州のマスメディアに取り上げられ、ケア制度を離れる若者たちが直面する課題について一般社会の認識を高めるのに貢献した。
- 2012年、CREATE Your Future 助成金制度を開始し、若者たちに5万ドルの助成金が授与された。

- 2013年、クイーンズランド州児童保護委員会にて、若者の声を届ける支援活動が評価され、2013 Child Protection Week Award を受賞した。
- 2018年、クリエイト首都特別地域支部が“voices of the lived experience”を発表したことなどにより、インケアの若者たちのアドボカシーを支援したことが評価され、若者の権利擁護団体や社会サービス団体から数々の賞を受けた。
- 家庭外ケアの経験がある若者たちから「18歳では自立する気持ちになれていない」、「大人に移行する準備ができていない」という声が多数あり、クリエイトは、若者たちが自立できる気持ちになれるまでサポートをしてほしいということ政府に訴えてきた。2022年6月、NSW州において、家庭外ケアの対象年齢が従来の18歳までから、21歳までに引き上げられた。
- クリエイトビクトリア州支部は2021年10月に政府からの打診を受け、若者たちをターゲットにしたCOVID-19ワクチン接種を奨励する資料や若者の声を載せたプロモーション・ツール・キットを制作した。このツール・キットは州内の多くの場で配布された。クリエイトメールマガジン全購読者11,776名にもダウンロード用のリンクが配布された。SNSを使ったプロモーションも展開し、5つのプラットフォームで3ヵ月間に61件投稿し、1,155ビューを獲得した。

6. 所感 / 考察

クリエイトは政府からの要請によって設立されたわけではなく、家庭外ケアの当事者やその活動を支援したいと思う人々が必要性を感じる分野へ働きかけ、政府や世論を動かして活動を広げ、行政との摩擦もある中で、実際に法律や制度を変えてきた。その行動力の高さに驚かされた。私たちの日々の養育の中にも、当たり前だと思っていることでも立ち止まってよく考えてみると改善の余地がある、ということがある。また、子どもたちが言語化できないまま密かに抱えている思いもある。今一度日々の養育を振り返り、より良い養育を実現するために何ができるかを考えていきたい。

視察でのディスカッションの中で、モヒタさんがおっしゃっていた「子ども、若者は、自身の人生のエキスパートである、だから彼らの人生にエンパワメントを感じてもらえることが大切」という言葉が印象的であった。オーストラリアの家庭外ケアは里親委託が大部分を占めており、施設養育が大半である日本とは制度や背景となる文化、歴史が異なる部分も多い。それでも家庭外ケアを受けている子どもたちが抱える課題の本質は共通しているように感じる。私たちが日々関わっている、喪失感や寂しさ、将来への不安感などを抱えている子どもたちが、安心して自分自身と向き合い、自己表現できる環境を整えていきたいと改めて感じた。

言語化されない子どもたちの思いをどのように汲み取るかということに関しては、日々悩ましいところである。ディスカッションにて挙げられた中でも特に、「どのような行動であってもその行動を通して何かを表現している」という点について、さらに深めていきたいと感じた。(倉成祥子)



ジャッキーさん、モヒタさんと記念撮影

〈参考〉

- ・ CREATE FOUNDATION
<https://create.org.au/> (2023年2月9日閲覧)
- ・ CREATE FOUNDATION Annual Review 2022
<https://create.org.au/wp-content/uploads/2022/10/2022-Annual-Review-web.pdf> (2022年12月18日閲覧)
- ・ CREATE FOUNDATION Annual Review 2019
https://create.org.au/wp-content/uploads/2021/06/CRE3974_CREATE-Annual-Report-2019-web.pdf
 (2023年2月27日閲覧)
- ・ ACT Council of Social Service
 Announcement of ACT Community Sector Awards 2018
<https://www.actcoss.org.au/news-events/actcoss-news/announcement-act-community-sector-awards-2018> (2023年2月27日閲覧)
- ・ youth coalition of the ACT THE ANNUAL YOGIE AWARDS
<https://www.youthcoalition.net/yogies/> (2023年2月27日閲覧)
- ・ NSW GOVERNMENT
 Support for care leavers in NSW makes history | NSW Government
<https://www.nsw.gov.au/media-releases/support-for-care-leavers-nsw-makes-history> (2022年12月13日閲覧)
- ・ パンフレット
 "CREATE FOUNDATION : A HISTORY 20 YEARS"

オーストラリア流の おもてなしの心を学ぶ



今回の視察先では、必ずと言っていいほどブレイクタイムがあった。それはただのトイレ休憩ではなく、その際色とりどりのきれいなフルーツ、さまざまなお菓子、ケーキ、そしてコーヒーや紅茶をドーンと出してくれるのである。そして好きなだけ取って講義中に食べてもいいという自由さ…！

慣れない土地での連日の研修、偉い人々の前での緊張の連続である私たちにとって、文字通りほっとできる時間を提供して下さった視察先の方々への感謝を感じるとともに、人を迎える時のオーストラリアの気風に癒される時間であった。

連携するために外部の方をお招きし、話し合いをする時や、緊張感のある家族を入れての会議の時、さらには里親さんがときどきの応援ミーティングでも…こういう時間を持つことで緊張感がほぐれるだけではなくポジティブな気持ちになり、物事が円滑に進むのではないかと感じた。施設でポジティブな気持ちになるためのおもてなしに取り入れてみられたらいいなと思った。
(古屋理恵)



AbSec (NSW Child, Family and Community Peak Aboriginal Corporation) アブセック(先住民当事者権利擁護団体)

講義日時：2022年11月24日14:00-16:30

視察場所：21 Carrington Rd, Marrickville NSW 2204

URL：https://absec.org.au/

講師：John Leha (CEO。プロジェクトマネージメント、
(敬称略) 組織サポート担当)

Alira Tufui (オペレーションディレクター)

Taliya Tuiono (シニアプロジェクトオフィサー)

ジャー (コミュニティマネジメントポリシー・
里親関連プロジェクトマネージャー)

ジョン (ソーシャルセクタートランスフォー

メーションファンドプロジェクトマネ

ジャー。先住民コミュニティ支援組織サポート)

イザベル (オンラインでの参加)

Aunty Jan Wright (長老)

Aunty Rita Wright (長老、『盗まれた世代』当事者)



1. 概要

AbSec は、先住民当事者らで構成された非営利団体で、NSW 州の先住民の子どもと家族、コミュニティを代表するピーク機関 (38 ページ) である。1999 年、先住民による家庭外ケアサービスの提供機関が、ネットワークを形成するために設立された。

先住民の子どもや若者、家族、障がい者、コミュニティが、必要なサービスにアクセスできるように支援する。また、先住民、そのコミュニティと関連機関を代表して、政府や主要な関係機関に対して先住民の声を伝え、政策や課題解決への提言を行う。多様な文化的枠組みの中で、先住民が本来有する可能性を最大限に発揮できる社会の実現を目指している。

2. ビジョン

全ての先住民の子どもと若者が、安全で活気ある先住民の家族とコミュニティの中で養育され、精神とアイデンティティを育むこと。生涯にわたるウェルビーイングと文化的つながりのため、包摂的なサポートが保障されること。

3. 目標および目的

- 全ての先住民の人々とコミュニティの自己決定の達成に向けて取り組み、子どもや若者のために、文化に根差した、安全かつ安心で思いやりある環境を構築する。
- 先住民組織を支援し、先住民の子ども、若者、家族と里親、障がい者、コミュニティに質の高い包括的なサポートを提供する。

- 先住民の組織に対して、継続的な学習・成長・改善・変化の機会を提供する。
- 先住民が直面している問題について、政府や主要なステークホルダーに情報提供する。
- 先住民の支援者の育成と養成をサポートし、子ども、若者、家族、障がい者、コミュニティを支援する人材を確保する。

4. メンバー (会員)

AbSec は会員制組織であり、先住民の子どもや家族に影響を与える社会的課題に対処するという目的を共有する先住民と非先住民の組織・個人で構成される。

2023年1月現在、メンバーとなっている組織は約60である。

< NSW 州における先住民の支援組織・
団体について >

参考

NSW 州で家庭外ケアサービス提供の認可を受けた先住民の機関は 15 団体ある。家庭外ケア以外の子どもと家族への支援サービスを行う機関は 7 団体、チャイルドファミリーセンターを運営する機関 6 団体、予防プログラムを行っている機関が 5 団体ある (重複あり)。その他、先住民が管理するヘルスサービス機関で、子どもと家族への専門的サービスを提供している団体が 15 ある。

5. 先住民の抱える様々な課題

(1) 先住民と非先住民との間のギャップ

オーストラリアでは、その歴史的経緯により、先住民と非先住民との間に様々なギャップが存在している。ギャップとは、例えば、寿命の短さ、家庭外ケアを受けている子どもやDVに曝されている女性と子どもの多さなどである。

AbSecは、州政府とパートナーシップを結び、NSW州に約6,000人いる家庭外ケアにいる先住民の子どもの数を減らすことを目指している（目標値：45%減）。その目標実現のため、「Closing the Gap（ギャップを埋める）計画」の実施に取り組んでいる。

< Closing the Gap 計画について >

参考

2019年、連邦政府、州・準州政府、大陸の先住民とトレス海峽諸島民のピーク組織連合（全国に50ある先住民支援のピーク機関の連合体）、オーストラリア地方自治協会が、全国レベルのパートナーシップ協定「Closing the Gap Agreement」を作成した。協定では、先住民と非先住民間の不平等を是正するため、健康とウェルビーイング、教育、雇用、司法、女性と子どもへの暴力、住居、土地、言語、デジタルインクルージョンなどに関する19の社会経済的目標が設定された。

NSW州は、2020年にこの全国協定に署名をし、2021年には、州政府とNSW州の先住民ピーク機関連合（NSW Coalition of Aboriginal Peak Organisations; NSW CAPO）が全国協定を実現するための実施計画を開始した。NSW州における予算規模は、障がい、健康、住宅、乳幼児期支援分野の先住民組織への共同基金に拠出された740万ドルと、先住民コミュニティによる組織と企業への助成金870万ドルである。

AbSecは、NSW CAPOの一員として実施計画を主導する。また、先住民の支援者を育成するAbSec教育センターには、州から20万ドルの資金提供がなされた。

< 家庭外ケアとなる先住民の子どもの数の削減目標 >

全国協定では、家庭外ケアにおける先住民の子どもの数を2031年までに45%削減することを目標に掲げた。

オーストラリア国内では、2021年6月30日時点で、家庭外ケアとなった先住民の子どもは22,243人（15.2人に1人の割合）であり、非先住民の子どもに比べて家庭外ケアを受ける確率が10.4倍高かった。NSW州においては、2022年6月30日時点で、家庭外ケアの子どもの数は13,151人おり、そのうち44.9%の5,906人が先住民の子どもであった。NSW州総人口における先住民の比率は3.4%（2021年国勢調査結果、2022年・オーストラリア統計局）であり、人口比からするとその比率は高く、大きなギャップが存在している。

(2) 世代を超えたトラウマと、『盗まれた世代』

こうしたギャップが生じている背景には、先住民の土地が侵略・植民地化され、その流れの中で先住民の家族や文化体系が破壊されたという悲劇的な歴史がある。

オーストラリアでは、1970年頃まで、先住民の子ども、白人と先住民との間に生まれた子どもが、隔離政策によって家族から強制的に引き離された。この政策により、家族や自分のカントリー、そしてコミュニティとのつながりから分断された子どもたちのことを、『盗まれた世代』と呼ぶ。そして、盗まれた世代のトラウマが、世代を超えたトラウマとして今なお引き継がれている。過去からの教訓は、十分に学ばれていない。

(3) オーストラリアの児童保護制度に内在する課題とその解決戦略

① 課題の背景「人種差別的な政策における先住民文化の軽視」

『盗まれた世代』が生まれた根源は、先住民の子育てに関する文化を白人が尊重しなかったことにある。先住民と先住民でない人たちそれぞれの子育ての仕方、どちらも間違っているわけではなく、それぞれ違っているだけである。違いを認めず、全て白人の思う通りにしてしまった背景には、人種差別という問題がある。

2008年、過去の人種差別的な政策について国が公式に謝罪した後も、児童保護制度という構造の中に人種差別的な痕跡がみられ、過去と同じように先住民の子どもたちが実家族から引き離されている。

② 課題例「先住民の価値観に対する配慮がないツールによる評価」

例えば、子どもの状況を判断する評価ツールの作成には、先住民が関与できていない。そのため、先住民のアタッチメントに関する考え方が欠けており、さらに無意識のバイアス・偏見も入り込んでいる。先住民の個人としてのアイデンティティにとって、コミュニティやカントリーとのつながりは非常に重要な要素であるにもかかわらず、先住民の子どもたちが親元に残ったりコミュニティとのつながりを持ったりする必要性が過小評価されている。そうした不十分なツールのもとで、親子分離のアセスメントがなされてしまっている。

③ 解決戦略のポイント「つながりの回復へ」

文化的な信条・信念というものも大切であるが、先住民は文化やコミュニティを継続できる自分たちのカントリーから引き離され、意思に反して別のところに連れていかれた歴史がある。そのことが社会全体に認識されていないことが非常に大きな問題であると、AbSecは考えている。先住民が自分たちの文化やアイデンティティ

とつながり直すために、先祖がいる土地とのつながりを回復し維持することが重要である。

④解決戦略その1「早期介入の必要性」

現在ケアの対象となっている子どもの多くは『盗まれた世代』の家族の子どもたちである。過去の政策の影響はまだ続いており、そこから大きな損失・喪失が生まれている。ネグレクトも貧困も世代を超えたトラウマの結果であることを鑑みると、戦略をもって児童保護制度の改革を進めることが必要である。

後述する通り、早期介入への投資によって家族が一緒に過ごせるような環境を維持すること、それが可能となるような包括的サポートが大切である。Closing the Gap 協定では、子どもが実家族から引き離される状況を予防し、課題を解決する方法を先住民自身が作っていくことについて合意がなされ、その実施計画が進められている。

⑤解決戦略その2「地域格差の解消」

先住民は都市部から離れた地域に住んでいる場合もあり、そういった地域ではサービスがない、あるいはサービスにアクセスできず、結果、ケアの対象になる子どもが増えてくる。そのため、サポート体制の充実も目指されるべきである。

(4) 先住民による自己決定の回復に向けて

『ギャップを埋める』ことは、先住民が自ら判断し自ら決定することができなくなっている部分を回復することにより実現されると考えられる。失われた文化の拠点と文化の実践の場を取り戻し、自分たちのものにするを通して、自己判断や自己決定を自分たちでできるようになる。そのため、政府が先住民とともに意思決定をすること、例えば子どもを実家族から、いつ、どのように、他のケアに移すのかということについても共同で意思決定をするようになることが望ましい。それが実現すれば、より良い児童保護の道標となっていくのではない。

国連の先住民の権利に関する条約や人権に関わる条約には、自己決定権に関する内容も含まれている。先住民が、自分たちに関わることを自分たちの手で検討し決定するという、決定権行使のプロセスが必要である。

(5) ソーシャルアクションを前進させた原動力

①先住民文化への無理解に対する怒り

先住民にはカントリーがあり、そこには豊かな文化がある。しかし、政府機関とのかわりにおいては、それが障壁にもなり得る。例えばある省庁が子どもに関わる時には、その管轄領域の一面的な関与に留まり、その子どものカントリーについては関知しないといったことが起こる。子どもを理解するには、その子どもの文化、

家族、カントリーという全体を理解する必要があるが、異なる省庁の管轄にまたがり、省庁間の連携もない。そうした姿勢では、子どもを深く理解することはできないのではない。

②デジタル化がもたらした進展

そもそもオーストラリア自体が、他国から遠く離れた地域に作られた国であり、国土も広い。先住民は、他のコミュニティや他国の人たちとつながる機会が乏しく、孤立しがちであった。国の先住民施策は、そうした点に乗じて進められてきた部分もあるだろう。

しかしデジタル化の普及により、オーストラリア国内や世界各国の先住民がグローバルにつながるようになった。そして先住民の自己決定権や主権性の回復についての世界的潮流を知ることとなり、それは結果として、国内における対話の進展に寄与した。AbSecでも、有効なコンセプトを取り入れ、自己決定の原則という考えのもと、先住民による政府、先住民による実践、先住民によるケースマネジメントフレームワークの検討などに応用・発展させている。

(6) 先住民が考える、里親制度の問題点と解決戦略

①問題点「家庭外ケア制度のビジネス化」

オーストラリアでは家庭外ケア（里親）に対するサポートはあるものの、制度そのものがビジネス化しているかのように思われる面がある。政府が児童保護分野のことを“セクター”と呼んでいることは、ビジネス産業化を表わす一例であるが、それは大きな誤りであろう。

本来、子どもを育てることは喜びであるべきで、断じてビジネスであってはならない。子育てを可能とするのは多額の金銭ではないはずだが、まるで一大ビジネスのように位置づけられ、家族がその対象としてシステムの中に組み込まれてしまっていることは、非常に由々しき問題である。

②解決戦略その1「予防的支援への投資のシフト」

ただ、既存の仕組みを変えることは非常に難しい。ビジネス化に傾いた政府の制度について、投資の方向性を変換するというのは、家庭外ケアに既に多額の投資が行われてきたことからなおさら難しいだろう。

しかし里親にしてもキンシップにしても、ケアラーが不足している。最善の解決策は、子どもの実家族が子どもを養育することである。家族と一緒に生活を続けられるような環境の構築を図るため、早期介入を重視し、そこに投資をシフトしようという方向性を打ち出している。

③解決戦略その2「ローカルレベルからの意思決定の促進」

AbSecの下部組織として、ローカルレベルの

コミュニティが存在している。そういったコミュニティや組織は、自律性をもって、先住民自身によって統括されている。適切な再生を実現するためには、ローカルレベルでシステムを共同設計し、コミュニティや家族、子どもからフィードバックを得て、皆が参加したうえで意思決定がなされることが、大切である。

ローカルレベルのコミュニティは、大規模な非政府機関や非営利機関とは、かかわり方だけでなく、子どもに対する意識や文化が大きく違う。子どもは、ビジネスのためのお金儲けや一部の大人が忙しく過ごすための手段や商品ではないことを、全ての人に理解してほしいと考えている。

6. 主な活動実績 (2020-2021 年度)

2020-21 年度の主な活動実績は以下の通りである。

- ・アボリジナルケアラーサポートサービスを 180 人が利用
- ・文化的コネクションに関するワークショップに 328 人が参加
- ・トラウマを学ぶコースを新たに 2 つ開発
- ・アボリジナルケースマネジメント政策の実現のため、州全体で 13 のワークショップを開催
- ・先住民の後見人制度サービスを共同設計するために 12 のワークショップセッションを開催。後見人や里親、コミュニティメンバー 68 人が参加
- ・先住民の子どもと家族に関する主要な出版物において、CEO と会長の記事が 13 件掲載
- ・24 部門の代表者が、インテンシブ家族ベースドサービス会議に出席

7. 当事者の語り

AbSec 訪問において、当事者の声を直接耳にする貴重な機会を得た。詳しくは、本論末尾の『AbSec における当事者の語り』をご覧ください。

8. 所感 / 考察

今回の海外研修では NSW 州における児童福祉と保護施策全体について、より子どもたちに対する配慮がなされ、より人権尊重の形が進んでいるものとして見てきたが、DCJ でも説明されていた通り保護される子どもの半数以上が先住民となっている実態について、AbSec での話は依然として先住民が文化的に十分な配慮をされていないという切実な思いを受け止める機会となった。一方で AbSec という組織がそうした先住民への不十分な配慮の下での支援を是正するために、先住民の子ども、家族やコミュニティの代表として政府とやり取りをしているということが立場の弱い少数派の意見を政策につなげていく上で非常に重要なことであると感じた。

また我々が日常の中で支援をしている中でもこうした我々にとっての正しいと思うことを相手に対して押し付けていることが多くの場面であり、支援さ

れる当事者の声をしっかりと政策や施策に反映していくことの重要性を改めて感じる機会となった。

(有馬光彦)



最後に記念撮影。プレゼントされたお揃いの帽子をかぶって

参考資料

- ・ Aboriginal Affairs NSW - NSW Partnership First NSW Implementation Plan for Closing the Gap - <https://www.aboriginalaffairs.nsw.gov.au/> (2022年12月30日閲覧)
- ・ AbSec | NSW Child, Family and Community Peak Aboriginal Corporation <https://absec.org.au/> (2022年12月30日閲覧)
- ・ Closing the Gap - Health System - Australian Indigenous HealthInfoNet <https://healthinfo.net.ecu.edu.au/learn/health-system/closing-the-gap/> (2022年12月30日閲覧)
- ・ AbSec-Annual-Report-2020-2021
- ・ SNAICC The Family Matters Report 2022 2022年
- ・ DCJ Quarterly Statistical Report on services for children and young people(April-June 2021,2022)

AbSecにおける当事者の語り

長老（エルダー）の語りより

<家族と引き離される体験と、その苦しみ>

★アンティ・リタ

私は『盗まれた世代』の1人で、実際に親元から“盗まれた”人間です。私だけでなく姉妹も引き離されてしまった結果、母は言葉を失い、



60年間、何も話さなくなりました。私自身、私の姉妹、そして母の経験などもあります。13人の孫とは、5年間で2回会えるか、会えないかという状況で、彼らとのつながりも失ってしまっています。孫のうち3人は未だにDCJのコントロール下にあり、私は彼らに会うこともできません。そしてさらに下の世代であるひ孫でさえも、親元から引き離されるという状況が続いています。

政府は、子どもたちを私たちから引き離す権利が自分たちにあると思っています。我々は、自分たちの子どものために戦う権利、彼らの代わりに代弁する権利も奪われていました。今は、AbSecと関わることで、彼らとともに先住民の子どもたちのために、戦うことができるようになりました。

しかし、子どもや孫と引き離されてしまったことで、毎日苦しんでいます。オーストラリア人は、人種差別主義者であると思いますし、人種差別が世代から世代へと受け継がれていると思います。

AbSecで皆と協力しながら、子どもたち、赤ちゃんたちが戻ってこられるように働きかけを行い、なるべくなら家族と一緒に、少なくともキンシップの中で暮らせるようにしたいと思います。私はおばあちゃんなので、自分で孫をみたいのです。白人によって白人のように育てられてはほしくない。我々は先住民であり、それに誇りを持っています。私と同じようなおばあちゃんをたくさん知っています。私の祖母ですとか、本当に色々な肌の人もいるわけですが、世代を超えて何とかしていきたいと思っています。

<「皆さんの考えるウェルビーイングとは何か」という団員からの問いへの返答>

★アンティ・リタ

私は、教育を受けていません。『盗まれた世代』の1人ですから、私の来た道は非常に厳しいものでした。長年に渡り子どもが家から出たり入ったりするような状況で、私にとっては“ウェルビーイングというもの”が良いものであったことはないと言わざるを得ません。

孫2人を見るためにある程度のお金を受け取っていましたが、今その孫たちは私の元にはいません。孫の1人は、脳性麻痺の男性のもてみられていて、もう1人の孫娘は白人の女性がみえています。その女性は、孫娘に色々な洋服を買ったりして、白人の子に育てようとしているのです。私には何も残っていない。

元々私は、自分が先住民であるということさえ知らなかった。自分の母が誰かも知らず、家族もいなかった。まさにその『盗まれた世代』の一員でした。そういった状況を経て、私にとつての幸せは何かを考えた場合、それは、子どもと一緒に過ごすということですが、子どもや孫を取り戻すためには、警察のチェックや様々な審査があつて、それさえも難しいという状況に陥っています。

★アンティ・ジャン

文化、カントリー、子どもへのリスペクトが大切であり、それらが得られているのであればウェルビーイングも得られるはず。決して多くのことを望んでいるわけではない



と思うのです。それらが揃っていれば、ウェルビーイングにつながる。アンティ・リタは、適切にそれを語ってくれたと思います。

現役世代のメンバーの語りより

<「皆さんの考えるウェルビーイングとは何か」という団員からの問いへの返答>

★ウェルビーイングには、身体的なことだけでなくメンタルの部分があり、ソーシャルな部分もあり、感情の部分もあります。そして、ファーストネーションの人間として、自分自身のカントリーと文化に関わるアイデンティティを持っていることも重要です。ですから私にとってのウェルビーイングは、1つや2つのことではなく、相対的な、全てを網羅するようなものです。コミュニケーションの仕方、仕事の仕方、生き方、そういった形で私たちを形成するすべてのこと、一人の人間として…。

★ウェルビーイングの中核となるのは、自分たちの文化、言語、そして、つながりであると思います。それがしっかりしていないと、普段から我々は、相対的に物事を考え、仕事をし、生活し、コミュニケーションを図っているのではないのでしょうか。教育の場面においても、仕事の場面においても、ウェルビーイングが重んじられるべきですが、こうした中においても自分自身の文化やカントリー、キンシップとのつながりがあることは大きな力です。つまり教育を受けることはアドバンテージであり、強調されるべきことですが、同時に力強いコミュニティの意識が大切だということです。それがあってこそ学校に行き勉強に取り組む、就職して仕事に打ち込むということができるとも思います。子どもにとっても、自分たちの文化がしっかりある環境で育つことができれば、それは大きなアドバンテージとなるはずですよ。

ミーティングの終わりの言葉

★アンティ・リタ

今日はありがとうございました。他の国にも、同じように子どものことを考えている方がいらっしゃることを、私は理解していませんでした。やはり皆、子どもたちを助けたいものですよ。子どもは神様に与えられたもので、家族で支えるべきものです。今日は、日本の皆さんとこのようにお話をすることができて、日本でも同じような課題もあり、それに組み込んでいらっしゃることがわかり、学ぶ機会となりました。ありがとうございました。

当事者の語りのまとめめら

今回のオーストラリアの研修において、NSW州における児童福祉政策の実施主体であるDCJやその他のサービスを提供している側の理念や様々なプログラムを見学できたことで、今の日本に足りないことやこれから展開される里親支援や在宅支援の施策についてのヒントとなる気づきを多く得た。そして、そのサービスを受ける側である先住民の当事者—とりわけ『盗まれた世代』である長老たちの声を聞く機会は、本当に貴重かつ重要で、この研修の学びをより深いものにした。

綿密に設計され、品質管理の取り組みもなされているはずの児童保護の基準も、先住民の方々は「偏った価値観による尺度である」と断じた。それは、我々が日常でいかに子どもに良かれと思うことであっても、当事者がどう思っているか分からないという難しさに直面させられた語りであり、我々にとっての「してあげたいこと」が当事者それぞれにとっての「してほしいこと」ではない可能性や、サービス提供側の豊かさや恵まれているという価値観すらサービスを受けている人々は認めていないという、気付かない溝—ギャップが存在していることの怖さを知る機会となった。

この貴重な経験を糧に、当事者の声を真摯に受け止めることのできる、柔らかな感性を持った支援者となっていきたい。

(有馬光彦)



増沢先生より事後研修の中で、先住民の中での大きな意識「盗まれた世代」とエリクソンの発達段階説の起源とは、何か概念的なつながりがあるのではないかと、という提言をいただいた。「盗まれた世代」の背景とエリクソンの発達段階説の起源が似ているとは思いつかなかったため、私はまずエリクソンの生育歴を見ていくことにした。

(1) エリクソンの生育歴

エリク・H・エリクソンは、1902年にドイツ帝国のフランクフルトで生まれた。母親はユダヤ系デンマーク人で、父親は定かではなく、母親が名前を明かさなかったため、エリクソンは父親の名前を知らずに育った。その後母親が再婚し、新しい父親はわが子同様に扱ってくれたが、エリクソンはその生活にも違和感を覚えていた。また、容姿が北欧系であることから、母親のコミュニティであるユダヤ系社会やユダヤ教の教会で差別を受け、また生まれ育ったドイツ人コミュニティからはユダヤ人であるという理由で差別を受け、二重の差別を受けて育った。大人となったエリクソンは、フロイトのもとで研究を重ね、フロイトのことは師事していたが、理論的な雰囲気にはなじめなかった。その後アメリカの大学で教鞭を取っていたが、自身は大学を出ておらず、教授陣の間でも変わった経歴の持ち主であったようである。

(2) 発達段階説への到達

このような半生の中で彼は「自分はここにいるべきではない人間だ」という思いを常に抱いていたという。実父は分からず、継父は受け入れてくれているが、自分がここにいるべきではないという感覚があり、社会人となって社会から与えられた役割の中でも、その集団の中で異色の人物として生きていくことになる。加えて、同一性とパーソナリティに違和感を持つ人物と会っていたことなども影響し、アイデンティティ（自我同一性）という概念にたどり着いた。そして、文化人類学的な視点も取り入れ、人間の発達段階を提唱した。

(3) エリクソンの半生と「盗まれた世代」と社会的養護の子どもたち

彼の歴史を見てみると、「盗まれた世代」だけではなく、社会的養護の子どもたちにもこのような側面があるのではないかと、この感覚を持つようになった。「盗まれた世代」と社会的養護の子どもたち、エリクソン…ともに、「自分とはいったい何者なのか」、「自分はどこでどのようにしていたら、自分が納得できる自分になれるのか」という疑問に行きつきやすいのではないかと、この気がするのである。

自分がつながっていきたい場所とはつながれず、実際にはここでしか生活はできないが、しかしその居場所にいることに自分は納得できていない（あるいは納得させられている）…ここにも、どこかにも、誰といても、なんとなくしっくりきていない…現状と、「こうじゃない」、「自分はこういうところにいる人間なのか」と思い続けること…そこから生まれたエリクソンの唱えたアイデンティティという考え方は、普段関わっている子どもを考える時に何か役に立つかもしれない。

(4) アイデンティティの獲得とはどのようになされるのか？

アイデンティティは、どのように形成していくとエリクソンは考えたのだろうか。浅学ながら調べたことをまとめてみると以下ようになった。

社会で適応的であるということは、他者の抱く期待に応える行為が自分にとっても欲求充足的行為であることだとしている。つまり、「自分だけが押し殺しているものではなく、自己も統制するが、自分にとっても、自分の能力あるいは何かを生かして関わることができ、そして他者にとってもそれがよいもの・許容できるものであり、お互いにやさしい他者を感じ取れるもの」という、このような相互性が成り立つ中で生きていくことだとエリクソンは定義している。

例えば、赤ちゃんは保護者に抱かれるとき、一方的に抱かれているのではなく、保護者の抱く角度などに自分を調節していくことが知られている。一方で、保護者も縦抱きがいいのか、横抱きがいいのか、その他のいろいろなことを試しながら快適な抱き方を探して、いろいろ試して調節していく。お互いが調節していくことの中で、やさしい他者を感じ取ることができ、相互性が生まれてくる。これが、成長していくにつれ



て形を変えてさまざまな場面であられるようになってくる。他者と生きていく上で、この相互性を常に考えていくことが「適応」だと考えているのである。

その成長過程で相互性のための調節がすぐには利かなくらいの、2つの葛藤が起こるとしている。1つは、相手が思っている自分と自分が思っている自分の隔たりが大きくなることである。もう1つは、自分が与えられた役割の間での葛藤（例えば単人であるけれど父親でリーダーであるとか、先住民であるけれど連れ去られて（児童保護されて）白人の家庭で育ったであるとか）である。この2つの葛藤をアイデンティティの危機としている。この葛藤の大きな特徴は、人と生きていくには、お互いに調節をしていくことが必要であるが、それにしても外から思われたり期待されたりする自分と自分が思う自分をどう折り合いをつけていくのか、という観点である。誰かといる中で、なじめない社会の中で、ここにいる自分というものを感じる時に、さまざまな違和を感じてきたエリクソンだからこそこの視点であると感じる。

この危機を乗り越えるためには、今現在の自分が、ある一定の方向に向かっており、その方向が現在の自分を規定するという考えを持つこと、そして自分が持っているいろいろな役割を優先したい順に並べ直すこと、そして自分にとって一番重要だと位置づけられる自己像に最も近いものを他の役割に意識的に浸透させていくこと、それらを推進していく意識的な努力を続けていくことが必要であり、これがアイデンティティ形成の過程である、と言える。

(5) アイデンティティを獲得する前にある様々な発達段階

アイデンティティの獲得に至るには、表1のように乳幼児期～学童期に起こる発達課題を乗り越えている必要がある。

表1. エリクソンの発達段階

発達段階(年齢)	発達課題 VS 心理社会的危機	危機を乗り越えて得られる力
乳幼児期(0～1歳半)	基本的信頼感 VS 不信感	希望
幼児期前期(1歳半～3歳)	自立性 VS 恥・疑惑	意思
幼児期後期(3～6歳)	自発性 VS 罪悪感	目的
学童期(6～13歳)	勤勉性 VS 劣等感	有能感
青年期(13～22歳)	アイデンティティの確率 VS 役割の混乱	忠誠
成人期(22～40歳)	親密性 VS 孤独	愛
壮年期(40～65歳)	生殖性 VS 停滞	世話
老年期(65歳～)	自我の統合 VS 絶望	英知

各時期に得られるはずの力が得られていないと、今起こっている危機を乗り越えるために前に起こるはずの課題に再度取り組む必要があると考えられている。とりわけ、成人期の課題であるアイデンティティの獲得においては、その置いてこざるを得なかった課題に直面することが多いことは想像に難くないだろう。

しかし、「盗まれた世代」や社会的養護の子どもたちは、自分の過去の課題を達成しようとした時、本当に基本的信頼をつなぎたいと思った人には会えないかもしれない。自立性を育てるための環境がなかったかもしれない。課題を達成したくても、求める人や場所が今ここになければ、それをつぎはぎで埋める必要が出てくる。このあたりの支援が必要な場合もある。

その支援で課題を達成し、アイデンティティの獲得の課題に取り組むとしたら、自分自身の情報がなく、誰かに聞くこともできず、自分がどこで生まれたのかも定かでないという状況が生まれてくるかもしれない。自分自身を考える時にその情報や思い出がなければ、自分自身が空に浮いたような存在に感じられるのではないだろうか。つぎはぎの支援が課題達成を支えることにもなるが、やはりアイデンティティの獲得の発達課題を越えていくために、自分が何者が考える時には、ちゃんと自分の土台を知っていること（体感していること）はかなり重要なことなのである。ライフストーリーワークが必要なのはこのためでもある。そしてそのことを、誰かと共有する、つまり誰かに何かで表現してみると、こういうふうに思い込んでいたけど、この人はそう思わないんだとか、自分でそういうことをずっと思ってきたんだよな、などの考えや感じる事がその人の中で浮かんでくることで、課題達成のための土台が形作られていく。

エリクソンと「盗まれた世代」と社会的養護の子どもたちの似ている点に思いを馳せると、私たち、何かできないかと思っている人たちは、その目の前の人々が求めている、今必要としている課題達成のための、その人の必要としている土台を、その人の中で形にする手伝いをしていく、ということなのではないかと感じた。

考える機会を下さった増沢先生、一緒に考えてくださった岡村さん、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。（古屋理恵）

安全確保のための 出入国規制



2020年以降は、COVID-19の影響により、各国で出入国に必要な手続きやルールが採択され、それも情勢に合わせて変動した。日本においては、2022年10月より、それまで必要とされていた入国者受け入れの規制やルールが大幅に緩和されたが、11月の研修時は、まだ安全確保のための規制が実施されていた。事前研修で「インストールしておいてください」と説明があった日本への入国諸手続きに必要なアプリが、研修の直前に使用不可となり、私たちもオーストラリアに出発する前日と、オーストラリア滞在中に慌てて新たなアプリをインストールし、手続きをした。そのため、入国審査を終えるまでは、不安な気持ちでいっぱいであった。

その一方、安全を確保するための技術開発力や意識の高さを感じることもあった。それは、オーストラリアの出入国においても見られた。元々オーストラリアは、独自の自然や生態系を守るため、検疫が非常に厳しい。そのため、持ち物の規制や確認が厳しい。しかし、この厳しさが最終的には、私たちの安全につながっている。このように考えると、私たち1人1人が高い意識を持ち続ける必要性を強く感じる。まだまだ猛威を振るっているCOVID-19ではあるが、いつか「大変な時期ではあったけれど、乗り越えることができて良かった」と言える日々が来ることを心より願う。

(石本沙弓)



日本出国前の記念撮影



上空から見た日の出



視察先にて抗原検査中

COVID-19感染対策



世界中で今なお猛威を振るっているCOVID-19。私たちも万全の感染対策を講じて渡航研修に臨んだ。今回の視察先の機関でも、活動が対面からオンラインになったというところがいくつもあり、私たちと同じようにコロナ禍で活動の変更を余儀なくされながらも工夫して、あるいは状況を逆手にとって活動を展開してきたというお話をたくさんお聞きした。

COVID-19が世界的に流行し始めた初期の段階では、オーストラリアではかなり厳しい基準でロックダウンを行うという話を聞いたことがあった。今となつては現地ではマスクを着用している人は少ないと渡航前に聞いていたが、たしかにマスクをしている人にはあまり出会わなかった。視察先においても、子どもたちと接触する可能性のある施設ではマスクの着用を求められることもあったが、基本的にはマスクの着用は個人の判断に任せられることが多かった。

では、感染対策に対する意識が低いのかといえ、そうではないように感じた。視察先によっては研修団全員の抗原検査を求められることがあった。また、建物の至るところに手指消毒用のアルコールが配置され、使用するお手洗いのほとんどにハンドソープと手を拭くためのペーパータオルが設置されていた。これらがコロナ禍以前からあるものなのかコロナ禍以降に設置されたものなのかまでは定かではないが、マスク着用にはコロナ禍以前のマスクとの親和性も関係していると考えられ、「マスクをしない＝感染対策に全く無頓着」とは言えないと感じた。

(倉成祥子)

<特別企画>

アンドリュ・タネル氏(Andrew Turnell, Ph.D.) 講話 ～「サインズ・オブ・セーフティ(SofS)」

開発と実践のコンテクスト、進化と新たな展開～

受講日時：2022年12月2日 7:45-9:45 (パース)

8:45-10:45 (日本)

受講場所：各自自宅など(リモート研修)

講師：Andrew Tunell, Ph.D.

(敬称略) (Elia エグゼクティブディレクター、
イノベーションとIT 責任者)

タネル氏は西オーストラリア州パースから
オンラインで参加



サインズ・オブ・セーフティ (SofS) の開発者である、アンドリュ・タネル氏から、SofS 開発の背景とその後の進化、そして今後の展開についての話聞いた。

SofS 開発後の進化については、タネル氏と長年、議論を交し、互いに切磋琢磨してきたアイリーン・ムンロー氏 (Prof. Munro Eileen, ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス社会政策学部社会政策名誉教授) の著作「Effective Child Protection」(第3版 2020年・第2版 2008年・初版 2002年, Sage) の3冊に網羅されているとして紹介があった。特に第3版は、SofS がイギリスでどの域まで到達しているか、その進化の結果を示していると評価されていた。第3版については、研修の特別講師である増沢高先生が監訳した邦訳版「子ども虐待 保護から早期支援への転換—児童家庭ソーシャルワーカーの質的向上をめざして」(2021年, 明石書店) が出版されている。タネル氏からは、監訳者である増沢先生へ深い謝辞が述べられた。



タネル氏は、「Risk Intelligence in child protection leadership (児童保護のリーダーシップに関わるリスクインテリジェンス)」、「Organisation and practice (組織と実践)」というテーマで論文を作成中である。

1. SofS の考え方

(1) 文化やコンテクストのなかで家族をとらえる

世界各国、社会構造や法律などの制度、環境は異なるが、日本の東京であれ、カナダのトロントであれ、オーストラリアのタナミ砂漠であれ、「家族」は「家族」であり、大きな違いはない。しかし、人々の意識や文化は違う。例えば欧米においては、何か間違ったことをしたら誤りを認めなくてはいけないという意識がある。オーストラリアの北部準州(ノーザンテリトリー)にあるタナミ砂漠では、誤りを認めてしまうことで、自分だけではなく親も先祖も子どもたちも自分に関係のある全ての人たちの恥となるという意識がある。日本においても「恥の文化」があると聞いている。スージー・エセックス氏との共著に、「Working with “Denied” Child Abuse」(2006年, Open University Press) (邦訳「児童虐待を認めない親への対応」(2008年, 明石書店))があり、日本で注目を浴びた。これは、児童虐待があった、またその疑いがあるが、親がそれを認めない家族に対する支援についての本だが、日本の恥の文化というコンテクスト(文脈、背景)のなかで、関心を集めたのだろうと考えている。

(2) 誰かが児童虐待を認めなければ安全は守れない?

児童虐待防止のための対策には、文化の違いからその対応を難しくする要素が存在する。

フロイト以降の欧米の心理学と精神医学では、誰かが出来事の原因であることを認めない限り、変化を起こすことができないと考える傾向にある。例えば赤ちゃんの怪我が発見された際に、誰かが怪我をさせたと認めない限り、安全な状況を創り出せないということである。

これに対してスージー・エセックス氏と私は「NO」と言っている。家族に対して、「医師がこれらは偶然のケガではないと言っている」と怪我の説明ができ、家族がそれを理解することができれば、加害者の特定をしなくても、子どもの安全を守ることができる。

家族や親戚、医師なども含めた関係者などに対して、これまでは子どもが怪我をすることがあったかもしれないが、将来は怪我をしてはならない、そうならない状況を作っていくために、我々と協力をしてくれないか、という対話を続ける。それが、SofSの本質的な考え方である。

2. 先住民の家族と子どもと SofS

(1) 先住民と白人との助け合いを目指した SofS

1988年、ステイブ・エドワーズ氏と SofS に関わる仕事を始めた。二人の白人のオーストラリア人として、一定のアプローチを作ることによって、白人のオーストラリア人の社会と先住民の子どもたちや家族がうまく協力できるような、助け合えるような社会にしたいと考えていた。

1988年当時、オーストラリア全体で家庭外ケアとなった子どものうち、先住民の子どもは、25～30%程度だった。しかし SofS についての本を初めて出版した1999年には35～36%、2022年には56%とその割合は増えている。現在、先住民の子どもたちが家庭外ケアの対象となる可能性は、先住民でない子どもたちの10倍である。状況はむしろ悪化している。

オーストラリアの制度自体に人種差別的側面があり、またかつての先住民の子どもと家族への植民地化政策がまだまだ影を落としており、SofS は、ステイブと私が望んだような影響を与えていない。しかし、SofS によって家庭外ケアの対象となる先住民の子どもが減少した州が1つある。北部準州である。

(2) SofS 運用で見えてきた州ごとの差

北部準州では、2017年から4年半で、家庭外ケアとなる先住民の子どもを12.5%減らすことができた。

そのほかの州について言えば、西オーストラリア州においては、ケアの対象となっている子どもの数の増減はなかった。

NSW 州では先住民の子どもが家庭外ケアとなる割合は増加しており、増加率も最悪となっている。

また、NSW 州、クイーンズランド州、南オーストラリア州の3州は、北部準州、タスマニア州、西オーストラリア州、ビクトリア州と比べて家庭外ケアとなる先住民の子どもが多く、ケアの期間も長い。

SofS が奏功した州とそうでない州があることから、問題の所在が SofS のモデル自体ではなく、どのようなコンテキスト（文脈や背景）で運用されているかにあることが分かった。

(3) なぜ北部準州ではうまくいったのか

北部準州で状況が改善した理由を調べると、8つのポイントが浮かび上がってきた。なかでも重要な3つのポイントを紹介する。

① 「リーダーが現場に出向いたこと」

組織運営やサービスの提供について決定権のある役職に就いている人物が、支援の現場である先住民のコミュニティや職場に出向いて一緒に時間を過ごし、ケアに携わる人や家族、子どもと実際に関わり、話をしながら、プログラムの改革を進めた。

② 「先住民のスタッフを増やしたこと」

単に先住民のスタッフを増やしただけでなく、リーダーシップを発揮できる役職に抜擢し、先住民スタッフの権限を強くするという実践的な取り組みを行った。

③ 「その子どものコミュニティの人に養育をしてもらうこと」

先住民の子どもたちに対して、白人による家庭外ケアをやめた。子どもが“帰属意識”を持つコミュニティの人、もしくは親戚、家族、大家族の誰かに養育してもらう体制にした。

北部準州の先住民の人々は、「SofS があったから状況を改善できた」と言うが、SofS はアプローチ手段に過ぎず、先住民のリーダーシップ、先住民の権限強化、白人によるケアをやめたことなどがなければ変化は生まれなかった。実際、何を実践したかのコンテキストが重要なポイントになる。

3. 児童虐待対応において大切な視点や活かせる知見

(1) 家族の背景や文脈、何を求めているかを知ることの重要性

繰り返しになるが、コンテキストが重要である。日本で SofS を導入する際も、日本の児童保護の現場で働く人や家族の経験や体験を大切に、日本のやり方で展開されることを望んでいる。実際、そのような広がり方をしていると感じている。日本のコンテキストで SofS の活用方法を伝える活動がされている菱川愛氏らの貢献は大きく、感謝している。

(2) 現場からのフィードバックこそ大切である

リーダーシップのあり方について前述したが、さらに言えば、現場から離れ、知識を持っていることだけが重要と考えるリーダーではだめである。それは児童福祉の権限をもっている人が、ケアの対象となっている人々のことをよく理解しないまま、権限を行使してしまっていることにほかならない。先住民や貧困の状態にあるケアを最も必要としているコミュニティと家族に敬意をもってかわり、状況を把握し、理解し、支援者とのかわりについて家族からフィードバックを得ることが大事である。

どんなに素晴らしいモデルやプログラム、政策や法律であっても、それがケアを必要としている家族、現場に必ずしもマッチしているとはいえない。また、決められたプロトコル通りに物事を進める、大変な状況になってから支援をする、ということではなく、こちらから働きかけることが大切だ。

(3) 日本から学ぶこと

国であれ、スポーツの分野であれ、ソニーやアップルなどの大企業であれ、ベストなリーダーというのは、現場に行き、実際にモノを作っている人たちや仕事をする人たちと話し合い、分かり合うことができる人だ。

児童保護は、モノを作る仕事より複雑で、リーダーが家族に関わっていることの重要性は、2010年から2011年にかけて提出された「Munro Review of Child Protection」でムンロー教授が指摘している通りである。イギリスでも家庭外ケアの対象児童数や児童保護に関する裁判が増加し、ソーシャルワーカーの不安は軽減されず退職者が増えている状況を考えてみると、日本もイギリスも、状況に大きな違いはなさそうである。ただ日本は、TQM (Total Quality Management) や TQC (Total Quality Control) の分野でリーダー的存在である。例えば自動車会社であれば、トップレベルのリーダーが、車を作る人と実際に関わり、トップからボトムまでがチームとなって品質管理に取り組む。TQM や TQC の考え方から得られる知見も多くあるはずである。

(4) 都市化が子どもと家族に与える影響

先住民の人たちと一言で言っても居住場所や生活の仕方は様々である。砂漠という孤立した環境に住み、1,000年前と変わらないような伝統的な生活をしている人たちがいる一方で、多くの先住民は、都市に移り住み、欧米型社会の一員となっているため、先住民の文化は失われてしまっている。また都市部の先住民には、ホームレス、アルコール中毒、メンタルヘルスの問題がある、暴力の被害、そして貧困などの課題を抱えている場合も多い。都市化によってケアが必要な人々の増加や、生活状況の悪化がみられる。人々が本来持っている力を持って、課題が重篤化し、いろいろなモデルを使っても改善が図れない。児童虐待の問題の解決には、実は、住む家、清潔な水、教育、健康という基本的な問題に対処していくことが求められているように考える。

期であっても、身の回りの世話や教育を受けたというだけでなく、心や魂がつながり、自分自身のルーツであったという認識が生まれるように育てていくことが大切だと考えている。

*ピロッキングには「自分の居場所」、「安心できる場所」、「一体感を感じられる場所」、「ふるさと」、「ルーツ」、「生きてきた証」という意味合いが含まれている

(2) 新たなケースマネジメントシステム

「サインズ・オブ・ピロッキング」のような実践的なアプローチのほかに、それに関わる品質管理やリーダーシップに何が求められているのかについては、イギリスやアイルランドのITディベロッパーと、ケースマネジメントシステムにまとめるということに取り組んでいる。

5. 所感 / 考察

講話の中でタネル氏は「リーダーが現場に出ていく必要がある」ことを幾度となく強調されていた。「現場に出る」と一口に言ってもその理解の仕方は様々である。現場に行きマンパワーを補うと理解する人もいれば、現場の職員の管理をする必要があると理解する人もいるだろう。タネル氏が言いたかったことは「現場に行き、当事者の考えを聞く」ということである。日常の中で子どもや家族とかわる中で、こちらが「良かれ」と思ってやったことが「良かれ」ではなく、「余計なお世話」になったり、意図とは異なる行動と理解されたりすることがある。最悪の場合、関係性がこじれ、二度と話ができない状況になることさえある。それは、支援者の当たり前と当事者の当たり前が異なり、経験や考えの差が大きくあるからだろう。そしてこれは、オーストラリアという先住民の文化と白人の文化の差であり、お互いがお互いのことを理解しあう必要があるということだと思う。今回の講話では、サインズ・オブ・セーフティの本質的な考え方や有効性だけでなく、サインズ・オブ・セーフティの枠を超えて当事者とどのような関係性を作るべきかを教えていただいた。(吉村宣彦)

4. SofS の新たな局面

(1) サインズ・オブ・ピロッキングへ

日本の方には初めてお話しするが、約10年前から、「サインズ・オブ・ピロッキング (帰属意識のサイン)」というロジックに取り組んでいる。これは、家庭外ケアの対象となっている子どもが、ケアの環境で、自分のルーツや文化、コミュニティ、家族や親戚などに対するつながりを感じ、その belonging (帰属意識)*を深められることを目標とする。

家庭外ケアとなること自体が子どもにダメージをもたらすという調査結果が出ている。そのダメージというのは、家庭外ケアの環境の中で孤立意識を持ってしまい、孤立感や孤独感を持ったまま次の環境に移ってしまうことである。

家庭外ケアが1ヵ月の短期であっても10年の長

講話の中で紹介された書籍・資料

- ・ Andrew Turnell (著), Steve Edwards (著) Signs of Safety: A Solution and Safety Oriented Approach to Child Protection W W Norton & Co Inc 1999 年
- ・ アンドリュ・ターネル (著), スティーブ・エドワーズ (著), 白木 孝二 (翻訳), 井上 薫 (翻訳), 井上 直美 (翻訳) 安全のサインを求めて—子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ 金剛出版 2004 年
- ・ Andrew Turnell (著), Suzanne Essex (著) Working With Denied Child Abuse: The Resolutions Approach Open Univ Pr 第 1 版 2006 年
- ・ アンドリュ・ターネル (著), スージー・エセックス (著), 井上 薫 (監修), 井上 直美 (監修), 板倉 賛事 (翻訳) 児童虐待を認めない親への対応 明石書店 2008 年
- ・ 菱川愛 (著, 編集), 渡邊直 (著, 編集), 鈴木浩之 (著, 編集) 子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド—子どもの安全 (セーフティ) を家族とつくる道すじ 明石書店 2017 年
- ・ Eileen Munro Effective Child Protection (English Edition) Sage (第 3 版 2020 年・第 2 版 2008 年・初版 2002 年, Sage)
- ・ アイリーン・ムンロー (著), 増沢高 (監修, 翻訳), 小川 紫保子 (翻訳) 子ども虐待 保護から早期支援への転換—児童家庭ソーシャルワーカーの質的向上をめざして 明石書店 2021 年

サインズ・オブ・セーフティ (SofS) について

本邦でも取り入れられているサインズ・オブ・セーフティの創始者の1人であるアンドリュ・タネル氏に直接お話を伺う機会を得た。そのお話の中では、1つのアプローチ方法にとらわれることなく本質を捉えて利用すること、利用する際の環境や状況こそが大事であるご教授いただいた。この項ではサインズ・オブ・セーフティの概要についてご紹介したい。

1. 概要

1990年代、西オーストラリアにおいて、アンドリュ・タネル、スティーブ・エドワーズ並びに児童虐待相談の実務者によって共同開発された支援体系である。子どもと虐待をしている当事者、そして支援者が協働して安全な生活環境を模索し、虐待の再発を防止することを目的としている。

(1) 設立背景

虐待をしている当事者（以下、当事者とする）に対して、「虐待をしたのか、していないのか」という原因追求型の対応がなされることが多い。しかし、それによって当事者と支援者との間に対立関係が生じ、子どもの危険性が高まることも少なくない。SofSでは、「次に起こらないようにすること」を目指して、虐待対応の現場や当事者の「うまくいったこと」に焦点を当てることで支援体制を構築する。SofSは世界各地で使われ、児童虐待の対応方法の施策として採用する国もある。

(2) サインズ・オブ・セーフティの目標

SofSの「セーフティ」は「家族とソーシャルネットワークの人たちのストレングスが子どもを守るという形で示され、それが一定期間続くことが示された状態」として定義されている。SofSでは、この状態を実現することを目標とし、この目標を当事者やその周囲の人々と支援者が共有し、対話を続けていくことが求められる。

(3) 基本的な考え方

- ①当事者の意見・考え・家族の持っている強み、資源に焦点を当てること
- ②当事者と支援者が協働すること
- ③当事者自身の親族、知人などのネットワークによって安全を構築すること
- ④当事者が主体となってプランを作成し、実施すること

2. アプローチ方法

「何を」「どうやる」を明確にする。実践では「何を」という枠組みを明確にし、「どうやる」というプロセスを決めて推進する。

(1) 何を

相談が来た時点では限られた情報しかなくとも、以下の4つの枠組みを作ることから始める。また、情報は常に変化するため、その都度、再構成を検討することが求められる。

①ハーム・ステイトメント (Harm Statement)

「子どもに対してどのような危害が加えられたのか」を文章にする。危害につながる行為の程度や頻度、影響について具体的に整理する。

②デンジャー・ステイトメント (Danger Statement)

「今後、今の状況が何も変わらない場合、どのような危害が起こりそうか」を文章にする。これは、相談機関が関与した理由であり、SofSアプローチの出発点となる。また、これはアセスメントにもなり、状況を変えるためにどうするかを考える基礎となる。

③セーフティ・ゴール (Safety Goal)

「どこにセーフティが築かれれば子どもが安全か」についての支援者の考えを文章にする。子どもへの危害が及ぶ手前でどんなことがあれば防げるかをイメージする。これは、何をもちて終結とするかの目安となる。

④セーフティ・スケール (Safety Scale)

セーフティ・スケールは2種類ある。1つは子どもたちの安全度を数値化するもの、もう1つは、「今」がスタートからゴールまでの過程のどこにいるのかを測るものである。

(2) どうやる

上記4つの枠組みは、SofS マッピングをすることで暫定的に決めていくことができる。SofS マッピングは、「うまくいっていること」「うまくいっていないこと」「夢・希望(家族がこれからどうなっていきたいか)」の3つの欄(カラム)で構成されている。家族と子どもたちの話を、このカラムに落とし込む。その内容をもとに、今わかっている危険なこと<ハーム・ステイトメント>から、この危険が続くと今後予測できる起こりうる状況<デンジャー・ステイトメント>をアセスメントし、どのようになれば安全なのか、具体的な状況<セーフティ・ゴール>を支援者が暫定的に決定する。そして、その情報が詰まったマッピング内に安全であるかどうかを数値化するための<セーフティ・スケール(1~10)>を家族・子ども・セーフティネットの人々・支援者が記入する。この数値をもとに、誰が何をすること(セーフティ・プラン)で、より<セーフティ・ゴール>に近づいていけるのかを考えていく。

これらの取り組みに重要な、12の要素を下記に記す。

1. 援助者がデンジャー・ステイトメントとセーフティ・ゴールを書く
2. 子どもたちに直接かかわる子育ての部分で建設的なところを漏れなく挙げる
3. セーフティが続くための外せないステップ(ボトムライン)を明確にする
4. 相談機関としての時間的な枠組み、終結までの道筋を組み立てる
5. 家族のために見通しを明確にする
6. 家族と一緒に、情報提供された上で納得しているネットワークを作る
7. 子どもたち(と、他の人皆)に説明をする
8. (大人たちの)セーフティ・プランを親とセーフティ・ネットワークで作っていく
9. 相談機関とセーフティ・ネットワークによるモニタリング
10. 子どもたちに入ってきてもらう
11. “否認”という課題に対処する
12. 子どもたち中心のセーフティ・プラン完成版を作り上げる

©2012 Resolutions Consultancy www.signsofsafety.net

引用：菱川愛(著、編集)、渡邊直(著、編集)、鈴木浩之(著、編集)子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド——子どもの安全(セーフティ)を家族とつくる道すじ 明石書店 2017年、P26-27.

また、虐待再発防止に重要な点は3つあるとされている。

- ①子どもへの危害が秘密でないこと
- ②セーフティ・ネットワークを構成する人の数が多いこと
- ③当事者が主体的にセーフティ・プランを作ること

この3つを守るために、SofSが機能するようにしていく。

困難なケースに巡り合い、できないことをクローズアップしてしまうと「この家族が変わることは無理ではないか」との結論になってしまいがちである。しかし、SofSを使い、家族と子どもが意見や思いを尊重されながら主体的にプランを作成し、支援者は家族が持つ「夢・希望」のために動いていくことが、その家族が変化していくことを助けていく。(吉村宣彦)

参考資料

- ・菱川愛 渡邊直 鈴木浩之編著 子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド 子どもの安全を家族とつくる道すじ 明石書店 2017年
- ・鈴木浩之 サインズオブセーフティアプローチによる子どもの安全づくりのための保護者との協働 世界の児童と母性 87号 12-17 2020年

旅の 思い出

紫色のきれいな花

10時間のフライトの後、日本では見ないトレーラー付きのバスに乗ってホテルに向かう。添乗員のマサさんの心地よい案内を聞いていると疲れもあるのかウトウトすることもあった。そんな中、ふと目を開けた時に紫色のきれいな花をつけた木が目にとまる。ずっと目が覚め、見とれてしまった。その後、ホテルに向かう途中、何度もその木を見ることができた。マサさんの案内では、その木は「ジャカランダ」と言い、日本でいう「桜」のような存在だという。毎年咲くわけではなく、雨量などの問題で咲かない年もあるとのことだった。私たちは運がいいらしい。こんなにきれいに咲くのは何年振りかになるという。しかも、この数日

で満開に向かい、徐々に散っていくという。まるで、私たちがオーストラリアに来るのを待っていたかのように咲いてくれ、そして、別れを惜しむように散っていくようだった。

研修中、ずっとこのジャカランダとともに過ごすことができた。研修に向かう途中、毎朝のランニングの最中、団員みんなで食事に行くとき…。ずっと傍らにいてくれては、無意識に私たちの心を満たしてくれていたと思う。最終日、全会一致でこの「ジャカランダ」を団名にしたいということになった。今後、ジャカランダと聞くとあの素敵な時間を思い出さう。（吉村宣彦）



日本では見ないバス



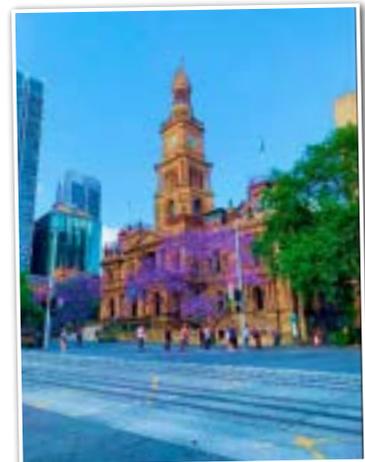
ジャカランダ



一つ一つの花



ジャカランダの並木道



シドニーの街並みとジャカランダ

旅の 思い出

毎朝のランニング

「明日の朝はどうします？」オーストラリアに滞在している期間、増沢先生と僕たち（吉村・有馬）は、毎日このやりとりをした。答えはこうだ。「じゃあ6時に玄関ね」。

我々福祉職にとってフィールドワークは大切だ。研修の時間ももちろん勉強になる。一方で、街中に出ることで学べることもある。

人々の表情や流行り、文化などは実際に街に出てみないとわからない。研修で学んだことが街に出ることで深みが出るのではないかという期待を胸にランニングシューズを荷物に詰めた。というのは建前で、本音はせっかくオーストラリアに来たのだからシドニーの街を走りたいという気持ちのほうが大きかった。

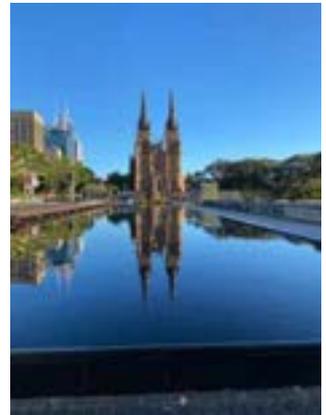
夜が明けるころに走り出す。ひんやりと心地よい風の中、3人で走っている時間は何とも形容しがたい素敵な時間だ。目標を決め、テンポよく走り、観光もできた。何より、目標に達するまでにたくさんの発見がある。目標を達成し、帰るころにはちょうど朝日が昇り、じりじりとした日差しが顔に刺さる。この間のちょっとした思い出を皆さんと共有したいと思う。少しだけお付き合いいただけたら。

1日目、まず目指したのはオペラハウス。オペラハウスまで行くことが目標だ。前日、空港からホテルまでの移動の間に連れていってもらったものの、やはりその近辺を散策したい思いは3人とも一緒だった。ホテルを出てまっすぐ港に向かって走るだけ。それだけでも昨日とは全く違った街に見えてくる。点と点だった場所が、走るとどんどんつながっていく。「こんな風につながっていたんだ」と感動しながら走る体験はワクワクして仕方がなかった。オペラハウスとザ・ロックスはサーキュラーキーと呼ばれる港を挟んで向かい合って位置していた。何も決まっていない旅のような時間を3人でともに体験できたことは大切な宝物になった。

2日目、この日は貴重なゲスト岡村さんも一緒にダーリングハーバーを目標にした。ホテルを出ると昨日より少し肌寒い。5日間毎日走ったが、寒いままだったのはこの日だけだった。ダーリングハーバーは宿泊先であるメトロホテルからも歩いて15分くらいで行ける距離で、湾内をぐるっと回り、海洋博物館の脇を上がって、ピルモントブリッジを渡ってホテルに戻った。ホテルに戻る途中、教会の脇に見事なまでに咲いているジャカラダの樹に足を止めた。日本で見たことのない樹だったこともあり、ジャカラダは今回の研修メンバーにとって大切な思い出の1つとなっている。

3日目、ホテル近くから海岸まで続くハイパークを抜けていくコースを計画した。はじめは、海が見える前に帰ろうとしていた。が、走っていると楽しくなって、結局、オペラハウスの見える岸まで走ってしまった。帰りは時間との競争でペースが上がったものの、教会堂が水面に反射する写真スポットを見つけてみとれてしまい、ホテルについたのはぎりぎりになってしまった。

4日目、この日は5日間の中で最も時間がない日だった。前夜、心理についての議論に盛り上がり寝不足気味になってしまった。が、楽しさを置いておくことはできず、せめて歩いて散歩しようということになった。部屋でゆっく



り待っていると、集合時間より 15 分も早く、増沢先生が元気よく迎えに来てくださった。増沢先生の体力はすごい。最終日に、オペラハウスと並んでシドニーのランドマークともいえるハーバーブリッジを走りたいと考えていたため、この日は橋を渡るための入口を探すことを目標にした。案の定、入り口を見つけるのに大苦戦し、半ばあきらめかけていたが、走りながらチラッと見えた案内が目にとまった。階段を上がるとハーバーブリッジに行けることがわかり、3 人で大喜びした。帰りは「よく見つかったな」と言いながら、乗り慣れた路面電車でサーキュラーキーから乗り込んでホテルへと帰った。

5 日目、この日はハーバーブリッジを抜け、対岸の街まで走ることにした。目標は橋を渡ること。前日に橋のたもとをサーチ済みだったため、すぐに到着した。やはりテンションが上がる。橋に登る階段を上り、橋を渡っていると早朝のシドニーの素晴らしい表情に出会うことができた。対岸につき、一息ついていると増沢先生から「こっち側も少し走ろうか」との提案がある。待っていましたとばかりに「いきましょー！」と返事する 2 人。この選択はとてもよかった。シドニー側とはまた違う風景の住宅街の中を走る。ジャスミンのいい香りの中、磯の香りが混じってくる。道なりに走っているとこれまでにみたこともないジャカラングの並木道（マクドゥーガル・ストリート）に出会う。「すごいね。満開だね」。3 人で顔を見合わせながら思い思いに写真を撮る。隣には港のある公園（ミルソン・パーク）がある。朝日が心地よく 3 人を照らし、日本ではなかなか味わえない時間を共有した。帰り際、この素敵な時間が去っていくのを寂しく思いながら、走ってきたハーバーブリッジを戻ると、日が昇り、行きとは違うハーバーブリッジを間近に見ることができた。

冒険をするようなワクワクする時間は海外に行った時の最大の魅力だろう。そして、このランニングの体験はとてもたくさんの学びにつながった。オーストラリアの多くの側面に触れることができたし、日本との違いに気づくことができた。何より、同じ体験を共有できたことの幸福感は忘れられない。日々、子どもと向き合っていく上での大きなヒントに気づかせていただいたことに心から感謝したい。

（有馬光彦、吉村宣彦）



感謝

視察を支えて くださった方々

第 47 回資生堂児童福祉海外研修はたくさんの方々を支えられて、渡航研修、リモート研修の全行程を無事に終えることができました。

橋本団長、今回の視察において、いつもの確な着眼点を示していただいたおかげで、限られた視察時間の中で学ぶべきポイントを絞って講義を聞くことができ、日本の児童福祉にどのように生かしていけるのかを考えるための指標とすることができました。また、団長の児童福祉に対する熱い思いと柔軟な発想、フットワークの軽さには、ただただ感服です。シドニー滞在中に日本の味が恋しくなり、宿泊先近くにあるラーメンチェーン店「一風堂」で 2 度お食事されたとのこと。週末よりも平日

の方がラーメン 1 杯の代金が安かったというお話からオーストラリアの労働者の権利についてまで思い至る洞察力にも、団長のお人柄と飽くなき探求心が象徴されているなあと感じました。

特別講師の増沢先生、視察前にオーストラリアの児童福祉の現状についてご教授いただいたり、視察で理解が難しかった点について分かりやすく解説していただいたりし、時には優しく時には厳しく私たちを導いてくださいました。また、視察以外の時間でも、児童福祉やオーストラリアの文化に絡めたお話をしていただいたり、私たちの興味や関心のある分野のお話を熱心に聞いてくださったりと、研修団の雰囲気をご大いに盛り上げてくださいました。先生に「社会的養護の要素がたくさん詰まっている漫画」としてご紹介いただいた『あしたのジョー』、帰国後に読み始めました。身近なものも題材として捉える先生の視点を、私も見習おうと思います。



研修最終日、小林さんと神代さん（2 列目・橋本団長と増沢先生の間のお 2 人）と

私たちの耳となり、口となって、渡航研修からリモート研修まで講師の方々との橋渡しをしてくださった通訳の神代典子さん。講師の方々の熱弁を細かいニュアンスまで丁寧にお伝えいただきました。またシドニーでの生活が長いとのことで、現地の文化についてもたくさんご教授いただきました。ご自身がシドニーで経験されてきた子育てや、通訳のお仕事をなさっているからこそその経験などは「オーストラリア」という国を理解するうえでたいへん参考になりました。



ガイドを務めてくださった田中マサさん

シドニー在住で児童福祉に長年携わってこられた小林美穂さん。視察の最終日にお時間をいただき、オーストラリアの児童福祉が辿ってきた歴史や現状、課題について、たっぷりとお話しいただきました。短い時間ではありましたが、小林さんから様々なお話をお聞きしたことで、今回の視察先各所で学んできた内容が頭の中でつながり、整理することができました。現在はアーリーラーニングセンターで代理センター長の仕事に就かれているとのことで、様々な背景をもつ子どもたちのかかわりや支援の現場で直面する問題についてもお話しいただき、日本とオーストラリアでは文化的な背景は随分異なる中でも、本質的に抱える問題は共通しているように感じました。

渡航初日、ガイドを務めてくださった田中マサさん。翌日からの視察に向け、シドニー



出発前に出国と入国の手続きの説明をする四十栄さん

の土地柄や生活文化についてご紹介いただきました。オーストラリアからの出国の際にも、不慣れな私たちを丁寧にサポートしてくださいました。

渡航研修からリモート研修までを通して私たちの食やスケジュール管理、入国手続きなど全ての面でサポートして下さった東武トップツアーズのスーパー添乗員、四十栄麻美さん。オーストラリアへの入国審査、日本帰国時の入国審査の際、事細かにサポートいただき、スムーズに入国することができました。また、タイトな視察スケジュールの中でも昼食休憩の時間をしっかりと確保していただいたおかげで、オンとオフを切り替えながら集中して講義に臨むことができました。四十栄さんが即興で見つけて下さった飲食店、どこもととてもおいしかったです。常に私たちの健康を気遣っていただき、予期せぬ事態にも臨機応変にご対応いただいたおかげで、安心して視察を行うことができました。

資生堂子ども財団の白岩事務局長、視察先では流ちょうな英語で私たちをご紹介いただき、海外に不慣れで不安な団員を言語面からサポートいただきました。団員一人ひとりのことも気遣ってくださり、この視察団を温かく見守っていただきました。

事務局の田中さん、研修の準備段階から、たくさん頼ってしまいました。どんなに些細なことでも気さくに相談にのっていただき、心強かったです。

お世話になった皆様、誠にありがとうございました。今回の学びを糧に、各々の現場で活躍できるよう、団員一同一層精進してまいります。
(倉成祥子)



訪問国の概要

オーストラリア連邦

(Commonwealth of Australia)



オーストラリアは、オセアニアに位置し、インド洋と太平洋に挟まれた国で、オーストラリア大陸とタスマニア島を含む多くの島からなる国である。近隣には、インドネシア、東ティモール、パプアニューギニアがある。国土面積はアラスカを除くアメリカとほぼ同じ769万平米キロ（日本の約20倍）で、世界で6番目に大きい。気候は変化に富み、北部の熱帯雨林と熱帯、沿岸の亜熱帯性、南部の温帯性、内陸の砂漠性と多様な気候帯がある。国民の85%は気候が温暖な沿岸地域の都市に住んでいる。首都はキャンベラである。



人口は2,598万人(2022年6月30日現在, オーストラリア統計局)で日本の1/6程度で、そのうち約3%が先住民である*。その他、生まれた国、宗教、家で使われている言語などの情報については、122ページの表をご参照ください。

オーストラリア連邦の成立

(先史から植民地化やゴールドラッシュを経て現代までの歴史、また移民や児童福祉に係る歴史については第I章20ページをご参照ください)。

1901年、オーストラリア連邦が成立し、6つのイギリスの植民地の請願により、連邦が憲法を制定した。成立当初は6州2特別地域から構成されていた。1942年、ウエストミンスター法を受諾し、イギリス議会から独立した立法機能を取得した。1986年、オーストラリア法が制定され、司法上もイギリスから完全に独立した。

*2021年国勢調査では、先住民は総人口の3.2% (81.2万人) で、そのうち91.4%が大陸の先住民、4.2%がトレス海峡諸島民と回答している。なお「大陸の先住民とトレス海峡諸島民」の定義としては、1980年代、連邦政府「Department of Aboriginal Affairs」によって提示され、今も政府のいくつかの部局で使われるものがある。それは、「大陸の先住民および/またはトレス海峡諸島民の血を引き、大陸の先住民またはトレス海峡諸島民であることを自覚し、その人が住んでいる、または住んでいたコミュニティによって受け入れられていること」である。定義は非常に広範だが、特定のサービスやプログラムへの利用申請などによっては、限定されることがある。また各先住民コミュニティは、コミュニティメンバーを確認するための独自の手段を持つ。(The Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies)

1880年代から白人を優先する白豪主義（White Australia Policy）と呼ばれる移民政策を採っていたが、これは、1901年の移民制限法制定から1973年の移民法改正（人種や地域による移民への差別撤廃）まで、連邦法を根拠とする政策方針となっていた。なお、1973年の移民法改正は、第二次世界大戦後の経済回復・成長のための安価な労働者としての移民受け入れ促進という側面があったが、これによってオーストラリアの人口構成の多様化が進む。1975年に人種差別禁止法ができ、完全に多文化主義（multiculturalism）政策に転換した。1945年以来、750万人超の移民、93万人の難民が定住している。2021-22年、国外からの移住者は39.5万人であった。またこれとは別に、上限を13,750人と設定した難民などを受け入れる人道支援プログラムが行われた。

政治

立憲君主制による議会制民主主義を採用しており、英国のチャールズ三世国王（英国王兼オーストラリア王）を連邦と州の元首とする。連邦総督と州総督が王権を代行しているが、政治上の判断を任されることはない。オーストラリアにおいては、君主を持たない共和制への移行の是非が長く議論されている。1999年、国民投票を実施したが、現体制に対する支持が多数を占め、立憲君主制が継続されている。

政府は連邦と州（6つの州と準州及び特別地域があるが、州と記す）と地方自治体の三層構造となっている。国と州の関係は対等に近く、権限の範囲は憲法によって定められている。連邦の立法権限は、外交、防衛、移民政策、貨幣、通貨、社会保障等の事項に限定され、その他は、州の権限であるが、州法の規定が連邦法に矛盾した場合は連邦法が優先される。各州政府は連邦政府からの財政援助を受けるが、州で独自に税を設けることもでき、これらを財源として公共サービスを提供する。地方自治体は、カウンシルと呼ばれる地方議会からなり、各州の制定法により自治が与えられ、町や地方区域、都市の一定区域などの行政に責任を持つ。地域によって権限は異なるが、公立図書館の運営と管理、地域の道路と下水と給水の管理、ゴミ処理、公衆衛生、予防接種などがある。

議会は上院と下院の二院制である。2022年5月に実施された連邦議会総選挙では、労働党が勝利し、8年8ヵ月ぶりに保守連合から政権を交代し、アルバニー・ジョー労働党党首が首相に就任した。新内閣の閣僚は4割あまりが女性で、先住民担当大臣には先住民の女性、閣外の幼児教育・青少年担当大臣にはイスラム教徒の女性が就任するなど、多様性重視の方針が反映された。またアルバニー・ジョー首相は、2008年にラッド首相（当時）が先住民に対する過去の同化政策について謝罪をしてから15年目の節目となる2023年2月、先住民への格差是正策のため4億2,400万ドルを拠出すると発表した。また同年3月には、先住民の地位確立のための憲法改正案（①先住民をthe First Peoples of Australiaと認めると明記、②先住民の代表機関the Voice to Parliamentを創設、を2本柱とする）を発表した。改憲の是非を問う国民投票は、2023年後半に実施される予定である。

またオーストラリアでは、1924年から、連邦と州の選挙への投票が18歳以上の国民に義務付けられ、違反した場合は20ドルの罰金が科せられる。投票率は一貫して90%以上である。

経済

1991-92年度から28年間連続して経済成長を実現した。2018-19年度のGDPは1991-92年度の2倍以上であった。経済成長の理由には、人口増加による個人消費の増加が内需拡大をもたらしたとも分析されている（Franklin Templeton）。

2019-20年度のGDP産業別シェアは、第1次産業が2.0%、第2次産業が23.8%、第3次産業が74.2%であった。第3次産業である金融や公益事業、消費関連といった内需関連部門が、経済の中心となっている。第1次産業のシェアは低いですが、食料自給率は200%を超えている（オーストラリア統計局）。（日本は40%を切っている）。

経済格差

オーストラリアは、世界でも裕福な国の1つであるが、持つ者と持たざる者のギャップも大きい。オーストラリア社会サービス協議会（ACOSS）とニューサウスウェールズ大学（UNSW）が2017-18年の国民の所得と資産データを調べたところ、上位20%の富裕層が国の全資産の3分の2近く（64%）を保有する一方、所得が低いほうから60%の人々は5分の1以下（17%）しか保有していなかった。また所得上位20%の世帯の平均資産は325万ドルで、中間層20%の平均56万5000ドルの6倍、最低所得層20%の平均36,000ドルの90倍以上であった。上位5%の富裕層の平均資産は6,795,000ドルであった。

所得が低いほうから20%の人々には、ひとり親の39%、65歳以上の41%、非英語圏で生まれた人々の24%が含まれる。所得が最も高いほうから20%の人々には、現役世代の25%、子どものいないカップルの28%、シドニーやパース、首都特別地域、北部準州に住む人の25%あまりが含まれる。またACOSSとUNSWによれば、2003-04年から2015-16年の間に、資産の持ち主は若年層から高齢者層へとシフトしていった。35歳未満では持ち家を持つ者が減っているが、これは若年層がマイホームを購入することが難しくなっていることを反映している。

貧困

ACOSSとUNSWがまとめた「オーストラリアの貧困2022年報告書」によると、オーストラリアでは、等価可処分所得の中央値の半分である貧困線を下回る暮らしをしている人は330万人（人口の13.4%）おり、そのうち76万人（16.6%）が子どもであった。大人の8人に1人、子どもの6人に1人が貧困状態にある。

COVID-19のロックダウンにより、2020年3月期の貧困率は14.6%まで上がったが、所得支援金が増額され、2020年6月期には12%まで低下した。一方で子どもの貧困率は、2019年9月期16.2%だったものが2020年3月期は19%に上昇した。

家族形態の中では、ひとり親家庭の貧困率が最も高く35%であった。ひとり親家庭の子どもの貧困率は44%で、ふたり親家庭の子どもの貧困率（13%）の3倍以上であった。

貧困率は、賃貸住宅に住んでいるか、持ち家に住んでいるかでも傾向が異なるという。「オーストラリアの貧困2020年報告書」によると、貧困状態にある人の56%が賃貸住宅に暮らしていた。一方、貧困層のうち住宅ローンを抱えていない持ち家に暮らす人は17%に過ぎなかった。特に高齢者の貧困状態を決定する主な要因は住宅状況で、65歳以上の賃借人の41%が貧困状態にあった。

結婚と出産、子どもの数

・結婚について

第I章（19ページ）で触れられている通り、人口は1970年代から約2倍に増加している。一方で法的な婚姻件数は年々減少している。図1は、婚姻件数と婚姻率（人口1,000人あたりの婚姻件数の割合）の推移である。2018年以降のデータには、その前年に法制化された同性婚姻件数が含まれている。なお、2021年の国勢調査では7万8千組の同性カップルが生活を共にしており、その30%が婚姻関係にあった。子どもを育てているのは全同性カップルの17.3%であった。

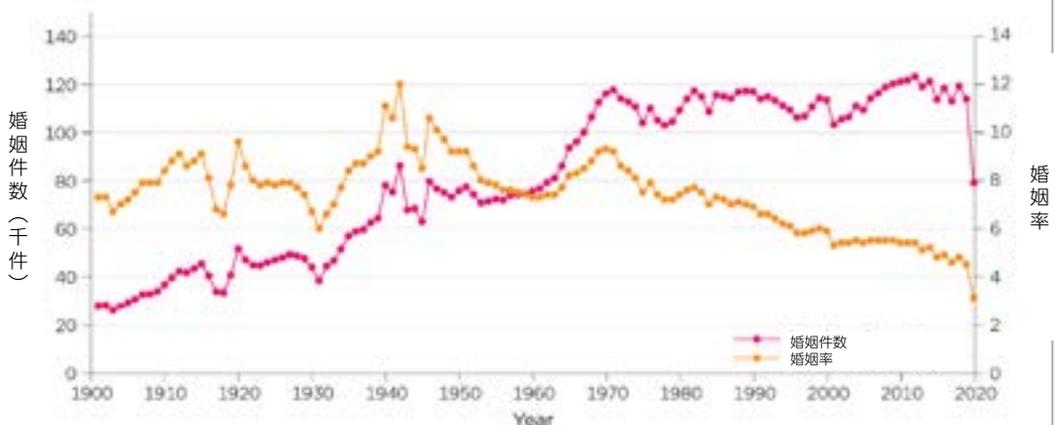


図1. オーストラリアの婚姻件数と婚姻率の推移（1901～2020年）

出典：Australian Institute of Family Studies. Marriages in Australia, 2022年

・出産

図2は、出生数と出生率の推移である。出生率は高いが、減少傾向にある。

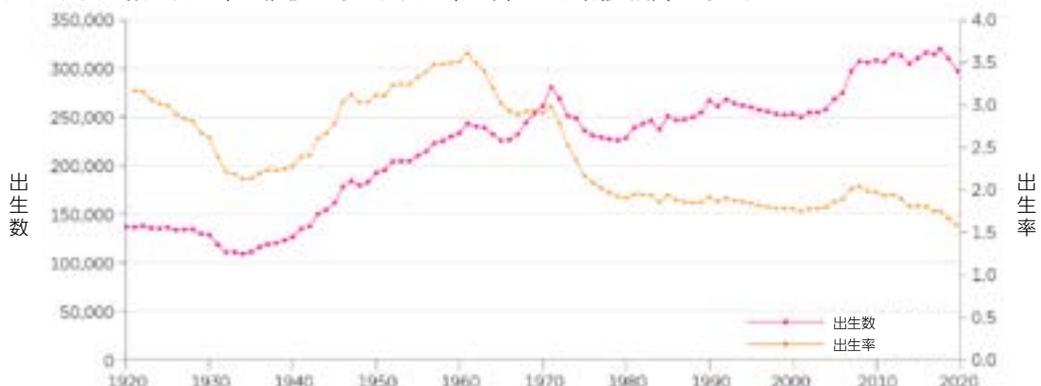


図2. 出生数と出生率の推移

出典：Australian Institute of Family Studies. Births

出産においては婚外の子どもの数が増えており、2008年以降は生まれた子どもの3～4割が婚外子となっている。婚外の子どもの出産証明書の申請には実の父親と母親の名前が記されていることが多く、約9割が父親に認知されている。1990年代と2000年代に行われた調査によれば、婚外の子どもの多くは婚姻せずに同居をしているカップルの子どもである。

・子どもの数

45～49歳の女性がそれまでに産んだ子どもの数についてのデータがある（図3）。オーストラリア家族研究所（Australian Institute of Family Studies）では、45～49歳の女性がこれまでに産んだ子どもの数の推移は、この年齢までにほとんどの女性が出産を終えていることから、別の視点から出生率の推移を知ることができる。次のように紹介している。1981年、45～49歳の女性では、4人以上の子どもを持つ女性が最も多かった。また3人以上の子どもを持つ女性は、2人以下の子どもを持つ女性、または子どもを持たない女性よりもかなり多かった。1996年になると、2人の子どもを持つ傾向が強くなり、その後安定した割合となっている。子どもが1人またはいない女性の割合は、一貫して増えている。

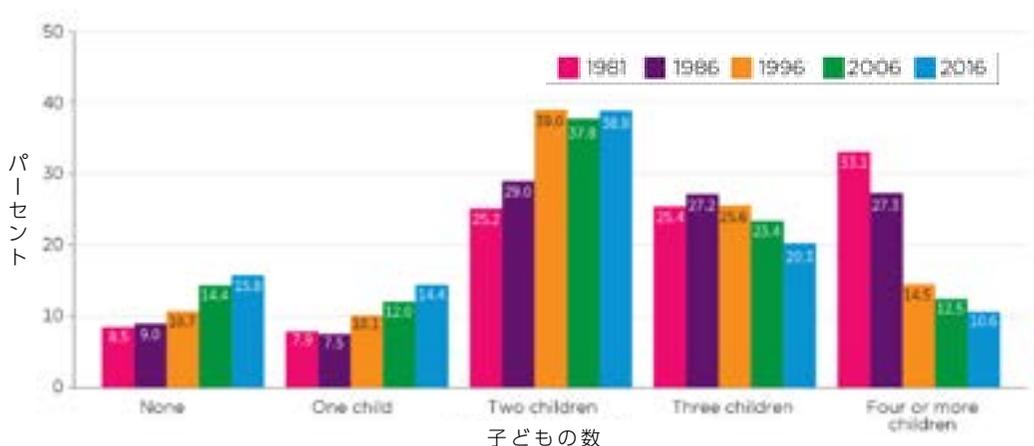


図3. 45～49歳の女性の子どもの数

出典：Australian Institute of Family Studies. Births in Australia. 2022年

その他、家族構成については、巻末の表をご参照ください。

ニューサウスウェールズ州（NSW州）シドニーについて



オーストラリア東南部に位置する州で、同国最初の英国入植地である。ニューサウスウェールズという名称は、キャプテン・クックによって命名された。面積は80万平方キロで日本の2倍以上ある。人口は809.5万人とオーストラリアで最も多い。経済規模も国内最大で、州内総生産が国のGDPに占める割合は30%である。

州都は国内最大都市のシドニーで人口523万人である（2021年）。シドニーはオセアニアを代表する国際的な観光都市であり、海に臨むオペラハウスなどが特に有名である。300km南西に特別区である首都キャンベラが存在するが、経済や文化の規模においてはシドニーの方が活発である。2000年に夏季オリンピック「シドニーオリンピック」が開催された。

オーストラリア、NSW 州、シドニーの概況

(全てオーストラリア統計局 2021 年国勢調査結果より)

<https://abs.gov.au/census/find-census-data/quickstats/2021/1GSYD>

●先住民 / 非先住民の数と割合

	オーストラリア		NSW 州		シドニー	
	人	%	人	%	人	%
先住民	812,728	3.2	278,043	3.4	90,939	1.7
非先住民	23,375,949	91.9	7,404,499	91.7	4,916,487	94
不明	1,234,112	4.9	389,616	4.8	223,727	4.3

●生まれた国

	オーストラリア		NSW 州		シドニー	
	人	%	人	%	人	%
オーストラリア	17,019,815	66.9	5,277,497	65.4	2,970,737	56.8
中国 (香港と台湾除く)	549,618	2.2	247,595	3.1	238,316	4.6
インド	673,352	2.6	208,962	2.6	187,810	3.6
イギリス	927,490	3.6	231,385	2.9	153,052	2.9
ベトナム	257,997	1.0	97,995	1.2	93,778	1.8
フィリピン	293,892	1.2	106,930	1.3	91,339	1.7
その他	-	22.5	-	23.5	-	28.6

●信仰する宗教

	オーストラリア		NSW 州		シドニー	
	人	%	人	%	人	%
無宗教	9,767,448	38.4	2,644,165	32.8	1,583,084	30.3
カトリック	5,075,907	20	1,807,730	22.4	1,210,979	23.1
英国国教会	2,496,273	9.8	960,305	11.9	478,777	9.2
イスラム	813,392	3.2	349,240	4.3	329,566	6.3
不明	1,751,052	6.9	548,340	6.8	326,469	6.2
その他	-	21.7	-	21.8	-	24.9

●家で使われている言語 (英語以外のトップ 5)

	オーストラリア		NSW 州		シドニー	
	人	%	人	%	人	%
標準中国語	685,274	2.7	270,685	3.4	259,429	5.0
アラブ語	367,159	1.4	227,243	2.8	219,483	4.2
広東語	295,281	1.2	148,943	1.8	144,538	2.8
ベトナム語	320,758	1.3	117,907	1.5	113,154	2.2
ヒンズー語	197,132	0.8	80,051	1.0	76,308	1.5
英語のみ使用	18,303,662	72	5,457,982	67.6	2,995,240	57.3

●15 歳未満人口の婚姻状況

	オーストラリア		NSW 州		シドニー	
	人	%	人	%	人	%
法的な婚姻関係にある	8,747,135	46.6	2,847,938	47.3	1,891,549	47.9
事実婚、その他※	2,168,351	11.5	637,050	10.6	381,634	9.7
結婚していない	7,863,327	41.9	2,532,544	42.1	1,674,575	42.4

※事実婚 (de facto) は関係証明登録をしている者で、その他は、パートナー、恋人、内縁などの関係を含む。なおオーストラリアでは結婚年齢は 18 歳以上だが、裁判所が認めた場合 18 歳未満も結婚できる (2 人とも 18 歳未満の場合は結婚できない)。

●家族構成

	オーストラリア		NSW 州		シドニー	
	家庭数	%	家庭数	%	家庭数	%
子どもがいないカップル	2,608,834	38.8	809,586	37.9	480,444	34.8
子どもがいるカップル	2,944,140	43.7	954,588	44.7	667,760	48.4
ひとり親家庭	1,068,268	15.9	337,729	15.8	208,478	15.1
その他	108,941	1.6	34,061	1.6	23,497	1.7

●ひとり親家庭の内訳の割合

	オーストラリア	NSW 州	シドニー
	%	%	%
父親世帯	19.6	19	18.1
母親世帯	80.4	81	81.9

(まとめ:田中)

参考資料

- ・ The Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies
<https://aiatsis.gov.au/explore/indigenous-australians-aboriginal-and-torres-strait-islander-people#:~:text=An%20accepted%20definition%20of%20an%20Indigenous%20Australian%20proposed,the%20community%20in%20which%20he%20or%20she%20lives.>
- ・ Cultural diversity: Census, 2021 | Australian Bureau of Statistics (abs.gov.au)
https://www.travelmonkey.jp/blog/australia/australia_travel_information/20876/
- ・ 外務省 オーストラリア基礎データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/data.html>
- ・ オーストラリア統計局 <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/regional-population/latest-release>
- ・ もっと知りたいオーストラリア <https://tell-me-about-australia.jp/>
- ・ オーストラリア政府観光局 オーストラリアの気候 <https://www.australia.com/ja-jp/facts-and-planning/weather-in-australia.html>
- ・ Aboriginal population in Australia - Creative Spirits
- ・ Welcome to Country | AIATSIS
- ・ Profile of Indigenous Australians - Australian Institute of Health and Welfare (aihw.gov.au)
- ・ Aboriginal population in Australia - Creative Spirits
- ・ JETRO 2022年07月27日記事 オーストラリアで人口増、移民が全人口の5割に
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/5b80a2dfcfb9f459.html>
- ・ オーストラリア統計局 Australian National Accounts: State Accounts 2021-22
<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/national-accounts/australian-national-accounts-state-accounts/latest-release>
- ・ オーストラリア統計局 Greater Sydney 2021 Census All persons QuickStats
<https://abs.gov.au/census/find-census-data/quickstats/2021/1GSYD>
- ・ オーストラリア準備銀行 Composition of the Australian Economy SNAPSHOT 2023
<https://www.rba.gov.au/education/resources/snapshots/economy-composition-snapshot/>
- ・ ACOSS Poverty and Inequality <https://povertyandinequality.acoss.org.au/poverty/>
- ・ Financial Review 2022年5月1日記事 'No one left behind': Albanese's plan for a 'better Australia'
<https://www.afr.com/politics/federal/no-one-left-behind-albanese-s-plan-for-a-better-australia-20220501-p5ahib>
- ・ 時事通信ニュース 2023年3月23日記事 先住民の地位明記問う 豪改憲案、今年後半に国民投票
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023032300357&g=int> (ウェブサイトは全て2023年3月25日閲覧)

第47回資生堂児童福祉海外研修団名簿（敬称略）

氏名		〒	勤務先住所	職掌	種別
団長	橋本 達昌	915-0853	福井県越前市行松町 26-2-2 児童家庭支援センター・児童養護施設・ 子育て支援センター陽 TEL:0778-43-5514	統括所長	児童家庭 支援 センター・ 児童養護 施設・ 子育て支援 センター
特別 講師	増沢 高	245-0062	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町 983 番地 子どもの虹情報研修センター TEL:045-871-8011	副センター長、 研究部長	研究・ 研修機関
団員	石本 沙弓	933-0961	富山県高岡市佐加野 1701 番地 高岡愛育園 TEL:0766-22-3122	児童指導員 個別対応職員	児童養護 施設
団員	倉成 祥子	652-0002	兵庫県神戸市兵庫区平野町天王谷奥東服山 270 神戸実業学院 TEL:078-521-5478	児童指導員	
団員	岡村 悠里	633-0253	奈良県宇陀市榛原萩原 1758 大和育成園 TEL:0745-82-0107	心理療法 担当職員	
団員	神保 千裕	245-0013	神奈川県横浜市泉区中田東 1-41-3 白百合ベビーホーム TEL:045-803-0398	保育士	乳児院
団員	杉山 亜佳音	196-0022	東京都昭島市中神町 1260 サンライズ万世 TEL:042-541-5986	心理療法 担当職員	母子生活 支援施設
団員	有馬 光彦	240-0066	神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町 18-1 横浜家庭学園 TEL:045-331-5884	園長代行	児童自立 支援施設
団員	吉村 宣彦	856-0023	長崎県大村市上諏訪町 1088-2 大村椿の森学園 TEL:0957-48-5678	統括主任 セラピスト	児童心理 治療施設
団員	古屋 理恵	270-0011	千葉県松戸市根木内 145 児童家庭支援センターオーリーブ TEL:047-340-1151	心理職員	児童家庭 支援センター
事務局	白岩 哲明	104-0061	東京都中央区銀座 7-5-5 公益財団法人 資生堂子ども財団 TEL:070-3859-0263	常務理事兼 事務局長	
事務局	田中 恵子	104-0061	東京都中央区銀座 7-5-5 公益財団法人 資生堂子ども財団 TEL:090-1260-2543	事務局	

資生堂児童福祉海外研修の実績一覧

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第1回 (1972)	ヨーロッパ(含北欧)	養・保・児(5)	28	海外福祉事情視察
第2回 (1973)	アメリカ・カナダ	精・重・肢(29)	29	大学・病院及び付属研究所各種施設の視察
第3回 (1974)	ヨーロッパ(含北欧)	養(23)	22	ヨーロッパ6カ国での児童福祉事情視察
第4回 (1975)	ヨーロッパ(含北欧)	養・教(25)	22	ヨーロッパ5カ国での児童福祉事情視察
第5回 (1976)	アメリカ・メキシコ	乳・虚(25)	26	地域ぐるみの子育てと里親制度、アメリカ・メキシコの児童処遇
第6回 (1977)	アメリカ	養・母(26)	24	養護施設及び母親制度、母子福祉の視察研修
第7回 (1978)	ヨーロッパ	養・子どもの国 (25)	16	児童健全育成に関する民間施設活動
第8回 (1980)	アメリカ	養・母・乳(25)	15	児童処遇における施設と地域社会・児童の特性に応じた生活指導方法
第9回 (1981)	オーストラリア	養(18)	14	分散小舎制の運営、地域社会関係
第10回 (1982)	アメリカ・カナダ	養(18)	17	アメリカ・カナダの要養護児童に対する居住型施設の形態及び機能についての調査研究
第11回 (1984)	オーストラリア(含タスマニア)	養(15)	15	児童養護のネットワークづくり
第12回 (1985)	ヨーロッパ(3カ国)	養(15)	15	家庭の病理からくる情緒障がい児・家族への指導
第13回 (1986)	アメリカ	養(15)	15	施設養護と家庭養護
第14回 (1987)	アメリカ	養・教(17)	14	非行傾向を示す児童の処遇問題
第15回 (1988)	アメリカ	養・教(17)	15	非行傾向を示す児童の処遇問題 ～ファミリープログラムを含めて～
第16回 (1989)	オーストラリア	養・教・情・母・ 精(17)	15	児童福祉施設と地域社会とのかかわり方について
第17回 (1990)	オーストラリア	養・教・情・母・ 精(17)	15	地域社会での児童福祉のあり方を探る

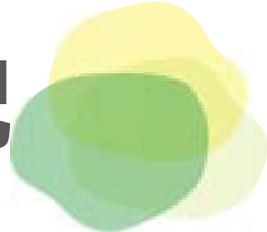
開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第18回 (1991)	ヨーロッパ	養・教・情・母・ 精 (23)	15	児童の権利と児童養護活動
第19回 (1992)	ヨーロッパ	養・教・情・母・ 精 (25)	15	児童の権利と家庭機能支援活動を探る
第20回 (1993)	アメリカ・カナダ	養・教・情・母・ 乳・精・肢 (25)	15	家庭と子どもの権利を考える
第21回 (1994)	アメリカ	養・教・情・母・ 肢 (13)	15	子どもの権利と家庭への支援について
第22回 (1995)	ヨーロッパ(含北欧)	養・教・情・母・ 乳 (12)	14	児童の最善の利益について
第23回 (1996)	オーストラリア・ニュー ジーランド	養・教・情・母・ 乳 (17)	11	日本の児童福祉施設の将来のあり方を探る
第24回 (1997)	イギリス	養・教・情・母・ 乳 (14)	12	地域社会が求める福祉サービスのあり方
第25回 (1998)	アメリカ	養・自立・情・母・ 乳 (13)	14	アメリカの児童虐待の実態について
第26回 (1999)	カナダ	養・自立・情・母・ 乳 (15)	13	子どもの権利擁護と福祉と福祉サービス
第27回 (2000)	カナダ	養・母・児家・ 自援・情・知 (13)	14	自助、共助、公助による自立支援教育など
第28回 (2002)	アメリカ	養・母・自立・ 情 (13)	15	里親制度と被虐待児への対応
第29回 (2003)	オーストラリア・ニュー ジーランド	養・乳・自立・ 情 (15)	14	地域社会を巻き込んだ家族支援
第30回 (2004)	カナダ	養・母・乳・自立・ 情・自援・里親 (19)	15	家族の重要性を重視し、コミュニティをベースにしたより柔軟なサービス
第31回 (2005)	カナダ	養・乳・自立・情・ 児家セン (14)	15	カナダ東部地区における児童虐待予防策の研修と児童福祉現場の実態研修
第32回 (2006)	アメリカ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン (15)	15	「愛着の絆～その結び方と修復について」及び虐待予防策「ヘルシースタートプログラム」の研修
第33回 (2007)	フランス・イギリス	養・母・乳・自 立・情・児家セン・ 自援 (14)	15	「フランス・イギリスにおける児童養護の考え方と被虐待児及びその保護者への対応について」
第34回 (2008)	ニュージーランド	養・母・乳・自 立・情・児家セン・ 里親 (15)	15	「ニュージーランドが推進する地域支援型被虐待児への対応について」

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第35回 (2009)	アメリカ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(15)	15	「アメリカで推進されている児童虐待防止活動及び虐待を受けた子どもたちの心の傷を癒す最新知識とその実践方法を学ぶ」
第36回 (2010)	アメリカ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	「トラウマの癒しの様々な治療形態と、それらの施設における応用」「愛着を深める家庭訪問事業を支える、ラップアラウンドプログラムの見学と研修」
第37回 (2011)	スウェーデン・ デンマーク	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	「北欧の子ども虐待対応及び、社会的養護のあり方を学び、日本の実状に照らし合わせ、将来の児童福祉の姿を探る」
第38回 (2012)	ドイツ・イギリス	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	「ドイツとイギリスの児童福祉と社会的養護の歴史と実情を学びながら、『今後の児童福祉施設の機能と特長』や『里親と施設とのパートナーシップ』を探り、日本のあるべき将来像について考える」
第39回 (2013)	フィンランド・オランダ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	二国の子どもと家族に対する予防的支援、児童福祉施策の展開と関連機関の現状と課題、多分野協働の実情を把握し、日本の児童福祉施設のあり方と子ども家庭支援の方向性を探る
第40回 (2014)	アメリカ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	15	米国の福祉施策の展開とともに、予防的支援や介入の現場で活用される最先端の知識を学び、地域の予防的拠点としての施設の役割も含め日本の児童福祉のあり方を振り返り、今後の方向性を探る
第41回 (2015)	カナダ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(11)	13	子どもの権利擁護の現状、児童福祉制度、子育て支援及び保育政策、虐待やメンタルヘルス対応、里親と養子縁組に係る制度政策を具体的施策に併せて学び、日本の施設における子どものケアや家族支援の質的向上、子どもと子育てをサポートするコミュニティづくりを進めるうえで果たすべき役割を考える
第42回 (2016)	カナダ	養・母・乳・自立・ 情・児家セン(12)	13	ブリティッシュコロンビア州の児童福祉の状況について、多角的、総合的に学ぶ。日本でも重視されるようになってきている周産期の予防支援に主眼をおき、「乳幼児対応」「虐待予防支援」「人材育成」を中心的テーマに据え、昨年のおントリオ州研修と今回の研修で得られた知見とを踏まえ、日本の現状と今後のあるべき方向性について検討を深める
第43回 (2017)	ルーマニア・ドイツ	養・母・乳・自立・ 児家セン(12)	13	ルーマニア：1989年以降の児童家庭福祉制度と施策の概況、子どもたちへの支援を学び、子どもの回復を支え、さらに一步踏み込んで次の世代へ負の連鎖を断ち切るため、日本の児童福祉現場に求められるビジョンと支援のあり方を考える ドイツ：児童家庭福祉制度・政策の理念と歴史の変遷、現状と課題、施策の具体的展開を学び、日本の次世代育成と児童家庭福祉政策を振り返り、社会的養護に関わる立場で果たすべき役割を考える
第44回 (2018)	イギリス	養・母・乳・自立・ 児心・児家セン (12)	13	イギリス児童福祉の制度・政策の概要および日本の政策への影響、システムの運用についての現状と課題、ケアの実際、児童福祉の歴史的背景と近年の傾向、子どもをとりまくイギリス社会の実情を学び、日本の児童福祉の促進と発展のためイギリスから学ぶべきは何かを見直し、これからの児童福祉のあり方を議論する

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第45回 (2019)	ポーランド・ベルギー	養・母・乳・自立・ 見心・児家セン (12)	16	「子どもの権利」を研修テーマの中心に据え、その 起点となるポーランドと、権利擁護の推進に力を入 れてきたベルギーの二つの国を視察し、子どもの 権利擁護の原点と展開、今後の展望について深く 学び、日本の子どもの権利擁護のこれからを考 える 研修のポイント:権利擁護、ベルギーの予防的支援、 ベルギーとポーランドの児童保護対応と社会的養護
第46回 (2021)	フランス	養・乳・見心 (8)	12 (研修 実施日)	<オンライン研修> フランスの子どもと家族をめぐる制度・政策とその 背景、現状と課題、施策の具体的展開を学び、日本 の次世代育成と児童家庭福祉のあり方を考える
第47回 (2022)	オーストラリア	養・母・乳・自立・ 見心・児家セン (8)	現地 研修 8 ・ オンラ イン 研修 1	研修のポイント ①家族を中心に据えた児童福祉施策とその実践 ②子どものために、家族、支援者、関連機関が協働 することを目的に開発された情報共有システム 「ChildStory」の現状と課題 ③予防および早期介入のための子どもと家族への支 援プログラムの実際 ④若者たちの声を政策と施策に生かす取り組み ⑤<特別企画>児童保護に画期的な方法論を提示し た家族の強みを強化する「サインズ・オブ・セー フティ」開発者による講義



編 集 後 記



オーストラリアで過ごした1週間は多くの刺激や情報を受け取る時間となり、帰国後の編集作業は受け取ったものを振り返り、議論と考察を深め、自分のものとしていく学びの時間となりました。目の前にいる子どもの、また支援者のストーリーや本当のニーズがどこにあるのかを専門的な視点で、そして人間的な誠実な視点で見ていくこと、それを子どもも含めたチームみんなで共有し、共に一歩ずつ歩んでいくこと、そんな当たり前のことを確実にできるよう体制を整えていくこと…1つ1つの大切さを改めて実感するとともに、今後の課題も見えてきました。このような貴重な研修の機会を与えてくださった資生堂子ども財団の皆様、支えてくださった全ての皆様に感謝致します。

(岡村悠里)

「子どもたちにより良い支援をするために、視野を広げられる突破口を得られれば」と思って参加したオーストラリア研修。風土や価値観の違いに触れつつも、児童福祉の本質に改めて思いをはせることのできる時間となりました。個人的には特に、オーストラリアにおける子どもの安全についての考え方や、家庭への支援のあり方が印象的でした。報告書作成、編集作業を通して、研修の内容を振り返り、丁寧に整理することができ、学びがより深まりました。今は、研修を通して学んだこと、感じたことをどのように還元していけるのかを思案する日々です。貴重な経験に感謝いたします。(倉成祥子)

普段は目の前の仕事に精一杯で、つい思考も閉じこもりがちになってしまいます。そんな中で今回、ジャカラングの花が揺れる青空のもと、多様性や寛容性の理念を真摯に追求する文化に触られたことで、視野が自然と開け、世界の彩りもどこか鮮やかになったように感じられました。志ある多くの方々との出会い、その後の報告書作成に四苦八苦したこと、全てが豊かで、また鍛えられる経験でした。今回の海外研修参加は私にとって大きな挑戦でしたが、それが叶ったのは、多くの方のご理解と協力、また支えがあってこそでした。私にその機会を与え、励まし見守ってくださった方々全てに、この場を借りて心から感謝を申し上げます。

(杉山亜佳音)

井の中のオタマジャクシが海に出たら死んでしまうかもと、行く前は自分で決めたにも関わらず不安しかありませんでしたが、研修期間から編集会議を含め、百聞は一見に如かずという言葉をそのまま表したような、あまりに貴重で鮮やかな経験をさせていただきました。この経験をこれからは活かせるよう、いろいろな人と話し、議論し、考え、自身に沁み渡らせていきたいと思えます。快く受け入れてくださったNSW州の方々、研修団の皆様、財団の皆様、関わってくださったすべての方に感謝いたします。ありがとうございました。田中さん、編集委員のみなさま、お疲れ様でした！

(古屋理恵)

2022年の総選挙で労働党が勝利宣言をした日、アルバーニー党首は、「キャンバータウンの公営住宅で育ったシングルマザーの息子が首相として皆さんの前に立てるということが、この国のすばらしさを物語っている」と述べました。そして「A Better Future」というバナーの前で、「No one left behind (誰も取り残さない)」、「No one held back (誰にもがまんや遠慮をさせない)」を原則として、これらの実現だけでなく、「どう実現するか」を重視しながら国を1つにしていく、という意味を強調しました。一人ひとりを尊重し、多様性を重視しながら、国をまとめようとする姿は、研修を通して、今のオーストラリアを象徴しているようにも感じられました。皆さんのお仕事は、子どもたちやそのご家族だけではなく、支援者としてのご自身も含めた一人ひとりのより良き現在と未来の創出だと考えています。一つひとつの「より良き」の総和で、いろどりと調和がある、より良き社会の実現に寄与されますよう。皆さんのますますのご活躍をお祈りしております。(田中恵子)

報告書デザイン・イラスト 神保千裕



付 表

TECA

Trauma Expression & Connection Assessment

<謝辞> 「TECA」 The Australian Childhood Foundation © 和訳の掲載にあたり
研修内容の理解を深めるため、特別講師の増次高先生のご指導のもと、第47回研修
団が「TECA」の勉強会を行いました。そのとき研修団が翻訳をしたものをここに掲
載します。翻訳した「TECA」を本報告書に掲載させていただくことをご許可くだ
さったThe Australian Childhood Foundationの皆さまへ心から感謝いたします。



背景

子どもたちは、人間関係の中で自己意識を形成していきます。関係性が安全でない、または脅かされている場
合、子どもたちの神経系は反応的になり、次第に自己調整ができなくなります。人生の初期の段階で、行動学
的な観点からではなく生物学的な観点からトラウマを評価し介入することができれば、癒しの源泉となる人間
関係の構築を阻む覚醒状態を解消することができます。

乳幼児期と幼児期は、感情の自己調整を発達させる重要な時期です。調整されていなければ、子どもは外部からの
情報を受け入れ、環境から学ぶことができます；調整されていないければ、子どもは心拍、呼吸、消化、その他
交感神経機能の変化といったホルモンの洪水を経験することになります。

子どもの自己調整の過程はアタッチメントの対象となる人物によって支えられます。例えば、養育者が、子ど
もの苦しみを和らげたり、子どもが自身の精神状態を理解（メンタライゼーションと呼ばれる）するのを助け
たりして、徐々に子どもが自分の好きな状態を利用するという方法（モデリング）に、子どもを調整できていた
整は、養育者が自分自身の穏やかな状態を利用するという方法（モデリング）に、子どもを調整できていた
態に戻すための戦略（このガイドで提供されるアクティビティ）をコーディングすることを組み合わせたもので
す。

ツールの紹介

TECAは、子どもたちや若者たちが見せているかもしれないトラウマ経験を理解するための評価プロセスです。
トラウマの歴史が彼らの行動や関係性の表現にどのような影響を及ぼしているかを理解するのに役立ちます。

TECAは、トラウマへの対応の実践の中心は、安全であることと、癒しを支える強く安全で健全な関係性の促進
だと考えています。

TECAは、子どもや若者のニーズに合った治療的対応を提案し、トラウマ行動やトラウマ症状を軽減し、共同調
整を支援するためのツールです。

TECAとFight（闘争）・Flight（回避）・Freeze（解離）・Fawn（過度な従順さ）を理解する

TECAとFight・Flight・Freeze・Fawnは、子どもや若者の体が起こした行動的反応を分類するために使われ
ています。トラウマに反応すると、わたしたちの体のストレス反応システムが活動的になり、fight、flight、
freezeもしくはfawnの反応に移行します。すべてのトラウマ体験は、反応を起こすストレスナーの引き金とな
ります。子どもや若者がどのような反応に陥っているかを知ることにより、共同調整のための適切な治療的提
案を行うことができますようになります。

4 つの反応の説明

- ・Fightは、体が戦闘に臨む準備に似ています。
- ・Flightは、体が危険から逃げ出す準備をしているように見えます。
- ・Freezeは、体の動きを停止、中断させます。トラウマに遭遇している体を、現実にある、または感知した脅
威から切り離します。
- ・Fawnは、子どもや若者が危険や衝突を避けるために、責任者や権力者、支配者を喜ばせようとする服従や従
順な行動として現れます。

トラウマ行動の分類

リストアップされた行動に最も通した欄にチェックを入れてください。その子ども、若者にその行動がない場合は、空欄にするか、「全く見られない」にチェックを入れます。

強度スコアの集計には、以下のキーに記載されている数値の合計を使用します。

例：Fawnの該当する欄にチェックを入れ、3+3+0+2+1+1+0というスコアが与えられると、Fawnの強度評価が導き出されます：10

各尺度のスコア

- ・よく見られる = +3
- ・時々見られる = +2
- ・稀に見られる = +1
- ・全く見られない = 0

Flight 回避

行動	よく見られる	時々見られる	まれに見られる	全く見られない
セクション 2: 回避				
そわそわと落ち着かない				
足をばたつかせる				
キョロキョロと目が動く				
常に危険を感じている				
逃走/逃亡				
心臓がドキドキする				
高いところに逃げる				
隠れる				
ワナにかけられている感じがする				
大きな音や突然の動きに過敏				
新しい場面や変化に対応できない				
逃げる機会を探す				
回避強度評価 =				

Freeze 解離

行動	よく見られる	時々見られる	まれに見られる	全く見られない
セクション 3: 解離				
身体制御の欠如と体の動きを感じない				
離人感				
立ちすくむ				
無感覚・無感情				
動けないと感じる				
満腹/空腹かどうかわからない - 過食/空腹を感じない				
痛みに対して敏感または鈍感/痛みを感じない				
温度を感じない、夏にジャンパー、冬に短パン				
ボーっとしている/空想にふけているように見える				
仲間・人間関係からひきこもる/ひとり好む				
新しいことに取り組めない				
決めることが難しい				
解離強度評価 =				

The Australian Childhood Foundation ©

Fawn 過度な従順さ

行動	よく見られる	時々見られる	まれに見られる	全く見られない
セクション 4: 過度な従順さ				
「人を喜ばせる」/なだめる				
感情を識別するのが難しい				
助けを求められない				
自分のニーズを満たすことができない/自分のニーズをなすがしろにする				
大人が聞きたいことを言う				
主体性のなさ				
大人や周囲が求めている通りに従う				
他人の行動に対して責任を持つ				
社会的場面でひきこもる				
自分のための決定を他者に依存する				
グループや家族のなかで自立たない存在				
トラウマにもかわわず、回復して大丈夫と見られがち				
過度な従順さ強度評価 =				

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に住まわせること	シャボン玉 あらゆる大きさ、方法、形であらゆる玉を吹く。順番にそれぞれに向かって、順番に吹く。誰が一番上手にできるか確認する。	回避-現在のグラウンディング 手足のクリームマッサージュ 手と足にクリームをつけてマッサージをする。子どもと大人が交互に行う。	解離-シャットダウンからの移行 体を丸める/体を広げる 床の上でフランクアウトをやって、体を丸めたり、伸ばしたりする。	過度の従順さ-自信をつけ、自分をなだめなくともよくなる	ヨガ 力強く厳格なポーズ、例えば战士のポーズ-力強く背筋を伸ばす。
フェザーテニス フルやエリアを挟んで羽を吹いて、競い合う。	負荷をかけた活動 フランクアウトをかけたたり手首に重りをかけたたりする。	ヨガのポーズ 子どものポーズ、猫のポーズなど、子どもが大人にポーズを指示する。その逆も行う。	カラオケ-歌唱		
ピンポンブレス ピンポン玉を使って大きく鳥を吐き、どれだけ遠くまで飛ばすか競う。	綱渡り 地面の上に綱を置いて、想像力を動かして、綱渡りのふりをする。	動物の足踏み/ジャンプ 象やキリンなど大きな動物を演じる。	ドレスアップ		
リボンサークル リボン(スディック)に取り付けてもよい)で大中小のサークルを作る。	ガイド付き瞑想 ここにいる体験を安全に菜しめるように瞑想をガイドする。 ピーチや森や宇宙など子どもたちが見たい世界を選び、子どもと物語を作る。	蛙とび 蛙こひりレースをする。	ミラーリングダンスの動き		

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に住まわせること	レジスタンスバンド レジスタンスバンドを個別、もしくは子どもと大人の両方のつま先に加え、どれだけ遠く/近くまで伸ばせるかやってみる。	回避-現在のグラウンディング 座って体をひねる互いに向かい合って座った状態で、できるだけ左右に体をひねる。	解離-シャットダウンからの移行 スキップとカウント スキップや縄跳びを回数数をこなから縄ひ、何もかも忘れて夢中になるまで続ける。	過度の従順さ-自信をつけ、自分をなだめなくともよくなる	ホーキーボーキーダンス
リズムカルな動きやダンス リズムカルな曲を選んで、子どもと大人が互いに合わせて、揺れたり、動いたりする。	後ろ向きに歩く 標を決めて、指定された場所まで後ろ向きに歩かせる。歩数を数えたり、歩幅を小さくしたり大きくしたりする。	吹き出し き戻しか、カズー(編織楽器の一種)で順番に一節ずつ曲を作り、楽しみを共有する。	ピートに合わせ拍手 子どもまたは大人がピートをつくり、片方がそれに合わせて拍手する。		
ボディソック ボディソックを善用し、その中でストレッチや動きを行う。身体を揺らしたり、小さく丸めたりする。	吹き出し き戻しか、カズー(編織楽器の一種)で順番に一節ずつ曲を作り、楽しみを共有する。	吹 き戻しか、カズー(編織楽器の一種)で順番に一節ずつ曲を作り、楽しみを共有する。	食べ物の匂いと食感 好きな食べ物の匂いと食感について話し合う。		強制選択ゲーム 似ているが違うもの同士から選ぶ。 コープランド/マクドナルド/KFC バス/ジャッキーなど
ラバランブ ミラーリング ランブになった気持ちで、自分の気持ちに合わせ、赤のランブ、青のランブ、緑のランブ、どんな気持ち?	ドロッとしたドリンクをストローで飲む おいしいスムージーを作って、一緒にストローで飲む。	バッグの中身探し 感覚と触感のプレゼント袋。目隠しをしながら匂いを感じ、感覚をあたりを探す。			指人形



(編集者注)世界の訓練グッズを集めたアメリカのカラゴ JIMANTより

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に まわらせること	回避-現在のグラウン ディング	過度の従順さ-自信を つけ、自分をなだめ なくともよくする
メディソンボール投げ 重さのあるボールを投げ 合う。その際、速く、遅く、 高く、低くなど、パリエー ションを変える。	ろうそくの吹き消し ろうそくに火をつけて吹 き消す。1つずつ消した り、全部を消したり、と繰 り返す。	登る効力感を得るゲーム はしごや遊具、公園用具 を使用し、登ったりバラ ンスをとるなどを通して 自己効力感を獲得する方 法を見つける。
5回の素早い呼吸 一緒に5回素早く息を 吸って吐いてをくり返し、 休む。	風船ガム チューインガムのような嚙 み応えのある食べ物を嚙 む。	感情のミラリング お互いを見ながら、相手 の表情を鏡のように真似 する。
ビッグクッション 交差点で安全なジョー ジョンに倒れ込む。子ども が倒れ込む直前に、大人 がつかまえたたりもする。	風船を膨らませる 風船をいろいろな大きさ に膨らませ、結ばずに飛ば すことを繰り返す。	献立の計画 一緒に座ってその週の献 立を計画する。他人の好 みも考慮する。
プチプチつぶし	ペットを掴っこ ぬいぐるみを抱っこする。 なげられればそのマネをする。	親の仕事、子どもの仕事 リスト 子どもがする仕事と大人 がすべき仕事のリストを 作る。
ガーデニング 様々な植物を植える。耕 し、種をまき、草抜きをし て栽培する。	トレイルトパーパーミラ ゲーム トレイルトパーパーでお互 いをミイラのように包み そこから抜け出す。	ミラーミーニング 向かい合った相手の前に 鏡を掲げ、感情を表す表 情のマネをする。

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に まわらせること	回避-現在のグラウン ディング	過度の従順さ-自信を つけ、自分をなだめ なくともよくする
ポート運び 向かい合った座り、互い の手を握る。音ながらの 遊び歌を歌い、曲に合わ せて、体を動かす。	手押し車 "手押し車を押す"ように 大人が子どももの足を持 ち、子どもは手を使って 歩き回る。	私の宝箱 ティッシュ箱を使って、自 分のお気に入りのもの、 雑誌の切り抜きや貝殻、 シンボル、アイコンなど、 を入れてられる宝箱を作 る。
揺れながら秒時計を見る 秒が落ち終わるまでに、 左右に何回ゆらゆらでき るか。	懐中電灯スポット 懐中電灯を使って物を照 らし、何かをあてっこす る。	ヒーローと私 強いヒーローの特徴をリ ストにしたり、コラージュ を作ったりする。
シエーピングクリーム シエーピングクリームで像 を作る。	パンの生地をこねて、焼 く	「私は」の詩 子どもや信頼できる大人 の全ての強みや長所を詩 にする。各行は「私は」で 始める。
サイモンさんが言いまし たゲーム 車中や訪問の行き帰りに にも遊べる。	自然の音のCDをヘッド フォンで聞く	ロールプレイ 肯定的なロールモデルを 与えてドラマのシナリオ を作る。
鏡をブラッシングする 速さやリズムなど、梳かし 方を工夫する。	バランスボール乗り 乗って前後左右に揺れて バランスをとる。	ペットセラピー

The Australian Childhood Foundation ©

競争-身体を安全に住まわせること	回避-現在のグラウンディング	解離-シャットダウンからの移行	過度の保護-自信をつけ、自分をなだめなくともよくする
ペットの毛づくろい ペットを洗って、ブラシをかける。	スライム/粘土/水遊び	砂粘土でお城を作る	料理や作品を作りすぎる ストレスボール、粘土、バスタ作りなど。

全てのアクティビティは、安全な関係性があり、活動の目的とやり方を知っている大人と一緒に行うことが想定されています。これらのアクティビティは、ミラリングや誰かの役に立つこと、反応が返ってくること、優しさを経験することで、つながりや調和を感じ、子どもは統制された覚醒状態に戻ることができます。それによって、言葉を使って子どもとニーズや恐れについて話し合うことも可能となります。

第 47 回 (2022 年度) 資生堂児童福祉海外研修報告書

発行 2023 年 3 月 31 日

公益財団法人 資生堂子ども財団
〒 104-0061 東京都中央区銀座 7-5-5

制作 ジャパンプリント株式会社
〒 170-0005 東京都豊島区南大塚 3-46-3



公益財団法人

資生堂子ども財団

SHISEIDO CHILD FOUNDATION